

定例記者発表次第

日時／令和2年12月11日（金）
10時30分～
会場／矢板市役所 第一委員会室

1 開会

2 記者発表案件

- (1) 矢板市総合計画及び矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に係るパブリックコメントの実施について（総合政策課）
- (2) 年末年始の業務体制について（総務課）
- (3) 豊田小学校の統合について（教育総務課）
- (4) クラウドファンディング型ふるさと納税による矢板中央高校サッカー部応援プロジェクトの開始について（スポーツ推進班）

3 資料提供

- (1) 矢板市国土強靱化地域計画の策定に係るパブリックコメントの実施について（総合政策課）
- (2) とちぎ高校生地域定着促進モデル事業を活用した連続講座「16歳のハローワーク」の実施について（総合政策課）
- (3) 第8期矢板市高齢者プラン策定に係るパブリックコメントの実施について（高齢対策課）
- (4) 山の駅たかはら 1・2月イベント スノーシューハイキングを開催します！（商工観光課）
- (5) 矢板市立郷土資料館体験事業「遊びにいくべ！～お正月遊びを楽しもう～」の実施について（生涯学習課）
- (6) 第99回全国高校サッカー選手権大会出場報告会の開催について（スポーツ推進班）

4 質疑応答

5 その他


6 閉会



記者発表予定 1月14日（木）10時30分～ 第一委員会室

記者発表資料

令和2年12月11日（金）発表

件名	矢板市総合計画及び矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に係るパブリックコメントの実施について		
<p>矢板市総合計画及び矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、市民の皆さんの意見をプランに反映させるため、広く意見を募集します。</p> <p>募集期間／12月11日（金）から1月5日（火）まで ※必着</p> <p>閲覧方法／①総合政策課及び各公民館で文書閲覧 ②市ホームページ内に掲載</p> <p>応募方法／直接お持ちいただくか、郵送・ファックス・メールのいずれかでお送りください。</p> <p>様式／様式は自由ですが、A4版で、住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。</p> <p>そのほか／お寄せいただいたご意見・ご提案は、内容を整理し、市の考え方とあわせて後日公表します。個人への回答はいたしませんので、ご了承ください。</p> <p>意見の提出先・問い合わせ先／〒329-2192 矢板市本町5-4 矢板市総合政策課 ☎（43）1112 FAX（43）2292 Eメール seisaku@city.yaita.tochigi.jp  http://www.city.yaita.tochigi.jp</p> <p>※提供資料の有無：有（別添のとおり）</p>			
担当課・グループ	総合政策課		
担当者名	加藤 清美		
電話番号	0287-43-1112	内線電話番号	221

矢板市総合計画（案）

「未来へ」～みんなで創る新時代～

目 次

計画策定の趣旨・目的	1
1. 計画策定の趣旨・目的	1
2. 計画の目標年次	1
3. 計画の構成と期間	1
基本構想	2
第1章 矢板市の現状と将来	2
第1節 矢板市の特性	2
第2節 現状と将来の展望	4
第2章 人口フレーム	6
第3章 矢板市の将来像	7
第1節 めざす矢板市の姿	7
第2節 まちづくりの基本方針	8
第3節 まちづくりの基本姿勢	9
第4節 まちづくりの重点項目	10
第4章 将来都市構造	12
第1節 整備方針	12
第2節 将来都市構造	13
基本計画	17
施策体系表	17
「総合計画」と「総合戦略」の相関関係	18
効果検証	58

計画策定の趣旨・目的

1. 計画策定の趣旨・目的

矢板市は、昭和33年11月1日、全国で530番目、栃木県で11番目の市として誕生し、平成30年には市制施行60周年を迎えました。美しい高原山にいだかれ、豊かな自然と長い歴史・文化を大切にしながら、栃木県北部の拠点都市として、まちづくりに取り組んできました。

今後、わが国は本格的な人口減少化社会へと転換されていきます。少子・高齢化の進行をはじめ、まちづくりに対する新たな課題への確に対応しながら、市勢の持続的発展により、未来に夢と希望の持てるまちづくりを目指すため、その指針として「矢板市総合計画」を策定しました。

なお、矢板市総合計画は、人口減少や少子・高齢化の進行など市政を取り巻く状況の変化や厳しい財政状況が見込まれるなかで、限られた行政資源を最大限に活用し、より良いまちづくりを着実に進めていくため、今後5年間で重点的に実施する予定の施策や事業を記載した「重点戦略型」の総合計画としました。

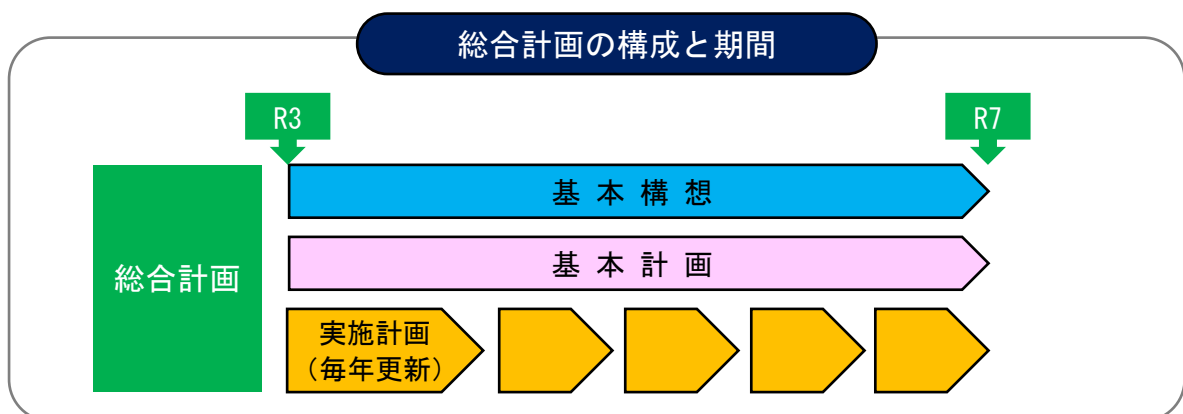
2. 計画の目標年次

この計画は、計画策定時から5年後の令和7年を目標年次とします。

3. 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部で構成します。

- [基本構想] 市政を総合的・計画的に運営するための基本となるもので、目指すまちづくりの将来像と方向性を示すものです。
計画期間は、令和3年度～令和7年度までの5年間とします。
- [基本計画] 「基本構想」の「まちづくりの将来像」を実現するために、取り組む施策の体系と基本的な内容を示すものです。
計画期間は、令和7年度までの5年間とします。
- [実施計画] 「基本計画」の施策体系と基本的内容に基づき、実施事業の具体的な内容を示すものです。なお、毎年度更新することから、本書と別構成とします。
計画期間は、令和7年度までの5年間とし、毎年度策定（更新）を行います。



基本構想

第1章 矢板市の現状と将来

第1節 矢板市の特性

矢板市のよいところ（特性）を見つめ直し、それらを生かしていきながらこれからのまちづくりを進めます。

（1）豊かな自然があるまち

矢板市を見守るように雄大にそびえる高原山。その広大な山裾は、幾筋もの清流や豊かな緑、山の幸など数々の動植物をはぐくみ、春の新緑やレンゲツツジ、清涼感のある夏の木陰、秋の紅葉、そして冬の雪景色など、四季を通じて様々な表情を見せてくれます。そのふもとには広大な田園風景が広がり、昔ながらの棚田やリンゴの果樹園が点在するなど、市民の暮らしのなかに、豊かな自然がとけ込み、住む人に潤いと安らぎをあたえてくれるまちです。

（2）スポーツを通じた健康づくりを推進するまち

市内には「とちぎフットボールセンター」をはじめとするスポーツ拠点整備されるとともに、健康マイレージ事業や介護予防教室などによる市民の健康意識の醸成を図っています。

また、人々の健康志向の高まり等に対して、豊かな自然やスポーツ拠点を生かし、たかはらマラソンをはじめとするスポーツイベントやスポーツ合宿の誘致などにおいて、市内外の参加者の交流を図り、スポーツを通じた健康づくりを推進しているまちです。

（3）多様な教育環境があるまち

市民活動の活性化や社会参加の機会充実を図るため、生涯学習館やシルバー大学校北校などにおいて、様々な体験事業や各種講座を実施し、生涯を通じて学習できる場を設けて、人づくりに努めています。

小中学校においては、豊かな心の教育や学びの連続性など特色ある教育活動の充実を目指して、家庭・学校・地域が一体となって取り組んでいます。

また、市内には3つの高等学校があり、各校とも独自の教育活動が行われ、平成24年度から矢板東高等学校に中高一貫教育校が設置されるなど、多様な教育環境があるまちです。

（4）各種産業が発展したまち

農業においては、肥沃な大地と豊かな水資源を利用した稲作が盛んです。近年は、生産性の維持向上を図るため、新規就農者の支援や集団営農化の推進に取り組んでいます。また、林業においては、木材需要の変革に対応するため、加工法の工夫などに力を入れています。両分野とも、多様化する消費者ニーズに対応するため、特色ある地域ブランド商品の開発や東京圏へのPRなど販路拡大に取り組む一方、都市との交流のための情報発信の場として「道の駅やいた」を活用しています。

工業においては、東北自動車道矢板インターチェンジに直結する矢板南産業団地に多くの企業が進出しています。

また、商業においては、矢板駅東地区や市街地近郊において、大型店舗の進出が見られるなど、各種産業が発展したまちです。

(5) 交通機能が充実したまち

本市は、東京圏から約100kmのところに位置し、東北自動車道や国道4号、J R東北本線など本州交通網の大動脈が市内を縦貫しています。本市周辺には、日光国立公園や鬼怒川・塩原温泉、那須高原などがすべて車で約1時間程度のところに位置していることから、行楽時には多数の人が本市を訪れています。

この交通機能をさらに高めるため、国道4号をはじめとする幹線道路のバイパス整備や東北自動車道のスマートインターチェンジの整備、J R駅のバリアフリー化に取り組むなど、交通機能の充実に力を入れているまちです。

第2節 現状と将来の展望

矢板市を取り巻く国内外の社会環境について、将来の展望を行い、これから必要とされる課題を明らかにして、それらに対応するまちづくりを行います。

(1) 市民協働の推進

行政に求められる社会的ニーズは、多様化・複雑化しているなか、国が進める地方分権の推進等により、市民・企業・団体等とのパートナーシップによる行政分野の支援が重要となります。また、国と地方の役割を見直し、地域のことは地域自らの手で行うための制度改革が進められています。

本市においても、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化、地方分権の推進等を背景に、市民と行政が役割と責任を分担し、協力しながら、様々な「市民協働」によるまちづくりを推進していくことが必要とされます。また、協働によるまちづくりをさらに推進し、市民と行政が共に矢板市を創る「共創」のまちづくりへ進展することが必要とされます。

(2) 人口減少、少子高齢化への対応

日本の総人口は、平成18年をピークに減少に転じ、本格的な人口減少時代となりました。出生率の低下により少子高齢化が進行し、高齢化社会から超高齢社会へと移行しています。これにより、行政の各施策において様々な影響が生じ、これまでの取組を改めて見直し、対応していく必要があります。

本市においても、平成10年を境に人口が減少しており、出生率も県平均値を下回るなど、少子高齢化が進行していますが、核家族化が進むことにより、世帯数は増加しています。高齢者の方々が、いつまでも元気に生きがいをもって暮らすことのできる地域社会にしていくことや、地域の人々がいつでも明るく助け合いながら暮らせる社会にすること、そして地域で若い世代が安心して子どもを産み育てることのできる社会にすることが必要とされます。

(3) 気候変動に適応する取組

地球規模で自然環境を守っていく意識が高まってきています。温室効果ガスの排出量抑制対策を世界的な取組として進めるための協議の場が持たれるなど、循環型社会の構築が必要となっています。

本市は、雄大な高原山をはじめ緑豊かな大地や清流など、優れた自然環境を有しています。「環境都市」として、この豊かな自然と共生しながら、市民・事業者・行政が一体となって、より一層の良好な環境の創造と保全に取り組むこと、そして地球温暖化防止に向けた循環型まちづくりを積極的に取り組むことを、広く宣言しました。将来に向け、あらゆる分野において、自然環境への配慮を基本理念としたまちづくりが必要とされます。

(4) 時代に即した産業の振興

農林業においては、輸入品目の増加、従事者の高齢化や担い手の減少、耕作地や植林地の荒廃などにより生産力の低下が進む一方、消費者のニーズは多様化し国内自給率が低下しています。工業においては、先進国間の経済競争に加え、新興国の台頭等により、国内企業も引き続き厳しい環境に置かれ、雇用形態の不安定化を招いています。商業においては、大型店間の低価格競争に加え、特にインターネットの普及による宅配・通販型購入の増加など、ライフスタイルの変革により、購買形態が大きく変化しています。

本市においても、農林業の担い手育成支援や地域ブランド創設による競争力の向上、新たな企業の誘致、地域商業への支援などに取り組んでおります。新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式に対応した新規業態への取組や、未来技術の活用など時代に即した産業の振興や環境への配慮など、新たな課題に対応しながら、より競争力の高い産業基盤を確立することが必要とされます。

(5) 安心・安全な暮らしを支える都市基盤づくり

国内においては、これまでの大型建設事業を中心とした社会基盤の整備により、道路網や住宅地の開発が進められてきました。人口減少化時代に入り、量のみを追求する時代から、地震や風水害など安全面にも配慮した質の高い整備が必要となります。

本市でも、主に土地区画整理事業を重点的に推進してきた結果、特に市街地の一部では整備が進展しましたが、市民生活の利便性向上と健全な市政発展のためには、適正な規模の市街地を形成するとともに、都市内や地域間交流の手段である道路網の整備が必要です。また、市民生活の安全確保のため、長期的な展望に基づき計画的な市街地の整備や公共施設の安全対策など、しなやかで強靱な災害に強いまちづくりが必要とされます。

第2章 人口フレーム

5年後の矢板市がめざす将来像において、まちづくりの基本となる人口フレームを次のように設定します。

(1) 定住人口

本市では、積極的な定住基盤の整備促進により、新住宅地の確保や主要幹線道路の整備が進んでおります。今後は、これら主要幹線道路周辺部の適切な市街化促進を図るとともに、子育て環境の充実、就労場所の確保や都市との交流などによる人口の増加を図り、令和7年度の計画人口フレームを30,942人に設定します。

	平成27年度 (H28.1.1)	令和2年度 ※R2.12.1	令和7年度
総人口	33,893人	31,767人	30,942人
世帯数	13,119世帯	13,198世帯	13,700世帯
年少人口(0～14歳)	4,065人(12.0%)	3,321人(10.5%)	3,251人(10.5%)
生産年齢人口(15～64歳)	20,371人(60.1%)	18,083人(56.9%)	17,158人(55.5%)
高齢人口(65歳以上)	9,457人(27.9%)	10,363人(32.6%)	10,533人(34.0%)

(2) 交流人口

本市は、東京圏からおおむね100kmに位置し、JR宇都宮線や東北自動車道、国道4号など交通機能が充実しています。市内には、八方ヶ原や県民の森など自然豊かな憩いの場所が多数あり、また、多くの人が訪れる日光や那須高原などの観光地にも近く、恵まれた立地条件にあります。この特性を生かし、本市の情報発信や、様々なスポーツの合宿や大会の誘致などを行うスポーツツーリズムを推進することによって、より多くの人々が訪れ、にぎわいをもたらすことができます。「道の駅やいた」や「とちぎフットボールセンター」を拠点として、これらの人々と積極的な交流を図りながら、市の活性化を図っていきます。

(3) 関係人口

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で係わる人々のことです。

“矢板市とつながりを持つ”“繰り返し行き来する”“二地域居住を行う”“地方で兼業・副業する”など、本市との継続的な関わりを有し、将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大に取り組んでいきます。

第3章 矢板市の将来像

第1節 めざす矢板市の姿

矢板市は、豊かな自然の恵みを感じることのできる、すばらしいまちです。

この豊かな自然を大切にしながら、矢板のよさを生かして、市民や行政、様々な主体が協力し合いながら、新時代に適応したまちを創り、矢板市の未来へつなげていきます。

[矢板市の将来像]

「未来へ」～みんなで創る新時代～

第2節 まちづくりの基本方針

「矢板市の将来像」の実現に向けて、まちづくりの基本的な方針（施策の基本方針）を次のとおり定めます。

【基本方針1】 みんなで挑戦できるまちづくり

〔時代に即した産業を振興するまちづくり（産業振興）〕

- 時代に即した商工業を振興するまちをめざします。
- 持続可能な農業・林業を振興するまちをめざします。

〔豊かな地域資源を生かした観光スタイルのまちづくり〕

- 自然、歴史・文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちをめざします。

【基本方針2】 自然と共存できるまちづくり

〔しなやかで強靱な災害に強いまちづくり（防災、環境保全）〕

- 豊かな自然を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。
- 気候変動に適応した、災害に強いまちをめざします。

【基本方針3】 多世代が住み続けたいまちづくり

〔すべての人へ多様な教育機会を提供するまちづくり

（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ）〕

- 未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちをめざします。
- すべての人が生涯成長できるまちをめざします。

〔医療や支援の輪が充実した「健幸」*なまちづくり

（保健医療、福祉、子育て）〕

- 安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。
- 医療や支援の輪が充実した「健幸」なまちをめざします。
- 感染症に強いまちをめざします。

〔安心して快適に暮らせるまちづくり（定住基盤の整備）〕

- すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

【横断的な方針】
SDGs・Society 5.0・新しい生活様式に
対応したまちづくり

*「健幸」とは、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことです。

第3節 まちづくりの基本姿勢

矢板市の将来像の実現に向かってまちづくりに取り組む基本的な姿勢（施策の進め方）について、次のとおり定めます。

【基本姿勢1】協働による市政を推進します

多様な主体が積極的にまちづくりに参画し、活力ある社会を築いていくため、市民に開かれた市政を推進するとともに、地域における協働を推進していきます。

【基本姿勢2】行財政改革を推進します

限りある行財政の資源を有効に活用し、市民の満足度の高い行政サービスを提供していくため、選択と集中を基本として、効果的・効率的な市政の推進、自律的な財政基盤や活力のある執行体制の確立に取り組んでいきます。

【基本姿勢3】国・県・近隣市町との連携を強化します

効率的な行政運営を図るため、国・県及び近隣市町との広域的な連携、交流、事務協働等の取組を進めるとともに、矢板らしいまちづくりを進めるため、地方分権改革に的確に対応していきます。

第4節 まちづくりの重点項目

矢板市の将来像の実現のため、特に重点的に取り組む項目を次のとおり定めます。

【重点項目1】時代に即した産業を振興するまちづくり

本市の恵まれた交通アクセス、豊かな自然環境、歴史・文化等を地域資源として捉え、地域資源を生かした農林業と商工業の連携強化や観光振興を図るとともに、積極的な情報発信により、産業の更なる活性化に取り組んでいきます。また、新しい生活様式や働き方改革への対応、未来技術の活用など、時代に即した産業振興に取り組んでいきます。

【重点項目2】災害に強いまちづくり

本市は、比較的自然災害が少ない地域ではありますが、近年、東日本大震災、令和元年東日本台風の災害など、大規模な自然災害を受けていることから、「国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強いまちづくりに取り組んでいきます。また、公共施設の老朽化も進んでいることから、「公共施設再配置計画」等に基づき、施設の統廃合や長寿命化などに取り組んでいきます。

【重点項目3】未来社会を切り拓くひとづくり

活力ある矢板市をつくり維持していくためには、次世代を担う人づくりが不可欠です。子どもたちの生きる力を育むために、一人ひとりの持つ能力や個性を最大限に伸ばすとともに、自ら考え、行動できる力を身につける教育の充実に努めます。

また、高校生や大学生などの若い世代が地域とのつながりを深め、地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域産業の担い手や地域リーダーとして活躍できる人材の育成に取り組んでいきます。

【重点項目4】健幸なまちづくり

市民が、心豊かに日々の暮らしを送るために、住む場所と働く機会が確保されているだけでなく、安心して子どもを産み育てることができ、そして生涯を健康で、生きがいを持って暮らすことのできる「健幸」なまちづくりに取り組んでいきます。

また、スポーツを活用した経済・社会の活性化、スポーツを通じた健康増進・心身形成・疾病予防に向けた取組を推進し、誰もがスポーツに親しみ、健康増進が期待できるまちづくりに取り組んでいきます。

【重点項目5】安心快適なまちづくり

本市は、東京圏からアクセスも良く、JRの矢板・片岡の2つの駅のほか、東北自動車道の矢板インターチェンジを有し、国道4号が南北を横断するなどの公共交通機能を有しており、近年においては矢板北スマートインターチェンジが新たに整備されました。市民生活と企業活動の利便性向上とともに、近隣市町や東京圏等との交流による市勢発展のため、道路網の整備や地域交通の充実に図り、これらの機能の更なる拡充に取り組んでいきます。また、空き地・空き店舗等の有効活用や地籍調査事業などの推進によりまちに賑わいと活力を生み出すとともに、人口減少や超高齢社会においても快適・便利で暮らしやすいコンパクトなまちの形成に取り組み、安心快適なまちづくりに取り組んでいきます。

新たな時代に向けた取組

(1) SDGs (Sustainable Development Goals)

SDGsはSustainable Development Goalsの略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) 社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

こうした理念は、本市にとっても重要な視点であるため、国、県とともにSDGsの達成に向けた取組を加速化していく必要があります。

○本計画で取り組む各政策とSDGsの17の目標との関連性について、右記アイコンを用いて示します。



(2) Society5.0

Society5.0は、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画 (平成28年1月) において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society5.0で実現する社会は、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出します。また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革 (イノベーション) を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となります。

(3) 新しい生活様式

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に際し、長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させるための生活様式を「新しい生活様式」と呼称しています。厚生労働省は①一人ひとりの基本的感染対策、②日常生活を営む上での基本的な生活様式、③日常生活の各場面別の生活様式、④働き方の新しいスタイルとして具体的な実践例を提示しています。

第4章 将来都市構造

第1節 整備方針

「第2次21世紀矢板市総合計画」の計画期間においては、都市計画マスタープランに基づき、主要地方道矢板那須線バイパス、JR片岡駅の橋上化を含む片岡市街地整備、東北自動車道の矢板北スマートインターチェンジの整備などを促進しました。

本計画においては、子育て世代や高齢者などのすべての世代が安心して便利に暮らせる魅力あるまちとして持続的に発展していくため、地域の特性や人口規模に見合った都市基盤の整備等により利便性の高いまちづくりを進めていきます。

(1) 市街地整備の方針

- ・市街地において、公共施設の集積整備や既存ストックの活用により、効率的な都市機能の誘導を図るとともに、良好な住宅環境整備を促進します。

(2) 都市施設整備（交通体系）の方針

- ・東京圏、東北圏、宇都宮市の連携・交流を強化する道路ネットワーク整備を促進します。
- ・先端産業や研究開発機能を有する周辺市町との新たな連携軸づくりに向けた道路網ネットワーク整備を促進します。
- ・居住・商業・工業・観光等の都市機能の向上や市民生活を支える市内道路ネットワーク整備を促進します。
- ・環境負荷の低減や交通弱者に対応した、誰もが円滑で快適に移動できる公共交通機能の充実を図ります。

(3) 都市防災の方針

- ・近年頻発化している自然災害を踏まえ、生活や都市活動全般において安全・安心な都市環境の確保をめざします。
- ・災害対策活動の拠点となる施設等の機能充実を図ります。
- ・火災や地震などの災害に強い都市構造の形成や地域防災力の強化を図ります。
- ・消防・防災対策の推進及び防災体制の強化を図ります。

(4) 景観形成の方針

- ・矢板らしい景観の保全・形成のための景観計画を策定し、高原山や八方ヶ原などの豊かな自然景観の保全・形成に努めるとともに、地区の特性を生かした街並み景観の形成を図ります。

第2節 将来都市構造

(1) 都市機能拠点

商業・業務拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 駅周辺部や主要幹線道路周辺部において、既成商店街や大規模な店舗・事務所が集中しているところを「商業・業務拠点」とします。既成拠点の機能増進を図るとともに、市街地整備を推進し、新たな機能の拡充を図ります。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ こぶし台地区の矢板南産業団地及び早川町地区の矢板工業団地を「産業拠点」として、立地企業の活動支援を行うとともに、周辺道路の整備など、地区内の利便性の向上を図ります。
交通拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 矢板駅、片岡駅及び東北自動車道の矢板インターチェンジ、矢板北スマートインターチェンジ周辺部を「交通拠点」とします。 ・ 公共交通機能の利便性向上のため、積極的な整備を推進するとともに、より一層の機能拡充のため、新規施設の設置を検討します。
シビック拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所、子ども未来館等の立地する地区をシビック拠点として位置づけ、行政サービスなどの利便性の向上を図ります。
スポーツ・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ とちぎフットボールセンターや、長峰公園、矢板運動公園及び川崎城跡公園といった大規模公園を「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置づけ、市民の余暇活動やスポーツ活動等による憩いの場として活用します。 ・ とちぎフットボールセンター敷地内に文化・スポーツ複合施設を整備し、「スポーツ・レクリエーション拠点」とします。
観光・交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ (主) 矢板那須線バイパス沿道の「道の駅やいた」を「観光・交流拠点」として北部の「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」と連携を図るとともに、本市の産業活性化のために情報を発信する場として積極的に活用します。 ・ 県民の森や八方ヶ原などを観光の中心拠点とするとともに、小中学校の統廃合による学校跡地などを積極的に活用し、更なる活性化を図ります。

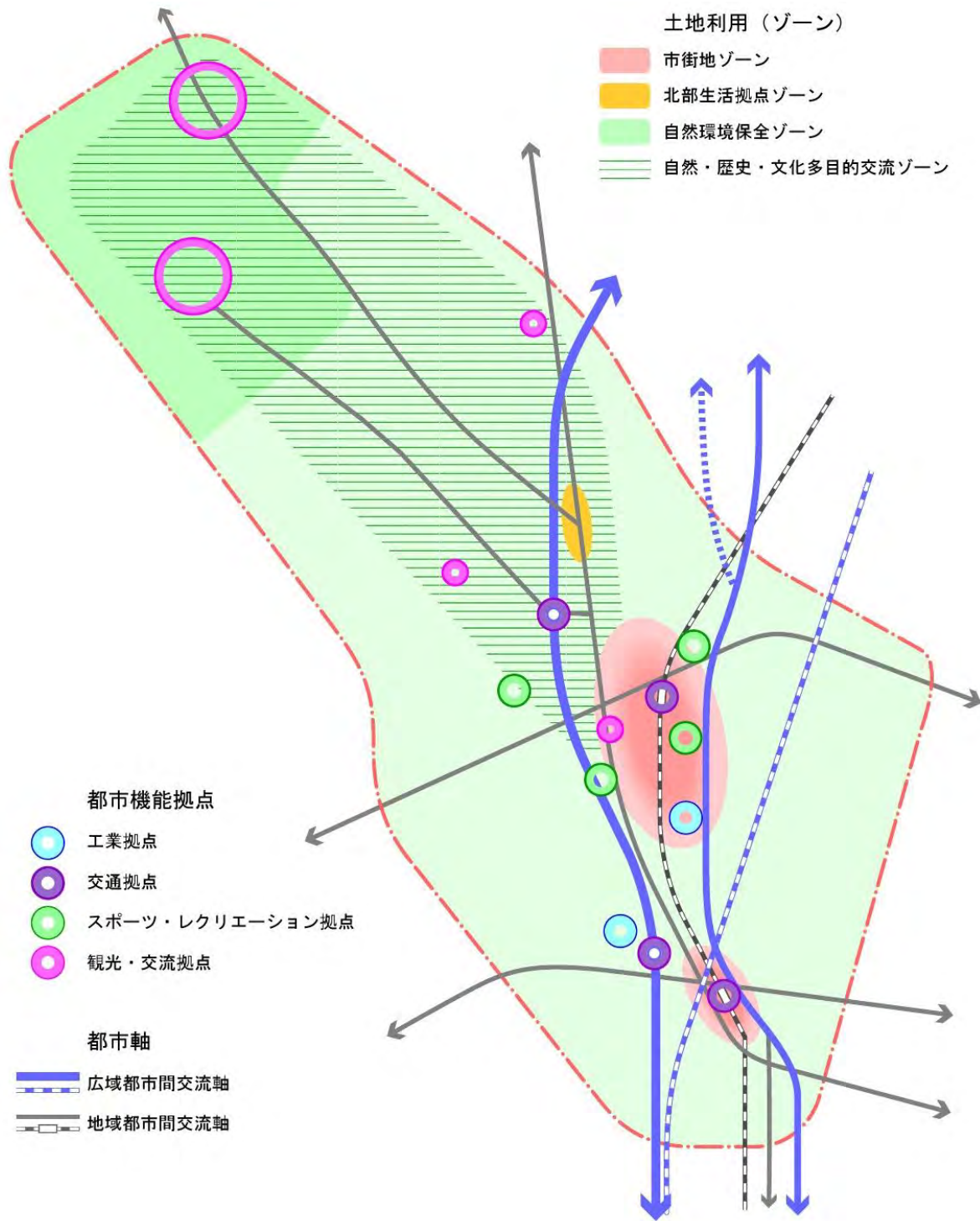
(2) 都市軸

広域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏や東北地方との連携・交流を図るためのもので、東北自動車道や国道4号で構成します。
地域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に県都宇都宮市や近隣市町との連携・交流を図るためのもので、J R 宇都宮線、国道461号、(主) 矢板那須線、(主) 塩谷喜連川線等で構成します。
市街地形成軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地内の利便性向上を図る道路で、(都) わかば通りや片岡駅周辺道路等で構成します。

(3) 土地利用

<p>市街地ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、都市計画法に基づく用途地域（矢板南産業団地を除く）が定められている地域、及びその隣接部において計画的に市街化への転換を図っていく地域とし、持続可能な市街地環境を維持するため、機能的な土地利用を行います。 ・道路や公園、公共下水道等の既存ストックの有効活用を推進するとともに、市役所や学校、鉄道駅が立地する環境を生かし、生活利便性の高い、良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・主要幹線道路の周辺部において、自然環境に調和したゆとりある市街地を形成し、都市計画法に基づく「地区計画制度」や「開発許可制度」を適正に活用していきます。
<p>北部生活拠点ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・泉地区の集落周辺の地域とします。 ・地域住民の利便性・安全性向上を図るとともに、「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」の主要拠点として、周辺の観光・交流拠点と一体となり、観光や都市との交流などを図るための地域とします。
<p>自然環境保全ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の森や八方ヶ原周辺部の森林地帯とします。 ・美しい自然環境を大切に保全しながら、観光・交流のための主要拠点として、機能の増進を図ります。
<p>自然・歴史・文化多目的交流ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の森や八方ヶ原などの「観光・交流拠点」や泉地区の集落地域である「北部生活拠点ゾーン」、民間の歴史・文化施設などを含む矢板市北部一帯の区域を、観光・交流・体験など多目的に活用するゾーンとし、市民はもとより市外から訪れる人たちの憩いの場所として、積極的な活用を図ります。

【将来都市構造図】



基本計画

施策体系表

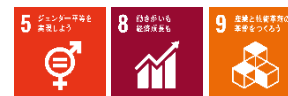
重点項目	政 策	
1. 時代に即した産業を振興するまちづくり	1. 時代に即した商工業を振興するまちをめざします。	
	2. 持続可能な農林業を振興するまちをめざします。	
	3. 自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちをめざします。	
2. 災害に強いまちづくり	1. 豊かな自然を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。	
	2. 気候変動に適応した、災害に強いまちをめざします。	
3. 未来社会を切り拓くひとづくり	1. 未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちをめざします。	
	2. すべての人が生涯成長できるまちをめざします。	1. 生涯学習の推進 2. 生涯スポーツの推進 3. 誰もが活躍するまちづくり
4. 健幸なまちづくり	1. 安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。	
	2. 医療や支援の輪が充実した健幸なまちをめざします。	1. 保健・医療の充実 2. 地域共生社会の実現 3. 高齢者福祉の充実
5. 安心快適なまちづくり	1. すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちをめざします。	1. 定住基盤の整備 2. 道路網の整備

「未来へ」 みんなで創る新時代

「総合計画」と「総合戦略」の相関関係

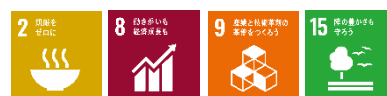
総合計画	総合戦略	
重点項目	基本目標	基本的方向
【重点項目1】 時代に即した産業を 振興するまちづくり	【しごと】 安定した雇用をつくとともに、安心して働けるようにする 【ひと】 来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる 【横断的な目標】 新しい時代の流れを力にする	時代に即した産業を振興するまちの実現 安心して働ける環境の実現 UIターンによる移住・定住の促進 交流人口、関係人口の創出・拡大 地域におけるSociety5.0の推進
【重点項目2】 災害に強いまちづくり	【まち】 安心して快適に暮らすことができる活力ある地域をつくる	安心安全な生活を実現する環境の確保
【重点項目3】 未来社会を切り拓くひとづくり	【まち】 安心して快適に暮らすことができる活力ある地域をつくる 【横断的な目標】 多様な人材の活躍を推進する	市民・行政の共創によるまちづくり 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
【重点項目4】 健幸なまちづくり	【ひと】 多世代を支援する 【横断的な目標】 多様な人材の活躍を推進する	若い世代への結婚・出産・子育ての支援 高齢世代への社会参加等の支援 誰もが活躍する地域社会の推進
【重点項目5】 安心快適なまちづくり	【ひと】 来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる 【まち】 安心して快適に暮らすことができる活力ある地域をつくる 【横断的な目標】 新しい時代の流れを力にする	UIターンによる移住・定住の促進（再掲） 安心安全な生活を実現する環境の確保（再掲） 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

【重点項目 1】時代に即した産業を振興するまちづくり



【政策 1】時代に即した商工業を振興するまちをめざします。

- ・ 商業活動支援事業
- ・ 中心市街地活性化
- ・ 企業誘致の推進
- ・ 企業の支援・育成



【政策 2】持続可能な農林業を振興するまちをめざします。

- ・ 農林畜産業経営支援
- ・ 環境にやさしい農林業の確立
- ・ 農林業の生産基盤の整備
- ・ 農業農村の活性化
- ・ 森林の保全・整備推進



【政策 3】自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちをめざします。

- ・ 立地を生かした観光振興
- ・ 観光資源の保全・活用
- ・ スポーツツーリズムの推進



【政策 1】時代に即した商工業を振興するまちをめざします。

■ 計画の目標

- やいたブランド認証・開発支援などにより、商業関連品目の競争力を強化します。
- 「道の駅やいた」や八方ヶ原交流促進センター（山の駅）などの交流拠点施設を活用し、積極的にPRを図ります。
- 商工会・商店会との連携により、イベント等の開催、空き地・空き店舗等の活用支援を行います。
- 企業誘致等により、雇用の確保を図ります。
- 高付加価値商品の開発により、「地域の稼ぐ力」のアップを図ります。
- 市内の創業気運の醸成、経営（創業等）塾受講者数の増加、起業者数の増加を図ります。
- 新たな時代に対応した企業の支援・育成により、販路拡大・人材確保を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
空き地・空き店舗等の活用支援（累計）	10件	⇒	20件
「経営（創業等）塾inやいた」受講者数 （累計） 戦略	—	⇒	50人
誘致企業数（累計） 戦略	42件	⇒	47件

重点的取組

■ 施策 1 商業活動支援事業 **戦略**

特に中小企業・商店の経営基盤強化のため、ブランド開発支援、新規起業者の支援、商業活性化支援事業などを行います。

主な取組

- ブランド開発支援
 - ・ やいたブランドの認証、更新
- 商業活動支援事業
 - ・ 商工会と連携し矢板市HP・広報による周知、金融機関営業担当への案内
- 新規起業家支援・育成 など

■ 施策 2 中心市街地活性化

中心市街地の商業振興を図るため、商工会・商店会と連携し、きれいで特色ある商店街づくりをめざし、観光、農林業との連携によるイベント開催、空き地・空き店舗等の活用支援などを行います。

主な取組

- 中心市街地活性化への支援
 - ・ 商工会と連携し中心市街地でのイベント等の開催
- 特色ある商店街の形成支援
 - ・ 空き地・空き店舗等の活用支援 など

■ 施策 3 企業誘致の推進 **戦略**

交通アクセスの良さ、災害の少なさなど地理的優位性、奨励制度などの優遇策を積極的に情報発信し、産業団地などへの誘致を推進します。

主な取組

- 企業誘致の推進
 - ・ 産業団地などに、成長産業の集積を図る
 - ・ 雇用を生み出す企業の誘致 など

■ 施策 4 企業の支援・育成 **戦略**

企業の経営の安定に関する支援、国内、海外販路拡大支援、退職金共済制度への加入促進支援などにより、新たな時代に対応した企業の支援・育成を推進します。

主な取組

- 企業の支援・育成
 - ・ 融資制度の推進
 - ・ 国内、海外販路開拓支援
- 人材の支援・育成
 - ・ 退職金共済制度への加入促進 など



【政策 2】持続可能な農林業を振興するまちをめざします。

■ 計画の目標

- 農林畜産業に関する技術や施設、農地利用、各種補助制度の活用等、最新の情報を提供しながら個々の農林畜産業経営を総合的にサポートすることにより、時代に即した農林畜産業経営を実現し、農林畜産業の定着を図ります。
- 林業従事者数及び素材生産量、製品生産量の増加を図ります。
- 間伐面積の増加を図ります。
- 「道の駅やいた」を活用して、農業農村の活性化を図るとともに、本市に訪れる交流人口の増加を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
認定農業者数 (累計)	182人	⇒	192人
新規林業従業者数 (累計)	3人/年	⇒	25人
道の駅利用者数 戦略	1,220千人	⇒	1,290千人
間伐面積 (累計)	100ha/年	⇒	590ha

◇ 「認定農業者数」 効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者の方で、市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことです。

重点的取組

■ 施策 1 農林畜産業経営支援 戦略

農林畜産業の担い手を育成・確保し、営農活動を継続するための支援や新技術・新品種の導入を推進し、付加価値の高い地域に合った農林畜産物を生産します。

主な取組

- 農業の担い手育成体制の強化
 - ・ 農業経営改善支援
 - ・ 新規就農育成支援
 - ・ 集落営農組織対策
- 林業の担い手の確保・育成
- 新技術・新品種の推進
 - ・ 新技術の導入支援
 - ・ 新品種の作付支援 など

■ 施策 2 環境にやさしい農林業の確立

耕畜連携など循環型農業や化学肥料、化学農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性の維持・向上に配慮した農業の普及拡大を図ります。

間伐により発生する残材を有効に活用するため、木質系バイオマスの利用促進を図ります。

主な取組

- 環境に配慮した農業の推進
 - ・ 良質堆肥の有効利用促進
 - ・ 低農薬、低化学肥料栽培の推進
 - ・ 環境保全型農業直接支払交付金の活用推進
- 農業農村の環境保全
 - ・ 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の活用促進
- 木質系バイオマスの利用促進（木の駅プロジェクト運営支援） など

■ 施策 3 農林業の生産基盤の整備 戦略

ほ場整備や農道等生産基盤の整備推進と、農地の利用集積の促進を図ります。

林道施設の整備を図るとともに、森林資源の見える化による資源管理、生産工程のICT活用による効率的な生産管理、自動化技術導入による労働負荷低減を促進します。

主な取組

- 農業の生産基盤整備
 - ・ ほ場整備
 - ・ 農道整備
- 林業の生産基盤整備
 - ・ 林道の整備
 - ・ 森林資源の見える化
 - ・ 生産工程のICT活用
- 農地の集積 など

■ 施策 4 農業農村の活性化 戦略

周辺市町との広域的ネットワークや、都市との交流・体験事業、拠点施設の活用などにより、農村地域の活性化と、本市の優れた農産物の積極的な情報発信により、活性化を図ります。

主な取組

- 都市との交流強化
 - ・ たかはら山麓水街道、中山間地域活性化推進協議会による都市農村交流事業及び広域連携事業の充実
 - ・ そばオーナー制度の実施
- 「道の駅やいた」を介した地産地消・食育の推進 など

■ 施策 5 森林の保全・整備推進

森林の保全・整備を図ることで、山崩れ防止、水源涵養、地球温暖化防止等の森林の持つ多面的機能の発揮に貢献します。

主な取組

- 森林の保全・整備
 - ・ 間伐施業の促進（森林環境譲与税を活用した森林保全・整備）
 - ・ 地域住民による里山の保全の推進（元気な森づくり県民税を活用した森林保全・整備） など



【政策 3】自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちをめざします。

■ 計画の目標

- 農林業などの異業種と連携し、体験・交流型観光など新たな魅力の創出により観光の振興を図ります。
- 森林や溪流などの自然や歴史的文化施設、日本遺産などの保全・活用を図るとともに、観光案内所を拠点とし、「道の駅やいた」などと連携のうえ、積極的なPR活動を行い、優れた観光資源の知名度向上を図ります。
- スポーツと地域産業との連携により、新たな観光産業としてスポーツツーリズムを推進します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
観光客入込数	1,000千人	⇒	1,800千人
観光消費額 (日本人1日あたり)	7,000円	⇒	11,000円
スポーツツーリズムによる経済波及効果 戦略	14億168万円	⇒	21億2,500万円

- ◇ 「観光客入込数」 主要な観光地や集客施設、イベントなどの来場者の総数で、栃木県が定期的に調査している指標のことです。
- ◇ 「観光消費額」 環境省調査のうち、宿泊費を除いた額を基準として算出します。
- ◇ 「経済波及効果」 矢板スポーツコミッションによる調査により算出します。

重点的取組

■ 施策1 立地を生かした 観光振興 **戦略**

観光協会など関連団体と連携を図るとともに、農林業などの異業種と連携し、体験交流型観光など新たな魅力の創出に取り組みます。

主な取組

- 体験交流型観光の推進
 - ・ スポーツ合宿やアウトドアスポーツを活用した滞在型観光の推進 など

■ 施策2 観光資源の保全・活用 **戦略**

高原山の森林をはじめとする豊かな自然や文化財等の資源の保全・活用を図ります。

観光案内所を拠点とし、「道の駅やいた」などと連携のうえ、積極的なPR活動を行い、優れた観光資源の知名度向上を図ります。

主な取組

- 観光資源の保全
 - ・ (仮称) 八方ヶ原観光振興計画の策定
 - ・ 大間々レンゲツツジの樹勢維持
- 観光資源の整備
 - ・ 山の駅たかはら周辺を活用した着地型観光の開発
- 日本遺産の活用
- イメージアップ・PRの推進
 - ・ 「道の駅やいた」と観光案内所の連携による情報発信 など

■ 施策3 スポーツツーリズムの 推進 **戦略**

スポーツと地域産業との連携による新たな観光産業の創出を図ります。

主な取組

- スポーツコミッションの自立支援
 - ・ スポーツコミッション事務局への人的支援 (地域おこし協力隊)
- 観光産業をはじめとする地域産業との連携深化
 - ・ スポーツ大会・合宿の誘致開催支援
 - ・ スポーツ合宿をはじめとする滞在型スポーツ旅行商品の造成支援 など

【重点項目 2】 災害に強いまちづくり



【政策 1】 豊かな自然を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。

- ・ 環境にやさしい社会の構築
- ・ 上水道の安定供給
- ・ 廃棄物処理の適正化
- ・ 公共下水道の整備、利用促進



【政策 2】 気候変動に適応した、災害に強いまちをめざします。

- ・ 消防・防災・救急体制の確立
- ・ 気候変動適応の推進
- ・ 災害に強いまちづくりの推進



【政策1】豊かな自然を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。

■ 計画の目標

- 環境の保全や循環型社会の構築に向けて、環境基本計画に基づき、意識啓発機会の充実を図ります。
- 循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生抑制、再資源化、再利用化を進めます。
- 広域行政組合と連携しながら、ごみやし尿など一般廃棄物の処理・管理事業を適正に進めます。
- 良質で安全な水を安定供給するため、水源の確保や整備を推進するとともに、石綿セメント管など老朽管や老朽施設の更新を計画的に進めます。
- 生活排水の適正な処理を行うため、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置を推進します。
- 処理施設の安定的、効率的運用を図るため、施設の計画的な整備、更新を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
リサイクル率 (再利用量)	11.5%	⇒	30.0%
市民一人一日当たりのごみ排出量 (資源化以外)	820 g	⇒	800 g
石綿セメント管更新率 (累計)	77.80%	⇒	80.20%
公共下水道整備面積 (累計)	493ha	⇒	522ha

◇ 「リサイクル率」 ごみの再資源化を表す指標です。

(市町で処理したごみのうち、資源として再利用される量+集団回収量) / (収集量+直接搬入量+集団回収量)

◇ 「市民一人一日当たりのごみ排出量」 (市で処理したごみの総量+集団回収量) / 人口 / 365日

◇ 「公共下水道整備面積」 公共下水道が使用可能な区域の面積の総計のことです。

重点的取組

■ 施策 1 環境にやさしい社会の構築

廃棄物の発生抑制、資源化・再利用化の仕組みづくりや利用の促進を図ります。

主な取組

- リサイクルの促進
 - ・ 広域的なシステム構築
 - ・ リサイクル拠点施設整備
 - ・ 分別システムの充実
- 省資源・省エネルギーの促進
- 環境に対する意識向上
 - ・ ごみ減量化、資源化意識啓発 など

■ 施策 2 廃棄物処理の適正化

広域行政組合と連携し、廃棄物の収集・処理体制等の充実、不法投棄の防止を図ります。

主な取組

- 廃棄物の適正処理
 - ・ 広域との連携による適正処理の確保
- ごみ処理体制の充実
 - ・ 不法投棄監視体制の整備
 - ・ 指導啓発強化 など

■ 施策 3 上水道の安定供給

良質で安全な上水道を安定供給するため、水源の確保、配水管網整備、危機管理対策を進めます。

主な取組

- 水源の確保と整備
 - ・ 配水ブロック及び水道施設の統廃合
 - ・ 泉地区を第二農場地区に統合
- 老朽管の更新
 - ・ 個別施設計画に従い既に耐用年数を経過している老朽管の更新 など

■ 施策 4 公共下水道の整備、利用促進

生活排水の適正な処理を行うため、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置を推進します。

主な取組

- 公共下水道整備の推進
 - ・ 片岡地区の下水道整備促進及び片岡地区の用途区域の事業認可エリア拡大実施
 - ・ 下水道整備地区の接続促進
 - ・ 農業集落排水への接続促進
- 施設の適正更新
- 合併浄化槽の設置促進 など



【政策2】気候変動に適応した、災害に強いまちをめざします。

■ 計画の目標

- 消防・防災対策の推進、地域防災体制の強化、救急体制や防災計画の充実を図ります。
- 災害発生などの有事の際に備え、行政区単位での防災体制の強化を図ります。
- 「国土強靱化地域計画」等に基づき、学校など公共施設の耐震化、避難場所、避難路の充実や危険箇所の周知を図ります。
- 台風や大雨による災害を防ぐため、河川の整備推進を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
自主防災組織の設立数 (行政区) 戦略	45箇所	⇒	65箇所
市管理主要河川整備延長 (累計)	7,757m	⇒	7,957m

◇ 「個別計画」 [矢板市地域防災計画 (平成31年3月改訂版)]

◇ 「同報系防災行政無線整備」 非常時の緊急情報の伝達方法として、デジタル系同報システムを利用した防災無線のことです。

重点的取組

■ 施策1 消防・防災・救急体制の確立 **戦略**

消防・防災対策の推進、地域防災体制の強化、救急体制や防災計画の充実を図ります。

主な取組

- 防災行政無線設備の整備（屋外拡声器の更新等）
 - ・ 防災行政無線（同報系）屋外拡声器の高性能スピーカーへの更新及び設置個所の見直し
- 自主防災組織の設立推進
 - ・ 自主防災組織（行政区）の設立推進（目標設立率100%）
- 避難行動要支援者名簿の更新
- 救急体制の充実
 - ・ 災害時救急救助体制の確保 など

■ 施策2 災害に強いまちづくりの推進 **戦略**

公共施設の耐震化、避難場所・避難路の充実や危険箇所の周知を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

主な取組

- 国土強靱化地域計画の推進
 - ・ 公共施設の防災機能強化
 - ・ ライフラインの確保
 - ・ 防災ハザードマップの周知
 - ・ 備蓄用品の確保
- 治水対策の推進
 - ・ 主要河川の整備促進 など

■ 施策3 気候変動適応の推進

地球温暖化の進行に伴う、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、それに伴う農作物の品質の低下、熱中症リスクの増加などの気候変動の影響に適応する取組を推進します。

主な取組

- 栃木県気候変動適応センターや近隣市町と連携した気候変動の影響等に関する情報の収集・分析
- 気候変動適応策等の情報発信
- 地球温暖化防止に関する取組の推進 など

【重点項目 3】 未来社会を切り拓くひとづくり



【政策 1】 未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちをめざします。

- ・ 小中学校教育の充実
- ・ 小中学生と高校生との連携
- ・ 幼児教育と学校教育の連携の充実
- ・ 教育の充実のための環境づくり



【政策 2】 すべての人が生涯成長できるまちをめざします。

① 生涯学習の推進

- ・ 学びの場づくりの充実
- ・ 地域学校協働活動事業の充実
- ・ 学びを生かす環境づくりの整備・充実
- ・ 文化の振興

② 生涯スポーツの推進

- ・ 生涯スポーツの推進
- ・ スポーツ施設の機能拡充

③ 誰もが活躍するまちづくり

- ・ 誰もが活躍できる地域社会の推進
- ・ 地域づくりの人材育成
- ・ 市民協働のまちづくり推進
- ・ 移住・定住の促進



【政策1】未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちをめざします。

■ 計画の目標

- 子どもたち一人ひとりが自分たちの良さを理解し、「なりたい自分」になるために考え、生きる力を身に付ける活動を実践します。
- 自分の学校や住んでいる地域への理解や愛着を深め、学校や地域に誇りをもつような特色ある教育を展開します。
- 認定こども園・幼稚園・保育所（園）の保育士が小学校のカリキュラム構成について実感し、また、小学校の教職員のきめ細やかな指導体制について理解することで、1年生のスタートカリキュラムが重要であることを互いに認識し、より良い小学校生活について共通の目標を持つことができるよう連携します。
- 小中学生と高校生の交流機会を提供することで、児童生徒の学びの連続性の確保に努めます。
- 子どもたちがあらゆる変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会形成に参画するための資質・能力を育成します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
外部人材の活用による授業、講座等の開催数	各学校10回	⇒	各学校20回
図書貸出数（年一人当たり） 小学校	35冊	⇒	40冊
図書貸出数（年一人当たり） 中学校	10冊	⇒	15冊

- ◇ 「外部人材」 「特色ある学校づくり」、「地域との連携による学校づくり」などを目的として、主に学校周辺地域の方やボランティアなど教職員以外で授業・講座を実施する人のことです。
- ◇ 「図書貸出数」 学校図書館は、蔵書管理システム及び図書カードの集計によります。また、学校電子図書館は、クラウド管理の集計によりそれぞれを合算したものです。

重点的取組

■ 施策 1 小中学校教育の充実 **戦略**

生きる力や個性を伸ばし、特色ある教育の展開を進めます。

主な取組

- 生きる力を育む教育の実践
 - ・主体的に学ぶ子どもたちの育成
 - ・市教育委員会、各小中学校、家庭の連携による「規則正しい生活習慣」及び「家庭学習習慣」の定着（読書活動の奨励、食育の推進など）
- 特色ある教育の展開
 - ・外部人材の活用による授業・講座等の開催
 - ・ふるさとを愛する心の育成
 - ・明確な「本時のめあて」と自己の変容に気付く「ふりかえり」の徹底による授業力向上
- 小中学校の適正規模・適正配置の推進
 - ・過小規模校、小規模校の解消への取組
 - ・魅力ある学校づくりの推進 など

■ 施策 2 幼児教育と学校教育の連携の充実

認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小学校の連携を充実します。

主な取組

- 認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小学校の連携
 - ・新入学児童に係る情報交換会や相互見学会の実施
- 小学校全体での1学年のスタートカリキュラムへの取組の充実 など

■ 施策 3 小中学生と高校生との連携

小中学生と高校生が様々な機会をとおして交流を進めていきます。

主な取組

- 小中学生と高校生の交流機会の提供
 - ・中学生（生徒）の高校の見学
- 中学校と高校との教員の交流・情報交換 など

■ 施策 4 教育の充実のための環境づくり **戦略**

学校教育の情報化を積極的に進めます。

主な取組

- これからの社会に通用する学びを提供できる環境づくり
 - ・ICTを活用するための指導力の向上
 - ・児童生徒・保護者向けの情報モラル教育の充実
- 教材のデジタル化の促進
 - ・プログラミング教育に係る教材の充実 など



【政策2】すべての人が生涯成長できるまちをめざします。

① 生涯学習の推進

■ 計画の目標

- 文化・スポーツ複合施設整備により、機能の充実と市民の利便性の向上を図ります。
- デジタルミュージアムを整備し、市民がいつでも矢板市の歴史を学ぶことができるように機能強化を図ります。
- 市民が学んだ成果を地域社会で生かすことのできる環境を整備・充実します。
- ボランティア養成講座の実施により、学校支援ボランティアの登録者を増やします。

■ 目標指標

	現状値 (R1)		目標値 (R7)
デジタルミュージアムオンライン講座 受講者数 (累計)	0人	⇒	500人
学校支援ボランティア要請回数 (1校年間平均)	12回	⇒	15回

◇「個別計画」 [矢板市生涯学習推進計画5期計画 (令和3年度～令和7年度)]

重点的取組

■ 施策1 学びの場づくりの充実 戦略

市民が主体的に学習できる環境を整備します。

主な取組

- 社会教育施設の運営・整備
 - ・ 矢板市文化会館、矢板市体育館等を複合化し、とちぎフットボールセンター内に整備
- 各世代の教育の充実
- 多様な学習機会の提供 など

■ 施策2 学びを生かす環境づくりの整備・充実

市民が学んだ成果を地域社会で生かすことのできる環境を整備・充実します。

主な取組

- 成果を生かす地域づくり
 - ・ 人材の発掘・養成
 - ・ 成果発表、活躍機会充実
 - ・ 人材登録、活用システム構築
- 関係団体の支援
 - ・ 団体、グループ支援
 - ・ ボランティアネットワークの整備 など

■ 施策3 地域学校協働活動事業の充実

地域が一体となり、学校と連携・協働して地域づくりをめざします。

主な取組

- 地域学校協働本部設置と活用
 - ・ ボランティア養成講座の実施 など

■ 施策4 文化の振興

歴史的文化財の調査・保護活動を進めると共に、デジタルミュージアムを整備します。また、市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。

主な取組

- デジタルミュージアムの整備
 - ・ 矢板市の文化財等をデジタル化し、オンライン上で公開
- 文化財の保護・活用
 - ・ 矢板武記念館の整備及び活用
- 市民文化の創造・振興
 - ・ 文化祭開催
 - ・ ともなり文芸祭り開催支援 など

② 生涯スポーツの推進

■ 計画の目標

- スポーツ環境の整備と大会開催を通じて、競技力の向上、地域経済の活性化及びスポーツボランティア等市民活動を推進し、市民のスポーツへの関心と参加する意識の醸成を図ります。
- ライフステージに応じてスポーツに親しめる環境を整えるため、スポーツ教室・スポーツイベントの開催、スポーツ指導者の育成・資質向上、総合型地域スポーツクラブの育成支援、競技施設・練習施設の整備を行います。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
スポーツ教室等参加率	2.4%	⇒	2.7%
スポーツボランティア登録数	10人	⇒	50人
体育施設利用者数	213,000人	⇒	214,000人

重点的取組

■施策1 生涯スポーツの推進

スポーツを通じたまちづくりにより、市民一人ひとりが心身ともに明るく健康で活力ある生活を送れる社会の実現、市民相互の交流の促進及び地域経済の活性化を図ります。

主な取組

- スポーツによる健康づくりの推進
 - ・スポーツ教室・スポーツイベントの開催
 - ・スポーツ指導者の育成・資質向上
 - ・総合型地域スポーツクラブの育成支援
 - ・競技施設・練習施設の整備
- スポーツによるコミュニティの醸成
- 栃木県開催の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた機運醸成
 - ・国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）の開催（スポーツ環境の整備、大会開催）
- 競技レベルの向上 など

■施策2 スポーツ施設の機能拡充

戦略

多様化・高度化する市民のニーズに対応するため、矢板運動公園や体育施設の維持・補修、整備を進めます。

主な取組

- 文化・スポーツ複合施設整備
- 矢板運動公園や体育施設の維持・補修、整備の推進 など

③ 誰もが活躍するまちづくり

■ 計画の目標

- 地域において、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。
- 矢板ふるさと支援センターに地域おこし協力隊、集落支援員を配置し、活動拠点を確保することで、市民活動の支援等を行います。
- 将来の地域産業の担い手や地域リーダーなどの人材育成に取り組んでいきます。
- 矢板市の魅力や暮らし等に関する情報を積極的に発信するとともに、様々な主体と連携した相談・受入体制の充実により、矢板市への移住・定住を促進します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
市民協働のまちづくり事例数 (5年間累計) 戦略	H28~R2 10件	⇒	R3~R7 14件
定住促進補助金申請件数 (累計) 戦略	820件	⇒	1,220件

- ◇ 「まちづくり基本条例」 市民・市議会・行政の役割や責務、まちづくりに対する市民参画などのルールを定めるものです。
- ◇ 「市民協働のまちづくり事例数」 地域の方々が、地域の特性などを活用しながら自主的に取り組む様々なまちづくり活動のことです。

重点的取組

■ 施策1 誰もが活躍できる地域社会の推進 **戦略**

地域において、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。

主な取組

- 多世代交流の場づくり
- 官民連携による新規就業及び社会参加の促進
- 多文化共生の推進
- 男女共同参画社会の実現 など

■ 施策2 市民協働のまちづくりの推進 **戦略**

市民の自主的なまちづくりを行うための人材育成や活動拠点の確保、活動に対する支援等を行います。

主な取組

- 市民協働の推進
 - ・ 矢板創生推進交付金等による自治活動の支援
- 市民活動の支援
 - ・ 矢板創生推進交付金、市民活動助成金等による市民活動の支援
- 活動拠点の確保
 - ・ 矢板ふるさと支援センターによる市民活動の支援 など

■ 施策3 地域づくりの人材育成

高校生や大学生などの若い世代が地域とのつながりを深め、地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域産業の担い手や地域リーダーとして活躍できる人材の育成に取り組んでいきます。

主な取組

- 若者の居場所づくり
 - ・ 矢板ふるさと支援センター、子ども未来館等の活用
- 地域づくりの人材育成
 - ・ 高校生など若い世代の地域定着の促進
 - ・ 県内の大学との連携協定に基づくまちづくり活動 など

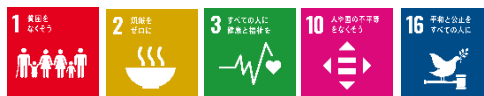
■ 施策4 移住・定住の促進 **戦略**

矢板市の魅力や暮らし等に関する情報を積極的に発信するとともに、様々な主体と連携した相談・受入体制の充実により、矢板市への移住・定住を促進します。

主な取組

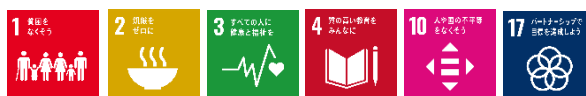
- 移住相談や各種補助金等による移住・定住の支援
 - ・ 矢板ふるさと支援センターなどの移住相談窓口の運営
 - ・ 定住促進補助金、移住支援金
 - ・ 地域おこし協力隊制度の活用
- テレワークなど新しい働き方の受入体制の構築
 - ・ テレワーク拠点の整備促進、サテライトオフィスの誘致 など

【重点項目 4】 健幸なまちづくり



【政策 1】 安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。

- ・ 地域で支える子育て環境づくり
- ・ 母子保健の充実
- ・ 安心して子育てできる生活環境の整備
- ・ 支援を必要とする家庭への支援の充実



【政策 2】 医療や支援の輪が充実した健幸なまちをめざします。

- ① 保健・医療の充実
 - ・ 保健予防の推進
 - ・ 健康づくりの推進
 - ・ 地域医療体制の充実
 - ・ 保険医療制度の適正運営
 - ・ 感染症対策の推進
- ② 地域共生社会の実現
 - ・ 地域福祉を推進する体制づくり
 - ・ 障がい者の地域生活の基盤づくり
 - ・ 誰もが社会参加できる環境づくり
- ③ 高齢者福祉の充実
 - ・ 高齢者の生きがいづくり等支援の充実
 - ・ 介護保険事業の充実



【政策 1】安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。

■ 計画の目標

- 令和3年2月オープンの矢板市子ども未来館において、子育て等に悩む親が相談しやすい環境を提供します。また、子育て悩み相談所の開設や各種イベントを通じた交流拠点の充実を図ることにより、虐待やDVの発生を未然に防ぎます。
- 保育の需要に対し適切な提供体制の確保を図り、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等多様なニーズに対応した保育を実施し、待機児童0を継続します。
- 母子保健サービスや医療体制の整備、食育の推進など、母子保健の充実を図ります。
- 社会的養育体制の充実やひとり親家庭への自立支援など、支援を必要とする家庭に対する施策の充実を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
ファミリーサポートセンター事業会員数	307人	⇒	312人
〃 活動件数 (年延べ件数)	170件	⇒	195件
地域子育て支援拠点事業利用数 (年間利用延べ人数)	3,458件	⇒	4,199件

- ◇ 「個別計画」 [第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画「やいた子ども未来プラン」(令和2年度～令和6年度)]
- ◇ 「休日保育」 休日に保育に欠ける児童を保育所等で預かることをいいます。
- ◇ 「ファミリーサポートセンター事業」 子育ての支援が必要な人と手助けしたい人が、それぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域での子育て支援をしていく仕組みのことです。

重点的取組

■ 施策1 地域で支える子育て環境づくり **戦略**

地域にある社会資源等を活用し、情報提供や相談支援などを推進します。また、すべての子どもが地域で安心して過ごせるよう、様々な活動機会の提供や居場所づくりに努めます。

主な取組

- 子ども未来館、地域子育て支援センター等の相談・交流拠点の充実
- ファミリーサポートセンター事業
- 青少年の健全育成
- 青少年活動の促進 など

■ 施策2 安心して子育てできる生活環境の整備 **戦略**

子育てに対する親の不安等を軽減するため、保育事業の充実や仕事と家庭生活の両立支援などを推進し、安らぎを感じながら子育てできる環境を整備します。

主な取組

- 保育施設の環境整備
 - ・ 保育の需要に対し、適切な提供体制の確保を図る
- 多様な保育ニーズへの対応
 - ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等多様なニーズに対応した保育の実施 など

■ 施策3 母子保健の充実 **戦略**

安心して子どもを産み育てることができ、母子ともに健康的な生活が送れるよう、保健・医療・福祉・教育各分野と連携を図るとともに、母子の心身の健康の確保を図ります。

主な取組

- 訪問・相談の充実
 - ・ 育児支援家庭訪問事業
 - ・ こんにちは赤ちゃん事業
- 母子保健の推進
 - ・ 各種健康診査
 - ・ 相談事業
 - ・ 予防接種事業
- 産後ケア事業 など

■ 施策4 支援を必要とする家庭への施策の充実

養育力の不足している家庭やひとり親家庭および障がい児等家庭に対し、自立を促進するための経済的支援などを推進します。

児童虐待の防止等の対応を関係機関と連携し、地域全体で子どもを守る体制づくりに取り組みます。

主な取組

- 児童虐待防止対策の推進
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の充実 など



【政策 2】医療や支援の輪が充実した健幸なまちをめざします。

① 保健・医療の充実

■ 計画の目標

- 市民が生涯にわたり健康に暮らすため、保健・予防の推進として各種対策を進めます。
 - ・生活習慣病の発症・重症化予防のため、若年層からの運動習慣など予防対策の推進や早期発見・早期治療を目的とした各種健（検）診の充実
 - ・心の健康づくり、自殺予防対策として、精神保健事業の推進などによる予防事業の充実
- 市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進するため、「第2期すこやか矢板21後期計画」を策定し、展開します。
- 緊急時や休日医療、広域的医療の体制整備等による地域医療の充実や、総合的な福祉医療の展開を図ります。
- 生活習慣病等予防対策に係る保健事業推進による国民健康保険制度運営の健全化、普及啓発を進めます。
- 感染症の流行を抑制するため、予防接種、検査等の医療体制を充実するとともに、感染症流行期においては新しい生活様式の普及啓発等による流行拡大防止を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
特定健診受診率	47.50%	⇒	60.00%
特定保健指導実施率	50.00%	⇒	60.00%
やいた健康ポイント事業参加者数 (累計)	785人	⇒	2,160人

- ◇ 「個別計画」 [矢板市国民健康保険データヘルス計画 (第2期)・矢板市特定健康診査等実施計画 (第3期) (計画期間:平成30年度～令和5年度)] [すこやか矢板21 (平成29年度～令和8年度)] [矢板市自殺対策計画 (令和2年度～令和8年度)]
- ◇ 「特定健診」「特定保健指導」 40歳以上75歳未満の公的医療保険加入者を対象に、生活習慣病のもととなるメタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) の早期発見を目的とした健診制度。矢板市では国保被保険者を対象に実施しています。また、健診結果に基づき、生活習慣の改善の支援を目的とした保健指導のことを「特定保健指導」といいます。
- ◇ 「やいた健康ポイント事業」 参加者に活動量計 (歩数計) を持っていただき、健康づくり活動 (ウォーキング・健診の受診・健康教室への参加など) に対してポイントを付与する仕組みです。貯まったポイントは商品券などの素敵な商品と引き換えることができます。

重点的取組

■ 施策 1 保健予防の推進

生活習慣病の予防や早期発見、心の健康づくりを進めるため、各種健（検）診・予防対策の充実を図ります。

主な取組

- 特定健診及び特定保健指導の充実
 - ・ 特定健診、各種がん検診、特定保健指導の実施
- 矢板市自殺対策計画の推進 など

■ 施策 2 健康づくりの推進 **戦略**

市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進するため、「第2期すこやか矢板21後期計画」を策定し、展開します。

主な取組

- やいた健康ポイント事業、まちなか保健室などの健康づくりに関する普及促進
- 第2期すこやか矢板21後期計画の策定
- スポーツによる健康づくりの推進 など

■ 施策 3 地域医療体制の充実

緊急時や休日医療、周辺市町との連携による広域的医療の体制整備や医療機関と連携したホームドクター制の普及など、地域医療の充実を図ります。

介護予防指針に基づく高齢者医療や地域福祉と連携した福祉医療の充実を図ります。

主な取組

- 医療体制の充実促進（休日当番医制、夜間診療体制、オンライン診療など） など

■ 施策 4 保険医療制度の適正運営

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度において各種健（検）診との連携による保健予防や健康づくり推進により、医療費の抑制に努め、制度の適正運営を図ります。

主な取組

- 保健事業の充実
 - ・ 生活習慣病重症化予防事業の展開
- 制度の適正運営
 - ・ 医療費適正化事業の推進 など

■ 施策 5 感染症対策の推進

感染症の流行を抑制するため、予防接種、検査等の医療体制を充実します。

感染症流行期においては新しい生活様式の普及啓発等による流行拡大防止を図ります。

主な取組

- 予防接種、検査等の医療体制の充実
- 新しい生活様式の普及啓発 など

② 地域共生社会の実現

■ 計画の目標

- 地域のつながりを深め、地域活動の活性化を図ることにより、すべての人が安心して社会参加できる環境づくりを行います。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携強化や人材の育成などにより、地域福祉体制の充実を図ります。
- 福祉のこころ推進校を認定し、地域における多世代の交流や、多様な活躍の機会と役割の創出を図ります。
- 障がいのある人が地域で暮らしていくため、相談支援体制、各種福祉サービス提供体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が心豊かで充実した生活を送れるよう、自立と社会参加ができる環境づくりを推進し、障がい者の健康維持やQOLの向上を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
ボランティア登録者数	47人	⇒	140人
居宅サービス利用者数	359人	⇒	465人

- ◇「個別計画」 [第2期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成30年度～令和4年度）]
[第5次矢板市障がい者福祉計画（令和3年度～令和7年度）]
- ◇「ボランティア登録者数」 シニアボランティア（きらりんサポーター、シニアマイスター、縁ジョイスポーター）及び一般ボランティアの登録者数です。
- ◇「QOL」 Quality of lifeの略で、「生活の質」と訳されることが多くなっています。
「日常生活や社会生活のあり方を自らの意思で決定し、生活の目標や生活様式を選択できることであり、本人が身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活」というように定義されています。

重点的取組

■ 施策 1 地域福祉を推進する体制づくり

地域福祉を進めるため、社会福祉協議会等の活動支援や連携の強化、ボランティア活動への支援と人材育成に努め、市民、行政、関係団体が連携・協働し、地域を支える体制づくりを推進します。

主な取組

- 地域を支える人材の育成
 - ・ 福祉のこころ推進校の認定
- 様々な団体の交流や連携を図る体制整備
- 情報を得やすく、相談しやすい体制の整備
- 困っている人を見つけやすい体制の整備
など

■ 施策 2 誰もが社会参加できる環境づくり

地域において、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。

主な取組

- 障がい児の教育環境の充実
- 障がい者の就労支援の推進
- 障がい者に対するスポーツの推進
 - ・ 障害者スポーツ大会における出場者の支援
など

■ 施策 3 障がい者の地域生活の基盤づくり

障がいのある人の生活の基礎となる家庭や地域で、安心して暮らしていくために、ライフステージに応じた相談支援体制、サービス提供体制の充実を推進します。

主な取組

- 相談支援体制の充実
- 障がい児支援の充実
など

③ 高齢者福祉の充実

■ 計画の目標

- すべての高齢者が地域のなかで健康で生きがいを感じながら充実した生活を送れるよう、多様な社会参加・交流機会の充実をはじめとした健康づくり、生きがいつくりの支援を行い、閉じこもりや認知機能の低下を防止します。また、高齢者の自立した日常生活を支えるため、総合的な支援を図ります。
- 高齢者の地域の居場所である高齢者サロンの設置や、ボランティアを活用した介護予防教室などの地域支援事業の充実により、高齢者の生活機能の維持、自立支援、介護予防を図るとともに、認知症の人やその家族を地域で支える仕組みを構築します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
はつらつ館利用者数 (年間) 戦略	5,000人	⇒	8,000人
きらきらサロン (高齢者サロン) 設置数 戦略	26箇所	⇒	31箇所
認知症サポーター数 (新規養成者数)	70人	⇒	315人

◇「個別計画」 [第8期矢板市高齢者プラン (令和3年度～令和5年度)]

◇「認知症サポーター」 認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人が、生活の様々な場面で認知症の人とその家族を見守り、支援する人 (サポーター) のことです。

重点的取組

■ 施策 1 高齢者の生きがいづくり等支援の充実 **戦略**

高齢者が健康で生きがいを感じながら生活できるよう、各種健（検）診事業の推進や生涯スポーツ、シニアクラブ等の活動支援やシルバー人材センター等の充実、世代間交流の促進等を図ります。また、日常生活支援の充実等を図ります。

主な取組

- 健康で質の高い生活づくり
- 高齢者の生きがい活動への支援
 - ・ シニアクラブやシルバー人材センター等の高齢者の生きがい活動への支援
- はつらつ館の運営
 - ・ はつらつ館での多世代交流事業や誰でも利用しやすい各種行事の検討 など

■ 施策 2 介護保険事業の充実 **戦略**

介護予防、要介護者への生活支援サービス充実や制度の適正運営を図ります。

主な取組

- 地域支援事業の充実
 - ・ 高齢者の健康課題に対応した介護予防教室の開催
 - ・ ボランティアを活用した介護予防教室の自主運営化
 - ・ 高齢者サロンの設置等による地域内での交流、見守り・支えあい体制づくりの構築
 - ・ 認知症の人やその家族を地域で支える仕組みの構築 など

【重点項目 5】 安心快適なまちづくり



【政策 1】 すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

① 定住基盤の整備

- ・ 計画的な土地利用の推進
- ・ 市内公共交通の充実
- ・ 良好な市街地の形成

② 道路網の整備

- ・ 広域幹線道路の充実
- ・ 生活道路の整備
- ・ 都市内幹線道路の整備



【政策 1】すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

① 定住基盤の整備

■ 計画の目標

- 土地利用計画の総合的な指針である都市計画マスタープランに基づき、集約型都市構造の実現による効率的な都市運営を図ります。
- 計画的な土地利用の推進のため、地籍調査事業を推進し、土地取引や公共工事等の円滑化を図ります。
- 地域の特性を生かした街並み景観の形成を推進するとともに、都市公園の適正な保全・整備、防犯灯や交通安全設備等の整備、空き地空き家対策を行うことにより、良好な市街地の形成に努めます。
- 市民の日常生活を支えるため、市内の公共交通手段として市営バスを適正に運行します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
地籍調査達成率 (累計)	22.77%	⇒	24.35%
交通事故発生件数	90件	⇒	65件
LED防犯灯設置数 (累計)	2,340灯	⇒	2,455灯
市営バス 1日当たり乗車人数 戦略	56.6人	⇒	80人以上

- ◇ 「都市計画マスタープラン」 土地利用計画など市の都市づくりの指針として策定する計画。
- ◇ 「地籍調査」 一筆ごとの土地について、所在、地番、地目、境界の調査と土地登記簿に記載された所有者に関する確認を行い、併せて境界の測量及び面積の測定を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に作成し、一定の手続を経たのち登記所に送付します。それに基づいて登記所備え付けの地図や土地登記簿が書き換えられます。
- ◇ 「LED防犯灯」 各行政区で管理する防犯灯について、エネルギー効率のいいLED防犯灯の設置費の支援を行うものです。

重点的取組

■ 施策 1 計画的な土地利用の推進 **戦略**

計画的な土地利用の推進を図るため、その指針となる計画に基づき、整備開発、保全を行います。

国土の適正な利用増進を図るため、地籍調査事業を推進します。

集約型都市構造（コンパクトシティ）実現に向けた取組を計画的に推進するため、立地適正化計画を策定します。

主な取組

- 地籍調査事業の促進
- 集約型都市構造の実現（立地適正化計画の策定等）
 - ・ 立地適正化計画策定
 - ・ 都市計画マスタープラン見直し など

■ 施策 2 良好な市街地の形成

地域の特性を生かした街並み景観の形成を推進するとともに、都市公園の適正な保全・整備、防犯灯や交通安全設備等の整備、空き地空き家対策を行うことにより、良好な市街地の形成に努めます。

主な取組

- 景観計画の策定
- 都市公園の整備・保全
- 空き地空き家対策
- 防犯灯、交通安全施設等の整備 など

■ 施策 3 市内公共交通の充実 **戦略**

これまでバス停が遠いなどの理由で市営バスを利用できなかった方が、自宅付近で乗車できるデマンド交通を導入することで、外出の機会を増やします。

中央部循環路線を整備し、病院や商業施設、公共施設間の移動利便性向上を図ります。

主な取組

- デマンド交通の導入
- 中央部循環路線の充実 など

② 道路網の整備

■ 計画の目標

- 都市計画マスタープランなど土地利用計画に基づき、国や県、関係官署等との連携を強化することにより、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、広域幹線道路と機能的に接続する幹線市道の整備を計画的に推進します。
- 生活道路の維持・更新を計画的に進め、使用者に安全で快適な通行を提供します。また、道路愛護活動を地元住民が手がけることによる地域の道路としての愛着感・連帯感の醸成を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
広域幹線道路 (国県道) 整備延長 (累計)	1,906m	⇒	4,860m
市道 (2車線以上) 整備延長 (累計)	88,700m	⇒	90,400m
都市計画道路整備率 (累計)	66.00%	⇒	68.00%

重点的取組

■ 施策 1 広域幹線道路の充実

大都市等との交流基盤強化を図るため、関係機関と連携し、広域幹線道路の整備を促進します。

主な取組

- 国県道の整備促進（R4拡幅、R4バイパス及びその周辺の県道整備）
 - ・ 国道4号の矢板拡幅及び矢板大田原バイパス等の整備促進についての要望活動
 - ・ 主要地方道矢板那須線や国道461号線等の整備促進 など

■ 施策 2 都市内幹線道路の整備

地域間の連絡強化と市民の利便性向上のために、都市計画道路や幹線道路の整備を進めます。

主な取組

- 道路ネットワークの確立
 - ・ 市道（2車線以上）の新設改良推進
- わかば通り整備事業 など

■ 施策 3 生活道路の整備

安心安全な市民生活を確保するために、生活道路の維持・更新を計画的に進めます。

主な取組

- 生活道路機能の向上
- 道路環境の向上
 - ・ 市内全域での道路愛護作業の実施 など

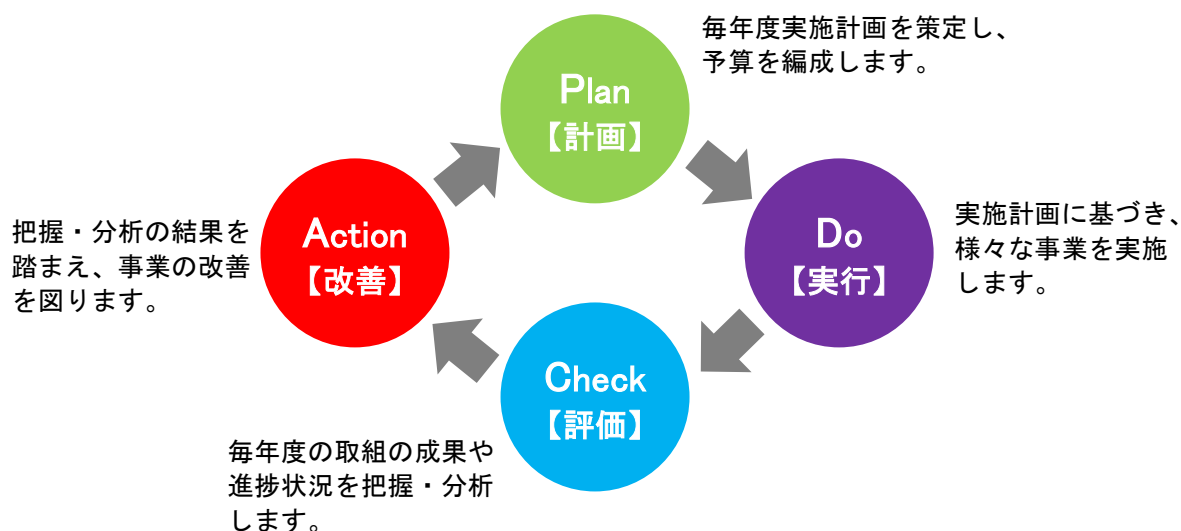
効果検証

① PDCAサイクルによる進行管理

基本計画で示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況を把握・分析し、その結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します。

PDCAサイクルによる進行管理の流れ



② Check（評価）の考え方

基本計画では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に把握・分析するため、指標を設定しています。指標を活用し基本計画の進行管理を行います。

（取組の成果・進捗状況の把握・分析）

- 毎年度、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いことから、数値では表せない成果などについても把握・分析を行うよう留意する必要があります。

（指 標）

- 指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。
- 指標は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (案)

目 次

矢板市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	1
第1章 人口ビジョンの目的と位置づけ	2
第2章 人口動向の分析	2
1. 人口の経年変化	2
2. 人口の現状と動向	3
3. 住民意識	16
第3章 人口の将来展望	25
1. 矢板市の将来人口推計と分析	25
2. 人口の変化が社会・経済に与える影響の分析	31
3. 人口の将来展望	32
第2期矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略	35
第1章 目的と位置づけ	36
1. 総合戦略の目的と位置づけ	36
2. 総合戦略の基本目標	37
第2章 総合戦略の方向	39
1. 施策の体系	39
2. 基本目標別の具体的施策	40
第3章 効果検証の仕組みづくり	50

矢板市まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン

第1章 人口ビジョンの目的と位置づけ

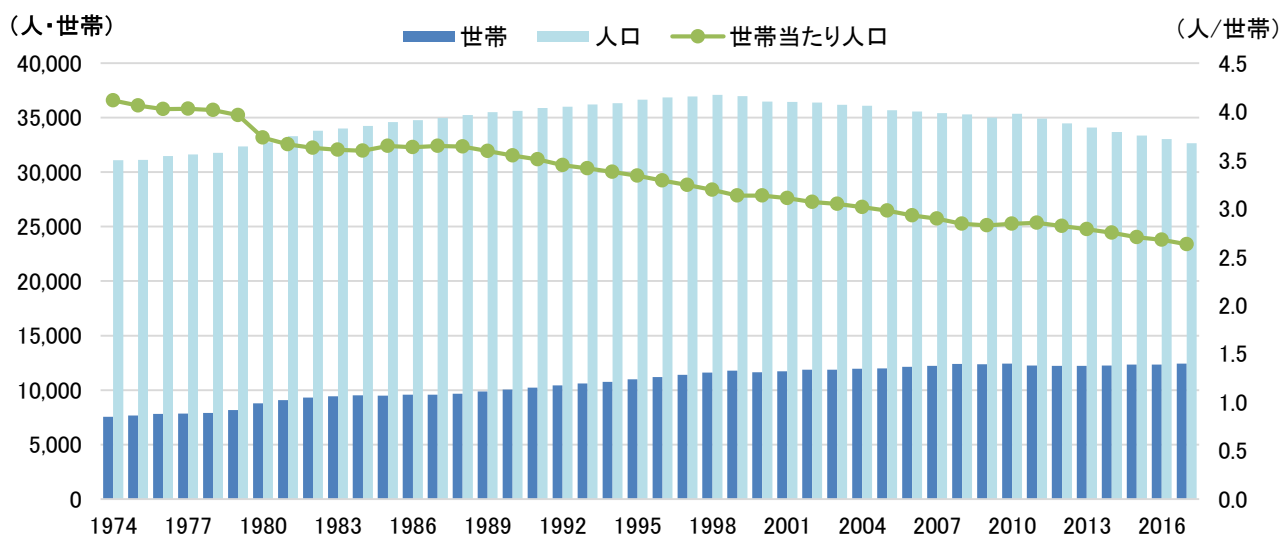
人口ビジョンは、矢板市における人口の現状分析から、矢板市が抱える問題・解決すべき課題を明確にすることにより、それらの問題課題について市民の認識の共有を図るとともに、人口の将来展望と目指すべき将来の方向性を示すことを目的としています。

矢板市における人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」の主旨を勘案し、矢板市の現状を踏まえ、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を立案する上で重要かつ基礎的なものと位置づけます。

第2章 人口動向の分析

1. 人口の経年変化

矢板市の人口は、市制施行とともに増加してきましたが、1998（平成10）年ごろの約37,000人をピークに緩やかな減少傾向にあります。一方、世帯数は、ひとり暮らしや核家族の増加等による世帯当たり人口の減少により、増加傾向にあります。



資料：国勢調査、推計人口

2. 人口の現状と動向

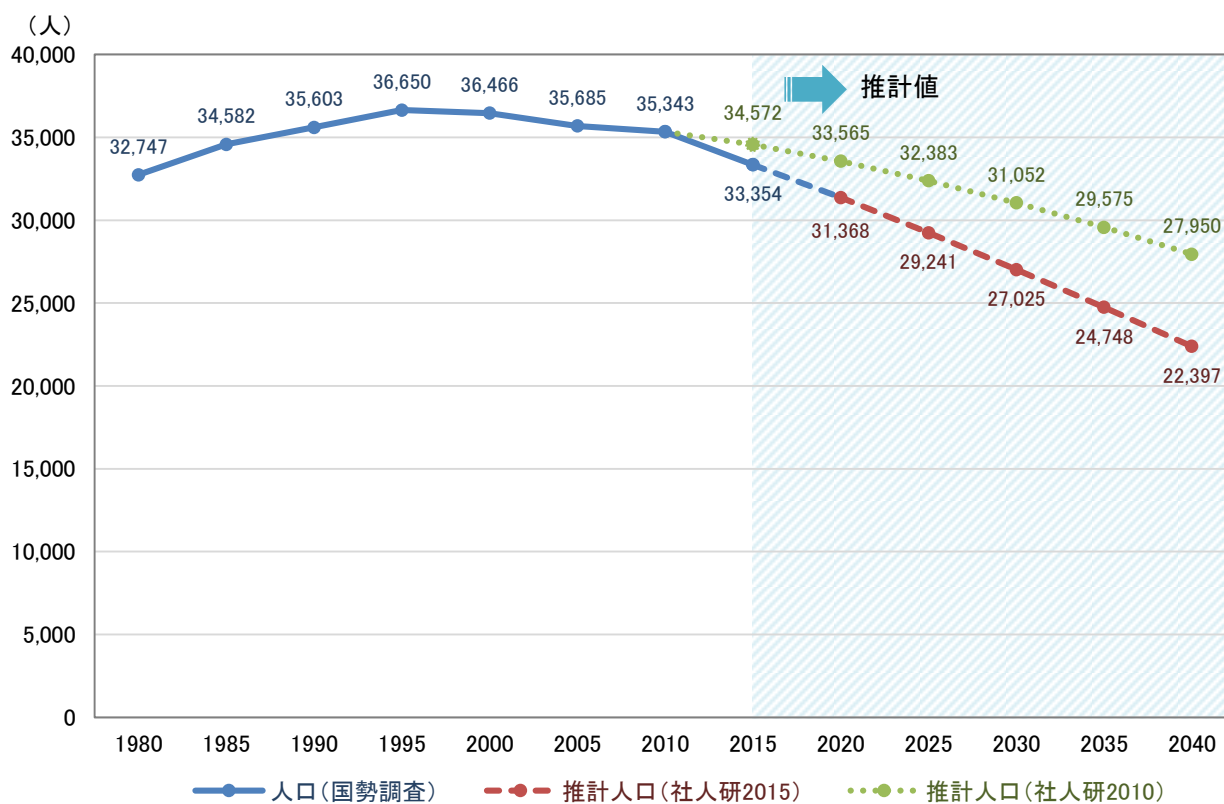
(1) 矢板市の人口の経年変化の把握・分析

① 総人口の推移

国勢調査による人口の推移をみると、矢板市の人口は1995（平成7）年まで増加していましたが、その後は減少傾向に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計値を前回推計（2010年）と比較すると、2010（平成22）年から2015（平成27）年の人口の減少幅が前回推計よりも大きかったことが今回推計値に影響を及ぼし、2040（令和22）年の人口は前回推計では約28,000人となっていますが、今回推計では約22,000人となっています。

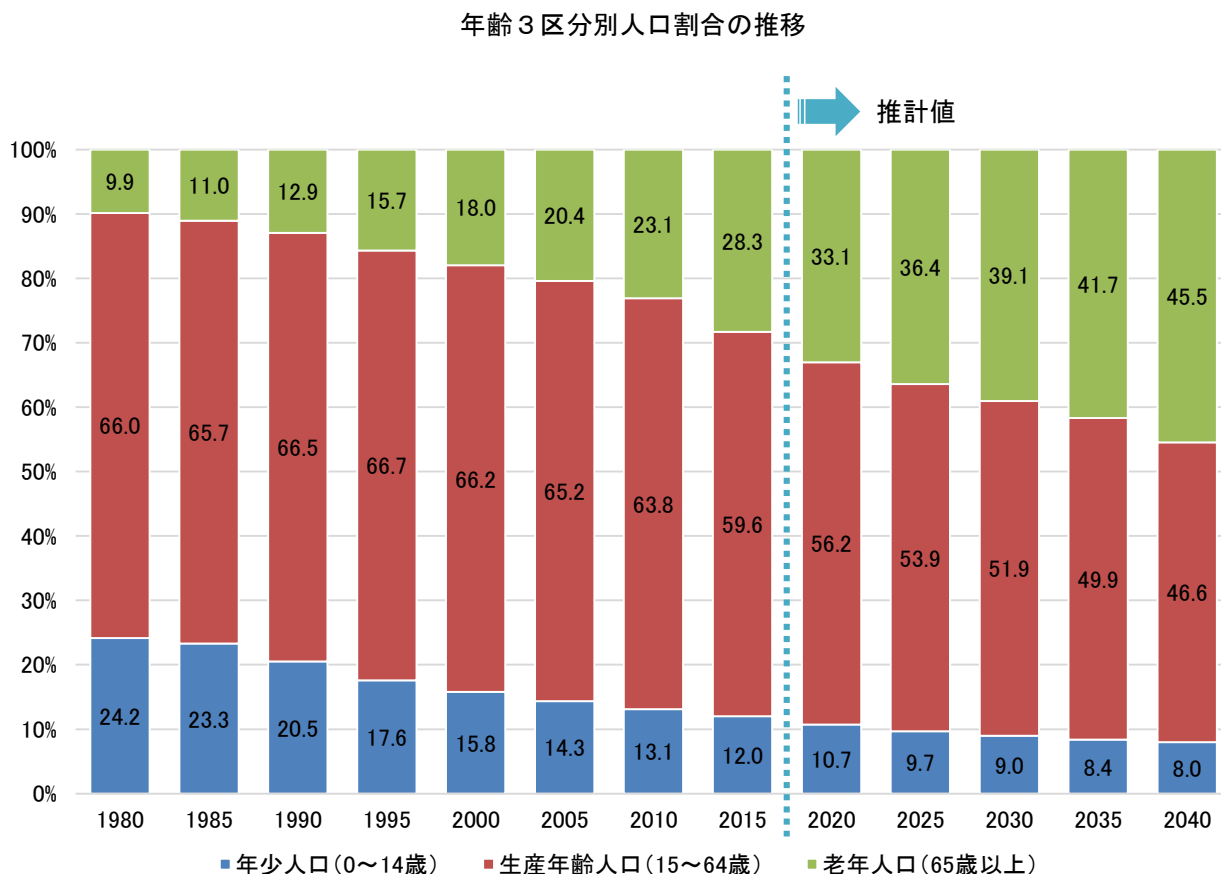
総人口の推移



実績値は国勢調査、推計値は「人口動態分析・将来人口推計のためのワークシート」（社人研推計準拠）より作成

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別の人口割合の推移をみると、2000（平成12）年に老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回り、その後も少子高齢化の傾向が続き、2015（平成27）年は老年人口（28.3%）が年少人口（12.0%）の2倍以上となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、老年人口は2020（令和2）年に30%、2035（令和17）年に40%を超え、2040（令和22）年には45.5%となることが予測されています。



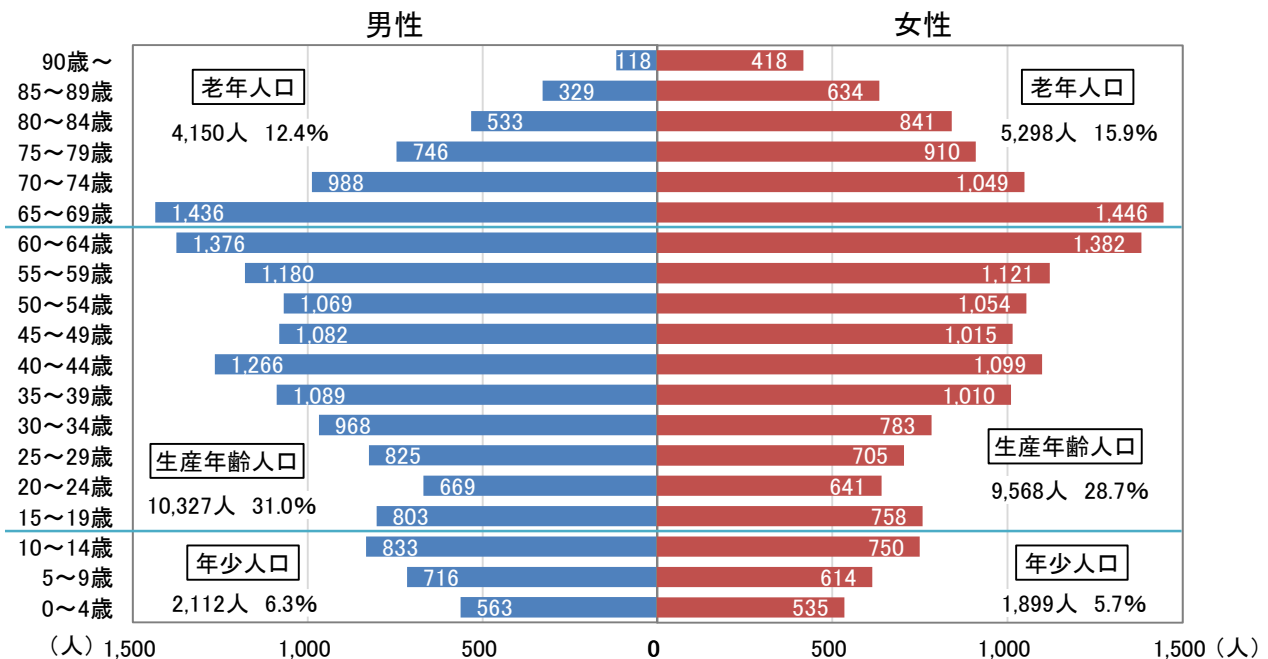
実績値は国勢調査、推計値は「人口動態分析・将来人口推計のためのワークシート」（社人研推計準拠）より作成

③ 人口ピラミッドの変化

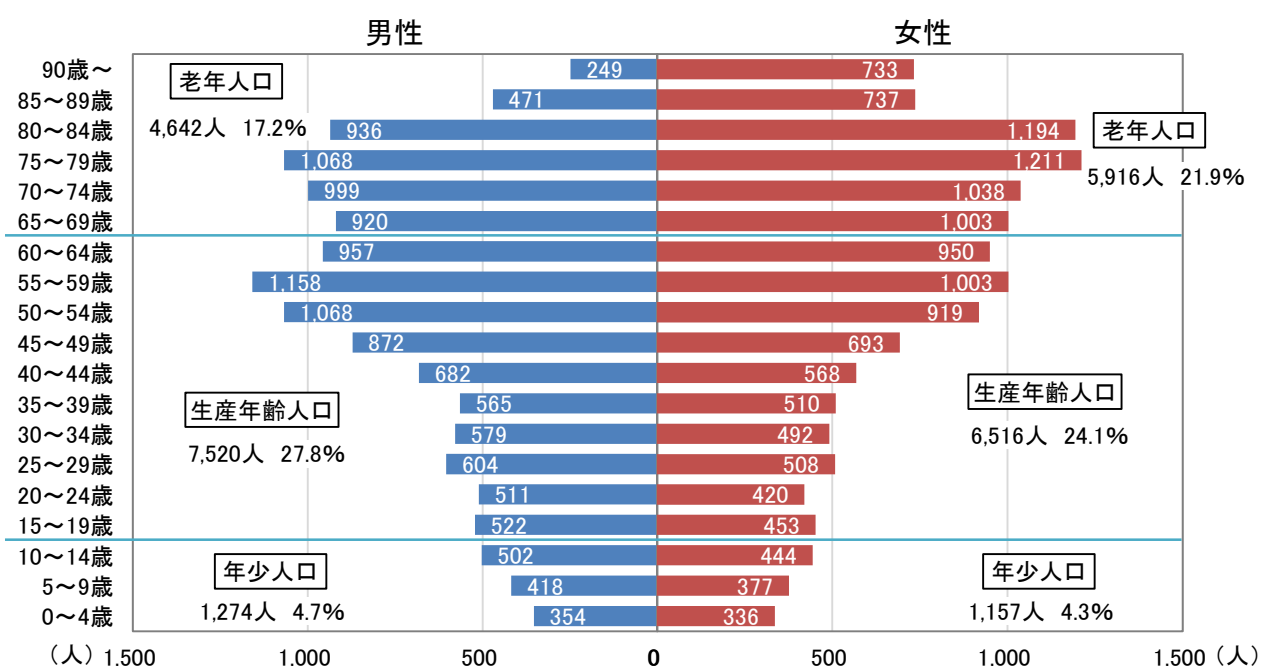
矢板市の年代別人口構成を、2015（平成27）年、2030（令和12）年、2040（令和22）年の3つの時期の人口ピラミッドから分析すると、15歳から49歳までの年齢層の減少が続き、急激な少子高齢化の傾向が続くことがわかります。

2015（平成27）年は男女ともに60代が最も多く、その子ども世代である40代前後の層が次いでおり、その年代がそのままスライドすることにより、2030（令和12）年には50～84歳、2040（令和22）年には男性60代及び女性60代以上がボリュームゾーンである高齢化社会となることが予測されています。

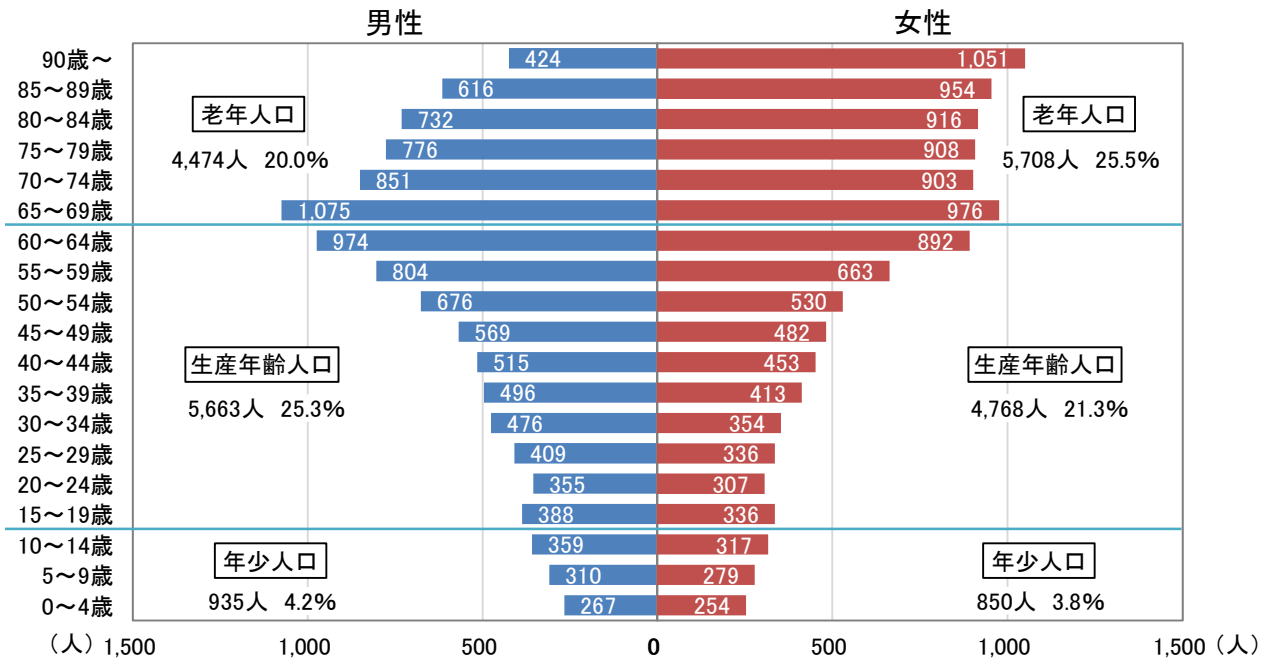
人口ピラミッド（2015（平成27）年）



人口ピラミッド（2030（令和12）年）



人口ピラミッド（2040（令和22）年）



実績値は国勢調査、推計値は「人口動態分析・将来人口推計のためのワークシート」（社人研推計準拠）より作成

④ 社会増減・自然増減の推移

矢板市の出生数・死亡数と、転入数・転出数のデータをもとに、総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響を分析します。

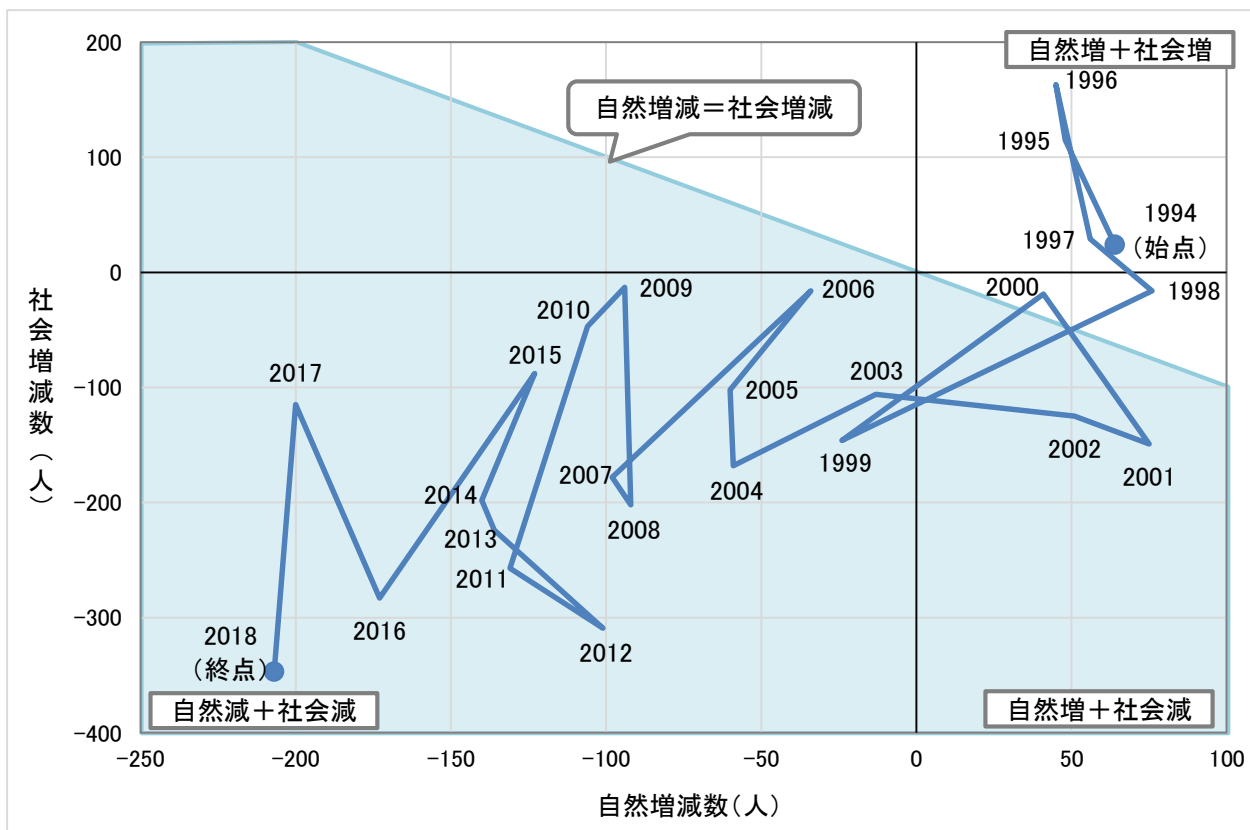
次の図は、矢板市の総人口の推移を自然増減と社会増減に分けて、その影響を示したものです。

これを見ると、人口のピークとなっていた1998（平成10）年頃を境に人口が減少傾向へと移ったことがわかります。

自然増減と社会増減について見ると、まず社会増減が悪化し、その後に自然増減が悪化しています。自然増減は2000（平成12）年から2002（平成14）年までの一時的な回復がありました。2002（平成14）年以降ほぼ一貫して悪化する傾向にあります。

社会増減についても、改善が見られる場合もありますが、人口増加の効果を得られるまでには至っておらず、2018（平成30）年は自然減・社会減ともに減少幅が最大となっています。

総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響



総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成

※自然増減とは出生・死亡に基づく人口増減、社会増減とは転入・転出に基づく人口増減を表す。

※上記データは総務省の人口動態及び世帯数に関する調査をもとに作成しており、1998～2013は年度（集計期間が4月1日から翌年3月31日まで）、2014～2018は年次（同1月1日から12月31日まで）となっている。一方、矢板市統計書の人口推移は、国勢調査をもとにした推計人口を各年10月1日基準日で作成しているため、データに差異が生じる場合がある。

※推計人口をもとにした矢板市の総人口は、1998年をピークに1999年より人口減少となっている。

⑤ 合計特殊出生率の推移

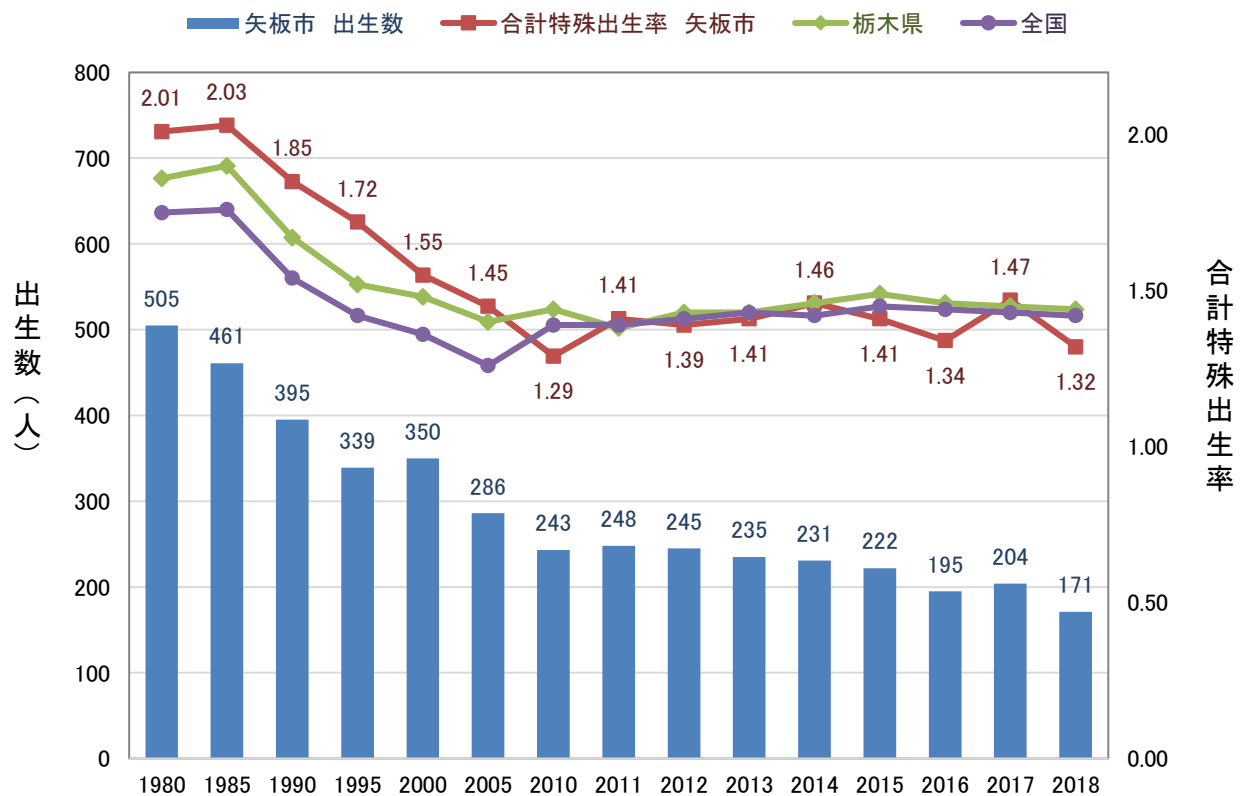
合計特殊出生率とは、一人の女性が一生のうちに産むであろう子どもの数を示し、15歳から49歳の女性の年齢ごとの出生率を合計した数字です。

矢板市の出生数は減少傾向にあり、2017（平成29）年にやや増加しましたが、2018（平成30）年は再び減少に転じています。合計特殊出生率は2005（平成17）年までは栃木県及び全国を上回っていましたが、2010（平成22）年に大きく落ち込み、その後は増減を繰り返し、1.3～1.4台で推移しています。

栃木県の合計特殊出生率は2005（平成17）年まで全国を大きく上回っていましたが、その後は全国と近くなり、ここ数年は全国をわずかに上回る程度となっています。

人口を維持するためには合計特殊出生率が2.07必要ですが、近年は国・県ともに1.5を下回っていることから、自然動態のみで人口を維持するのは厳しい数値となっています。

矢板市の出生数と矢板市、栃木県、全国の合計特殊出生率の推移



人口動態統計、人口動態保健所・市区町村別統計、栃木県保健統計年報より作成

※矢板市の合計特殊出生率は、平成17年までは人口動態保健所・市区町村別統計、平成22年以降は栃木県保健統計年報より

(2) 矢板市の人口の現状及び動向の分析

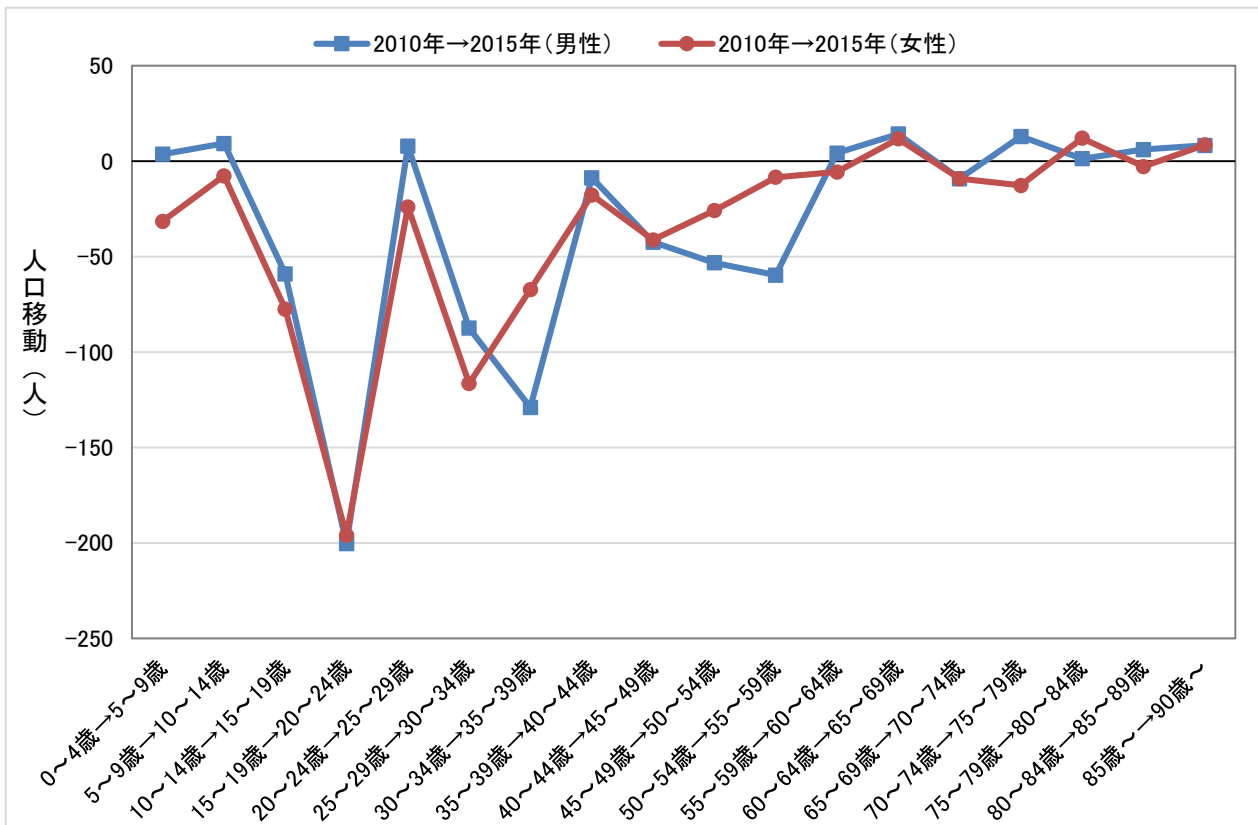
① 年齢階級別の人口移動

年齢階級別の人口移動を把握することによって、転入超過・転出超過の特徴を分析します。

生産年齢人口（15～64歳）は男女ともにおおむね転出超過となっており、10～14歳が15～19歳になるとき及び15～19歳が20～24歳になるときに転出数が特に大きくなっていることから、「大学への進学」や「就職」を機に市外へ転出する人が多い傾向にあることが予想されます。

男性と女性を比較すると、男性の30～34歳→35～39歳、45～49歳→50～54歳、50～54歳→55～59歳において女性よりも転出超過が大きくなっています。

年齢階級別人口移動数



国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

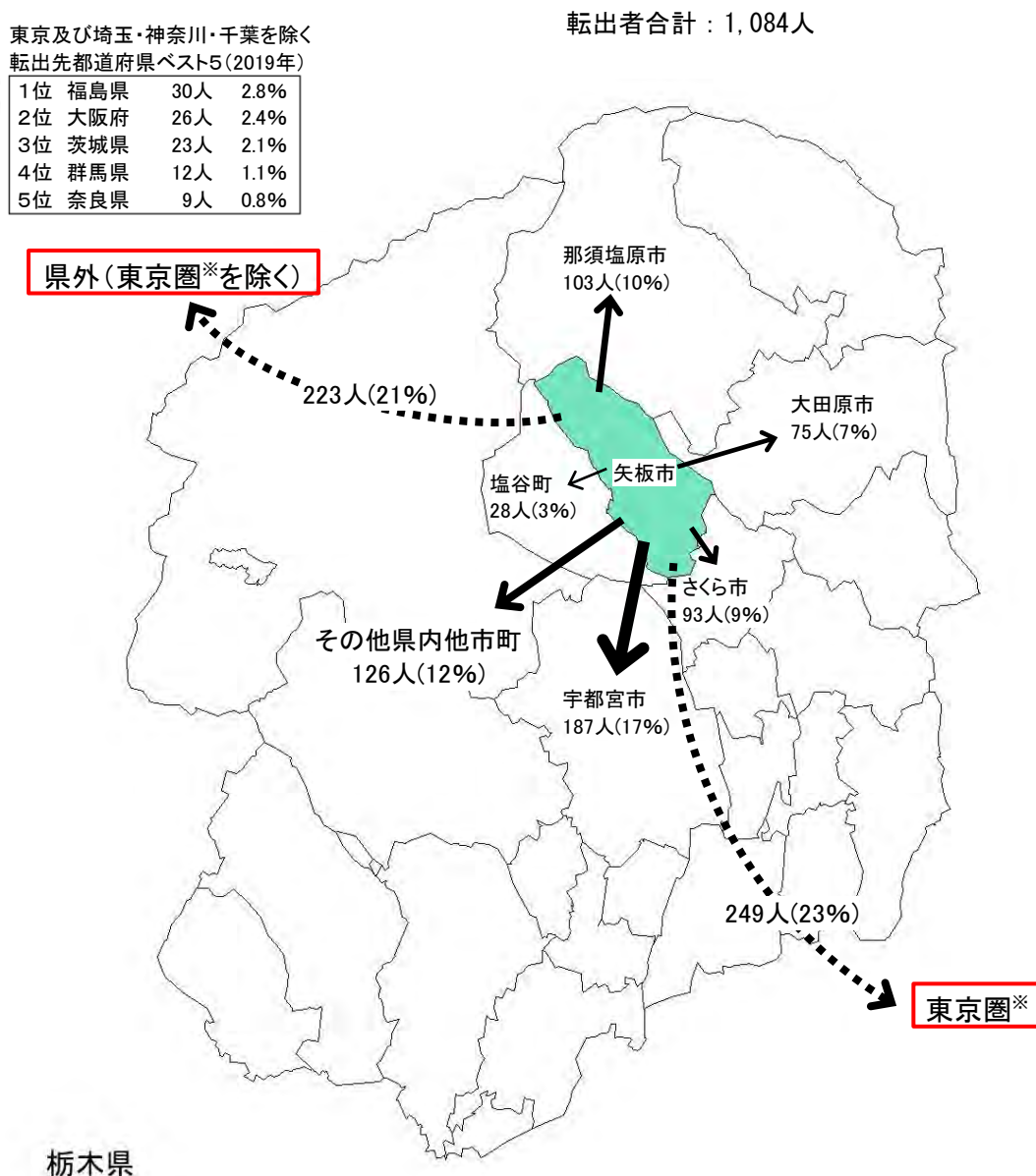
② 他地域への転出転入状況

県内の他地域及び、県外への転出転入状況を把握することによって、近年の矢板市の人口移動の状況を考察します。

転出

栃木県内と栃木県外の転出数を比較すると、県内の他市町への転出の方が多いことがわかります。栃木県内の他市町への転出状況を見ると、宇都宮市、那須塩原市、さくら市、大田原市、塩谷町の順番で転出数が多く、矢板市周辺の市町への転出が多いことがわかります。

県内他市町・県外への転出（2019（令和元）年）



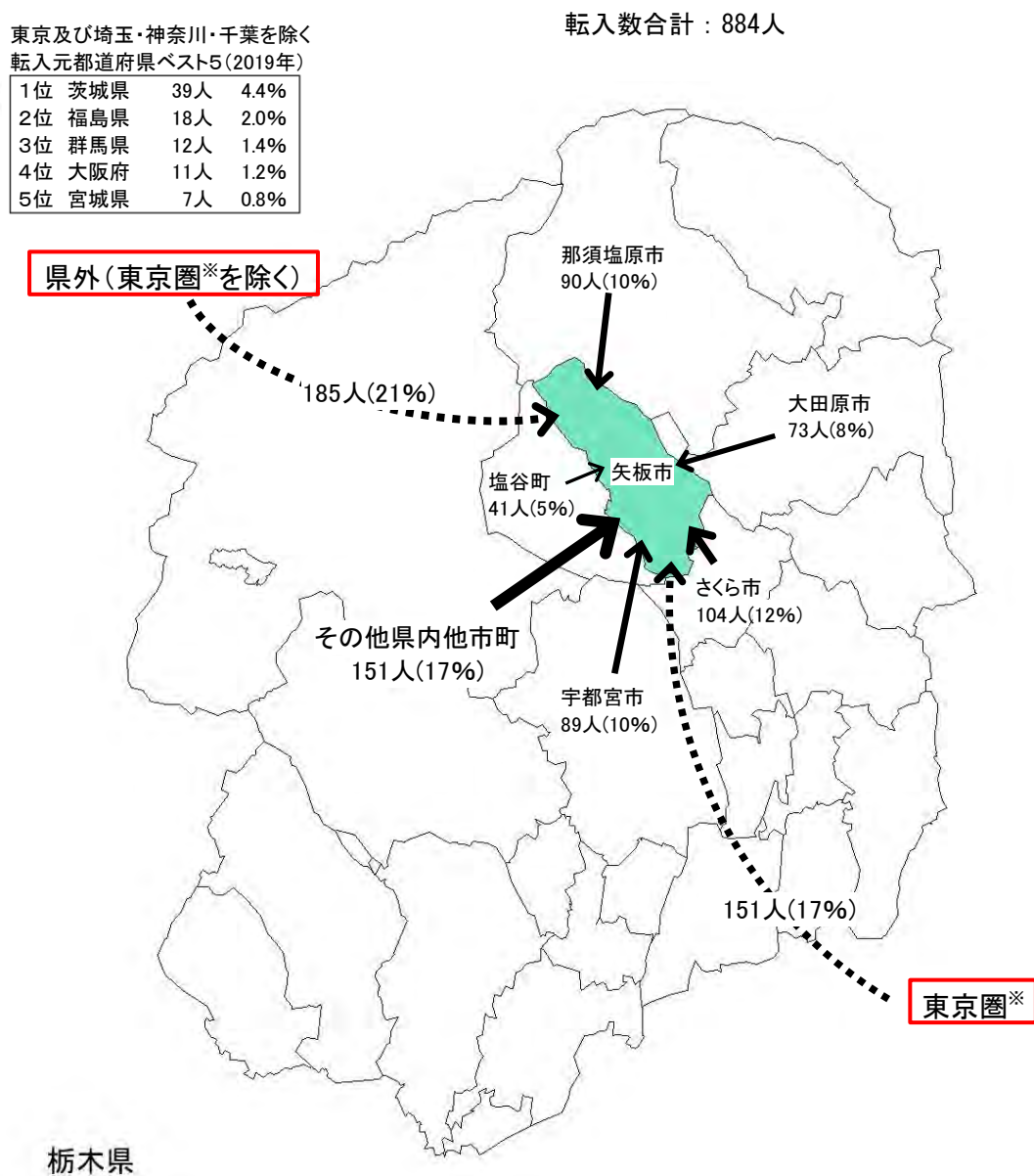
※東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県

市提供データより作成

転入

栃木県内と栃木県外の転入数を比較すると、県内の他市町からの転入の方が多くなります。栃木県内の他市町からの転入状況を見ると、さくら市、那須塩原市、宇都宮市、大田原市、塩谷町の順番で転入者が多く、矢板市の周辺市町からの転入が多いことがわかります。

県内市町・県外からの転入（2019（令和元）年）



※東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県

市提供データより作成

転入数と転出数を合わせてみると、県外や宇都宮市への大幅な転出超過の傾向が見られます。一方、塩谷町、さくら市、その他県内他市町からは転入超過の傾向が見られます。

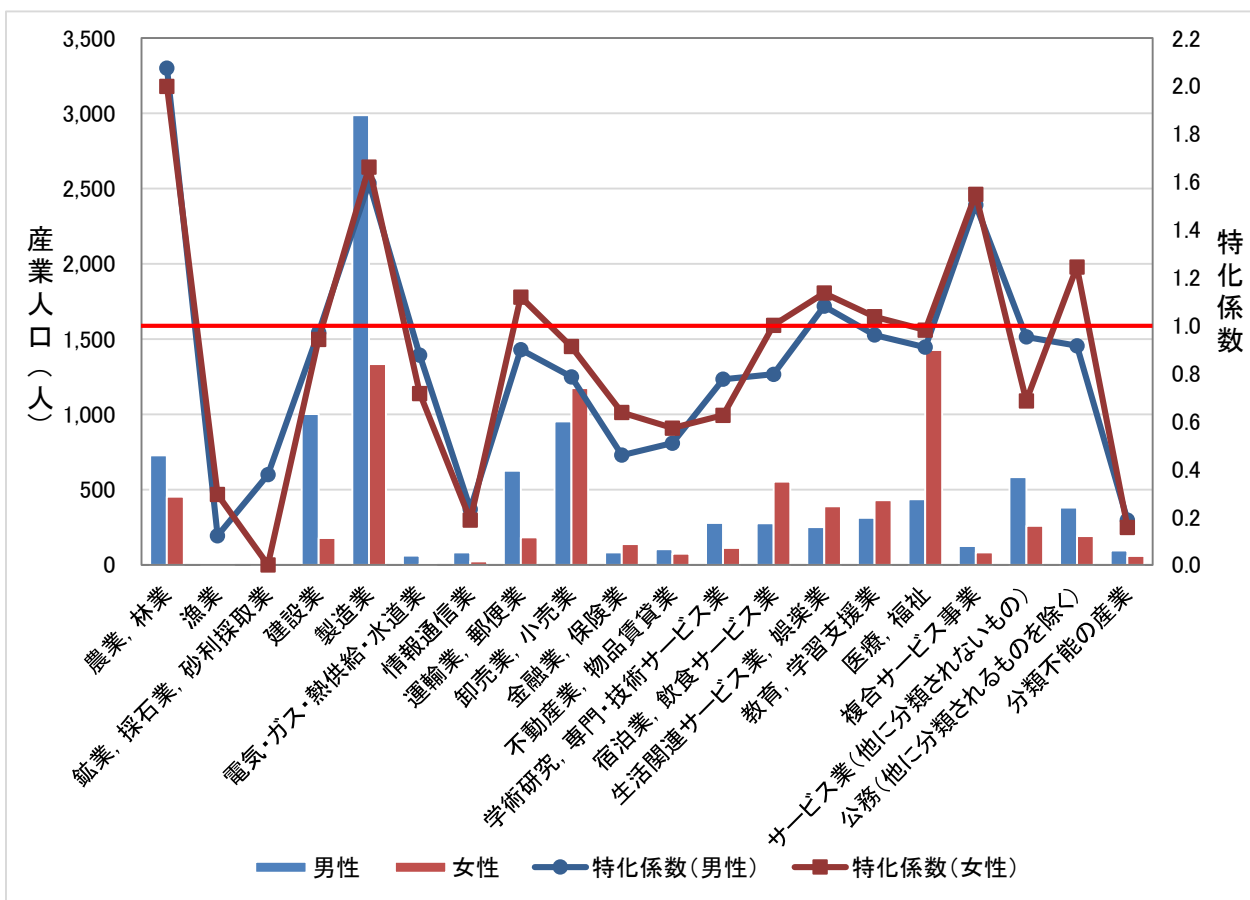
③ 男女別産業人口の状況

男女別の産業人口を分析することにより、男女別、産業別の人口状況を把握します。

産業人口を見ると、男性は、「製造業」、「建設業」、「卸売業・小売業」、「農業、林業」、「運輸業、郵便業」の順に就業者数が多く、女性は、「医療・福祉」、「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順に就業者数が多くなっています。

特化係数に関しては、男女共に「農業、林業」、「製造業」、「複合サービス事業」が高くなっています。一方で、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」など第3次産業に含まれる産業の特化係数が低い傾向にあります。

男女別産業人口の状況（2015（平成27）年）



国勢調査より作成

※特化係数とは、産業の業種構成における、その構成比の全国比のことをいい、各地域で特化した産業を把握することができます。特化係数が1以上であれば、当該地域はその産業に特化しているといえます。

$$\text{特化係数} = \text{矢板市の X 産業の就業者比率} / \text{全国の X 産業の就業者比率}$$

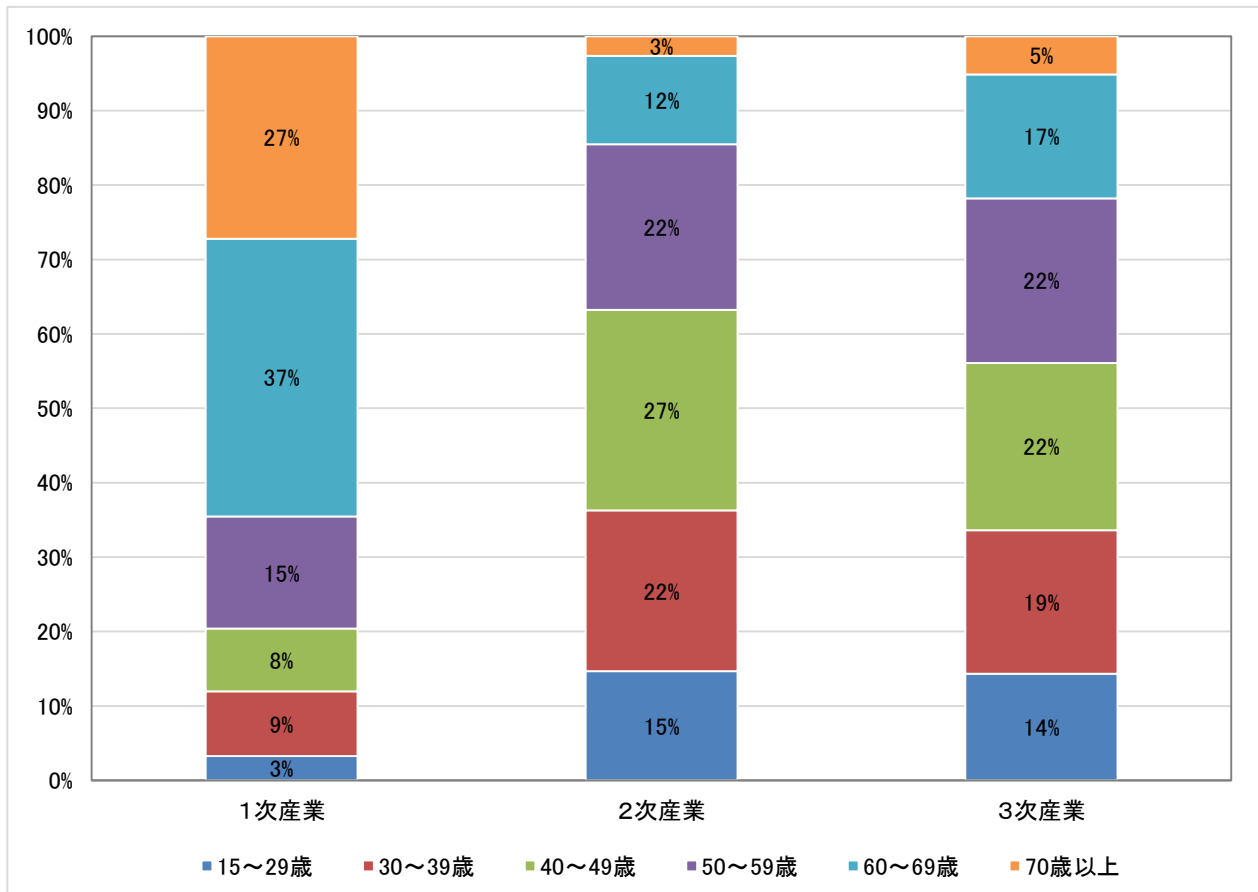
④ 年齢階級別産業人口の割合

年齢階級別の人口を、1次産業・2次産業・3次産業という大きな分類と、小分類でみることで、産業人口の構造を把握します。

産業別（大分類）人口割合

1次産業は、60歳以上の高齢者が64%を占める一方、15～29歳は3%であり、高齢者に偏っている現状です。2次産業、3次産業では60歳以下の各年代が均等に分布しています。

年齢階級別（大分類）産業人口の割合（2015年）

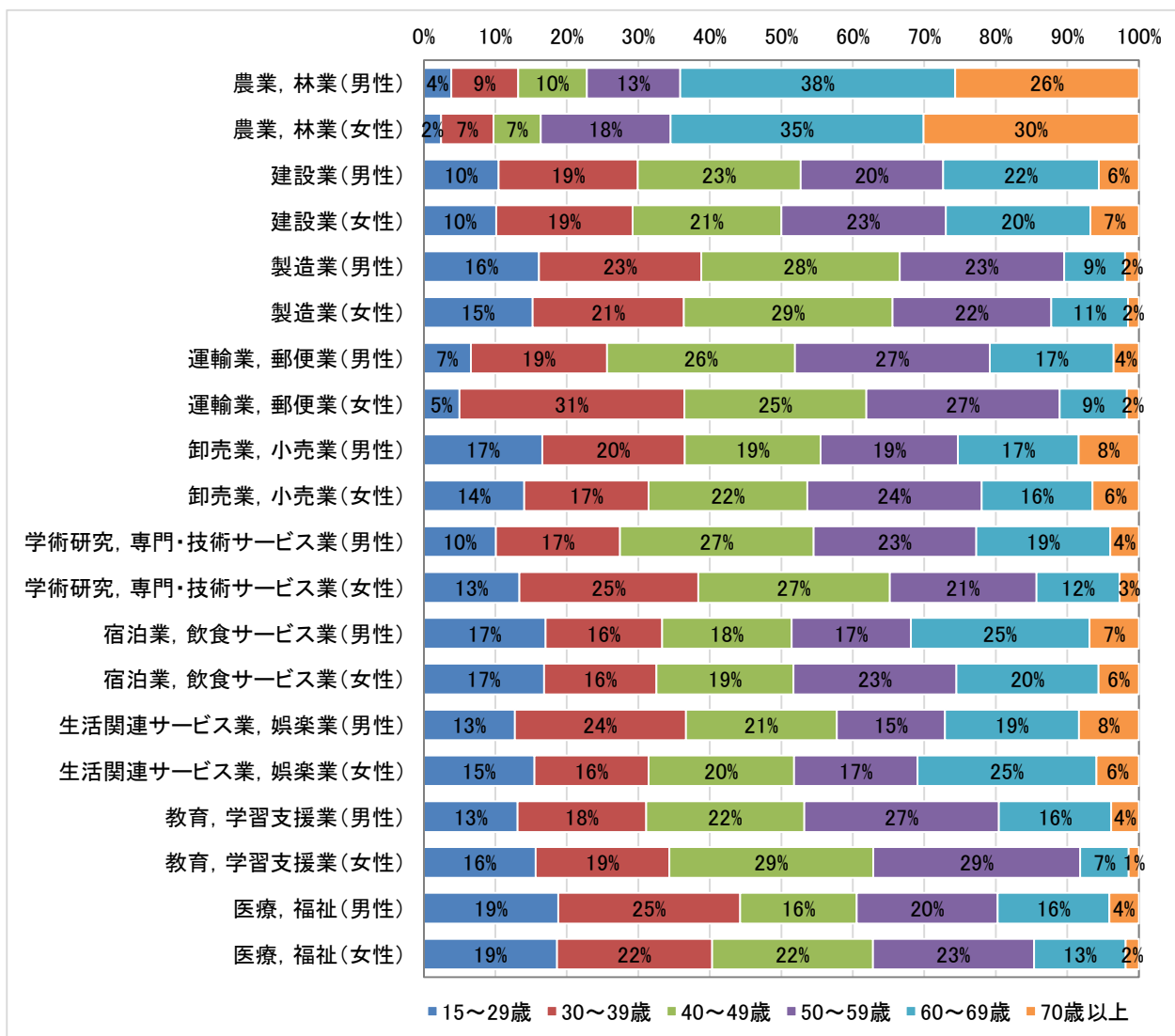


国勢調査より作成

産業別（小分類）人口割合

「農業、林業」は、約65%が60歳以上と高齢者の割合が高くなっています。一方で、その他の産業では偏った分布はみられませんが、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「学術研究、専門・技術サービス業」で30歳未満の割合が小さくなっています。

年齢階級別（小分類）産業人口の割合

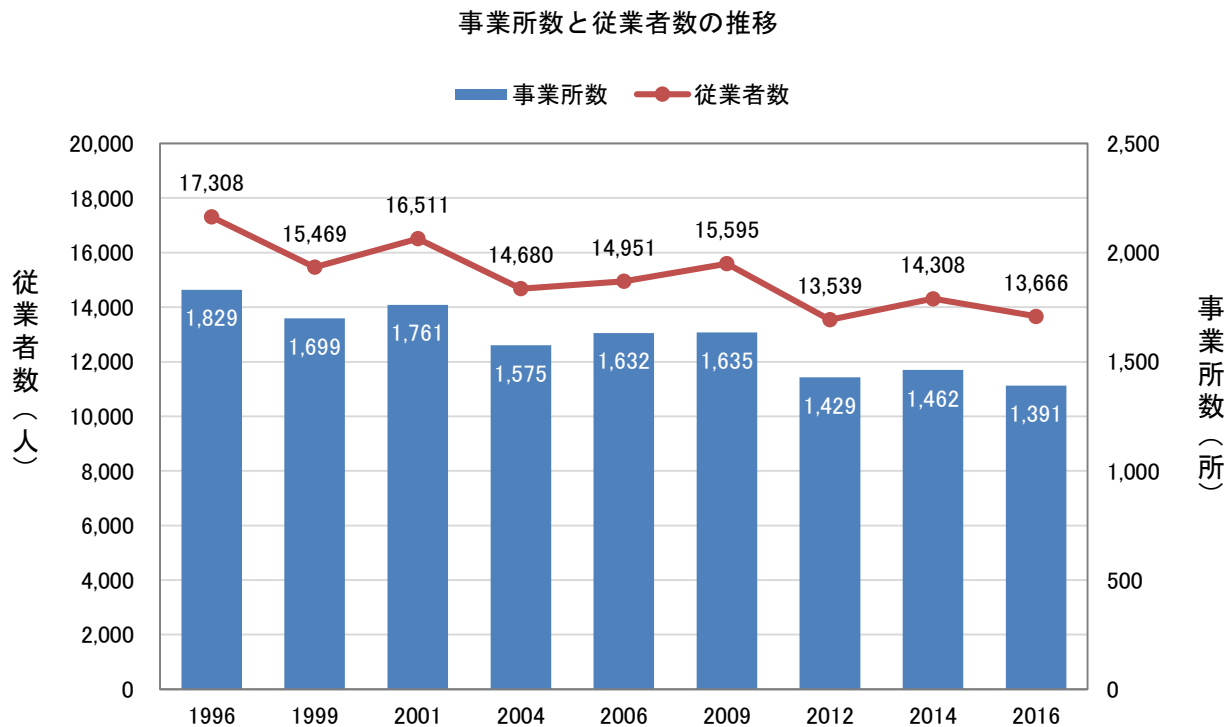


国勢調査より作成

⑤ 事業所数・従業者数

事業所数と従業者数の推移から、市内の産業が生み出す雇用についてみていきます。

事業所数は増減はあるものの、全体としてはおおむね減少傾向が続いています。従業者数も事業所数の増減と同様の傾向になっています。



※公務を除いた数

総務省統計局 事業所・企業統計調査及び経済センサスより作成

3. 住民意識

市政の様々な施策に対する市民の満足度や重要度について、無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人を対象として、アンケート調査を行いました。

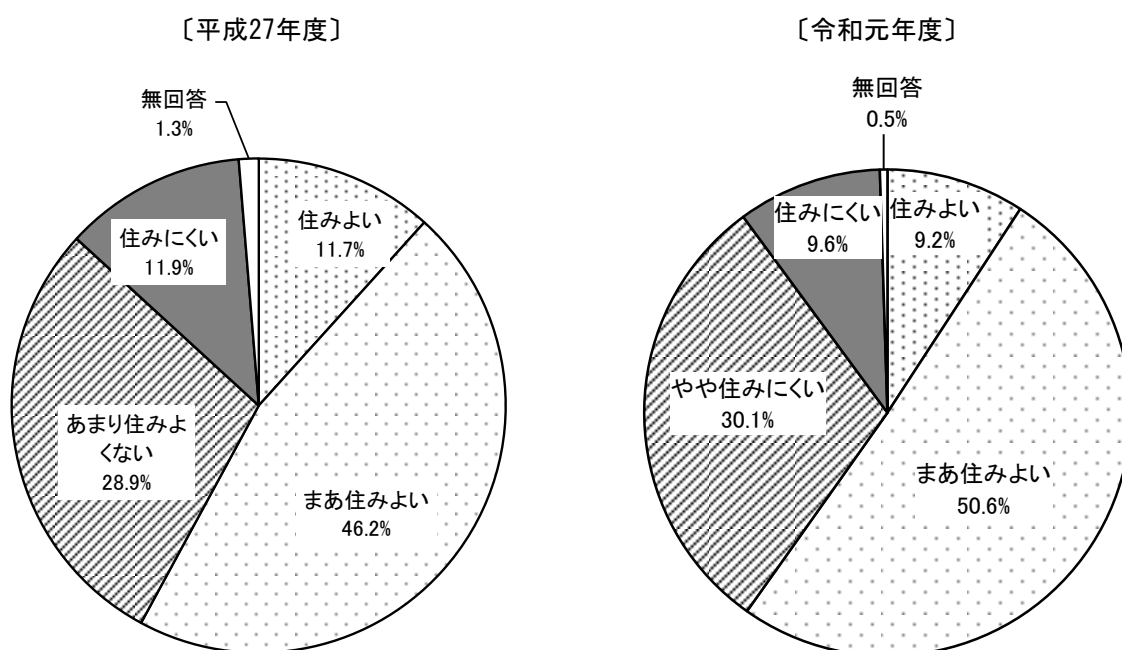
調査票の配布・回収は郵送により行い、回収率は約32%でした。

調査地域	矢板市全域
調査対象	矢板市内の住民、32,107人の中から満18歳以上の男女個人 (令和元年12月1日時点)
調査方法	郵送配布、郵送回収
対象者数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
有効回収数	638人
有効回収率	31.9%
実施期間	令和元年12月

●矢板市の住みよさについて

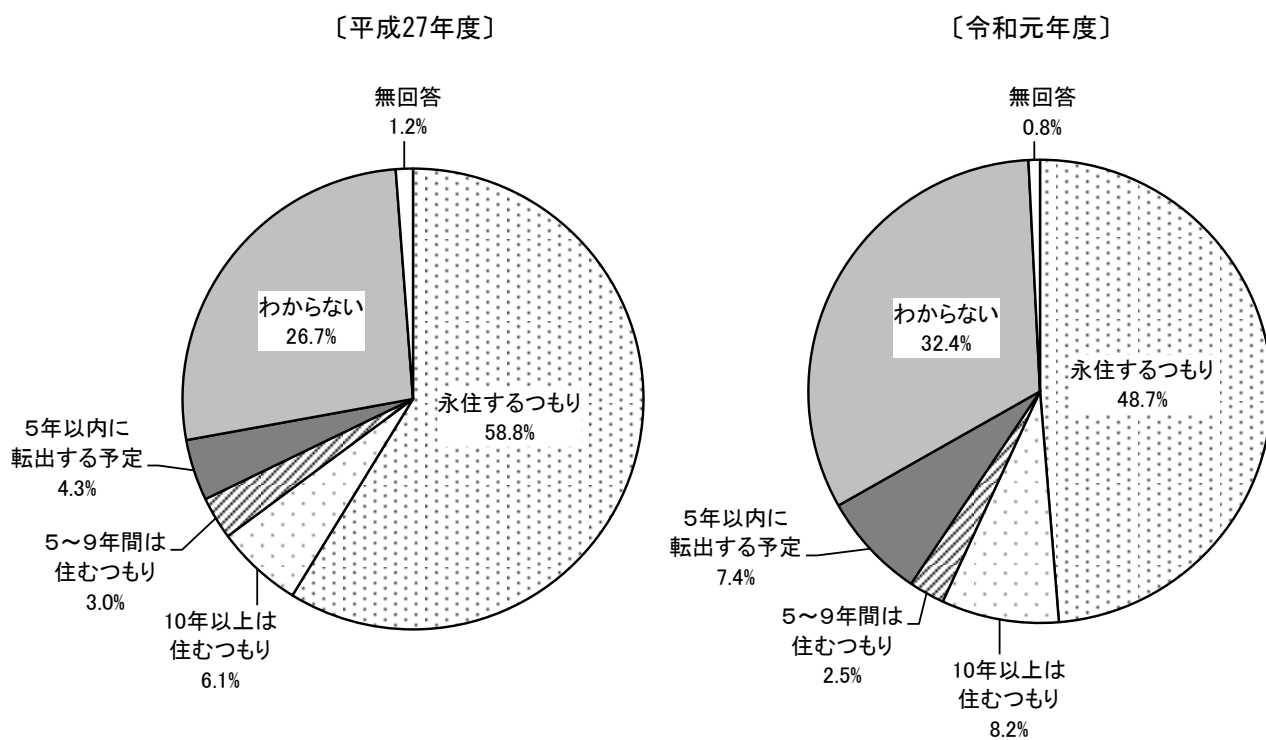
矢板市の住みよさについて、「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると約60%の方が、「矢板市は住みよいまちである」と思っています。

平成27年度の調査では「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると約58%でした。



●定住意向について

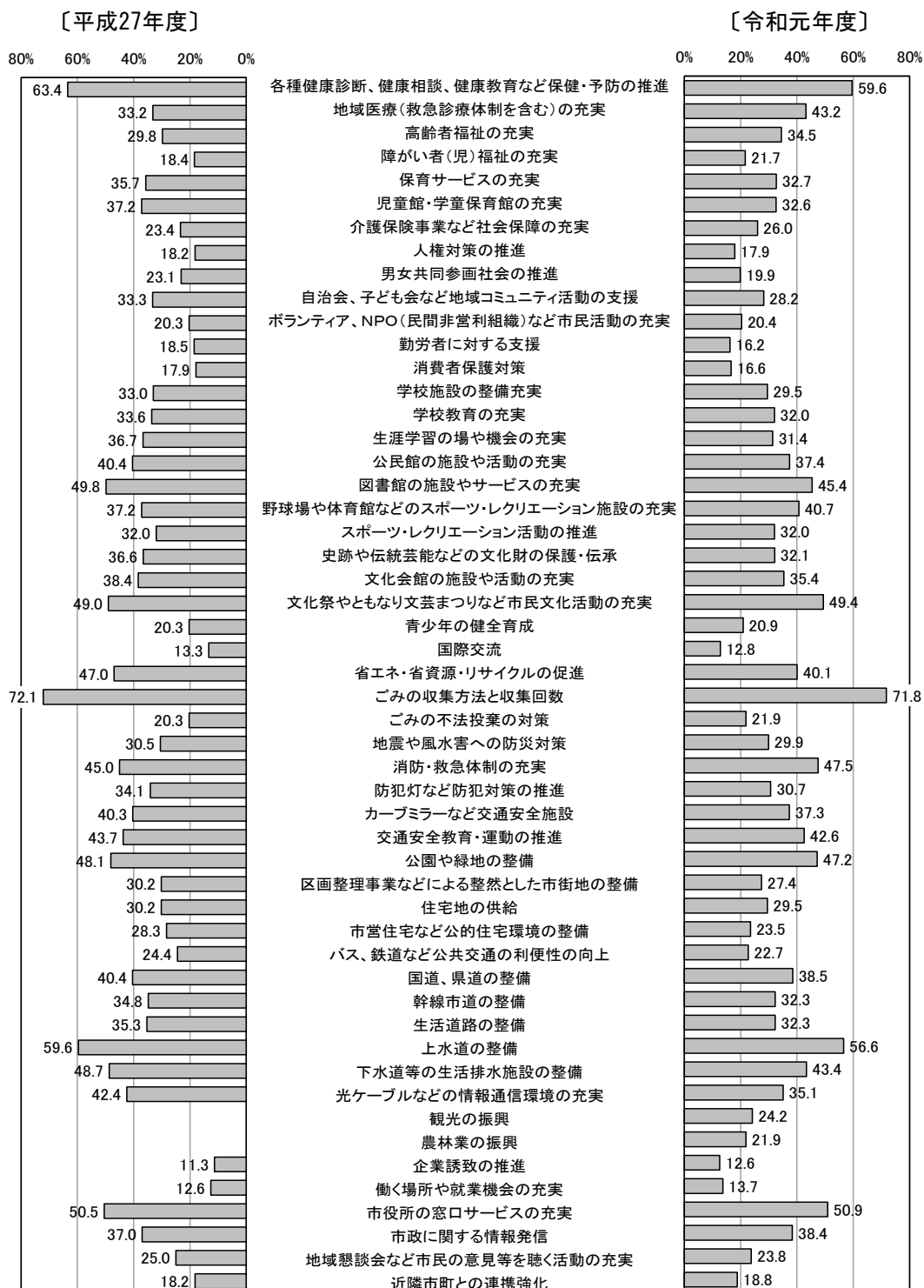
全体の約49%の方が「永住するつもり」と思っています。なお、平成27年度の調査では「永住するつもり」の方は約59%でした。



●各施策の満足度について

満足度は「ごみの収集方法と回収回数」が最も高く、「各種健康診断、健康相談、健康教育など保健・予防の推進」、「上水道の整備」、「市役所の窓口サービスの充実」、「文化祭やともなり文芸まつりなど市民文化活動の充実」などが続いています。

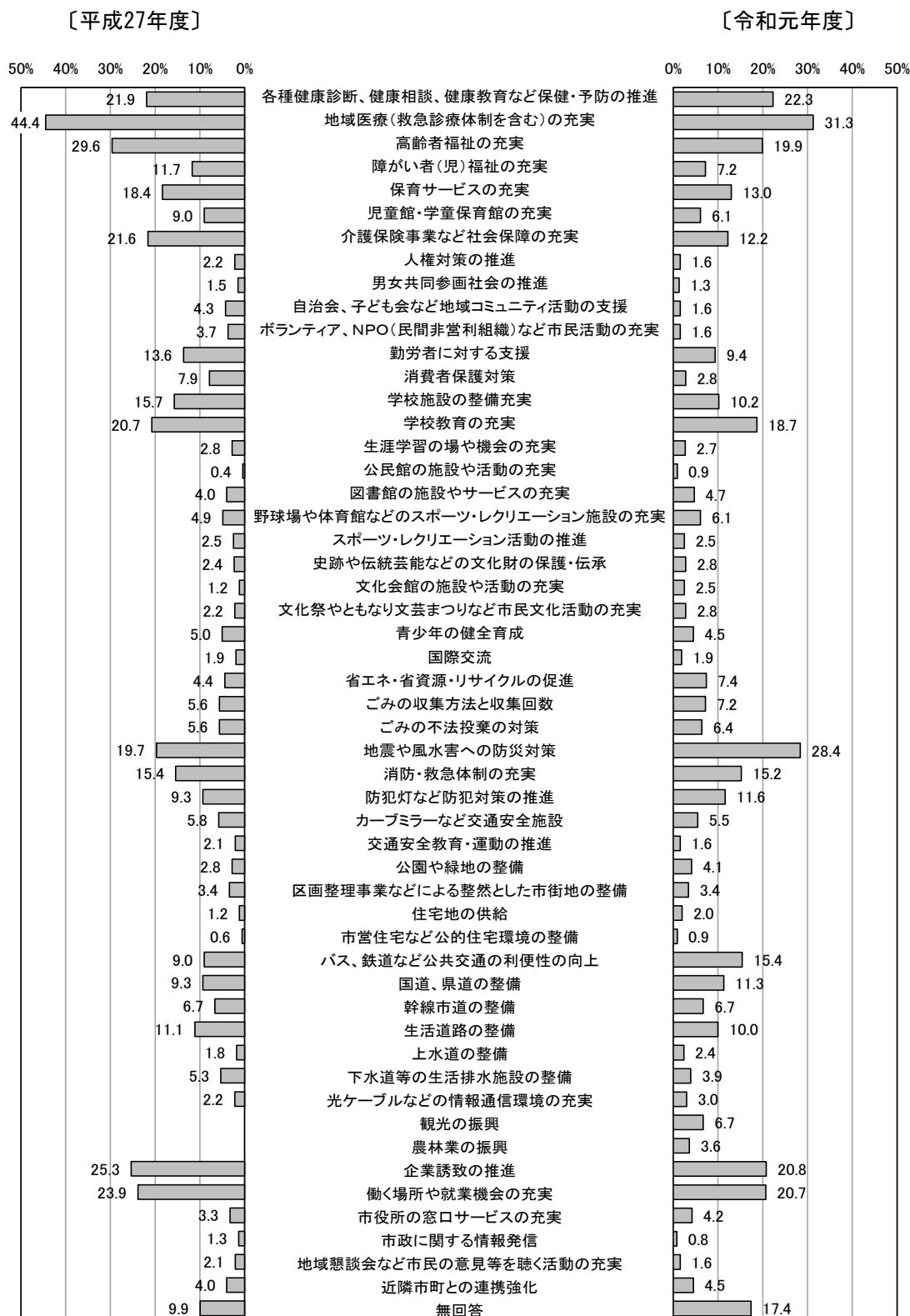
平成27年度と比較すると、「地域医療（救急診療体制を含む）の充実」と「高齢者福祉の充実」の満足度が上昇しています。一方、「光ケーブルなどの情報通信環境の充実」、「省エネ・省資源・リサイクルの促進」、「下水道等の生活排水施設の整備」、「生涯学習の場や機会の充実」、「自治会、子ども会など地域コミュニティ活動の支援」の満足度は低下しています。



※「観光の振興」、「農林業の振興」は令和元年度に追加

●特に重要な施策について

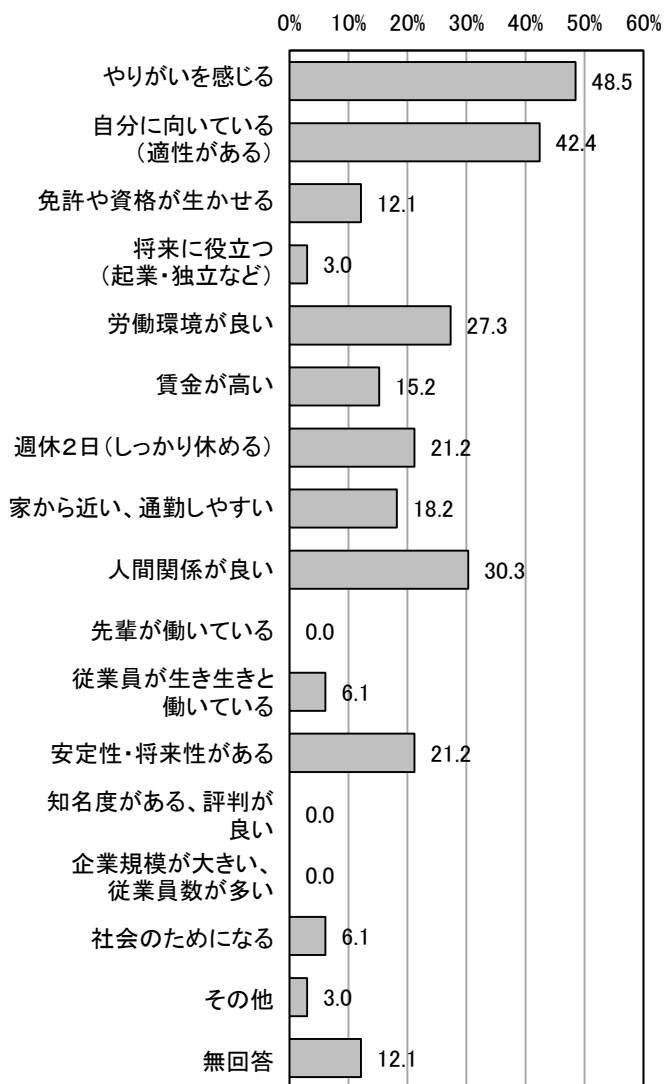
特に重要な施策は「地域医療（救急診療体制を含む）の充実」が最も高く、「地震や風水害への防災対策」、「各種健康診断、健康相談、健康教育など保健・予防の推進」、「企業誘致の推進」、「働く場所や就業機会の充実」などが続いています。平成27年度と比較すると、「地域医療（救急診療体制を含む）の充実」、「高齢者福祉の充実」、「介護保険事業など社会保障の充実」が減少する一方、「地震や風水害への防災対策」、「バス、鉄道など公共交通の利便性の向上」が増加しています。



※「観光の振興」、「農林業の振興」は令和元年度に追加

●魅力的・就職したい企業

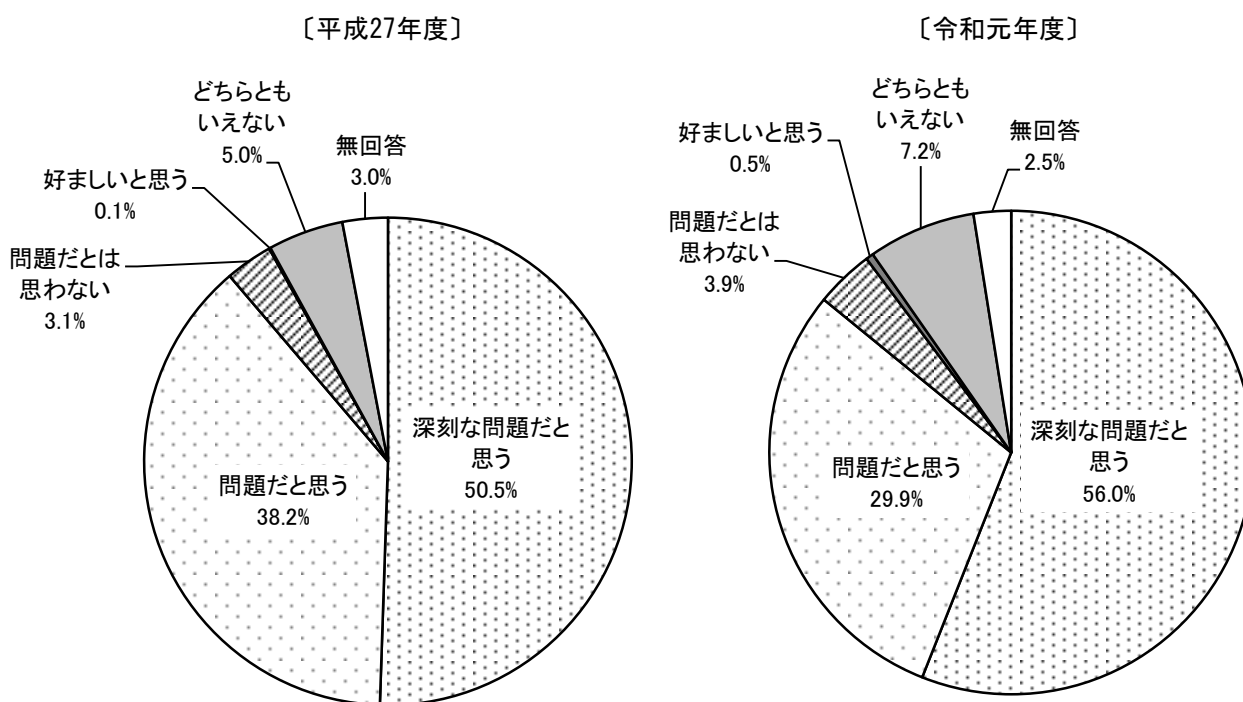
学生が考える魅力的な企業、就職したいと考える企業としては、「やりがいを感じる」、「自分に向いている（適正がある）」が上位となり、これらに「人間関係が良い」、「労働環境が良い」、「週休2日（しっかり休める）」、「安定性・将来性がある」が続いています。



●人口減少への考え

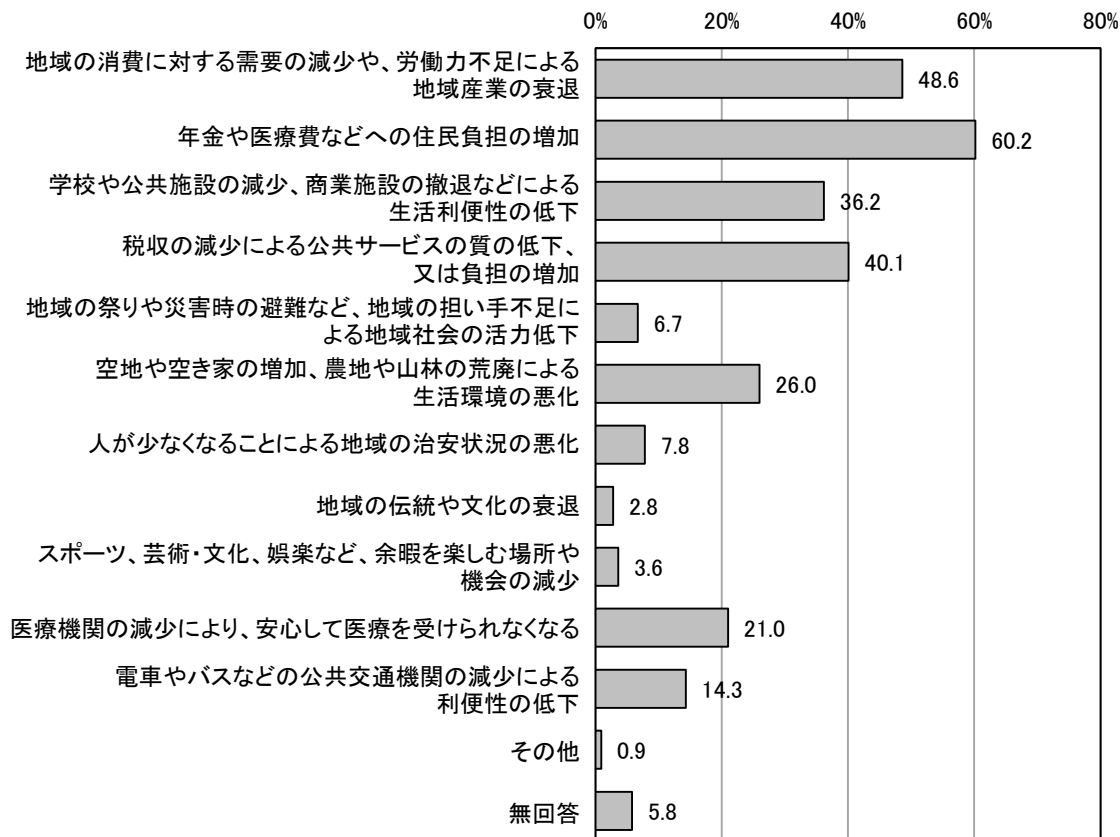
人口が減少することに対する意識としては、「深刻な問題だと思う」と「問題だと思う」を合わせると、問題意識を持っている方が約86%を占めています。

平成27年度の調査と比較すると、「深刻な問題だと思う」が増加しており、問題意識が深刻化している様子がうかがえます。



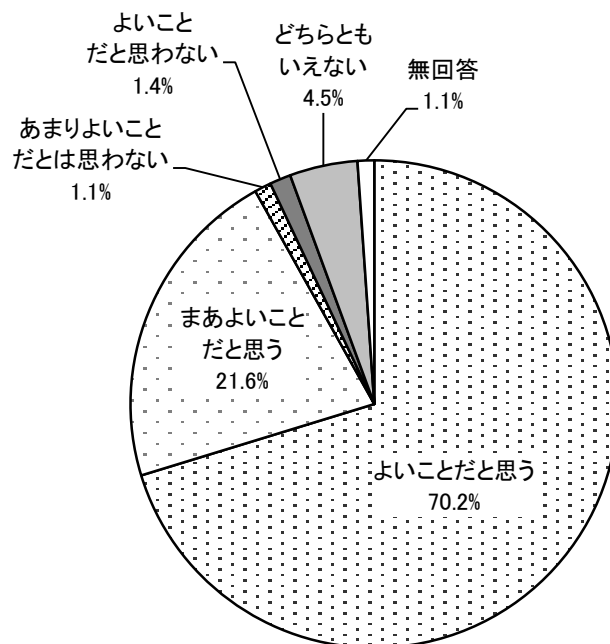
●人口減少による影響

人口減少による影響で心配されることとしては、「年金や医療費などへの住民負担の増加」が最も高く、これに「地域の消費に対する需要の減少や、労働力不足による地域産業の衰退」、「税収の減少による公共サービスの質の低下、又は負担の増加」、「学校や公共施設の減少、商業施設の撤退などによる生活利便性の低下」が続いています。



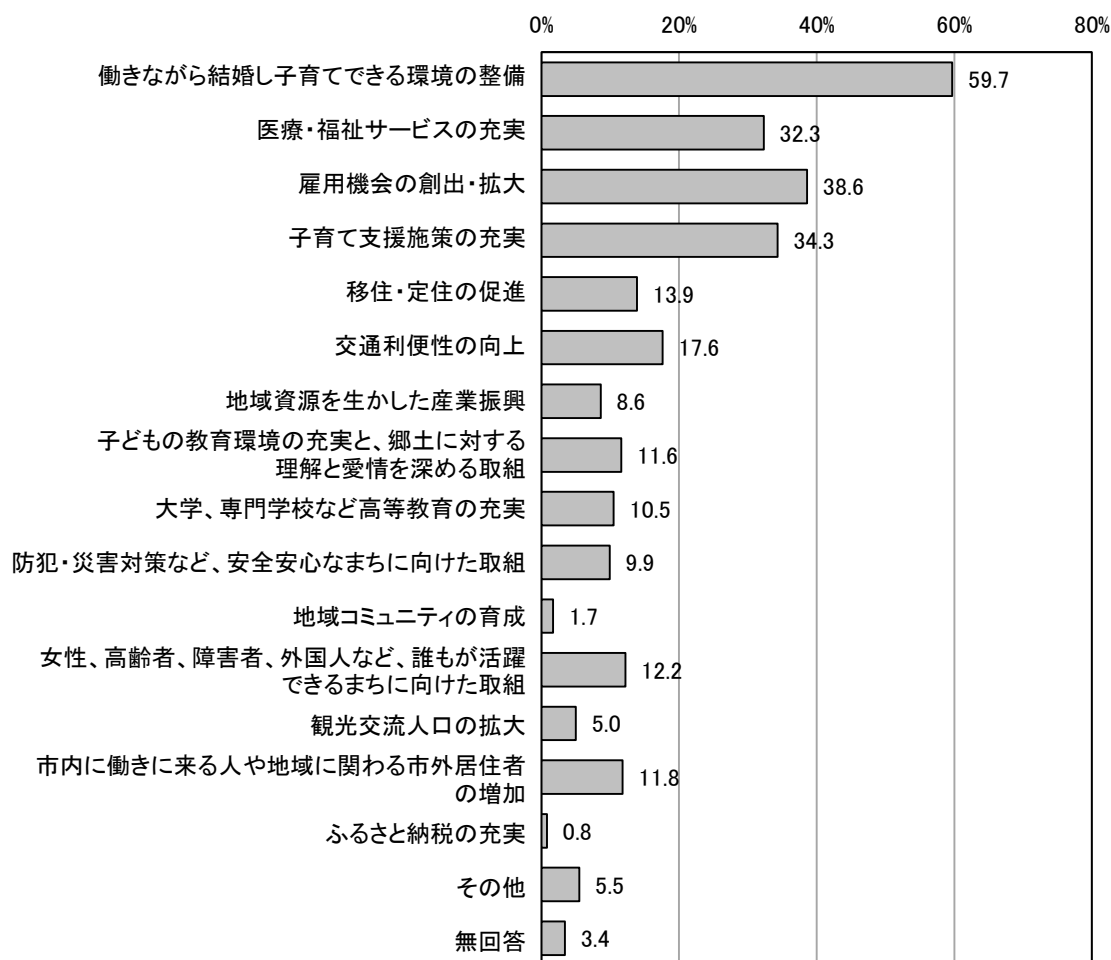
●移住に対する考え

矢板市に市外から人が移住してくることを「よいことだと思う」、「まあよいことだと思う」と考える方が約92%を占めています。



●人口減少への対策

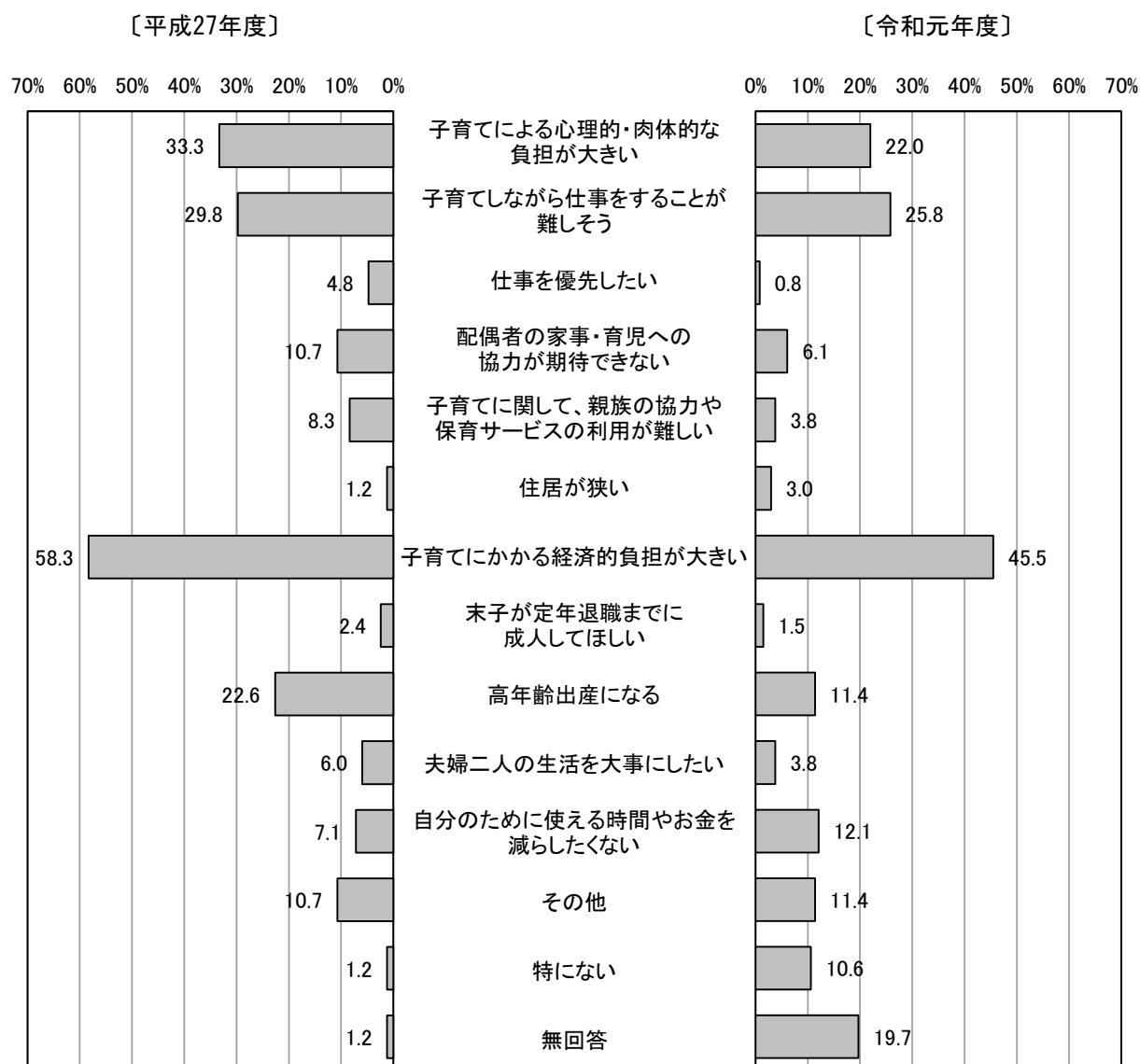
人口減少に対して講ずべき対策は、「働きながら結婚し子育てできる環境の整備」が最も高く、以下、「雇用機会の創出・拡大」、「子育て支援施策の充実」、「医療・福祉サービスの充実」の順となっています。



●子どもが欲しくない、理想の人数の子どもを持たない理由

理想の子ども人数よりも予定の子ども人数が少ない、または子どもを持つ予定がない・欲しくない方に、その理由を聞いたところ、「子育てにかかる経済的負担が大きい」が特に高く、「子育てしながら仕事をするのが難しそう」、「子育てによる心理的・肉体的な負担が大きい」が続いています。

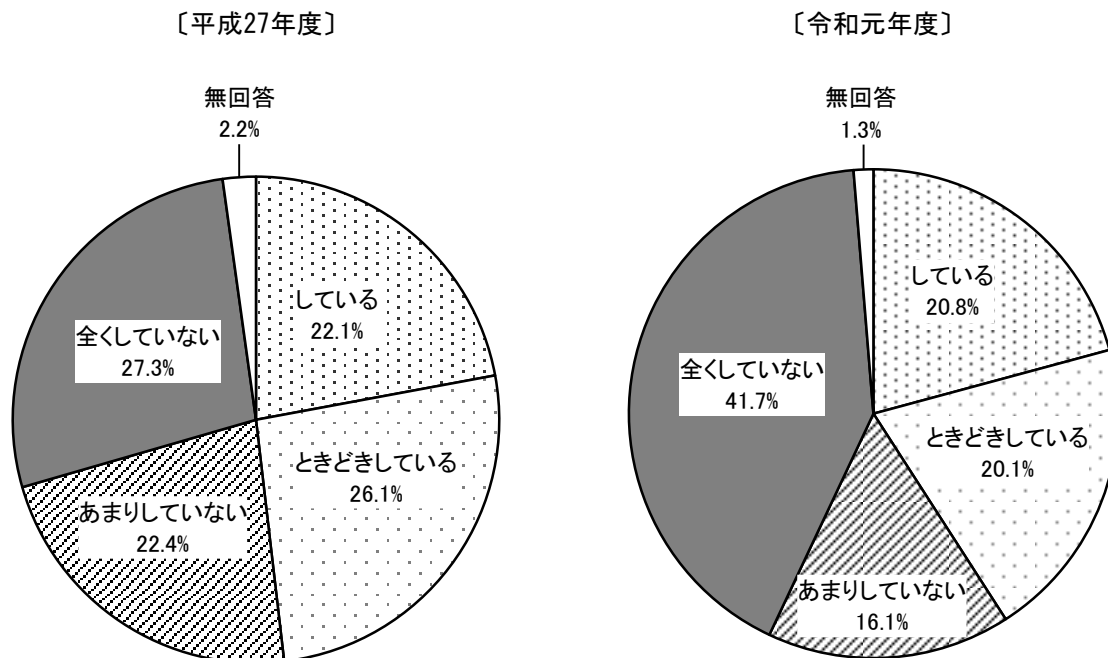
平成27年度の調査と比較すると、上位項目はおおむね同様となっていますが、「子育てにかかる経済的負担が大きい」、「高年齢出産になる」、「子育てによる心理的・肉体的な負担が大きい」など、いずれも割合は減少しています。一方、「自分のために使える時間やお金を減らしたくない」及び「特にない」が増加しています。



●地域活動への参加状況

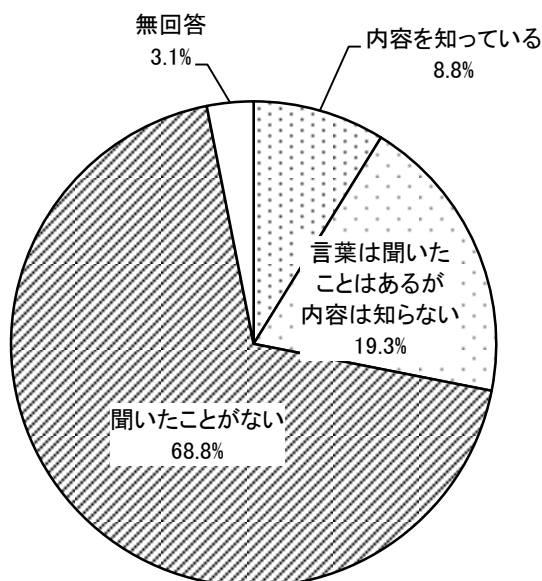
地域の活動や行事へ参加「している」または「ときどきしている」方は約41%となっています。一方、「全くしていない」、「あまりしていない」方が約58%となっています。

平成27年度の調査と比較すると、「全くしていない」が大幅に増加し、「している」、「ときどきしている」が合わせて約7%低下しており、地域活動への参加状況は減少傾向にあるとみられます。



●持続可能な開発目標（SDGs）の認知度

「SDGs（持続可能な開発目標）」の認知度は、「内容を知っている」が約9%、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が約19%、「聞いたことがない」が約69%となっています。



第3章 人口の将来展望

1. 矢板市の将来人口推計と分析

(1) 推計期間

2040（令和22）年まで、5年ごとの人口を推計します。

(2) 推計方法

- ・5歳以上においてはコーホート要因法を使用します。
※コーホート要因法とは、ある年に出生した人たちの人口変化をとらえる方法で、転出・転入や死亡などの仮定値をもとに将来人口を推計する方法の事です。
- ・0～4歳においては生残率、純移動率（特定の時期、場所における移入民と移出民の差を表したものと0～4歳性比（ある年における0～4歳の女性人口100人当たりの0～4歳男性人口）、子ども女性比（ある年の0～4歳の人口を同年の15～49歳の女性人口で割ったもの）の推計値を使用します。

(3) 基準人口

2015（平成27）年国勢調査の人口を基準とします。

(4) 将来人口推計

国から提供されたパターン1（社人研推計準拠）のデータを基に人口推計を行うとともに、人口減少段階の分析を行います。

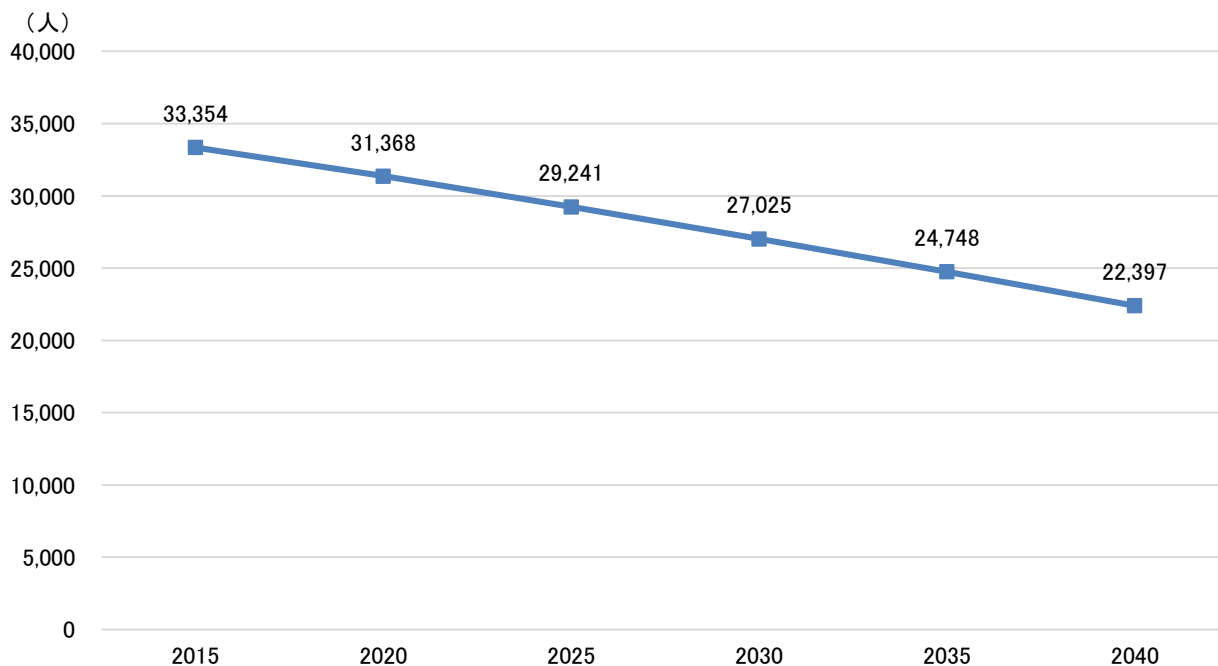
概 要	基準年
<p>【パターン1（社人研推計準拠）】</p> <ul style="list-style-type: none">・主に2010（平成22）年から2015（平成27）年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。・移動率は、足元の傾向が続くと仮定。 ＜出生に関する仮定＞<ul style="list-style-type: none">・原則として、2015（平成27）年の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして2020（令和2）年以降、市区町村ごとに仮定。＜死亡に関する仮定＞<ul style="list-style-type: none">・原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の2010（平成22）年→2015（平成27）年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市区町村に対して一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市区町村の2000（平成12）年→2010（平成22）年の生残率の比から算出される生残率を市区町村別に適用。＜移動に関する仮定＞<ul style="list-style-type: none">・原則として、2010（平成22）～2015（平成27）年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、2040（令和22）年以降継続すると仮定。	2015年

① 社人研推計における将来推計人口

2040年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定したパターン1（社人研推計準拠）の推計人口は下図の通りとなっています。

国の長期ビジョンが示す人口推移と同様に人口減少が進み、ほぼ同じ減少傾向となることが予想され、総人口は2025（令和7）年に30,000人、2035（令和17）年に25,000人を下回り、2040（令和22）年には約22,000人となる見込みとなっています。

パターン1（社人研推計準拠）の将来推計人口

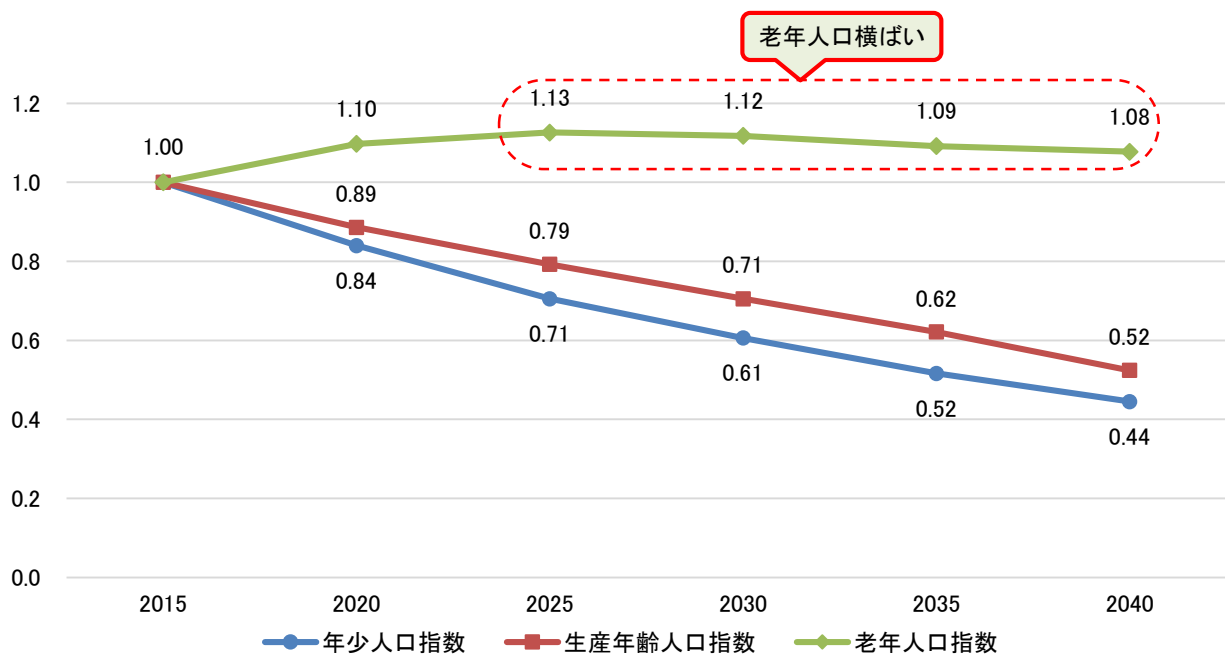


② 人口の減少率及び減少段階の分析

パターン1の分析によると、2040（令和22）年には、2015（平成27）年と比較して年少人口が44%（56%の減少）、生産年齢人口が52%（48%の減少）、老年人口が108%（8%の増加）になると推計されます。

人口減少は3つの段階を経て進行しますが、パターン1の分析によると、本市の人口減少段階は、2025（令和7）年までは老年人口が増加する「第1段階」、2040（令和22）年までは老年人口が横ばいの「第2段階」に該当します。

3階級別人口の見通し（2015年を1.0とした指数）



※2015年の人口を1.00とし、各年の人口を指数化した。

- ※第1段階…老年人口増加＋生産年齢人口・年少人口減少
- ※第2段階…老年人口横ばい＋生産年齢人口・年少人口減少
- ※第3段階…老年人口減少＋生産年齢人口・年少人口減少⇒本格的な人口減少

(5) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

本市における将来人口に及ぼす自然増減と社会増減の影響度を分析するため、将来人口推計におけるパターン1をベースに、次の2つのシミュレーションを行いました。

また、シミュレーションの結果を基に、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析を行いました。

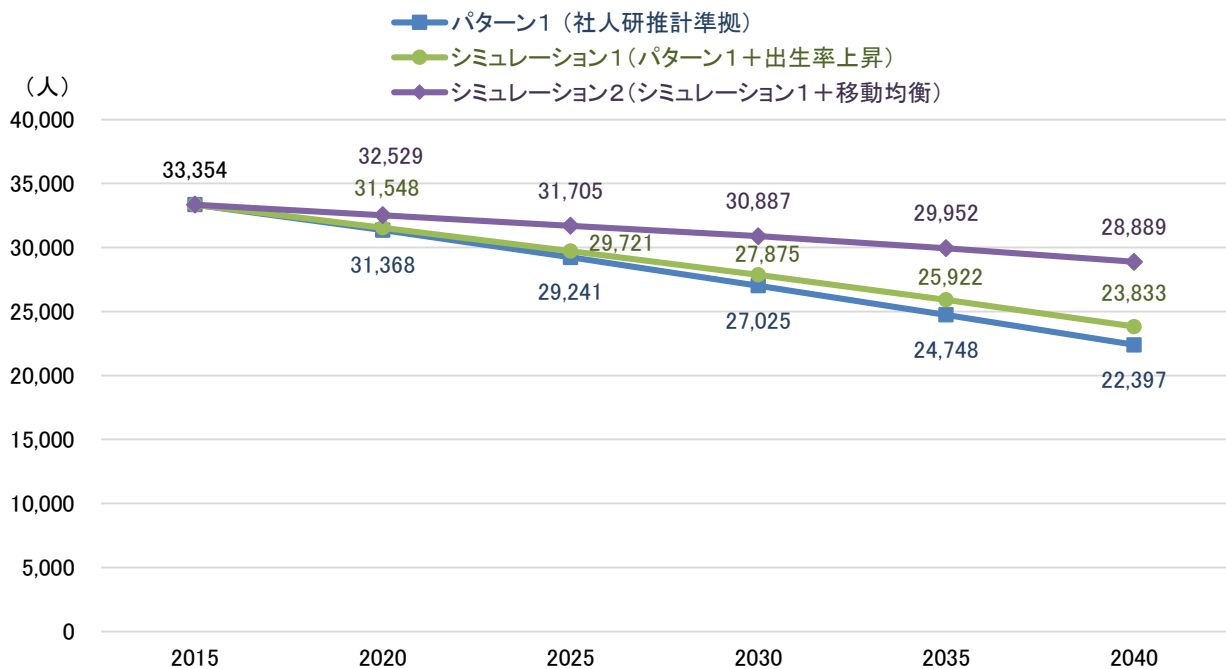
シミュレーションの概要	基準年
【シミュレーション1】 仮にパターン1において、合計特殊出生率が2030（令和12）年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定	2015年
【シミュレーション2】 仮にパターン1において、合計特殊出生率が2030（令和12）年までに人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定	2015年

① 総人口の分析

パターン1では、2040（令和22）年の総人口は22,397人、シミュレーション1では23,833人、シミュレーション2では28,889人と推計されます。

パターン1に比べると、シミュレーション1では約1,400人、シミュレーション2では約6,500人多くなると見込まれます。

パターン1・シミュレーション1・2の将来推計人口の比較



② 自然増減、社会増減の影響度の分析

本市は、自然増減の影響度が「3（影響度105～110%）」となっており、出生率の上昇につながる施策に適切に取り組むことで、社人研の推計人口よりも5～10%程度、将来の総人口が多くなる効果があると考えられます。

一方で、社会増減の影響度が「5（影響度130%以上）」と非常に大きくなっており、人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑え、人口減少に歯止めをかける上で必要不可欠であると考えられます。

分類	2040（令和22）年の推計人口
パターン1	22,397人
シミュレーション1	23,833人
シミュレーション2	28,889人

分類	計算	影響度
自然増減の影響度 シミュレーション1／パターン1	106.4% (23,833 ÷ 22,397)	3
社会増減の影響度 シミュレーション2／シミュレーション1	129.0% (28,889 ÷ 22,397)	5

※影響度については、1～5の5段階で表示。（整理方法については、下記を参照。）

自然増減影響度が「3」、「4」、「5」と上がるにつれて、出生率を上昇させる施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑える上でより効果的であるとされる。また、社会増減影響度が「3」、「4」、「5」と上がるにつれて、人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑える上でより効果的であるとされる。

（参考）自然増減及び社会増減の影響度の整理方法

●自然増減の影響度

・（シミュレーション1の2040（令和22）年の総人口／パターン1の2040（令和22）年の総人口）の数値に応じて、以下の5段階に整理。

「1」＝100%未満、「2」＝100～105%、「3」＝105～110%、「4」＝110～115%、「5」＝115%以上の増加

（注1）：「1」＝100%未満には、「パターン1（社人研推計準拠）」の将来の合計特殊出生率に換算した仮定値が、本推計で設定した「2030（平成42）年までに2.1」を上回っている市町村が該当する。

●社会増減の影響度

・（シミュレーション2の2040（令和22）年の総人口／シミュレーション1の2040（令和22）年の総人口）の数値に応じて、以下の5段階に整理。

「1」＝100%未満、「2」＝100～110%、「3」＝110～120%、「4」＝120～130%、「5」＝130%以上の増加

（注2）：「1」＝100%未満には、「パターン1（社人研推計準拠）」の将来の純移動率の仮定値が転入超過基調となっている市町村が該当する。

出典：「地域人口減少白書（2014年～2018年）」（一般社団法人北海道総合研究調査会、2014（平成26）年、生産性出版）

③ 人口構造の分析

年齢3区分ごとにみると、「0～14歳」については、パターン1及びシミュレーション1では大きく減少しますが、シミュレーション2ではわずかに増加します。

「15～64歳」はいずれも大幅な減少となりますが、パターン1及びシミュレーション1に比べてシミュレーション2の減少幅は小さくなります。

「65歳以上」はパターン1、シミュレーション1・2のいずれも8%程度の増加となります。

また、「29～39歳女性」は、「15～64歳」と同様、いずれも大幅な減少となりますが、パターン1及びシミュレーション1に比べてシミュレーション2の減少幅は小さくなります。

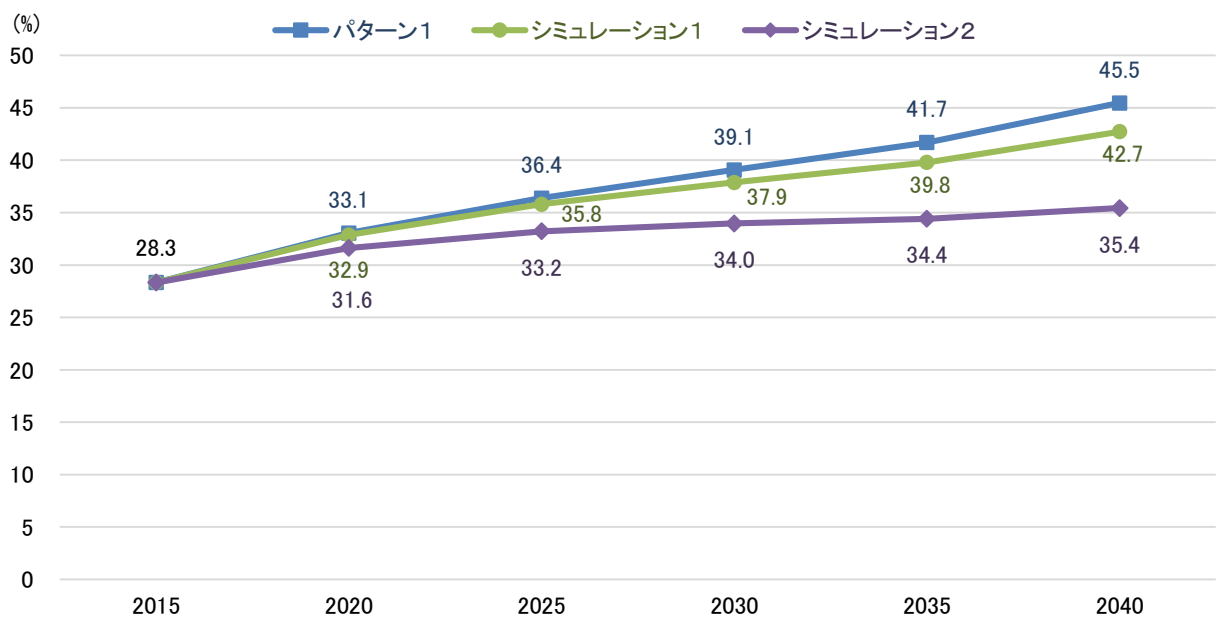
推計結果ごとの人口及び増減率

		総人口	0～14歳	0～4歳	15～64歳	65歳以上	20～39歳女性
2015年	現状値	33,354	4,011	1,098	19,895	9,448	3,139
2040年	パターン1	22,397	1,785	520	10,431	10,182	1,410
	シミュレーション1	23,833	2,827	853	10,825	10,182	1,468
	シミュレーション2	28,889	4,109	1,348	14,543	10,237	2,498
2015年⇒ 2040年 増減率	パターン1	-32.8%	-55.5%	-52.6%	-47.6%	7.8%	-55.1%
	シミュレーション1	-28.5%	-29.5%	-22.3%	-45.6%	7.8%	-53.2%
	シミュレーション2	-13.4%	2.4%	22.7%	-26.9%	8.3%	-20.4%

④ 老年人口比率の変化

老年人口比率の推移をみると、パターン1、シミュレーション1・2のいずれも2040（令和22）年まで増加が続きますが、シミュレーション2ではパターン1及びシミュレーション1に比べ増加幅がゆるやかとなっています。

老年人口比率の推移

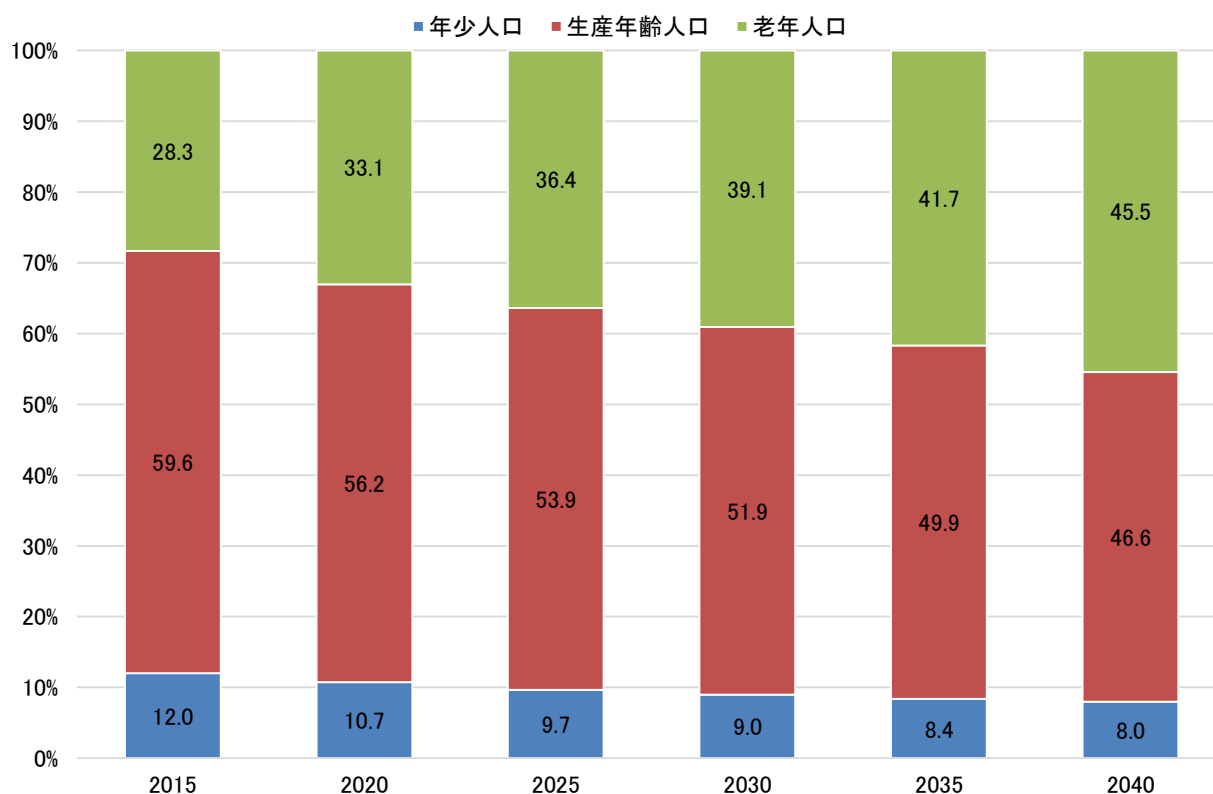


2. 人口の変化が社会・経済に与える影響の分析

① 少子高齢化の分析

パターン1における年齢3区分別の人口割合の推移をみると、高齢化率は2040（令和22）年には45.5%に達し、高齢者1人を現役世代（生産年齢人口）約1.02人で支える社会となる見込みです。2015（平成27）年時点で約2.11人で支えていた人口構造と比較すると人口構造の変化の推移が良く分かります。

パターン1における年齢3区分別の人口割合の推移



高齢者1人当たりの現役世代人数

2015	2020	2025	2030	2035	2040
2.11人	1.70人	1.48人	1.33人	1.20人	1.02人

※現役世代人数（生産年齢人口）を高齢者数（老年人口）で除したものの

3. 人口の将来展望

(1) 将来展望の期間等

国の長期ビジョン及び栃木県の人口ビジョンを勘案し、本市人口ビジョンの将来展望期間について、次のとおり短期的目標、中期的目標、長期的目標を設定します。

短期～中期的目標：5～10年後 2020（令和2）～2030（令和12）年

国の長期ビジョンでは、2020（令和2）年までに合計特殊出生率が1.60程度まで上昇した場合を仮定しています。また、栃木県の人口ビジョンでは、2035（令和17）年の合計特殊出生率を1.90程度まで上昇した場合を仮定しています。

本市においては当面の合計特殊出生率を、現行水準である1.50と設定します。

長期的目標：20年後 2040（令和22）年

国の長期ビジョン及び栃木県の人口ビジョンでは、2040（令和22）年の合計特殊出生率を2.07（人口置換水準）程度まで上昇した場合を仮定しています。

※国や栃木県の長期ビジョン、人口ビジョンが改定されたときは、必要に応じて見直します。

(2) 人口の将来を展望するにあたっての推計方法

① 合計特殊出生率の設定について

矢板市の現行水準を1.50と仮定し、そのまま2040（令和22）年まで推移すると設定します。

② 純移動率の設定について

市の2016（平成28）～2019（令和元）年の4年間の転入出件数から純移動率を算出し、そのまま2040（令和22）年まで推移とした場合と、2040（令和22）年に純移動率が平衡する（ゼロになる）とした2つのケースを設定します。

純移動率の設定

	男性	女性
0～4歳→5～9歳	-0.0146	-0.0092
5～9歳→10～14歳	-0.0032	-0.0011
10～4歳→15～19歳	-0.0194	-0.0022
15～19歳→20～24歳	-0.0315	-0.0581
20～24歳→25～29歳	-0.0284	-0.0215
25～29歳→30～34歳	-0.0196	-0.0193
30～34歳→35～39歳	-0.0170	-0.0046
35～39歳→40～44歳	-0.0113	-0.0048
40～44歳→45～49歳	-0.0043	-0.0045
45～49歳→50～54歳	-0.0060	-0.0076
50～54歳→55～59歳	-0.0036	-0.0005
55～59歳→60～64歳	-0.0017	0.0017
60～64歳→65～69歳	0.0032	-0.0003
65～69歳→70～74歳	-0.0005	-0.0007
70～74歳→75～79歳	-0.0039	-0.0018
75～79歳→80～84歳	0.0005	0.0000
80～84歳→85～89歳	-0.0023	0.0012
85歳以上→90歳以上	0.0033	0.0016

※純移動率は各年における社会増減の数の翌年1月1日時点の人口における割合とし、性別・年齢各階級（5歳刻み）別のそれぞれについて、下記の式で算出した。

$$\frac{(2017年1月1日人口 + 2018年1月1日人口 + 2019年1月1日人口 + 2020年1月1日人口)}{(2016年1月1日～2019年12月31日の転入者数 - 2016年1月1日～2019年12月31日の転出者数)}$$

現行水準で推移	2040（令和22）年まで上記の値で推移
2040（令和22）年に平衡	<ul style="list-style-type: none"> 各年齢層の純移動率がマイナス値である場合、2040（令和22）年に平衡（ゼロ）になると想定し改善率を設定。 純移動率がプラス値である場合はそのままの値で2040（令和22）年まで推移するとした。

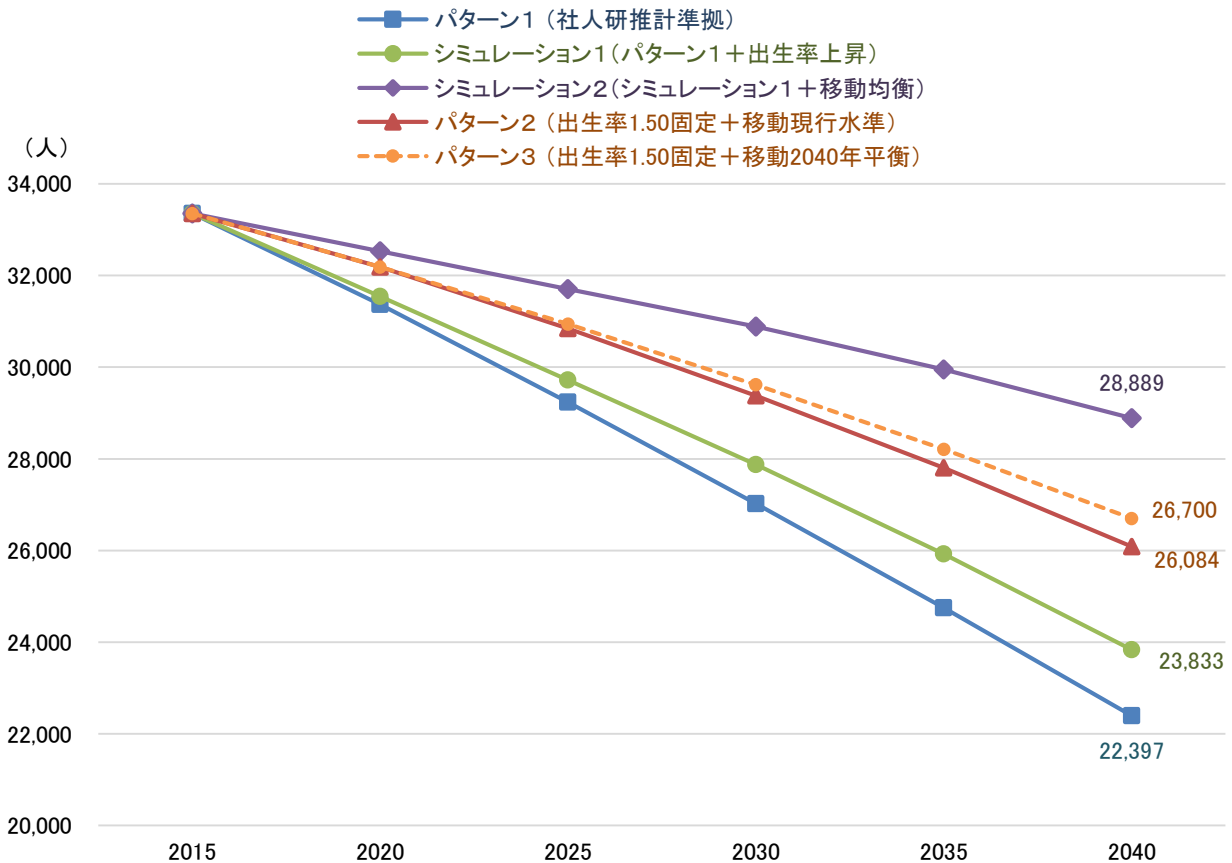
(3) 推計結果

① 人口推計5ケースの比較

前項の設定を、「1 矢板市の将来人口推計と分析」で行ったパターン1及びシミュレーション1・2と合わせてみると以下の通りとなります。

2040（令和22）年の推計人口は、移動率が現行水準で推移した場合（パターン2）は26,084人、移動率が2040（令和22）年に平衡する場合（パターン3）は26,700人となります。

人口推計のまとめ



(人)

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
社人研推計準拠	パターン1 (社人研推計準拠)	33,354	31,368	29,241	27,025	24,748	22,397
	シミュレーション1 (パターン1+出生率上昇)	33,354	31,548	29,721	27,875	25,922	23,833
	シミュレーション2 (シミュレーション1+移動均衡)	33,354	32,529	31,705	30,887	29,952	28,889
独自推計	パターン2 (出生率1.50固定+移動現行水準)	33,354	32,187	30,848	29,381	27,805	26,084
	パターン3 (出生率1.50固定+移動2040年平衡)	33,354	32,187	30,942	29,617	28,207	26,700

② 想定ケース

移動率を2040（令和22）年に均衡させることを目標とすることから、パターン3を想定ケースとします。

第2期矢板市まち・ひと・しごと創生 総合戦略

第1章 目的と位置づけ

1. 総合戦略の目的と位置づけ

(1) 総合戦略の目的

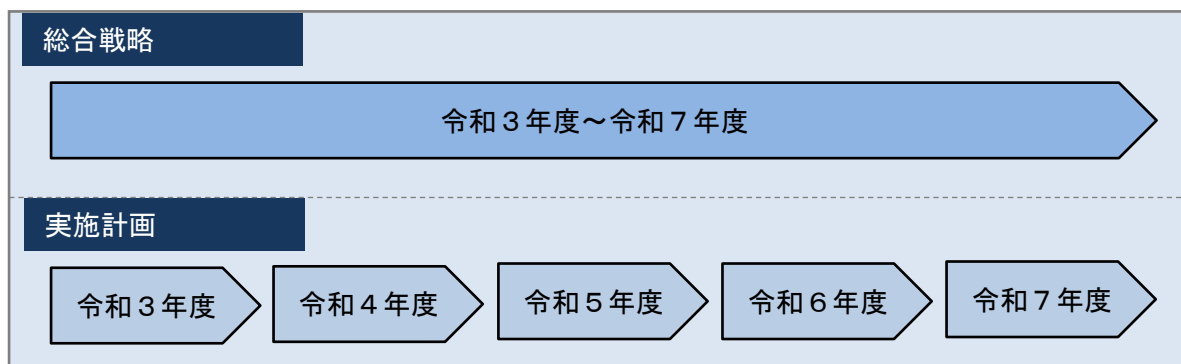
「矢板市人口ビジョン」は、矢板市における人口の現状分析から、矢板市が抱える問題・解決すべき課題を明確にすることにより、それらの問題課題について市民の認識の共有を図るとともに、人口の将来展望と目指すべき将来の方向性を示すことを目的としています。

「矢板市総合戦略」は、第1期の検証結果を踏まえるとともに、地方創生の目指すべき将来を明確にし、矢板市人口ビジョンに示された将来展望への対応を踏まえ、住みよい環境を確保しながら、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する将来の目標や基本的方向、具体的施策を示すことを目的として策定します。

(2) 計画期間

基本目標や基本的方向、具体的施策を定めた、矢板市総合戦略の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

具体的施策に基づく個別の具体的事業については、効果検証を踏まえて、年度ごとの実施計画に基づき基本目標の実現を目指します。



2. 総合戦略の基本目標

(1) 総合戦略の基本的考え方

① 栃木県版総合戦略

栃木県では、国の「総合戦略」に示された人口減少と地域経済縮小の克服、及びまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立という考え方を踏まえ、「栃木県版総合戦略」を策定しています。

当該総合戦略では、2060年に人口150万人以上を確保するため、人口の自然減対策と社会減対策に積極的に取り組んでいくこと、また、人口減少は、その歯止め時間に時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応していく必要があるとしています。

また、人口減少問題を克服し、将来にわたり地域の活力を維持していくため、4つの基本目標として「とちぎに魅力あるしごとをつくる」「とちぎへの新しいひとの流れをつくる」「とちぎで結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」「とちぎに安心して住み続けたい地域をつくる」、さらに横断的目標として「未来技術をとちぎの新たな力にする」を設定しています。

② 総合戦略に係る基本的考え方

矢板市における将来人口として、「人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所の2040年の推計値(22,397人)より、約4,300人多い26,700人という目標を立てました。

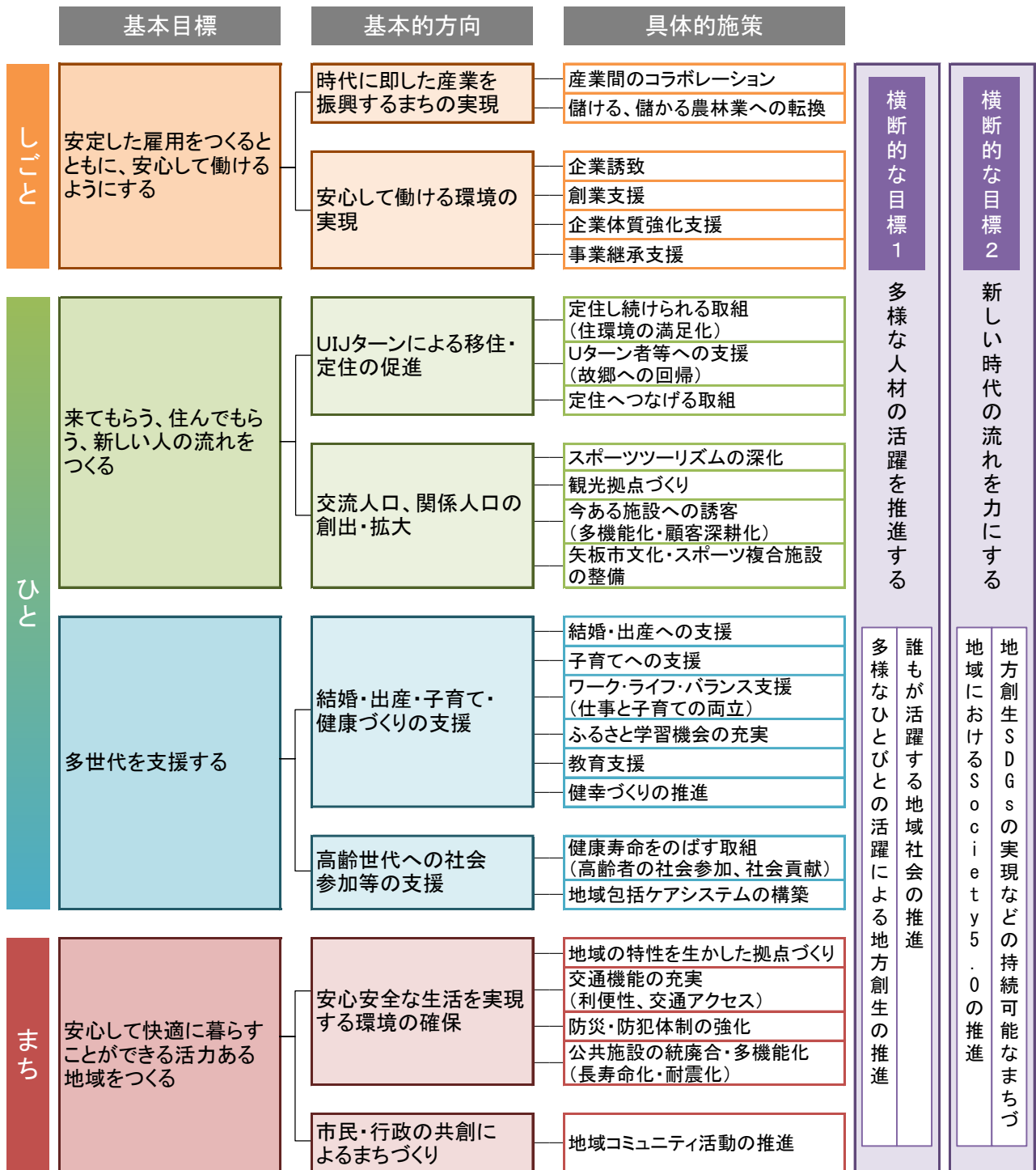
この人口目標を達成するためには、中長期的な人口減少の克服に向けた取組と合わせて、人口減少に自治体経営が柔軟に対応できるようにすることや、地域の強みや魅力を生かした取組を自主的・主体的に行い、域外需要の取込みによる「地域の稼ぐ力をつける」という、生活・経済圏の維持・確保や生産性の向上といった人口減少に適応可能な取組が、実現性や持続可能性の観点から重要と考えられます。

このため、「人口ビジョン」では、人口減少に対する取組の方向性として、人口流出の抑制や交流人口の増加とともに、定住人口の維持・増加、UIJターンなどによる流入人口の増加などの人口減少に歯止めをかけるための取組を推進することとしています。

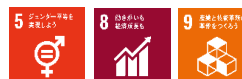
矢板市総合戦略においては、国及び栃木県版総合戦略の方針との整合を図るとともに、「人口ビジョン」での人口減少に対応する取組や人口減少に適応するという事も踏まえながら、総合戦略の基本目標を設定します。

第2章 総合戦略の方向

1. 施策の体系



2. 基本目標別の具体的施策



【基本目標1】安定した雇用をつくとともに、安心して働けるようにする

東京圏への人口流出を抑制するためには安定した雇用を生み出す必要があり、家庭や子育てと仕事を両立するためには安心して働ける環境を整備する必要があります。特に女性や高齢者、障がい者の就業促進を行う等、担い手の掘り起こしを行うとともに、新しい技術を取り入れるなど、柔軟な働き方の実現を目指します。

■数値目標

指 標	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
市内民間従業者数	13,349人 (H28)	⇒	13,349人
市内民間事業所数	1,336事業所 (H28)	⇒	1,336事業所

【具体的な施策と取組例】

① 時代に即した産業を振興するまちの実現

■戦略1 産業間のコラボレーション

企業間産業間の連携による、高付加価値の製品開発などを支援します。

取組例 ● やいたブランド創出支援 など

■戦略2 儲ける、儲かる農林業への転換

優れた農林産物や商品の開発支援や6次産業化への取組などに関する支援を行うとともに、新規就農支援など、各産業の担い手育成や後継者の確保を図ります。

取組例 ● 新たなブランドの開発支援（6次産業化）、新規就農者への支援、観光農園ゾーンの検討 など

■重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
やいたブランド開発補助件数（累計）	7件	⇒	12件
農地利用集積率	63%	⇒	80%

② 安心して働ける環境の実現

■ 戦略1 企業誘致

企業の立地促進を図るため、企業誘致推進員からの情報収集、企業訪問、企業を対象とした各種イベントにおけるPR活動や企業に対する各種奨励金の交付などを行います。

取組例 ● 企業誘致推進事業、テレワーク・コワーキングスペース・サテライトオフィスの整備 など

■ 戦略2 創業支援

商工会や金融機関等と連携し、創業のための相談窓口の設置、空店舗の改修費補助、創業資金融資の利子補給など創業支援を実施します。

取組例 ● 創業支援等事業 など

■ 戦略3 企業体質強化支援

中小企業の育成振興を図るため、運転資金や設備資金などの事業資金を有利な条件で利用できる制度融資を栃木県信用保証協会や金融機関との連携を図りながら実施します。

取組例 ● 中小企業振興資金貸付事業 など

■ 戦略4 事業継承支援

栃木県事業引継ぎセンターや商工会と連携し事業承継診断や事業承継計画書の策定専門家の派遣などの支援を行います。

取組例 ● プッシュ型事業承継支援高度化事業 など

■ 重要業績評価指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
誘致企業数 (累計)	42件	⇒	47件
後継者育成研修受講者数 (累計)	12人	⇒	17人
「経営 (創業等) 塾inやいた」受講者数 (累計)	—	⇒	50人

【基本目標2】来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる

矢板市の人口減少対策の一つとして、U I Jターンによる移住定住の取組を推進するとともに、市外への流出に歯止めをかける必要があります。そのためには、進学後のUターンで就職できる支援やリモートワークやテレワークなどの新しい働き方の推進が必要になります。また、スポーツツーリズムなどの新たな観光スタイルを基軸とした交流人口やふるさと納税などによる関係人口の増加策を推進します。

■数値目標

指 標	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
交流人口数	1,879,864人	⇒	2,000,000人
純移動数	-115人	⇒	±0人

【具体的な施策と取組例】

① U I Jターンによる移住・定住の促進

■戦略1 定住し続けられる取組（住環境の満足化）

市内の若者層が市内で就職できるような取組や、住民の満足度が高い暮らしやすい環境づくりを進めます。

取組例 ●テレワーク・コワーキングスペースの整備・設置促進、暮らしのびのび定住補助金の活用 など

■戦略2 Uターン者等への支援（故郷への回帰）

市内の高校生・専門学校生が市内就職を考える機会づくりや、職場体験から就職までの支援とともに、Uターン者など、矢板市内に新たに住居を求める人に対する支援や、移住者向けの創業・就労支援、各種関係機関と連携した情報発信等を推進します。

取組例 ●就業支援業、空き家バンクの活用、空家等活用支援補助金、移住相談、Uターン者への支援 など

■戦略3 定住へつなげる取組

移住希望者や二地域居住希望者が矢板市へ移住・定住するきっかけとするためのお試し居住やお試しサテライトオフィス等を推進します。

取組例 ●矢板市就農・定住者促進事業、矢板ふるさと支援センターの活用、地域おこし協力隊の受け入れ検討 など

■重要業績評価指標（KPI）

指 標	現状値（R2）		目標値（R7）
（再掲）誘致企業数（累計）	42社	⇒	47社
就職支援による市内企業就職者数	15人	⇒	15人
定住補助金申請件数（累計）	820件	⇒	1,220件

② 交流人口、関係人口の創出・拡大

■戦略1 スポーツツーリズムの深化

矢板市文化・スポーツ複合施設は、未来技術を導入した次世代型体育館として、スポーツ合宿や大会の開催需要が見込まれることから、これらの誘致を重点的に実施し、市の豊かな自然やこれらの施設でのスポーツを通じ、交流人口を増加させると共に、更なる経済波及効果を生み出します。

取組例 ●スポーツ合宿・大会の誘致、スポーツ合宿やアウトドアスポーツを活用した滞在型観光商品の造成、スポーツコミッションの自立化支援 など

■戦略2 観光拠点づくり

農林業を生かした体験型観光ゾーンの形成など、地域産業と一体となった新たな観光拠点をつくり、磨き上げます。

取組例 ●泉地区交流促進事業、観光農園ゾーンの検討 など

■戦略3 今ある施設への誘客（多機能化・顧客深耕化）

既存の観光施設や文化施設等の多機能化や、シティプロモーションを通じた新たな需要の掘り起こしにより、誘客を推進します。

取組例 ●道の駅・山の駅・城の湯温泉・日本遺産認定施設の連携 など

■戦略4 矢板市文化・スポーツ複合施設の整備

中心市街地であるとちぎフットボールセンター隣接地に、未来技術を備えた文化・スポーツ複合施設を設置することで、まちなか交流拠点にするとともに市民の健康づくり、防災拠点とします。

取組例 ●まちなか交流拠点の設置、健康づくりの推進、防災拠点の整備 など

■重要業績評価指標

指 標	現状値（R2）		目標値（R7）
道の駅利用者数	122万人	⇒	129万人
スポーツ交流人口	170,763人	⇒	250,000人
スポーツツーリズムによる経済波及効果	14億168万円	⇒	21億2,500万円



【基本目標3】多世代を支援する

少子高齢化、人口減少が急激に進行していく中、結婚・出産・子育ての支援は必要不可欠であり、婚姻数や出生数の増加を図るためには、安心して子どもを産める環境・育てられる環境を整えていく必要があります。また、高齢化率が上昇していくなかで、健康寿命を延伸し地域での暮らしを最後まで続けられるよう社会参加への支援体制の構築を推進します。

■数値目標

指 標	現状値 (R2)		目標値 (R7)
合計特殊出生率	1.47 (H29)	⇒	1.50
0～4歳人口	914人	⇒	1,000人

【具体的な施策と取組例】

①結婚・出産・子育て・健幸づくりの支援

■戦略1 結婚・出産への支援

子どもと妊産婦への医療費や妊婦健康診査費、産後ケア事業の普及及び少子化対策として不妊治療費等の助成等を行います。

取組例 ●妊婦健診受診費用助成事業、産後ケア事業 など

■戦略2 子育てへの支援

第三子以降の子どもの保育所等入園に伴う保護者の経済的負担の軽減や、子どもの医療費の助成、子育ての不安・悩みの軽減を図るための相談・指導など、子育ての支援を行います。

取組例 ●地域における子育て支援の担い手養成 など

■戦略3 ワーク・ライフ・バランス支援（仕事と子育ての両立）

仕事と子育ての両立したライフステージのために、意識の啓発を図るとともに、民間保育所へ延長保育、一時保育、病後児保育などにかかる運営支援等を行います。

取組例 ●病児病後児保育施設の充実 など

■戦略4 ふるさと学習機会の充実

子どもたちが「ふるさと矢板」に関して学び・体験できる地域学習機会の充実を図ります。

取組例 ●子どもの夢をかなえるプロジェクトの検討 など

■戦略5 教育支援

コロナ禍における多様な社会現象にも耐えうる教育環境の充実と整備に努めます。

地域が一体となり、学校と連携・協働して地域づくりをめざします。

GIGAスクール構想によりICT教育を推進することで、未来で活躍できる人材を育成します。

取組例 ●地域学校協働活動事業の充実、図書事務員の常駐化のための適正配置の推進、学校電子図書館「ともなりライブラリー」の推進、情報教育に関する研究会・研修会の実施、教材のデジタル化の促進 など

■戦略6 健幸づくりの推進

健康づくり活動に対してポイントを付与する「やいた健康ポイント事業」の推進など、市民の食生活の改善及び運動の習慣化を図ります。

取組例 ●やいた健康ポイント事業の推進、まちなか保健室・各種健康教室などでの普及啓発 など

■重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現状値 (R2)		目標値 (R7)
不妊治療補助件数	25件	⇒	40件
産後ケア事業参加者数	18人	⇒	25人
本市で子育てをしたいと思う親の割合	88%	⇒	93%
地域等の外部人材を活用した授業、講座数	各学校11回	⇒	各学校20回
学校支援ボランティア登録者 (総数)	282人	⇒	340人
やいた健康ポイント事業参加者数 (累計)	785人	⇒	2,160人

② 高齢世代への社会参加等の支援

■戦略1 健康寿命をのばす取組 (高齢者の社会参加、社会貢献)

高齢者が社会参加や社会貢献などに生きがいを持って、自立した日常生活を送れるように支援します。

取組例 ●高齢者社会参加促進補助事業、高齢者生きがい等支援事業 など

■戦略2 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

取組例 ●総合事業、各種介護予防教室の開催、地域の居場所づくり、生活支援体制整備事業 など

■重要業績評価指標

指 標	現状値 (R2)		目標値 (R7)
きらきらサロン (高齢者サロン) 設置数	26箇所	⇒	31箇所
はつらつ館利用者数 (年間)	5,000人	⇒	8,000人

【基本目標 4】安心して快適に暮らすことができる 活力ある地域をつくる

人口減少社会に適応したまちづくりには、コンパクトなまちづくりを進めるとともに、安心安全な生活環境を確保する必要があります。そのためには、市民と行政が共創することで、地域のニーズに合った利便性の高いまちづくりを進めていきます。

■数値目標

指 標	現状値 (R1)	⇒	目標値 (R7)
住み良さに対する満足度	59.8%	⇒	70.0%
地域活動への参加状況	40.9%	⇒	50.0%

【具体的な施策と取組例】

① 安心安全な生活を実現する環境の確保

■戦略 1 地域の特性を生かした拠点づくり

中心市街地の賑わいの創出や駅周辺の利便性の向上とともに、魅力ある市街地の形成の検討など地域の特性を生かし、利便性の高いまちづくりを進めます。

取組例 ●立地適正化計画の策定、小さな拠点づくり事業 など

■戦略 2 交通機能の充実（利便性、交通アクセス）

矢板3地区（矢板・泉・片岡）間の連携を図るための交通機能を充実します。

取組例 ●市営バス運行事業、主要幹線道路整備事業 など

■戦略 3 防災・防犯体制の強化

日常生活の安全、安心の確保のため、消防団の活動支援や防災設備の維持管理、非常食の備蓄などを行います。

取組例 ●防災活動推進事業 など

■戦略 4 公共施設の統廃合・多機能化（長寿命化・耐震化）

人口減少が進展するなかで、効果的・効率的な行政サービスを行うため、公共施設の統廃合や多機能化を進めます。

取組例 ●公共施設等総合管理計画の策定 など

■重要業績評価指標（KPI）

指 標	現状値（R2）	⇒	目標値（R7）
小さな拠点等の取組数	1 地区	⇒	2 地区
市営バス 1 日当たり乗車人数	56.6人	⇒	80人以上
自主防災組織の設立数（行政区）	45箇所	⇒	65箇所

② 市民・行政の共創によるまちづくり

■戦略1 地域コミュニティ活動の推進

地域のつながりを取り戻すとともに、地域ニーズに合った活動・仕組みを育成するため、地域コミュニティ活動に対し、各種支援を行います。

取組例 ●矢板創生推進交付金の活用、いきいき市民力活動助成金の活用 など

■重要業績評価指標

指 標	現状値（R2）	⇒	目標値（R7）
市民協働のまちづくり事例数（5年間累計）	H28～R2 10件	⇒	R3～R7 14件

【横断的な目標 1】 多様な人材の活躍を推進する

人口減少、少子高齢化が急速に進む中、地域社会の生活基盤を維持していくためには、多様な人材の活躍が必要不可欠になります。そのために、地域の担い手として社会参加し多くの人々が活躍できる環境づくりを進めます。また、女性や高齢者、障がい者などの誰もが活躍でき、交流やつながりを持てる体制づくりが必要になります。

① 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

誰もが活躍できる社会の実現に向け、誰もがその能力を生かし、本人の希望に応じて働くチャンスを得ることが極めて重要であるため、官民が連携し、女性、高齢者、障がい者、外国人等の就業を促進します。

- ・ コワーキングスペース、サテライトオフィス等設置の推進
- ・ 外国人材の地域での更なる活躍等

② 誰もが活躍する地域社会の推進

人口減少や少子高齢化が進む中、活気のある地域をつくるため、女性、高齢者、障がい者、外国人等の誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現が重要であることから、一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、能力を発揮でき、生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会づくりを推進します。

- ・ 居場所と役割のあるコミュニティづくり
- ・ コミュニティへの人の流れづくり

【横断的な目標 2】新しい時代の流れを力にする

未来技術の活用は、生産性や利便性を向上させるだけでなく、地域の課題を解決する可能性を秘めています。Society5.0の推進に向け、情報通信環境の整備と併せてICT人材の育成を推進します。また、SDGsの達成を目指すとともに、新しい時代の流れを捉え、持続可能なまちづくりを目指します。

① 地域におけるSociety5.0の推進

将来の社会・経済状況の変化として、Society5.0の実現に向けたAI、IoT、ロボット等の技術（未来技術）の進展等が見込まれており、未来技術は人口減少・少子高齢化によるピンチをチャンスに変える力を持っていることから、地域の特性に応じて有効に活用し、産業や生活の質の向上の実現を目指します。

- ・ Society5.0による生産性向上と新たなサービスによる需要の創出
- ・ 未来技術の活用に向けたデジタル人材の育成・確保

② 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

2015(平成27)年の国連サミットで採択された2030(令和12)年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs)の理念「“誰一人取り残さない”社会の実現」は、総合戦略の方向性と共通する点が多くみられることから、地方創生とSDGsを一体的に推進し、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指します。

- ・ 地方公共団体におけるSDGsの普及促進活動の展開

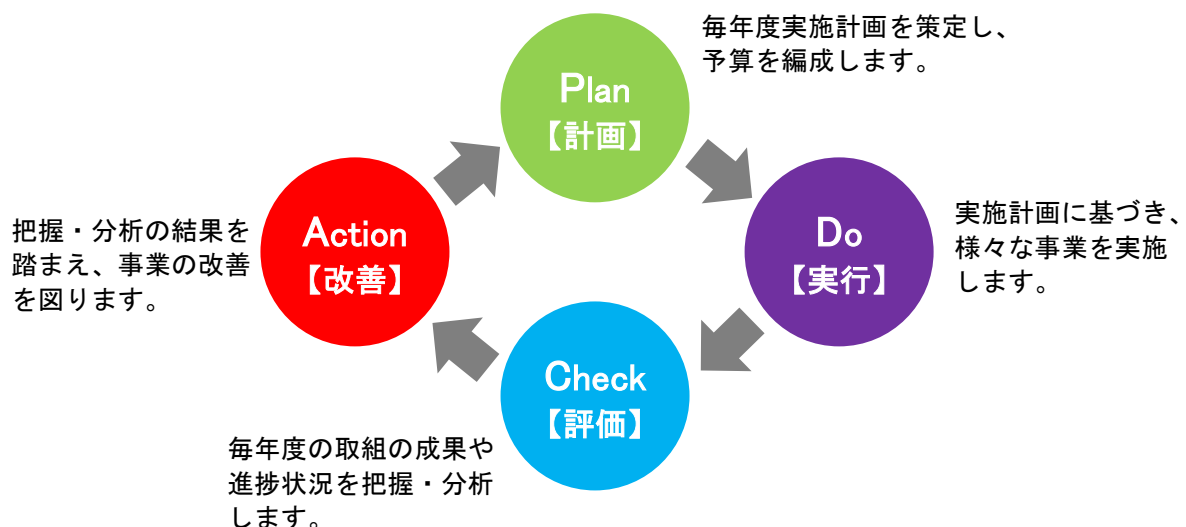
第3章 効果検証の仕組みづくり

① PDCAサイクルによる進行管理

総合戦略で示す施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況を外部有識者により把握・分析し、その結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します。

PDCAサイクルによる進行管理の流れ



② Check（評価）の考え方

総合戦略では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に把握・分析するため、重要業績評価指標（KPI）を設定しています。指標を活用し、総合戦略の進行管理を行います。

（取組の成果・進捗状況の把握・分析）

- 毎年度、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いことから、数値では表せない成果などについても把握・分析を行うよう留意する必要があります。

（重要業績評価指標（KPI））

- 重要業績評価指標（KPI）は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に把握・分析できるものを設定することとします。
- 重要業績評価指標（KPI）は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

記者発表資料

令和2年12月11日（金）発表・提供

件名	年末年始の業務体制について		
(説明文)			
年末年始の業務体制については、次のとおりです。			
1 主旨			
新型コロナウイルス感染症対策に関する国からの通知を受け、各課における業務体制を見直し、集中しがちな休暇を分散させる。また、これを機に、働き方改革の一環として休暇取得の促進も行なう。			
2 内容			
市役所としての業務は、例年通り12月28日（月）まで行うが、職員全体としての御用納めを12月24日（木）とし、12月25日（金）から翌年1月11日（月）までの期間において、職員は3日間の休暇取得を行うことにより、人出の多い行事への分散参加など、人の流れの分散を図り、新型コロナウイルス感染症対策とする。			
また、例年、1月4日（月）に職員を集めて行う御用始め式については、密を避けるため、議場から職員に対し中継をする。			
※提供資料の有無：有（別添のとおり）			
担当部・課・グループ	総務課人事担当		
担当者名	星宮良行		
電話番号	0287-43-1113（直通）	内線電話番号	223

別添 1

事務連絡
令和2年10月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」(別添1参照)及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添2参照)が行われたため、別添のとおりお送りします。

各府省庁におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、所管団体への周知徹底をお願いいたします。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)

担当者:八重樫、神前、北村、山口、岩熊、石岡

TEL:03-6257-1309

MAIL:re.o.yaegashi.c8s@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

hiroказu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

年末年始には、多くの人が連続した休暇を取ることが予想される。年末年始に感染を拡大させないために、分科会から政府に対して以下のことを提言させて頂きたい。

1. 政府におかれては、今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。
2. 1で述べた趣旨は働き方改革に資するものであり、新たな働き方を創造する意味からも、新型コロナウイルス感染症を契機として、今まで以上に強いリーダーシップを発揮して本提言を実現して頂きたい。
3. 政府におかれては、経済団体、地方公共団体等に対して、政府と同様に分散して休暇を取得することを呼び掛けて頂きたい。
4. 政府におかれては、民間企業とも連携し、「小規模分散型旅行」を推進するなど、GO TOキャンペーン各事業の運用の在り方を含めて、年末年始の人の流れが分散するよう努めて頂きたい。
5. さらに年末年始は飲酒や会食の機会が増えることから、政府におかれては、本分科会から提言した「感染リスクが高まる5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をあわせて国民・社会に幅広く伝えるよう発信して頂きたい。

記者発表資料

令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 発表・提供

件 名	豊田小学校の統合について		
<p>(説明文)</p> <p>矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画で、東小学校への統合方針が示されていた豊田小学校については、これまで 3 回にわたる保護者説明会等を開催し説明を行った結果、令和 4 年 4 月に東小学校に統合することとしたので、報告します。</p> <p>[豊田小学校の概要]</p> <p>1 所在地 矢板市豊田 802 (TEL0287-43-0332)</p> <p>2 創立年月日 明治 7 年 9 月 1 日</p> <p>3 校長 碓氷 勉</p> <p>4 児童数 44 名</p> <p>5 学級数 4 学級 (1、2 年と、3、4 年は複式学級編制)</p> <p>[豊田小学校統合に係る経過]</p> <p>H30. 3 矢板市公共施設再配置計画で、「統合 (移転)」の方向が示される</p> <p>H31. 3 市立小中学校適正配置検討委員会が、東小学区等との統合方針を答申</p> <p>R2. 9 市立小中学校適正規模・適正配置計画で、令和 4 年 4 月に東小学校に統合する方針が示される</p> <p>R2. 9. 17 第 1 回保護者説明会 (出席者: 23 世帯 25 名)</p> <p>R2. 10. 20 第 1 回地元説明会 (出席者: 15 世帯 16 名)</p> <p>R2. 10. 24 第 2 回保護者説明会 (出席者: 20 世帯 21 名)</p> <p>R2. 11. 17 第 3 回保護者説明会 (出席者: 20 世帯 22 名)</p> <p>R2. 11. 29 第 2 回地元説明会 (出席者: 13 世帯 15 名)</p> <p>[スクールバスの“市営バス”としての活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 4 月から東小学校に向かうスクールバス (朝 1 便) に空席がある場合には、道路運送法上の特定旅客自動車運送事業として、会員登録した市民の方に無料で乗車してもらう取組を検討中。 ・東小到着後、JR 矢板駅を経て、国際医療福祉大学塩谷病院を終点とするなどのルートを検討しており、高齢者等の移動手段の確保に役立てていきたい。 <p>※提供資料の有無: 有 (別添のとおり) 無</p>			
担 当 課 ・ 担 当 名	教育総務課 管理担当		
担 当 者 名	江連 康一		
電 話 番 号	43-6217	内線電話番号	461

記者発表資料

令和2年12月11日(金) **発表** 提供

件名	クラウドファンディング型ふるさと納税による矢板中央高校サッカー部 応援プロジェクトの開始について		
(説明文)	<p>栃木県矢板市は、第99回全国高等学校サッカー選手権大会に出場する矢板中央高等学校サッカー部の応援を目的としたクラウドファンディングを開始します。目標寄付金額は100万円とします。</p> <p>1 事業内容</p> <p>第99回全国高等学校サッカー選手権大会に4年連続11回目の出場を果たした矢板中央高等学校サッカー部を支援するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を用いた応援プロジェクトを実施します(詳細は別紙のとおり)。</p> <p>同サッカー部には、既に、矢板市スポーツ大会出場交付金による支援を行っているところですが、今年度は、コロナ禍の影響により大会主催者からの出場校への助成金が大幅に減額になり、また、試合会場での応援もかなわないことから今回に限りクラウドファンディング型ふるさと納税を用いて応援するものです。</p> <p>2 募集期間</p> <p>公開日(未定:2020年12月16日前後)から2021年1月12日まで</p> <p>3 場所</p> <p>ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」上において募集</p> <p>4 その他</p> <p>今回のクラウドファンディング型ふるさと納税では、返礼品を提供しないため、矢板市在住の方の寄付が可能です。多くの市民の方からの応援をお待ちしております。</p> <p>※提供資料の有無: <input type="text" value="有(別添のとおり)"/></p>		
担当課・グループ	生涯学習課 スポーツ推進班		
担当者名	班長 星 哲也		
電話番号	0287-43-6218	内線	471

矢板中央高校サッカー部を ふるさと納税で応援しよう!

コロナにも負けない! #赤い壁よ再び

**昨年の雪辱から、コロナ禍での休校、練習の制限。
そして、応援にすら駆けつけることができない現状…!
幾多の困難を乗り越え、「赤い壁」が再び立ち上がった!**

矢板中央高校サッカー部は、「サッカーのまち 矢板」から全国に羽ばたくチームとして、4年連続、11回目の全国大会出場を勝ち取りました。昨年の全国大会準決勝では、相手チームの猛攻をしのぐ「赤い壁」として、優勝校の静岡学園の前に立ちはだかり、手に汗握る展開を全国のサッカーファンへ届け、矢板にもその旋風を届けることができたと思います。

その後巻き起こったコロナ禍は、生徒たちが通う学校へも影を落とし、多くの影響を与えました。全国から矢板市へ集っている彼らの不安は、計り知れない状況でした。

この状況の中、彼らは全国大会出場を決めましたが、今年は関係者のみしか観戦できない形式となり、市民の皆さんも含め、多くの方が応援に駆け付けられることもできません。その影響で、大会から出場校への補助金が大幅に減額となり、遠征費用等の捻出が非常に厳しいものとなっています。そのため、今回、ふるさと納税によるクラウドファンディングに取り組むことになりました!

今こそ、矢板市の皆さんやご父兄といったサポーターの皆様がひとつになり、コロナによる危機を乗り越えられるよう、皆様の支援を心よりお願いいたします!

使い道▶遠征費用、新型コロナウイルス対策費 等

目指せ
100万円!!

2020.

12.16

WED

2021.

▶1.12

MON

申込方法


◆Webでお申し込み



問合せ:矢板市総合政策課 ふるさと納税担当 ☎0287-43-1112
本プロジェクトにかかる寄附金は、ふるさと納税による税額控除の対象となります。

記者発表資料

令和2年12月11日（金）提供

件名	矢板市国土強靱化地域計画の策定に係るパブリックコメントの実施について		
<p>矢板市国土強靱化地域計画の策定にあたり、市民の皆さんの意見をプランに反映させるため、広く意見を募集します。</p> <p>募集期間／12月11日（金）から1月5日（火）まで ※必着</p> <p>閲覧方法／①総合政策課及び各公民館で文書閲覧 ②市ホームページ内に掲載</p> <p>応募方法／直接お持ちいただくか、郵送・ファックス・メールのいずれかでお送りください。</p> <p>様式／様式は自由ですが、A4版で、住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。</p> <p>そのほか／お寄せいただいたご意見・ご提案は、内容を整理し、市の考え方とあわせて後日公表します。個人への回答はいたしませんので、ご了承ください。</p> <p>意見の提出先・問い合わせ先／〒329-2192 矢板市本町5-4 矢板市総合政策課 ☎（43）1112 FAX（43）2292 Eメール seisaku@city.yaita.tochigi.jp  http://www.city.yaita.tochigi.jp</p> <p>※提供資料の有無：有（別添のとおり）</p>			
担当課・グループ	総合政策課		
担当者名	谷中 博和		
電話番号	0287-43-1112	内線電話番号	221

矢板市国土強靱化地域計画 (案)

目 次

はじめに

1 策定の趣旨	1
2 本計画の位置付け	1
3 計画期間	2

第1章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 基本目標	3
3 基本方針	3

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	4
2 想定するリスク	4
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	4
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	6
5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価	6
6 評価結果のポイント	6

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針	7
2 個別施策分野の推進方針	8
3 横断的分野の推進方針	20

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策	23
2 各種施策の推進及び進捗管理	25

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

はじめに

1 策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。また、この法律に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを進めています。

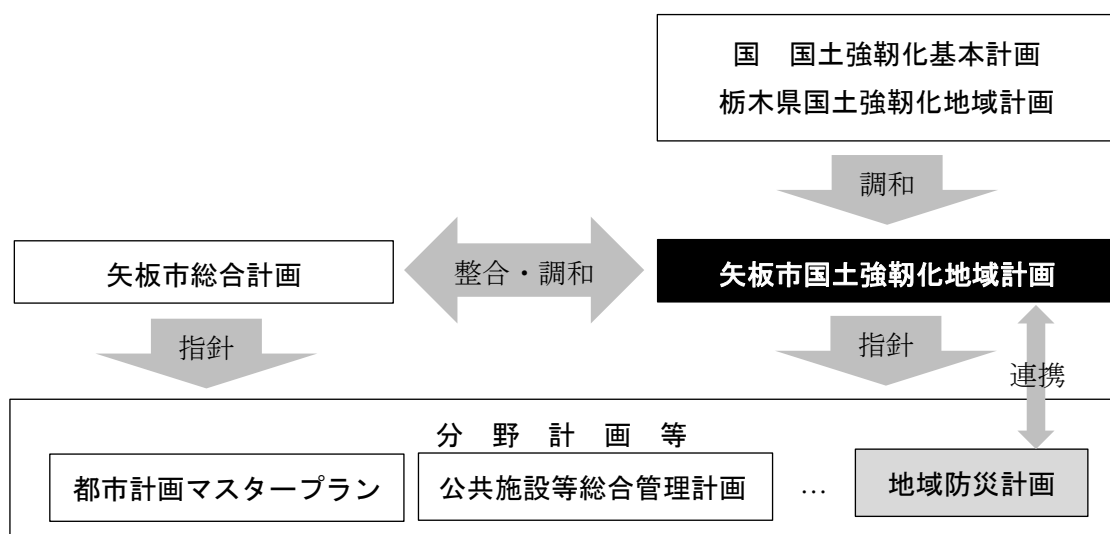
本市においても、国及び栃木県国土強靱化地域計画を踏まえ、矢板市域内及び周辺地域において、今後想定される巨大地震や豪雨・豪雪等の大規模自然災害が発生した場合に致命的となる事態を想定し、その事態に対する地域や社会システム等の脆弱性（弱い部分）を検討した上で、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとしての取組みの方向性や内容を取りまとめ、災害に強く安心して暮らすことができる地域づくりを目指した矢板市国土強靱化地域計画を策定します。

2 本計画の位置付け

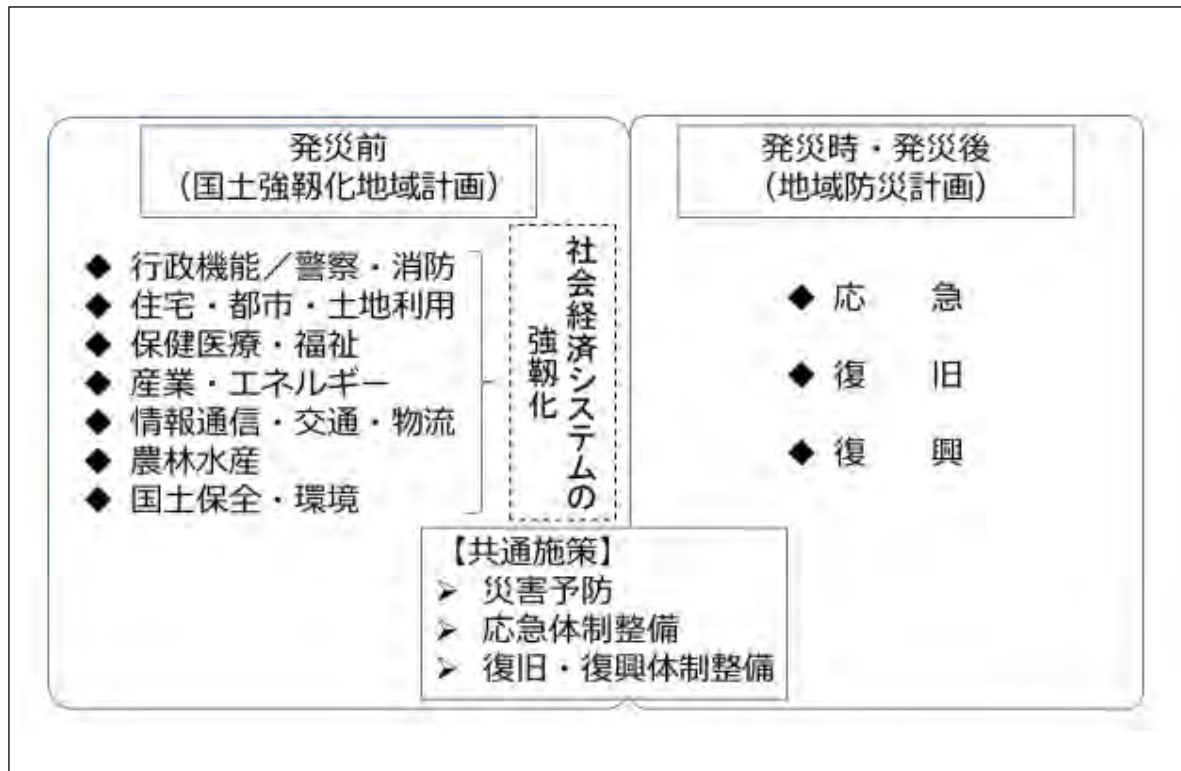
本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

国の基本計画や県の地域計画と調和を図りつつ、本計画を「国土強靱化に関する指針」、総合計画を「分野別計画の指針」として位置づけ、双方で整合・調和を図るとともに、地域防災計画と連携し、強靱化に資する施策を推進します。

【本計画の位置づけイメージ】



【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性】



3 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とする令和7年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

本市はこれまで、平成23年に発生した東日本大震災や、令和元年東日本台風（台風19号）など大規模自然災害により被害を受けています。近年では全国的に風水害をはじめとして自然災害が激甚化しているなど、本市においても自然災害に対するリスクへ対応するために、より一層の防災・減災に総合的かつ計画的に取り組む必要が生じています。

そのため、市民や行政、様々な主体が協力し合いながら総合計画のまちづくりの基本方針に掲げた「しなやかで強靱な災害に強いまちづくり」を目指します。

2 基本目標

国の基本計画や、県の地域計画を踏まえ、いかなる災害などが発生しようとも、以下4つの基本目標が達成できるように、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域の構築に向けた施策を推進します。

- ①市民の生命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

3 基本方針

本市の強靱化に資する施策については、県の地域計画における「基本方針」を踏まえ、以下の基本方針に沿って推進します。

(1) 基本姿勢

- ・市街地から中山間地域まで多様な地形や、大小様々な河川を有するという本市の地理的特性、人口減少や高齢化の更なる進行が見込まれるといった社会的特性を踏まえた施策を推進します。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ・自助、共助、公助を基本に、関係機関等と適切な連携・役割分担の下、施策に取り組みます。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・ハード施策とソフト施策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時における効果発揮のみならず、平時における市民生活の豊かさの向上にも留意します。

(3) 効果的な施策の推進

- ・人命の保護を最優先に考え、選択と集中による施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用および効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- ・民間投資の促進を図ります。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画、県の地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

- ①想定するリスクの設定
- ②基本目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）とそれを回避するための事前に備えるべき目標を設定
- ③施策分野の設定
- ④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

2 想定するリスク

本計画においては矢板市地域防災計画を踏まえ、これまでに発生し今後も発生の可能性がある大規模自然災害全般を対象とします。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画や県の地域計画との調和に留意しつつ、本市の地域性を考慮して、8項目の「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる起きてはならない最悪の事態として、27項目の「リスクシナリオ」を次のとおりに設定します。

【参考】

- 県の地域計画では設定されているが、本計画では採用しない例
 - ・首都圏での中央官庁の機能不全

【事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-2	孤立地域の発生、長期化
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	被災による職員・施設機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により、円滑な復興ができなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

本計画では、国の基本計画、県の地域計画において設定された分野と調和を図りながら、6つの個別施策分野と2つの横断的分野を以下のとおり設定しました。

(個別施策分野)

- (1) 保健医療・福祉
- (2) 教育・文化
- (3) 環境
- (4) 住宅・都市・交通・消防
- (5) 産業
- (6) 行政機能

(横断的分野)

- (1) 官民連携・広域連携
- (2) 老朽化対策

5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

各リスクシナリオに対し、施策・事業の実施状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。評価結果については、別紙1のとおりです。

6 評価結果のポイント

(1) ハード施策とソフト施策の適切な組合せによる施策の着実な推進

防災・減災対策など強靱化に資する取組については、ハード施策・ソフト施策ともに、これまでも実施されていますが、最悪の事態を想定し被害を最小限に抑えるためには、更なる取組の強化が必要です。

より強靱なまちづくりを推進するためには、水道施設、道路、公共施設等の社会資本の老朽化、耐震化対策、民間建物の耐震化促進等のハード施策と、自主防災組織の育成、防災訓練などソフト施策を組み合わせる事が重要と考えられます。

今後も、これらの取組を着実に推進し、より効率的・効果的なものとするため、施策の重点化を図りながら、「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう推進していく必要があります。

(2) 横断的な取組と関係機関等との連携

各リスクシナリオを回避するためには、庁内においては複数の部局にわたるとともに、市だけでなく、国・県・民間事業者など多岐にわたります。

そのため、部局横断的に取組を推進するとともに、国・県等との十分な情報共有・連携強化、民間事業者や市民との連携・協力により強靱化の取組を実施していく必要があります。

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第2章において設定した6つの個別施策分野と2つの横断的分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

2 個別施策分野の推進方針

(1) 保健・医療・福祉

① 要配慮者等への支援体制の整備	主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2、1-5、2-6
<p>・支援が必要となる要支援者の把握や、福祉避難所の確保、日常生活の支援体制の整備に取り組みます。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の整備・活用 ○福祉避難所の指定 ○要配慮者への日常生活の支援 ○防災情報の多言語化などによる外国人への支援 ○民間福祉施設の耐震化促進 	

② 医療機関の早期復旧に向けた連携	主に対応するリスクシナリオ 1-1、2-1、2-5
<p>・災害発生時における医療機関の被災状況を把握し、被災後早期に診療機能が回復できるよう、関係機関と連携し対応できる体制を構築します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との連携体制の構築 	

③ 被災地区における感染症予防対策	主に対応するリスクシナリオ 2-6、6-2
<p>・被災地区における感染症や食中毒の発生予防、まん延防止のため、関係機関と連携し、平時からも感染症予防対策が実施できる体制を構築します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との連携体制の構築 	

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和7年)
福祉避難所指定施設数	17 施設 (令和2年)	20 施設
社会福祉施設の耐震化率	88% (15/17 施設) (令和2年)	100% (17/17 施設)

(2) 教育・文化

① 学校における安全確保・防災教育

主に対応するリスクシナリオ 1-1

- ・児童・生徒や教職員の防災意識の向上や、災害時に避難所としても活用される学校内の安全確保に取り組めます。

(主な取組)

- 学校安全計画等の作成
- 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

② 社会教育施設の安全確保

主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2

- ・不特定多数の市民が利用する社会教育施設において、様々なリスクを想定した安全確保体制の構築に取り組めます。

(主な取組)

- 社会教育施設危機管理計画の作成

③ 文化財の災害対策

主に対応するリスクシナリオ 1-1

- ・災害による文化財の喪失を防ぐために、文化財の保護、災害予防に取り組めます。

(主な取組)

- 文化財保存地域計画の策定に伴う、文化財災害予防対策

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和7年)
学校の耐震化率	100% (平成27年 (推計値))	100%

(3) 環境

① 河川などの治水・防災対策

主に対応するリスクシナリオ 1-3、7-1

・水害を予防し、河川の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進します。

(主な取組)

- 河川管理施設等の水害予防対策
- 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策
- 準用河川の改修推進
- 県管理の1級河川における氾濫対策の推進を要望

② 農地・山林での災害対策

主に対応するリスクシナリオ 1-4、5-3、6-3、7-1、7-3

・ため池施設などの災害予防や土砂災害への応急措置体制の整備に取り組みます。
・管理のされていない森林について、森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の発揮・維持・増進を図ります。

(主な取組)

- 不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置体制の整備
- 農業用ダム・ため池施設の災害予防対策
- 県による砂防・治山事業推進
- 森林経営管理制度による、管理が不全な森林の所有者の管理意向把握、適切な管理の促進

③ 上水道・下水道施設の災害対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1、2-6、6-1、6-2

・上水道や下水道の耐震性の強化や非常電源の確保により災害時のライフライン確保に努め、通常時においても適切な維持管理に取り組みます。

(主な取組)

- 上下水道施設の耐震性の強化
- 上下水道施設の修繕・更新
- 上下水道施設の非常時用電力の確保

④ 災害時の応急給水・汚水処理対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1、2-5、2-6、6-1、6-2

- ・災害時にも応急的なライフラインの確保ができるように、汚水処理や応急給水に関する体制や資機材を整備します。
- ・長期的な汚水処理機能を確保するため、計画的な整備・更新を実施していきます。

(主な取組)

- 汚水収集運搬体制の確立
- 応急給水用資機材の備蓄
- 管路施設の補修・更新
- 処理施設の躯体補修・機械設備等の更新

⑤ 有害物質等の拡散・流出対策

主に対応するリスクシナリオ 1-1、7-2

- ・地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

(主な取組)

- 放射性物質モニタリング検査、PR の実施
- 有害物質の適正管理等の促進

⑥ 災害廃棄物の処理体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 8-1

- ・県や関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

(主な取組)

- 災害時における一般廃棄物処理対策の構築
- 災害廃棄物等の処理体制の整備
- 災害廃棄物処理計画の策定

⑦ ライフラインの復旧対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1、2-5、6-1、6-2

- ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害対応力を強化します。
- ・医療機関等における災害発生時における断水を極力回避し、機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害対応力を強化します。

(主な取組)

- ライフライン設備の耐震化促進
- 災害拠点病院との応急給水訓練

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値（令和7年）
公共下水道整備面積（累計）	482.2ha（令和元年）	522.0ha
市管理主要河川整備延長（累計）	7,757m（令和2年）	7,957m
上水道管路更新率	1.0%（令和元年）	1.0%
上水道管路の耐震化率	29.9%（令和元年）	32.5%
公共下水道水洗化率	80.2%（令和元年）	92.5%
災害時用給水袋の保有枚数	400枚（令和元年）	3,400枚

(4) 住宅・都市・交通・消防

① 民間建築物の耐震性の強化・防災対策の促進

主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2、2-1

- ・矢板市建築物耐震改修促進計画等に基づき、民間建築物を含めた耐震改修を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や、住宅の家具転倒防止などの促進にも取り組みます。

(主な取組)

- 民間建築物を含めた耐震性の強化促進
- 家具等転倒防止策の促進
- 住宅防火対策の推進
- 再生可能エネルギーの利活用促進
- 市民の備蓄推進
- 主要道路沿道の建物の不燃化促進

② 地域防災力の向上

主に対応するリスクシナリオ 1-2、2-3

- ・消防施設や消防団などの消防組織の強化や、地域住民の火災予防意識の向上等に取り組みます。

(主な取組)

- 地域住民に対する火災予防の指導
- 消防組織の充実・強化
- 消防施設等の整備・強化
- 指定避難所以外の避難所などにおける備蓄倉庫の整備

③ 道路・橋梁の防災、減災対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1、2-2、5-2、6-3

- ・平常時、災害発生時を問わず、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路や橋梁の防災・減災対策などを推進します。

(主な取組)

- 道路冠水対策
- 道路の修繕・更新
- 道路パトロールの実施
- 橋梁長寿命化修繕の推進

④ 緊急輸送道路等の整備、確保	主に対応するリスクシナリオ 2-1、5-2、6-3
<p>・災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において建築物の耐震化の必要性を周知するなど、県や関係機関と連携しながら緊急輸送体制を整備します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路の整備、確保 ○国道4号(国管理)・矢板那須線(県管理)における災害時の物流停滞対策を要望 ○臨時ヘリポートの整備、確保 	

⑤ 老朽空き家対策	主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2
<p>・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、老朽空き家の所有者へ適正管理指導や解体支援を行うとともに、関係機関と連携し、空き家対策を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理不全な空き家等の所有者への適正管理指導 ○不良住宅の解体費補助制度 	

⑥ 孤立可能性地区における対策の推進	主に対応するリスクシナリオ 2-2
<p>・災害発生時に交通手段などの途絶等により孤立する可能性のある地区に係る対策を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○孤立可能性地区の離着陸場用地の確保 ○孤立可能性地区の避難場所等の確保 ○孤立可能性地区に通じる道路等の整備 	

⑦ 住民等への災害情報の伝達	主に対応するリスクシナリオ 4-1
<p>・住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地域の実情や、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、効果的な災害情報の伝達を図ります。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報車(市職員、消防職員、消防団員、警察官)による周知 ○防災無線、メール、HP、SNSによる周知 	

⑧ 都市への災害リスクの把握・対策	主に対応するリスクシナリオ 1-2、1-3、1-4、7-1
<p>・水害や土砂災害など発生危険性がある箇所を把握し、その対策を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水浸水想定区域における対策 ○急傾斜地崩壊危険箇所の実態調査(取組主体: 県) ○立地適正化計画の策定に伴う災害リスクの把握 	

⑨ 迅速な復旧・復興に向けた対策	主に対応するリスクシナリオ 6-1、6-2
<p>・災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進するとともに、公営住宅の仮設住宅への一時転用等、供給体制の整備を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期復旧復興のための地籍調査事業の推進 ○公営住宅等の一時転用 	

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値(令和7年)
住宅耐震化率	80%(平成27年(推計値))	95%
防災上重要な市有建築物の耐震化率	95%(平成27年(推計値))	100%
地籍調査達成率(累計)	22.60%(令和元年)	24.35%
都市計画道路整備率(累計)	66%(令和2年)	68%
防災行政無線戸別受信機貸与数	0世帯(令和元年)	2,000世帯
市道(2車線以上)整備延長(累計)	88,700m(令和2年(見込値))	90,400m
広域幹線道路(国県道)整備延長(累計)	1,906m(令和2年(見込値))	4,860m
耐用年数経過した市営住宅等の用途廃止戸数	632戸(令和2年)	546戸

(5) 産業

① 民間事業者の防災体制の強化

主に対応するリスクシナリオ 2-3、5-1

・民間事業者の建物の耐震性の向上のため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、防災体制の強化促進に取り組みます。

(主な取組)

- 民間建築物の耐震化の促進
- 民間事業者の防災体制の強化
- 防火管理者等の育成・指導
- 自衛消防力の強化

② 農林業用施設の防災対策

主に対応するリスクシナリオ 5-3、6-2、6-3、7-1

・災害発生時の農業用ため池や林道などへの被害を最小化するために、適切な維持補修を実施します。

(主な取組)

- 農地・農業用施設及び林業用施設対策

③ サプライチェーンの寸断に備えた対策促進

主に対応するリスクシナリオ 5-1

- ・県・関係機関と連携を図り、BCP 策定促進に向けた取り組みに努めます。
- ・県・関係機関と連携を図り、市内への本社機能の移転促進に向けた取り組みに努めます。
- ・事業所への通勤が困難となったとしても、身近な場所で就労ができる環境の確保に向けた取り組みに努めます。

(主な取組)

- 県、関係機関との連携による BCP 策定促進
- 県、関係機関との連携による市内への本社機能の移転促進
- 矢板ふるさと支援センターにおけるテレワーク環境の整備

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和7年)
誘致企業数(累計)	42 件 (令和2年)	47 件

(6) 行政機能

① 情報収集連絡体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 3-1、4-1、6-1

- ・災害発生時に市民や関係機関などに必要な情報が伝達できるように、通信施設や体制の整備及び、多様な通信・伝達手段の確保に取り組みます。

(主な取組)

- 非常通信の利用
- 連絡体制の整備、強化
- 民間事業者への災害情報の放送要請
- 広報車(市職員、消防署員、消防団員、警察官)
- 防災無線、メール、HP、SNSによる周知による周知
- 国・県との水防警報伝達体制の整備
- 通信訓練・情報伝達訓練
- 行政区、自主防災組織、地域防災活動推進員への連絡

② 業務継続体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 3-1

- ・「矢板市業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るために、各種訓練や市職員の防災教育に取り組みます。

(主な取組)

- 組織改編・業務内容変更に応じた「業務継続計画」の改訂
- 非常招集訓練
- 職員に対する防災教育

③ 災害活動拠点や避難所などの確保・運営

主に対応するリスクシナリオ 2-4、3-1、4-1

- ・災害活動拠点や避難所の迅速な開設、円滑な運営を可能とするため、施設整備と体制づくりに取り組みます。

(主な取組)

- 公共建築物の耐震化を中心とした施設改修及び整備
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 市外避難者受入対策
- 災害対策活動拠点における非常用電源の整備

④ 物資等の備蓄、調達体制の整備	主に対応するリスクシナリオ 2-4、5-2、5-3
<p>・災害発生直後の被災地域住民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の確保対策 ○市の備蓄推進 ○調達体制の整備 ○物資輸送機関との連携体制 	

⑤ 帰宅困難者対策	主に対応するリスクシナリオ 2-4
<p>・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時滞在施設等の確保 ○帰宅困難者の誘導等の体制整備 	

⑥ 避難誘導體制の整備	主に対応するリスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-5、4-1
<p>・市民の適切な避難を誘導するために、必要な情報の周知や避難訓練の実施、誘導體制の整備に取り組めます。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難に関する知識の周知徹底 ○水位情報の通知及び周知 ○避難実施・誘導體制の整備 	

⑦ 関係機関などとの連携体制の整備	主に対応するリスクシナリオ 1-5、2-3、4-1、5-2、6-1
<p>・大規模災害発生時における周辺自治体や関係機関などとの連携体制の整備に取り組めます。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協定先機関、自治体等との連携 ○行政・防災関係機関・大学の連携 ○地域防災の充実・ボランティア連携強化 ○物資輸送機関との連携体制 ○除雪体制の整備 	

【重要業績評価指標】

指標		現状値	目標値（令和7年）
災害時用給水袋の保有枚数		400 枚（令和元年）	3,400 枚
防災上重要な市有建築物の耐震化率		95%（平成27年（推計値））	100%
備蓄数量	非常食（アルファ米）	9,000 食（令和2年）	10,000 食
	簡易浄水器	44 基（平成29年）	50 基

3 横断的分野の推進方針

(1) 官民連携・広域連携

① 地域等との連携

- ・災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、民間団体等と連携して普及啓発や防災教育を行うなど、市民の防災意識の向上や防災対策の促進に努めます。

(主な取組)

- 行政区、自主防災組織、地域防災活動推進員への連絡
- 地域防災の充実・ボランティア連携強化
- 自衛消防力の強化
- 避難に関する知識の周知徹底
- 市民等の防災活動の促進
- 市民の備蓄推進

② 民間事業者との連携強化

- ・災害発生時に、応急的に民間事業者が有する建物や資機材、ノウハウを共有していただけるような連携体制の構築に取り組みます。

(主な取組)

- 民間事業者への災害情報の放送要請
- 物資輸送機関との連携体制
- 民間事業者との連携による一時滞在施設等の確保
- 事業者防災体制の強化
- 防火管理者等の育成・指導
- 自衛消防力の強化

③ 広域連携の推進

- ・市での対応を越える大規模自然災害への対応を可能とするために、国や県、他市町村などとの広域的な連携を推進します。

(主な取組)

- 行政・防災関係機関・大学との連携
- 協定先機関、自治体等との連携
- 市外避難者受入対策

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値（令和7年）
自主防災組織の設立数	43/65 行政区（令和元年）	65/65 行政区
消防団員数	368 人（令和2年）	390 人

(2) 老朽化対策

①社会資本等の老朽化対策

- ・「矢板市公共施設等総合管理計画」や「矢板市営住宅等長寿命化計画」、「矢板市建築物耐震改修促進計画」に沿って、今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、計画的な維持管理・更新に取り組みます。

(主な取組)

- 公共建築物の耐震化を中心とした老朽化対策
- 公共施設総合管理計画に沿った適切な維持管理の推進
- 橋梁長寿命化修繕の推進
- 道路の修繕・更新
- 上下水道施設の修繕・更新
- 上下水道施設の耐震化
- 民間建築物の耐震化の促進

【重要業績評価指標】

指標	現状値	目標値 (令和7年)
学校の耐震化率	100% (平成27年 (推計値))	100%
社会福祉施設の耐震化率	88% (15/17 施設) (令和2年)	100% (17/17 施設)
上水道管路更新率	1.0% (令和元年)	1.0%
上水道管路の耐震化率	29.9% (令和元年)	32.5%
住宅耐震化率	80% (平成27年度 (推計値))	95%
防災上重要な市有建築物の耐震化率	95% (平成27年度 (推計値))	100%
耐用年数経過した市営住宅等の 用途廃止戸数	632 戸 (令和2年)	546 戸

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第2章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、リスクが回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、以下の12項目のリスクシナリオを回避するための施策について、優先的に取り組むこととします。

【優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-2	孤立地域の発生、長期化
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	被災による職員・施設機能の大幅な低下

以上を踏まえ、「第3章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

【優先的に取り組む施策の項目】

施策分野		項目
個別施策分野	(1) 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等への支援体制の整備 ・医療機関の早期復旧に向けた連携 ・被災地区における感染症予防対策
	(2) 教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における安全確保・防災教育 ・社会教育施設の安全確保
	(3) 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・河川などの治水・防災対策 ・農地・山林での災害対策 ・上水道・下水道施設の災害対策 ・災害時の応急給水・汚水処理対策
	(4) 住宅・都市・交通・消防	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物の耐震性の強化・防災対策の促進 ・地域防災力の向上 ・道路・橋梁の防災、減災対策 ・緊急輸送道路等の整備、確保 ・老朽空き家対策
	(5) 産業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の防災体制の強化
	(6) 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制の整備 ・業務継続体制の整備 ・災害活動拠点や避難所などの確保・運営 ・物資等の備蓄、調達体制の整備 ・帰宅困難者対策 ・関係機関などとの連携体制の整備
横断的分野	(1) 官民連携・広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域等との連携 ・民間事業者との連携強化 ・広域連携の推進
	(2) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本等の老朽化対策

2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画に位置づけた取組は、本市全体の危機管理に関するものであることから、「地域防災計画」と連携して総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進しながら総合計画と整合・調和し、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画の進行管理は、P D C Aサイクルにより行うこととし、重要業績評価指標や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

1-1-1（多数の者が利用する建築物の耐震化）

○災害が発生すると多くの人命に関わる学校や社会福祉施設において、利用者の安全を確保するための防災体制の整備や耐震改修を促進する必要がある。

1-1-2（医療機関などにおける耐震改修の促進）

○公共建築物のみならず、病院・診療所などの民間建築物も含め、多数の者が利用する建築物等について、耐震化を促進する必要がある。

1-1-3（非構造部材の耐震対策）

○家具の転倒対策や、ブロック塀などの倒壊、窓ガラスなどの落下防止について、効果的な普及啓発を行う等、その対策を促進する必要がある。

1-1-4（社会資本等の老朽化対策）

○高度経済成長期に整備された公共施設等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、「矢板市公共施設等総合管理計画」や「矢板市営住宅等長寿命化計画」等に沿って、長寿命化を図るなど適切な維持管理を行う必要がある。

1-1-5（老朽空き家対策の促進）

○災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、「矢板市空き家等対策計画」に沿って適正管理の指導等の対策を進める必要がある。

1-1-6（市街地整備）

○都市計画道路の整備等、災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を推進する必要がある。

1-1-7（火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保）

○大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化、消防本部等との広域的な応援受入体制の整備を促進する必要がある。

1-1-8（避難・避難行動の支援）

○災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の確保等の対策を実施する必要がある。

○言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化などにより、防災知識を普及する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

1-2-1（老朽空き家対策の促進）（再掲）

○災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、「矢板市空家等対策計画」に沿って適正管理の指導等の対策を進める必要がある。

1-2-2（市街地整備）（再掲）

○都市計画道路の整備や災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を推進する必要がある。

1-2-3（火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保）（再掲）

○大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化、消防本部等との広域的な応援受入体制の整備を促進する必要がある。

1-2-4（地域防災力の向上）

○災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進や事業所における防災体制の整備など、地域防災力を向上させる必要がある。

○外国人住民についても、正しい防災知識の習得と迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成が必要である。

1-2-5（避難・避難行動の支援）（再掲）

○災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の確保等の対策を実施する必要がある。

○言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化などにより、防災知識を普及する必要がある。

1-2-6（地域の不燃化）

○主要な道路は、災害時における安全な避難路や広範囲の延焼を防止する延焼遮断帯として機能するよう、沿道建築物の不燃化、沿道緑化の促進等を図る必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-3-1（河川改修等の治水対策）

○市民の生命・財産を守るため、県などと連携を図りながら河川整備を着実に推進する必要がある。

○河川管理施設等の水害を予防し、河川の安全性を高める防災・減災対策を促進する必要がある。

○災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。

○排水施設等について再点検を行い、これまでの降雨を踏まえた施設の機能向上や、浸水被害が発生した場合に機能が停止するおそれがある施設の耐水化など必要な改善を行う必要がある。

○情報通信技術（ICT）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の提供など、必

要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要がある。

- 浸水想定区域の指定箇所など、災害のおそれがある危険箇所に関する住民に対する周知を図るとともに、洪水から地域住民が円滑に避難できるよう、洪水ハザードマップの有効活用を推進する必要がある。

1-3-2（避難・避難行動の支援）（再掲）

- 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の確保等の対策を実施する必要がある。
- 言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化などにより、防災知識を普及する必要がある。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

1-4-1（火山災害対策）

- 関係機関と連携しながら、年々増加する観光客や登山者などの安全確保のため、火山や土砂災害などを踏まえた連絡体制の整備や訓練の実施など対策が必要である。

1-4-2（土砂災害防止施設の整備）

- 土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備について県と連携、促進していく必要がある。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設〔社会福祉施設、保育所、幼稚園等〕について、着実に土砂災害防止施設の整備を進める必要がある。

1-5 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

1-5-1（避難・避難行動の支援）（再掲）

- 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の確保等の対策を実施する必要がある。
- 言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化などにより、防災知識を普及する必要がある。

1-5-2（豪雪対策）

- 突発的な豪雪に備え、除雪体制などの整備が必要である。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

2-1-1（物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備）

- 災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。
- 災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、防

災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

2-1-2（緊急輸送体制の整備）

○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

2-1-3（緊急輸送道路等の整備）

○緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

○緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知する必要がある。

2-1-4（水道施設の耐震化等）

○災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設・基幹管路の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。

2-1-5（再生可能エネルギーの利活用）

○エネルギー供給が停止した際に、ある程度のエネルギーが確保できるよう、再生可能エネルギー等の利活用を促進する必要がある。

2-2 孤立地域の発生、長期化

2-2-1（孤立可能性地区における対策の推進）

○災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（孤立可能性地区）に通じる道路や通信手段の確保が必要である。

2-2-2（避難場所・緊急用ヘリポート用地の確保）

○孤立可能性地区住民の避難先となる施設や、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地を確保する必要がある。

2-3 消防施設等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-1（相互応援体制の整備）

○協定先機関や県、他自治体等との、連携・応援体制の整備、人員などを受け入れるための臨時ヘリポートの整備など、相互応援体制の適切な運用を行う必要がある。

2-3-2（地域防災力の向上）（再掲）

○災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進や事業所における防災体制の整備など、地域防災力を向上させる必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

2-4-1（関係機関等との連携強化）

○連絡体制の整備、民間を含めた収容施設の確保など、平常時から、関係機関と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

2-4-2（事業所等における備蓄の促進）

○大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-5-1（被災地における保健医療活動への支援体制の整備）

○被災地における医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療ボランティアなどの受入、活動支援体制を構築する必要がある。

2-5-2（医療機関等におけるライフラインの確保）

○医療機関、関係機関と連携し、電気、ガス、水道、医療機関等の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料等について、災害時における医療施設等への円滑な供給体制を整備する必要がある。

2-5-3（緊急輸送体制の整備）（再掲）

○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、県や関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

○緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による避難者の健康状態の悪化・死者の発生

2-6-1（平時からの予防対策）

○避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。

2-6-2（下水道施設の耐震化）

○大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策等を図る必要がある。

2-6-3（要配慮者への支援）

○避難先などでの要配慮者の二次的な被害の発生を防ぐために、日常生活への支援体制の整備が必要である。

3 必要不可欠な行政機能は確保すること

3-1 被災による職員・施設機能の大幅な低下

3-1-1（防災拠点機能の確保）

○大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

3-1-2（業務継続体制の整備）

○「矢板市業務継続計画」の適切な運用が行えるように、訓練などを通して職員の防災教育を推進する必要がある。

3-1-3（相互応援体制の整備）（再掲）

○協定先機関や県や他自治体等との、連携・応援体制の整備、人員などを受け入れるための臨時ヘリポートの整備など、相互応援体制の適切な運用を行う必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-1-1（電源の確保）

○災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、関係機関が設置している発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

4-1-2（情報の収集、伝達体制の確保）

○災害発生時に県や防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

4-1-3（住民等への災害情報の伝達）

○住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール等の活用を推進するとともに、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

5-1-1（事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援）

○事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、県と連携して市内事業者におけるBCPの策定促進に取り組む必要がある。

5-1-2（本社機能等の移転）

○我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を図る必要がある。

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

5-2-1（道路の防災・減災対策）

○災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等について、防災・減災対策を実施する必要がある。

5-2-2（緊急輸送体制の整備）（再掲）

○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、県や関係機関と連

携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

5-2-3（緊急輸送道路等の整備）（再掲）

○緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

○緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知する必要がある。

5-2-4（空中輸送体制の整備）

○災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、県と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

5-3-1（物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備）（再掲）

○災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。

○災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

5-3-2（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

○農業用水利施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、農業用ダムなどの、管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を推進する必要がある。

○農業用施設及び林業用施設の異常な兆候の早期発見や故障等への早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。

○農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、加工施設等）について、農業協同組合等の管理者による平常時から適切な施設管理を促進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

6-1-1（ライフラインの災害対応力強化）

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。

6-1-2（災害対策活動拠点の電力確保）

○災害対策活動拠点にて円滑に活動を推進するために、電力供給の停止に備えた非常電源などの整備が必要である。

6-1-3（物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備）（再掲）

○災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等

との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。

6-1-4（再生可能エネルギーの利活用）（再掲）

○エネルギー供給が停止した際に、ある程度のエネルギーが確保できるよう、再生可能エネルギー等の利活用を促進する必要がある。

6-2 上水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

6-2-1（水道施設の耐震化等）（再掲）

○災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。

6-2-2（下水道施設の耐震化）（再掲）

○大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。

6-2-3（農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化）

○農業集落排水施設について、長期的な污水处理機能を確保するため、速やかな機能診断の実施と、これに基づく老朽化対策等を着実に進めていく必要がある。

6-2-4（応急給水対策）

○上水道の長期間停止した際に、迅速かつ円滑な応急給水が実施できるよう、応援給水活動体制の確保と応急給水用資機材の備蓄が必要である。

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

6-3-1（道路の防災・減災対策）（再掲）

○災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等について、防災・減災対策を実施する必要がある。

6-3-2（緊急輸送体制の整備）（再掲）

○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

6-3-3（緊急輸送道路等の整備）（再掲）

○緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

○緊急輸送道路に指定されている路線等の沿線において、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知する必要がある。

6-3-4（農道・林道の整備）

○災害発生時に農道や林道を迂回路として活用することを想定し、適切な維持管理や整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要がある。

6-3-5（道路啓開体制の整備）

○緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情

報共有体制の整備を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

7-1-1（農業水利施設の老朽化対策及び耐震化）

○被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、機能診断調査の徹底とそれに基づく耐震化等の対策を推進する必要がある。

7-1-2（河川改修・土砂災害対策）

○市民の生命、財産を守るために、準用河川の改修や、不安定な土砂の除去や土砂防護柵の設置などを推進する必要がある。

7-1-3（火山災害対策）（再掲）

○火山噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするため、治山施設、砂防堰堤等の整備を県と連携し、計画的に促進する必要がある。

○関係機関と連携しながら、年々増加する観光客や登山者などの安全確保のため、火山や土砂災害などを踏まえた連絡体制の整備や訓練の実施など対策が必要である。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

7-2-1（有害物質の拡散・流出対策）

○災害発生時に倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。

7-2-2（原子力災害対策の推進）

○近隣自治体の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、市民の生命及び身体を原子力災害から保護し、経済活動の停滞を回避するため異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。

7-3 農地・森林等の被害による荒廃

7-3-1（農地・農林業施設等の適切な保全管理）

○農業・農村が有する農地や森林などの自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう地域共同による農地・農林業施設等の保全への支援を推進する必要がある。

7-3-2（森林の適切な整備・保全）

○森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-1 (災害廃棄物の処理体制の整備)

○関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により、復興ができなくなる事態

8-2-1 (復旧・復興を担う人材の育成・確保)

○行政職員の被災などにより、復旧・復興を担う人材の不足が懸念されるため、周辺市町や防災関係機関、大学との連携による人材の確保が必要である。

8-2-2 (災害ボランティアの活動体制の強化)

○災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

8-3-1 (文化財の災害対策)

○市内に存在する、指定文化財などが災害により、喪失することを防ぐために、文化財への災害予防や保護などの対策が必要である。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

8-4-1 (地籍調査の促進)

○被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため地籍調査の推進を図る必要がある。

8-4-2 (仮設住宅の供給対策)

○仮設住宅設置の用地や資材の確保が円滑に進まない事態を想定し、公営住宅などの一時転用等、供給体制の整備等が必要である。

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

8-5-1 (原子力災害対策の推進)(再掲)

○近隣自治体の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、市民の生命及び身体を原子力災害から保護し、経済活動への甚大な影響の発生を回避するため、異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。

記者発表資料

令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 発表・提供

件 名	とちぎ高校生地域定着促進モデル事業を活用した連続講座 「16歳のハローワーク」の実施について		
(説明文)			
矢板市と矢板ふるさと支援センターTAKIBI は、栃木県の「とちぎ高校生地域定着促進モデル事業」を活用し、連続講座「16歳のハローワーク」を実施します。			
1 目的 (趣旨)			
高校生を中心とした若者の将来的な地域定着を促進することを目的として、栃木県において「高校生地域定着促進モデル事業」が今年度より実施されており、本市においてはその採択事業として、高校生ライター育成を目的とした連続講座を実施します。			
今年度の連続講座では、地域内外の第一線で活躍する方より、自身の仕事や生活、これから社会に出る方々へのメッセージを中心に講演いただき、参加者は記事化に関するレクチャーを受けながら、Web メディアを利用して講演の内容を発信していく取組を実施します。併せて、地域内外の大人との異世代交流を通じ、参加者自身の世界観が拡がりを持つことを期待しています。			
2 対象者 特に制限は設けません。			
※本事業の趣旨を踏まえ、来場者が多い場合は高校生を優先とし、オンラインでの参加をお願いする場合があります。			
3 日時 別添チラシのとおり (第 3 回から第 6 回までは開催時間等調整中)			
4 会場 矢板ふるさと支援センターTAKIBI 又はオンライン参加			
5 申込方法 Web にて申込 別添チラシのほか、市 HP よりアクセス可能			
※提供資料の有無： <input checked="" type="checkbox"/> (別添のとおり)・無			
担当課・担当名	総合政策課 政策企画担当		
担当者名	弦巻 賢介		
電話番号	0287-43-1112	内線電話番号	2 2 1



これから
どうする？

16 歳

みんなは
どうなの？

のハロウィーク

2020 12/13

開催日時：第一弾 12月13日 日曜日 13:00-16:30

場 所：矢板ふるさと支援センター TAKIBI

内 容：矢板市内外で活躍する社会人の講義、ディスカッションを通じて、
視野を広げ、今後の進学・就職などに生かしてみませんか？

対 象 者：矢板市在住の10代-20代（ご興味がある方は年齢不問）

参 加 費：無料

申込方法：申込みフォーム(QRコード)からお申込みください

参加方法：矢板ふるさと支援センター TAKIBI 現地にて参加のほかオンラインでも参加できます
(ZOOMのURLをお申込みくださったメールアドレスに前日までにお送りします)

連 絡 先：矢板市扇町1丁目11-30 (旧大國屋旅館1F奥)

電話番号 0287-47-7017 メールアドレス takibi.yaita@gmail.com



▶申込みQRコード

12/13 SUN 13:00-16:30

「ポケモンセンター」の中の人、
塩野谷さんのシゴト



塩野谷 卓 しおのや たくる

新潟県出身。面白法人カヤックにてスマホゲームのコミュニティマネージャーを担当。コミュニティ運営(イベント/大会/生放送/SNSキャンペーン)を経験、その後、株式会社ポケモンセンターに入社し、同じくコミュニティ醸成を担い、各種ゲームやカードなどのイベントの他、新規サービス・事業開発なども手掛ける。

12/26 SAT 13:00-16:30

みんなが読んでる、
下野新聞のシゴトって？



株式会社下野新聞社 東京支社営業部
渡邊 直樹 わたなべ なおき

高校まで矢板で育ち、大学進学を機に上京。大学卒業後は東京の繊維専門商社に入社。営業職としてファッション衣料の生産・販売ビジネスに携わるが、2011年の東日本大震災を機に、地元栃木県へのUターン転職を決意。2013年より下野新聞社の営業職として新聞広告やイベントの企画・運営、「とちぎコンテンツ」の県外発信事業等に従事。

みんなが知ってる短時間動画
アプリの中の人、蓮井さんのシゴト



蓮井 晶子 はすい あきこ

1986年生まれ、兵庫県出身。18歳で進学のため上京するが、進学は建前で、目的は「好きなバンドのライブをたくさん観たかった」から。映像・広告制作で、ディレクター職を経て、WEB業界へ。旅行系WEBメディア運営を6年経験したのち、今年7月より、外資系企業でアプリのマーケティング・企画に従事。

- 第 3 回 1/24 SUN
- 第 4 回 1/31 SUN
- 第 5 回 2/8 MON
- 第 6 回 2/23 TUE



矢板ふるさと支援センター
TAKIBI

矢板市が設置管理する公共施設「TAKIBI」は、地域の課題解決を図る新たな取組主体の組織化、及び組織の運営を支援しています。地域活動に協力して欲しい学生の皆さん、TAKIBI には是非越しください。



住所：矢板市扇町 1 丁目 11-30 (旧大國屋旅館 1F 奥) / 電話番号：0287-47-7017 / 開所日：月曜日～金曜日 / 開所時間：9:00～20:00 / 関わっている仲間たちで少しずつ創り上げている場所です。運営を手伝ってくれるボランティアスタッフを随時募集中！



これから
どうする？

記者発表資料

令和2年12月11日（金）提供

件名	第8期矢板市高齢者プラン策定に係るパブリックコメントの実施について		
<p>第8期矢板市高齢者プランの策定にあたり、市民の皆さんの意見をプランに反映させるため、広く意見を募集します。</p> <p>募集期間／12月11日（金）から1月5日（火）まで ※必着</p> <p>閲覧方法／①高齢対策課及び各公民館で文書閲覧 ②市ホームページ内に掲載</p> <p>応募方法／直接お持ちいただくか、郵送・ファックス・メールのいずれかでお送りください。</p> <p>様式／様式は自由ですが、A4版で、住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。</p> <p>そのほか／お寄せいただいたご意見・ご提案は、内容を整理し、市の考え方とあわせて後日公表します。個人への回答はいたしませんので、ご了承ください。</p> <p>意見の提出先・問い合わせ先／〒329-2192 矢板市本町5-4 矢板市高齢対策課 ☎（43）3896 FAX（43）5404 Eメール kourei@city.yaita.tochigi.jp HPhttp://www.city.yaita.tochigi.jp</p> <p>※提供資料の有無：有（別添のとおり）</p>			
担当課・グループ	高齢対策課		
担当者名	日賀野 真		
電話番号	0287-43-3896	内線電話番号	338

(案)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

矢板市

あんしん・ささえあいプラン

【第8期計画】

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけと期間.....	2
第3節 計画の策定体制.....	3
第4節 第8期計画策定における主な視点.....	4
第2章 矢板市の高齢者を取り巻く状況.....	8
第1節 矢板市の人口と世帯の状況.....	8
第2節 矢板市の介護保険事業の状況.....	10
第3節 アンケート調査結果.....	15
第4節 矢板市の高齢者を取り巻く主な課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
第1節 第8期プランの基本理念.....	26
第2節 基本目標.....	27
第3節 保健・福祉エリア、日常生活圏域と介護サービス基盤.....	28
第4節 矢板市の高齢者数等の将来推計.....	31
第5節 計画の全体像.....	34

第2部 地域包括ケアシステムの構築

第1章 孤立防止と質の高い生活づくり.....	38
第1節 孤立防止事業の充実.....	39
第2節 交流の促進.....	43
第3節 社会活動への参加促進.....	45
第4節 生涯学習・スポーツの推進.....	51

第2章 健康づくりと介護予防の充実・推進	54
第1節 保健事業の充実	55
第2節 介護予防の普及と啓発	62
第3節 介護予防サービスの充実	67
第3章 日常生活支援の充実	69
第1節 日常生活の支援	70
第2節 安全確保事業の充実	73
第3節 相談事業と権利擁護の推進	76
第4章 高齢者等の暮らしを支える地域づくり	79
第1節 地域包括ケアシステムの基盤強化	80
第2節 在宅における医療と介護の支援	84
第3節 認知症施策の推進	90
第4節 高齢者が暮らしやすい環境づくり	94
第5章 介護サービスの充実	98
第1節 介護サービス基盤の整備	99
第2節 介護サービスの量の見込み	101

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

(1) 高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの推進

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、事業所数も増え、サービス利用者は550万人に達するなど、高齢者の生活の支えとして定着してきました。

その一方、令和7（2025）年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、令和22（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

さらに、住み慣れた地域で、高齢者が自らの能力に応じてできる限り自立して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保・提供される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて推進していくことが重要になっています。

(2) 地域共生社会を目指した体制づくり

地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアを想定していますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方は、障がい者、子どもと子育て家庭、生活困窮者などに対する支援にも応用することができます。

その考え方に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」と言います。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。

(3) 本市における第8期計画の策定

このような背景により、本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、令和7（2025）年・令和22（2040）年等の将来の姿などを見据え、令和3年度から令和5年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

第2節 計画の位置づけと期間

(1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8の規定による「老人福祉計画」、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

■高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの指針である「第3次21世紀矢板市総合計画」の部門別個別計画として位置づけ、国の基本指針や栃木県の高齢者支援計画「はつらつプラン21」や保健医療計画等との整合性を図るとともに、「矢板市地域福祉計画」「矢板市障がい者福祉計画」など本市の高齢者の保健福祉に関わりのある諸計画との調和を図るものです。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年までを見据えた中期的な視点では、地域包括ケアシステムの導入期から推進期に位置しており、今後も3年ごとに見直し・改善を図る予定です。

●計画期間と目標

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 22年度
第7期計画 (平成30年度～ 令和2年度)			第8期計画 (令和3年度～ 令和5年度)			第9期計画 (令和6年度～ 令和8年度)				
		見直し			見直し			見直し		
令和7(2025)年・令和22(2040)年までの中長期的な視点を踏まえて計画を推進										

第3節 計画の策定体制

(1) 矢板市高齢者プラン策定委員会

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者、被保険者の代表、公募による市民の代表などの参画により設置した「矢板市高齢者プラン策定委員会」において計画内容を総合的にご審議いただきました。

(2) 矢板市高齢者プラン策定委員会幹事会

庁内においては、「矢板市高齢者プラン策定委員会幹事会」を組織し、関係各課との連携を図り、具体的な施策・事業についての検討・調整を行いました。

(3) アンケート調査

本市の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために高齢者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメント

第4節 第8期計画策定における主な視点

(1) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

第8期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の改正が行われました。第8期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

①2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる2025年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年のサービス需要の見込みを踏まえた介護サービス基盤の整備が重要であるとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービス需要は更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となることから、高齢者及び介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

②地域共生社会の実現

2040年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進

■自立支援、介護予防・重度化防止の推進

自立した日常生活の支援、介護予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止のため、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取り組みを行うことが重要となります。支援においては、効果的・効率的な取組となるよう、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他事業との連携」を進めることが重要となります。

また、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが重要であり、更には、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要となります。

■保険者機能強化推進交付金等の活用

各種取組において、市町村や都道府県のような様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標が設定された保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、一層の強化を図ることが重要となります。

④有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるとともに、質の確保を図るため、都道府県と連携してこれらの設置状況等、必要な情報を積極的に把握することが重要となります。

⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月18日に制定された「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する基本的な考え方の下に、次に掲げる5つの柱に沿って認知症施策を推進することが重要となります。

■具体的な施策の5つの柱

①普及啓発・本人発信支援

- ▶企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ▶「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

②予防

- ▶高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ▶エビデンスの収集・普及 等

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ▶早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ▶家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ▶認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ▶企業認証・表彰の仕組みの検討
- ▶社会参加活動等の推進 等

⑤研究開発・産業促進・国際展開

- ▶薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

市町村は保険者として地域で取り組みを進める立場から、必要な介護人材の確保のため、総合的な取組を推進することが重要であり、その際には、地域の関係者とともに、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等へ一体的に取り組むことが重要となります。また、業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICTの活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要となります。

⑦災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を行うことが重要となります。

■災害や感染症対策

- ①介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施すること
- ②関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること
- ③都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること

(2) 関連法の改正

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されました。

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から所要の措置を講ずるものであり、主な改正の内容は、以下のとおりとなっています。

■主な改正の内容

- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- ④介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

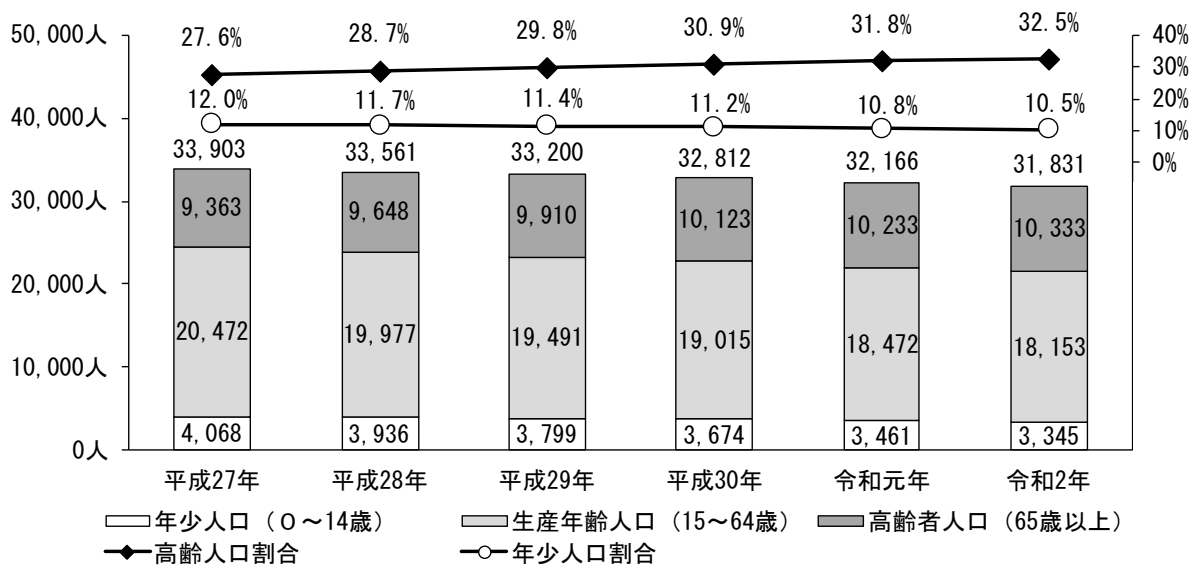
第2章 矢板市の高齢者を取り巻く状況

第1節 矢板市の人口と世帯の状況

(1) 人口動態

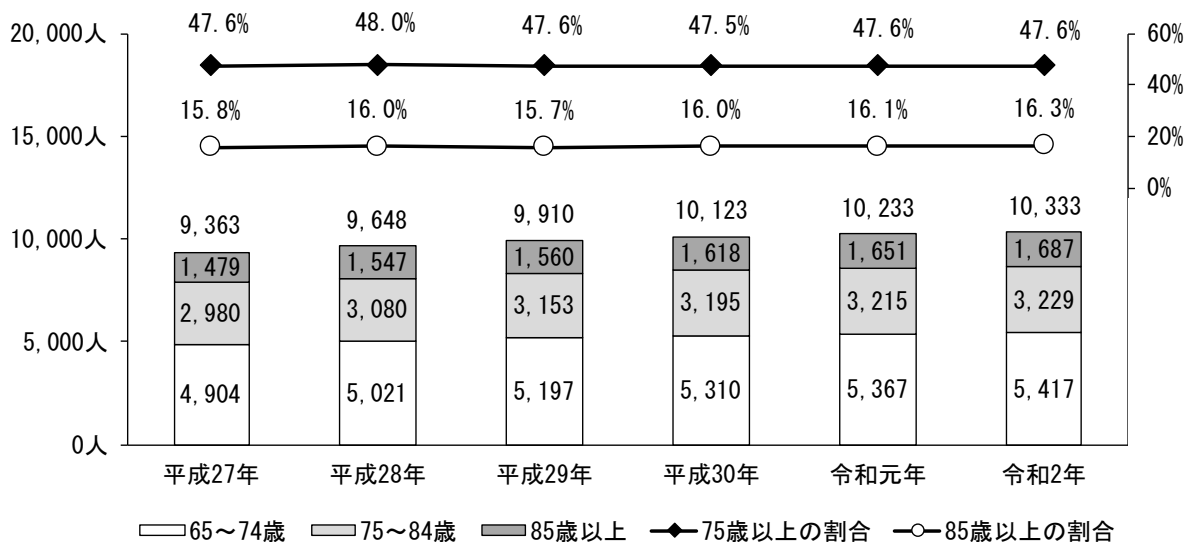
本市の人口は減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加しており、令和2年では10,333人、高齢人口割合（高齢化率）は32.5%となっています。

その一方で、年少人口割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進展している状況です。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

本市の高齢者数の推移を年齢別にみると、いずれの年齢区分も増加傾向にある中で、後期高齢者（75歳以上）の比率については、75歳以上の割合、85歳以上の割合ともほぼ横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

本市では、高齢者のいる世帯数及び構成比ともに一貫して増加しており、平成27年では、世帯総数の48.9%に当たる6,015世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯いずれも、世帯数、割合ともに増加し続けており、平成27年では高齢者独居世帯は1,196世帯、高齢者夫婦世帯は1,168世帯となっています。

●矢板市の世帯数の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数(一般世帯総数)	世帯	11,604	11,977	12,414	12,311
高齢者のいる世帯数 (全世帯数に占める割合)	世帯	4,346	4,816	5,368	6,015
	%	37.5	40.2	43.2	48.9
高齢者独居世帯 (高齢者のいる世帯数に占める割合)	世帯	575	712	899	1,196
	%	13.2	14.8	16.7	19.9
高齢者夫婦世帯 (高齢者のいる世帯数に占める割合)	世帯	562	714	874	1,168
	%	12.9	14.8	16.3	19.4

資料：国勢調査

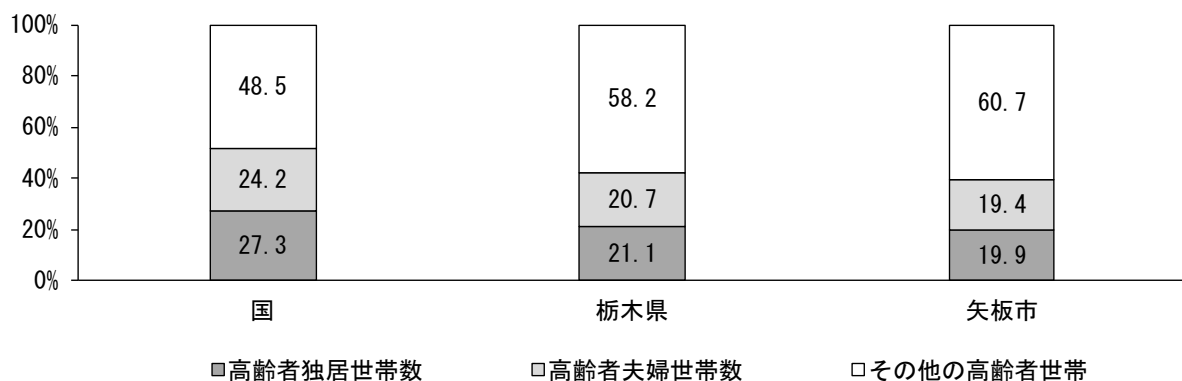
国及び栃木県と比較してみると、高齢者のいる世帯数の割合は国及び栃木県の数値を上回っており、本市では高齢者がいる世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

また、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯の割合については、いずれも国及び栃木県の水準よりも低い状況にあります。

●矢板市と国・栃木県の高齢者のいる世帯数・構成比(平成27年)

		国	栃木県	矢板市
全世帯数(一般世帯総数)	世帯	53,331,797	761,863	12,311
高齢者のいる世帯数 (全世帯数に占める割合)	世帯	21,713,308	330,196	6,015
	%	40.7	43.3	48.9

●高齢者のいる世帯の内訳の構成比



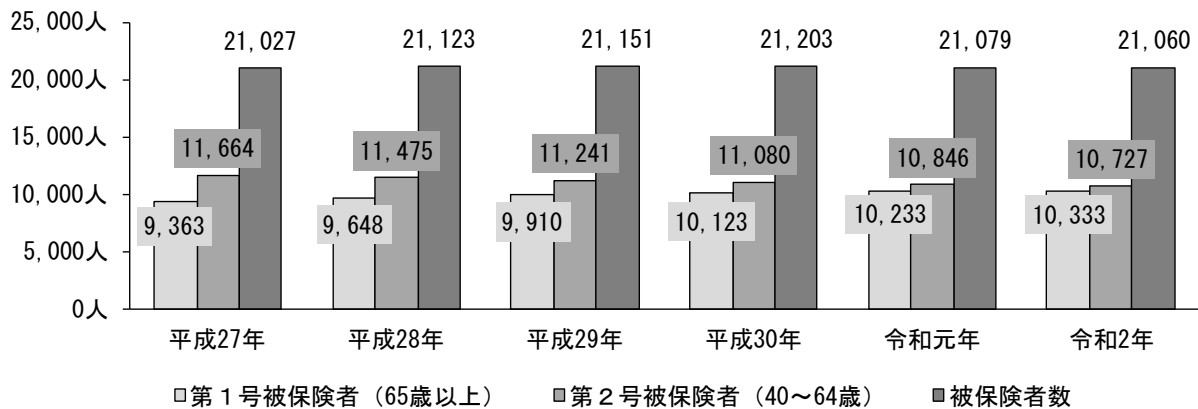
資料：国勢調査

第2節 矢板市の介護保険事業の状況

(1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）の推移をみると、平成30年をピークに令和元年から緩やかに減少に転じており、令和2年では21,060人となっています。

被保険者の種類別にみると、いずれの年も第2号被保険者（40～64歳）が第1号被保険者（65歳以上）の数を上回っていますが、その差は縮まっている状況です。

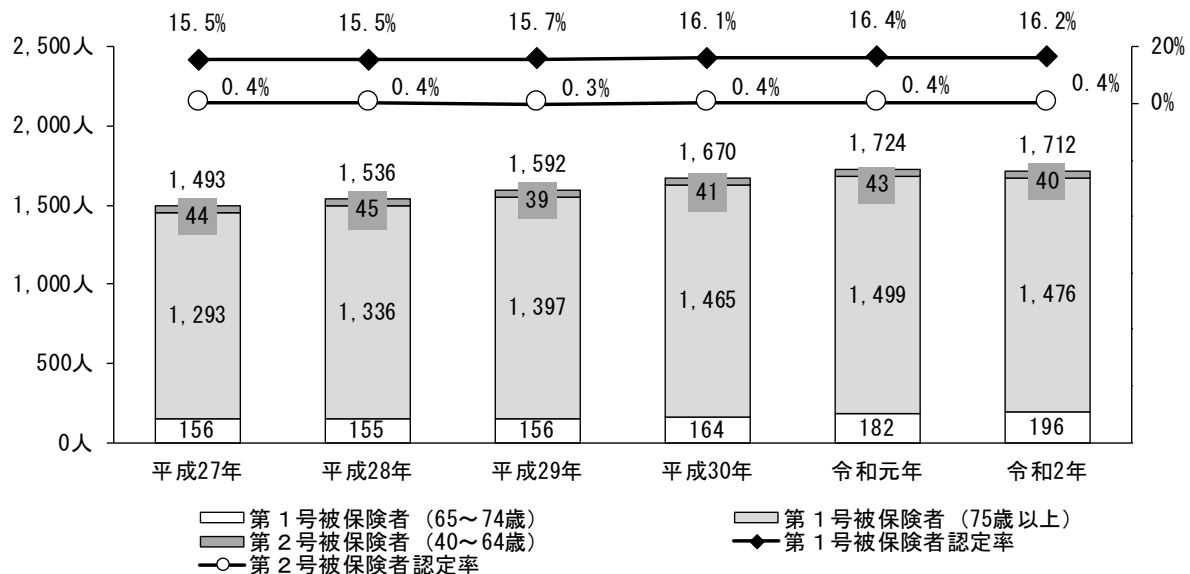


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、年齢区分別では、いずれの年も第1号被保険者のうち、75歳以上の後期高齢者が85%程度と大半を占めています。

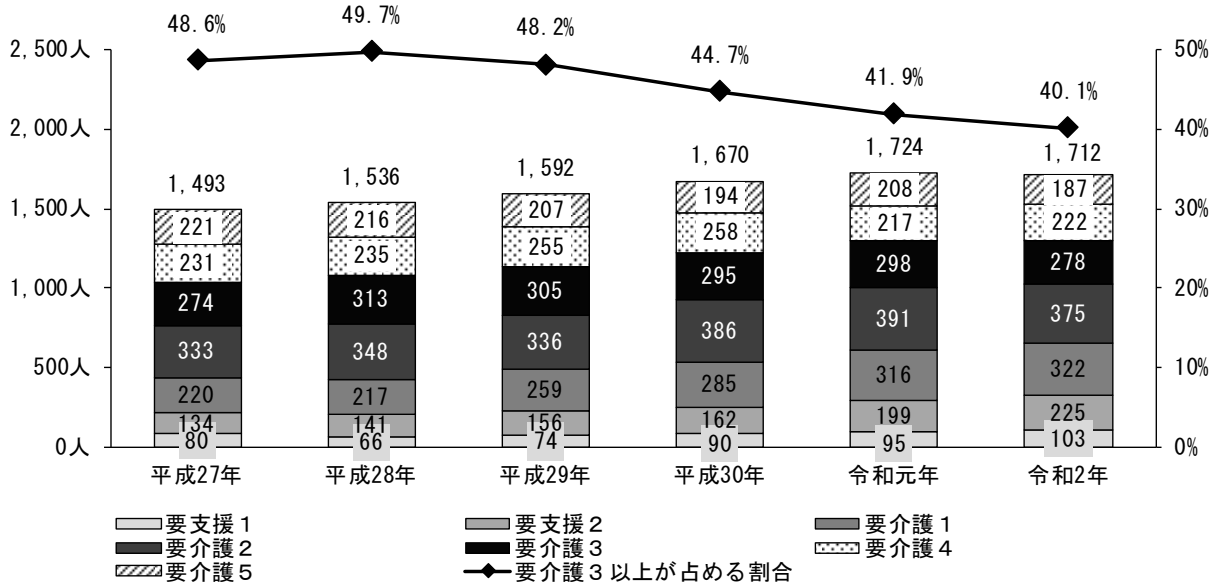
認定率については、第1号被保険者の認定率は増加傾向、第2号被保険者の認定率は横ばいで推移しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在※令和2年は7月末日現在）

要介護度別にみると、近年では、要支援2と要介護1の増加が目立っています。

平成28年までは、要介護3以上が占める割合は増加傾向にありましたが、平成29年から減少に転じています。令和2年では、要支援1から要介護2までの軽度の認定者が約60%を占めている状況です。

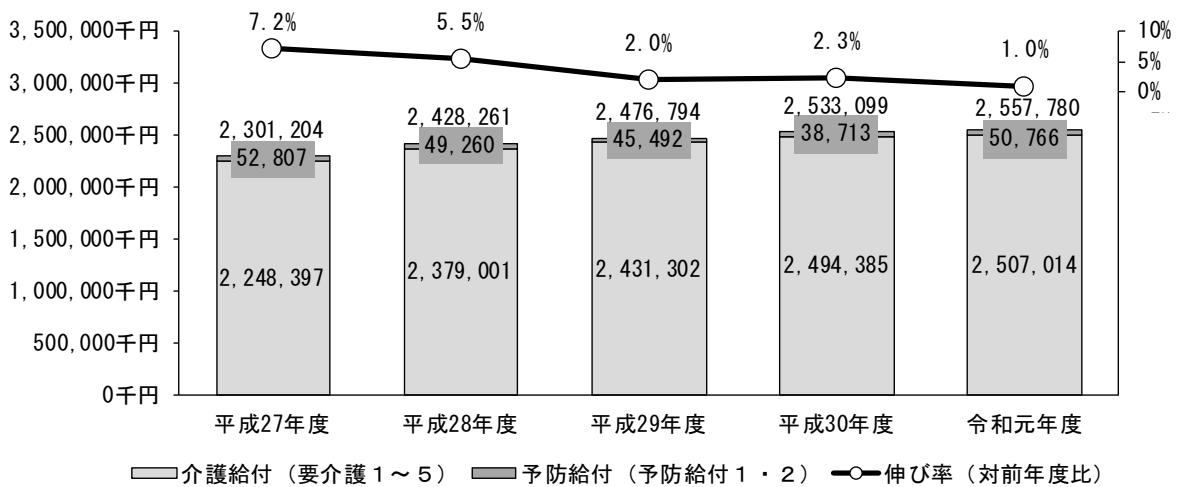


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在※令和2年は7月末日現在）

(3) 介護給付費の推移

本市の介護保険サービス給付費の推移をみると、一貫して増加し続けており、令和元年度の総給付費は約25億5千7百万円となっています。

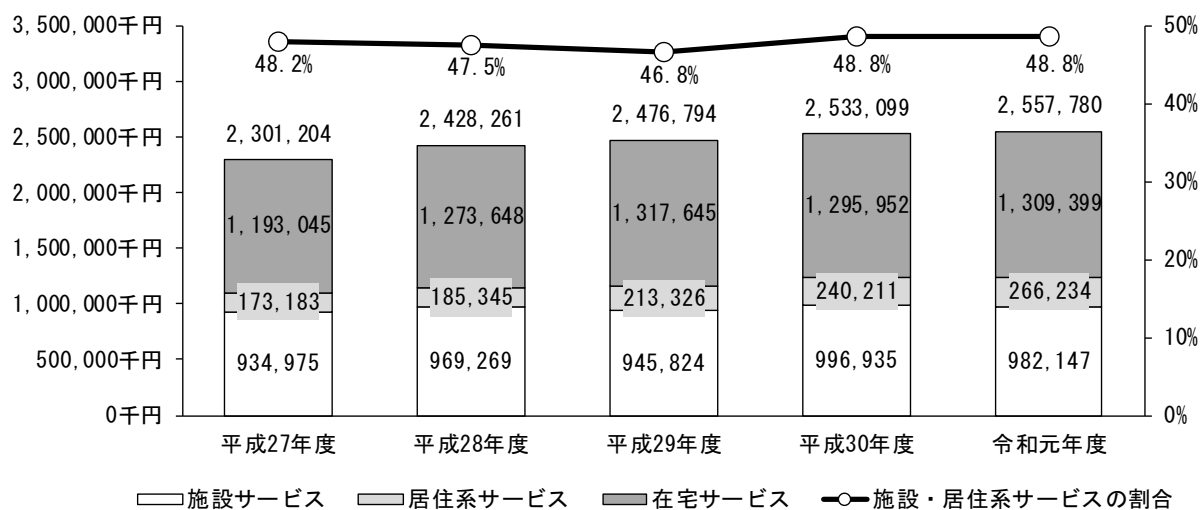
給付費の伸び率については、平成27年度は前年度比7.2%増でしたが、令和元年度では前年度比1.0%増となっており、伸び率は減少傾向にあります。



資料：介護保険事業状況報告

サービス区別に平成27年度から令和元年度までの推移をみると、施設サービスは、増減しながら47,172千円増加、居住系サービスは、毎年増加して93,051千円増加、在宅サービスは、増減しながら116,354千円増加とすべてのサービス区分において増加となっています。

令和元年度の給付費の構成比は、施設・居住系サービスが48.8%、在宅サービスが51.2%となっています。



資料：介護保険事業状況報告

(4) 介護給付費の実績値と計画値

①総給付費（②介護予防サービス給付費+③介護サービス給付費）

サービス総給付費の実績については、平成30年度では対計画比で91.7%、令和元年度では対計画比88.4%といずれも計画値を下回りました。

(単位:千円)	第7期					
	実績値		計画値		対計画比 (実績値/計画値)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
サービス総給付費	2,533,099	2,557,780	2,761,498	2,894,066	91.7%	88.4%

②介護予防サービス給付費

介護予防サービス給付費の実績値については、平成30年度では対計画比で89.6%と計画値を下回りましたが、令和元年度では対計画比で106.9%と計画値を上回りました。

サービス別にみると、「介護予防福祉用具貸与」「介護予防小規模多機能型居宅介護」は両年度、「特定介護予防福祉用具購入費」は平成30年度、「介護予防訪問看護」は令和元年度において、それぞれ計画値を上回りました。

(単位:千円)	第7期					
	実績値		計画値		対計画比 (実績値/計画値)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
(1)介護予防サービス	26,968	34,300	31,369	34,138	86.0%	100.5%
介護予防訪問介護	31	-	-	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	24	0	0	0	-	-
介護予防訪問看護	1,866	2,385	1,907	2,290	97.8%	104.1%
介護予防訪問リハビリテーション	207	210	1,491	1,492	13.9%	14.1%
介護予防居宅療養管理指導	34	133	141	142	24.0%	93.9%
介護予防通所介護	52	-	-	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	17,559	22,143	22,553	23,889	77.9%	92.7%
介護予防短期入所生活介護	627	546	957	1,196	65.5%	45.6%
介護予防短期入所療養介護(老健)	86	0	0	0	-	-
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	-	-
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-	-	-	-
介護予防福祉用具貸与	3,903	4,772	1,447	1,733	269.8%	275.3%
特定介護予防福祉用具購入費	618	262	409	643	151.1%	40.7%
介護予防住宅改修	1,622	2,022	2,464	2,753	65.8%	73.4%
介護予防特定施設入居者生活介護	338	1,827	0	0	-	-
(2)地域密着型介護予防サービス	6,886	10,762	5,088	6,006	135.3%	179.2%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,746	9,978	5,088	6,006	132.6%	166.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	139	783	0	0	-	-
(3)介護予防支援	4,860	5,704	6,762	7,360	71.9%	77.5%
給付費合計	38,713	50,766	43,219	47,504	89.6%	106.9%

③介護サービス給付費

介護サービス給付費の実績値については、平成30年度では対計画比で91.8%、令和元年度では対計画比85.4%といずれも計画値を下回りました。

サービス別にみると、「認知症対応型共同生活介護」「介護療養型医療施設」は両年度、「住宅改修費」「居宅介護支援」は平成30年度において、それぞれ計画値を上回りました。

(単位:千円)	第7期					
	実績値		計画値		対計画比 (実績値/計画値)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
(1)居宅サービス	900,073	899,647	1,084,910	1,252,027	83.0%	71.9%
訪問介護	71,878	83,163	96,423	99,703	74.5%	83.4%
訪問入浴介護	7,014	6,758	9,317	100,060	75.3%	6.8%
訪問看護	26,458	25,328	29,306	32,093	90.3%	78.9%
訪問リハビリテーション	5,431	3,448	13,353	14,555	40.7%	23.7%
居宅療養管理指導	2,081	2,313	2,370	2,334	87.8%	99.1%
通所介護	367,262	344,310	410,446	415,117	89.5%	82.9%
通所リハビリテーション	149,609	148,376	192,027	215,652	77.9%	68.8%
短期入所生活介護	147,254	152,455	170,495	181,798	86.4%	83.9%
短期入所療養介護(老健)	937	1,994	6,100	6,312	15.4%	31.6%
短期入所療養介護(病院等)	0	53	0	0	-	-
短期入所療養介護(介護医療院)	0	351	-	-	-	-
福祉用具貸与	60,880	61,260	64,858	69,462	93.9%	88.2%
特定福祉用具購入費	2,590	2,480	2,994	2,994	86.5%	82.8%
住宅改修費	8,537	7,595	8,350	9,434	102.2%	80.5%
特定施設入居者生活介護	50,143	59,764	78,871	102,513	63.6%	58.3%
(2)地域密着型サービス	603,715	643,018	625,175	637,351	96.6%	100.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	293	0	0	-	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
地域密着型通所介護	89,729	101,721	102,364	104,851	87.7%	97.0%
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	185,731	188,503	190,719	199,905	97.4%	94.3%
認知症対応型共同生活介護	189,591	203,859	171,301	171,431	110.7%	118.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	138,664	148,642	160,791	161,164	86.2%	92.2%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
(3)施設サービス	858,271	833,504	876,212	911,387	98.0%	91.5%
介護老人福祉施設	479,773	475,203	504,773	539,294	95.0%	88.1%
介護老人保健施設	357,893	332,891	364,412	365,063	98.2%	91.2%
介護医療院	0	7,696	0	0	-	-
介護療養型医療施設	20,605	17,714	7,027	7,030	293.2%	252.0%
(4)居宅介護支援	132,326	130,845	131,982	135,797	100.3%	96.4%
給付費合計	2,494,385	2,507,014	2,718,279	2,936,562	91.8%	85.4%

第3節 アンケート調査結果

(1) 実施概要

①調査の目的

矢板市では令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「矢板市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」の策定に向けて、高齢者の方の生活状況や支援サービスの必要性等を把握するための基礎調査として実施いたしました。

②調査対象者

令和元年11月1日現在、市内在住の要支援・要介護認定者、一般高齢者を対象として、住民基本台帳等より対象者を無作為抽出いたしました。

調査区分	調査対象者	調査対象者数
介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	●65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者 ●要支援認定者	1,500人
在宅介護実態調査	●在宅で生活している要支援・要介護認定者	971人

③実施方法

- 調査地域：矢板市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和元年12月20日～令和2年1月31日

④回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	1,500件	994件	66.3%
在宅介護実態調査	971件	553件	57.0%
合計	2,471件	1,547件	62.6%

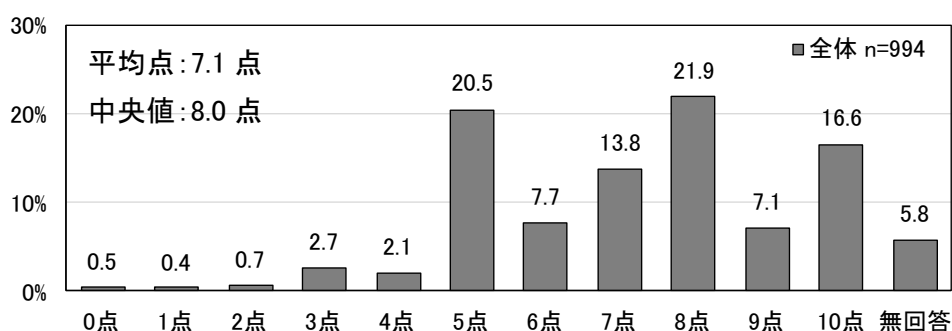
(2) 日常生活圏域ニーズ調査

①高齢者の幸福度と生活機能の関係

現在の幸せの程度を点数で尋ねたところ、「5点」(20.5%)、「8点」(21.9%)、「10点」(16.6%)が高く、平均点は7.1点、中央値は8.0点となっています。

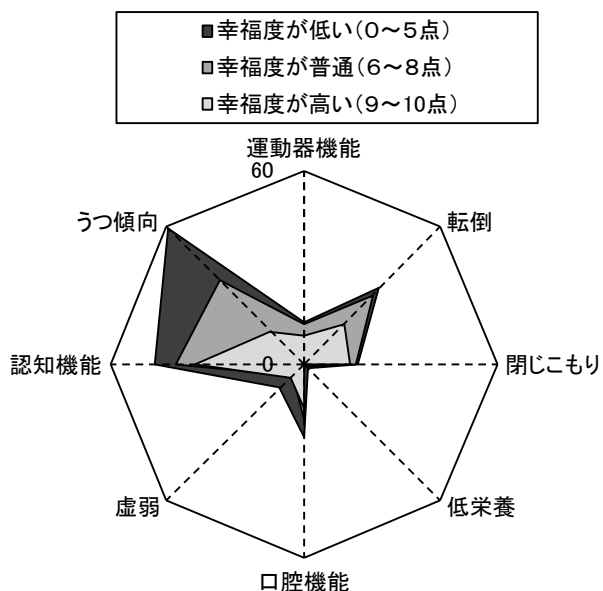
幸福度と生活機能には関連性が伺え、幸福度が高いほど生活機能のリスクは全般的に低い傾向にあります。リスク該当割合のポイント差から、本市においてはとりわけ「転倒」「認知機能」「うつ傾向」で幸福度に大きな影響がみられます。

Q あなたは、現在どの程度幸せですか



資料: 矢板市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (令和元年度)

●幸福度(10段階評価)と生活機能低下リスクの関係



リスク 該当割合	幸福度 低い 【①】	幸福度 普通	幸福度 高い 【②】	差 【①-②】 (①/②)
運動器機能	12.9%	12.4%	8.6%	4.3pt (1.50倍)
転倒	33.2%	30.0%	17.9%	15.3pt (1.85倍)
閉じこもり	16.9%	16.3%	14.6%	2.3pt (1.16倍)
低栄養	1.9%	0.5%	0.4%	1.5pt (4.41倍)
口腔機能	22.4%	17.3%	13.8%	8.6pt (1.62倍)
虚弱	10.4%	5.0%	5.8%	4.7pt (1.81倍)
認知機能	46.0%	39.6%	33.8%	12.2pt (1.36倍)
うつ傾向	59.4%	36.6%	14.5%	44.8pt (4.09倍)

資料: 矢板市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (令和元年度)

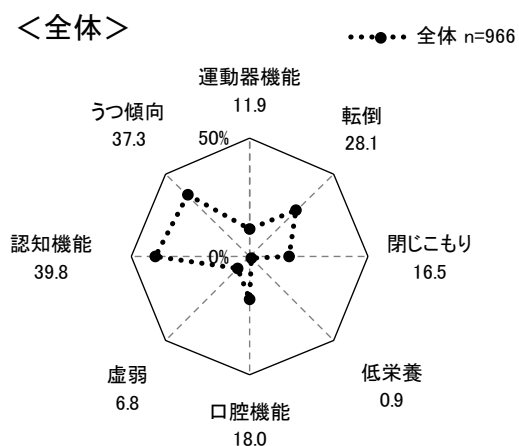
②各地区のリスク該当状況

○矢板地区では、「転倒」、「認知機能」を除く6項目について、リスク該当者割合が全体平均よりも高くなっている。

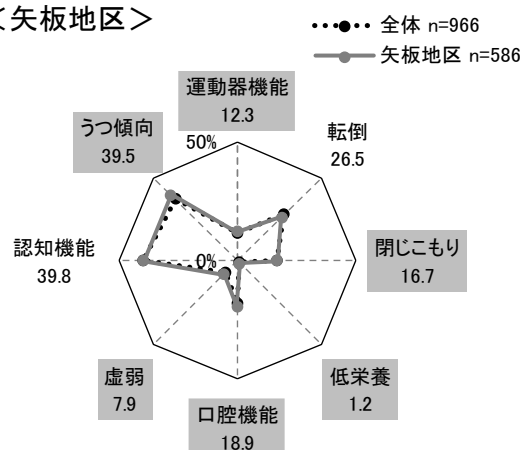
○泉地区では、「低栄養」以外のすべての項目について、リスク該当者割合が全体平均よりも高くなっている。

○片岡地区では、「転倒」項目について、リスク該当者割合が全体平均よりも高くなっている。

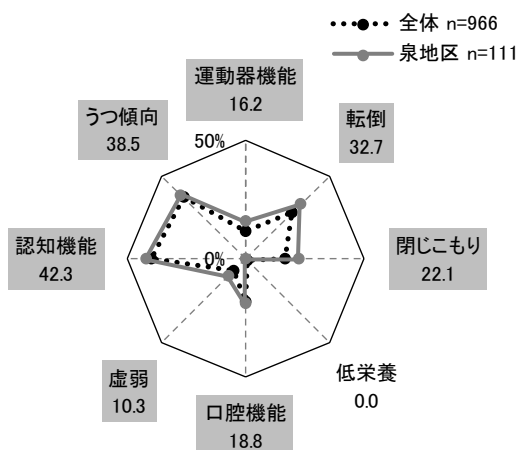
<全体>



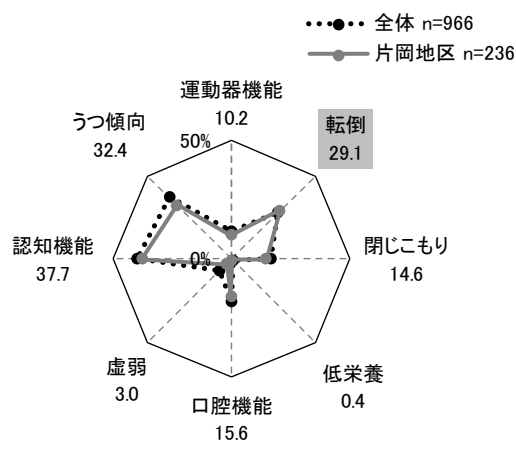
<矢板地区>



<泉地区>



<片岡地区>



※網掛けは全体平均を上回っている数値

資料：矢板市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）

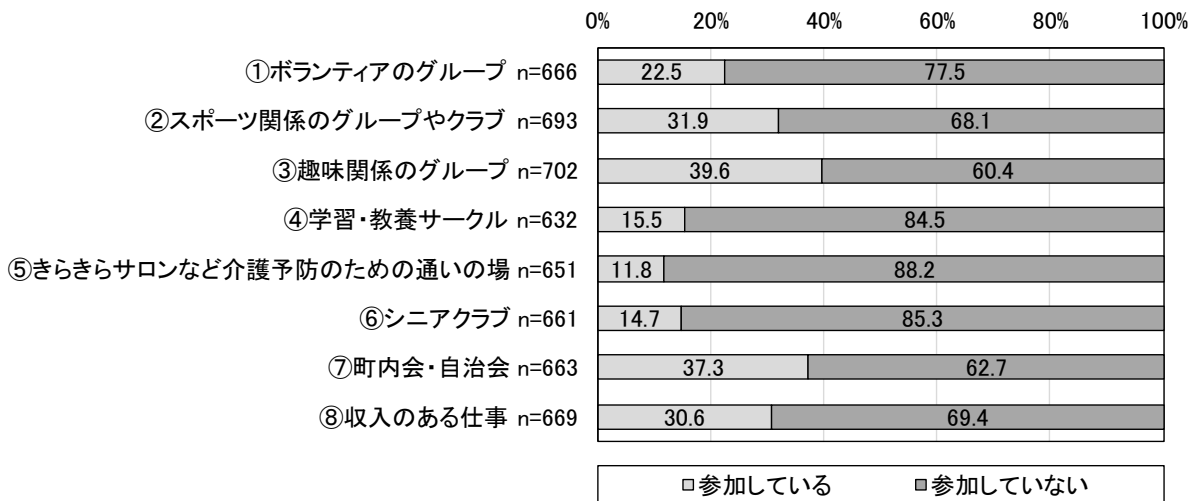
③地域における活動について

「③趣味関係のグループ」(39.6%)、「⑦町内会・自治会」(37.3%)については、参加割合が比較的高く、その一方で、「⑤きらきらサロンなど介護予防のための通いの場」(11.8%)、「⑥シニアクラブ」(14.7%)については、参加割合が低くなっています。

地域住民によるグループ活動に参加者として参加してみたいかを尋ねたところ、参加意向(「是非参加したい」+「参加してもよい」+「既に参加している」)は55.9%となっています。

企画・運営者(世話役)としての参加については、「参加したくない」が54.1%と過半数を占めており、参加意向(「是非参加したい」+「参加してもよい」+「既に参加している」)は33.7%となっています。

Q 以下のような会・グループ等に参加していますか(それぞれに○は1つ)

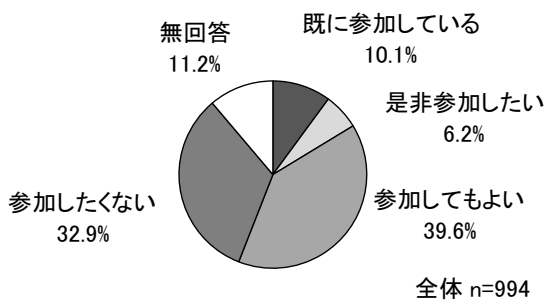


※無回答を除いて集計

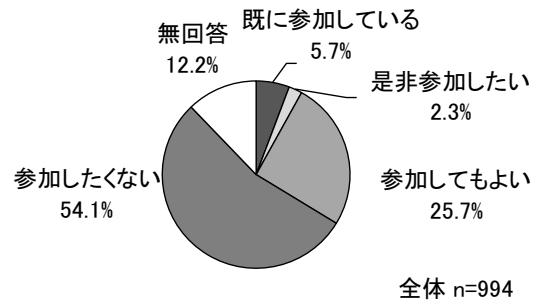
資料：矢板市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和元年度)

Q 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加してみたいと思いますか(○は1つ)

<参加者として>



<企画・運営者(世話役)として>



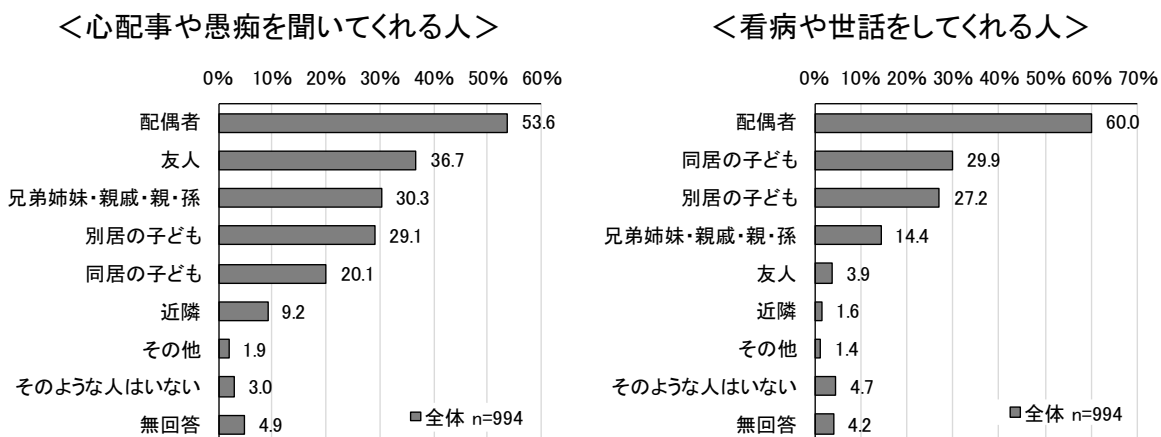
資料：矢板市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和元年度)

④たすけあいについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人については、「配偶者」が53.6%で最も高く、次いで「友人」が36.7%となっています。

病気の際の看病や世話をしてくれる人については、「配偶者」が最も高い点は同様ですが、次いで「同居の子ども」が29.9%、「別居の子ども」が27.2%となっています。

Q 以下のようなことをしてくれる人はどなたですか（あてはまるものすべてに○）



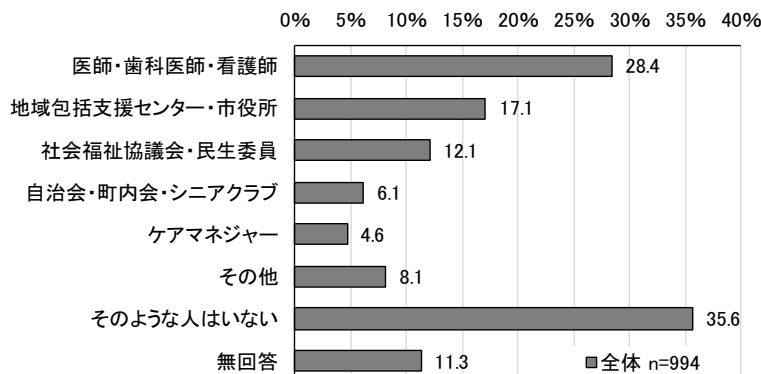
資料：矢板市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）

家族や友人以外で何かあったときに相談する相手としては、「医師・歯科医師・看護師」が28.4%で最も高く、次いで「地域包括支援センター・市役所」が17.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が12.1%となっています。

一方、35.6%は「そのような人はいない」と回答しており、相談しやすい体制づくりと相談先の周知などが課題と言えます。

Q 家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手を教えてください

（あてはまるものすべてに○）



資料：矢板市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）

(3) 在宅介護実態調査

①在宅で介護を担っている家族・親族

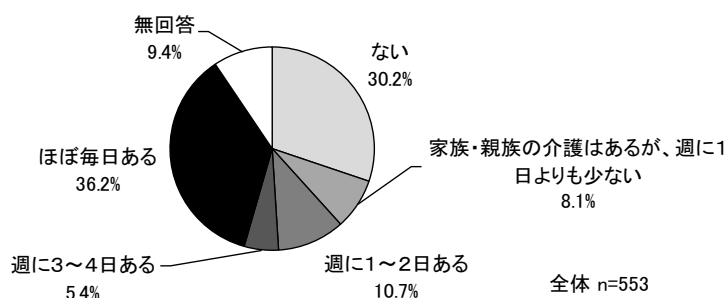
家族や親族から介護を受けている割合は、60.4%となっています。

家族（親族）介護者の性別については「女性」が64.4%、「男性」が31.1%となっています。

家族（親族）介護者の年齢については「60代」が36.8%で最も高く、60代以上が全体の65.6%を占めています。

最近1年間で、介護をしている家族（親族）が離職した割合は、8.7%となっています。

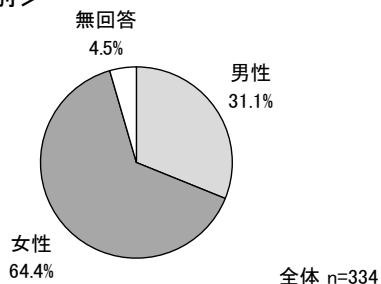
Q ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（〇は1つ）



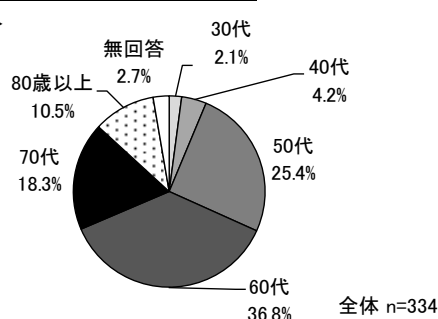
資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

Q 主な介護者の方の性別・年齢について、ご回答ください（〇は1つ）

<性別>

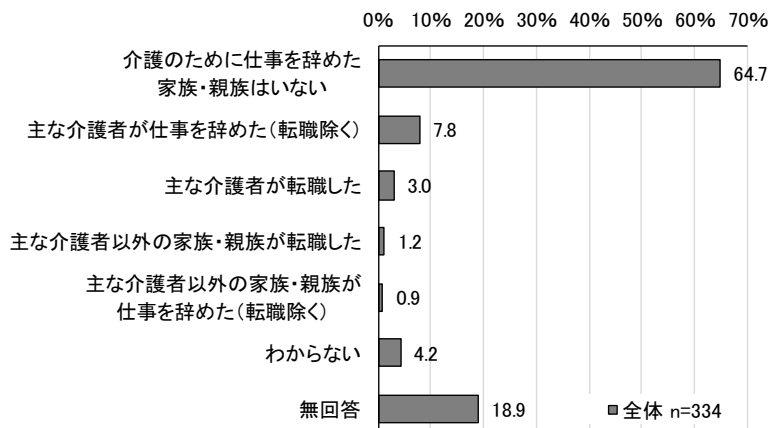


<年齢>



資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

Q ご家族やご親族の中で、ご本人（調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（あてはまるものすべてに〇）



資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

②家族（親族）介護者が「行っている介護」と「不安を感じる介護」

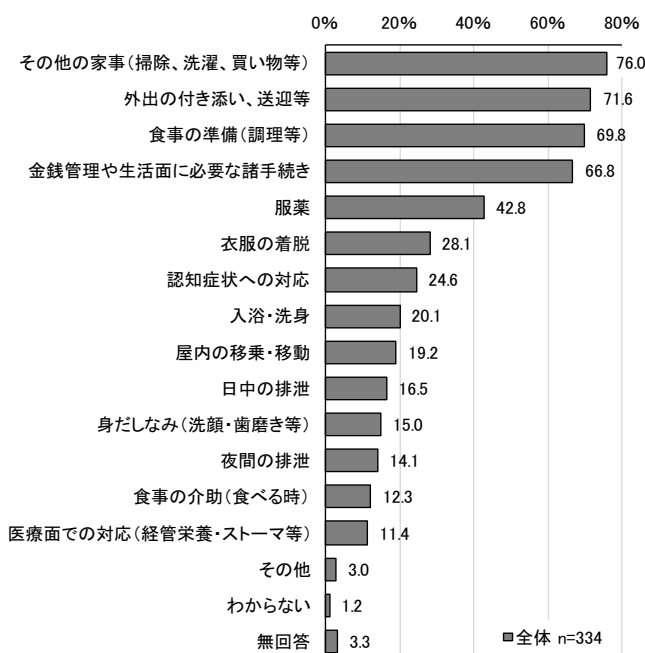
家族（親族）介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（76.0%）、「外出の付き添い、送迎等」（71.6%）、「食事の準備（調理等）」（69.8%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（66.8%）が高くなっています。

家族（親族）介護者が不安を感じる介護については、「認知症状への対応」（32.9%）、「夜間の排泄」（29.6%）、「外出の付き添い、送迎等」（27.5%）、「入浴・洗身」（25.4%）が高くなっています。

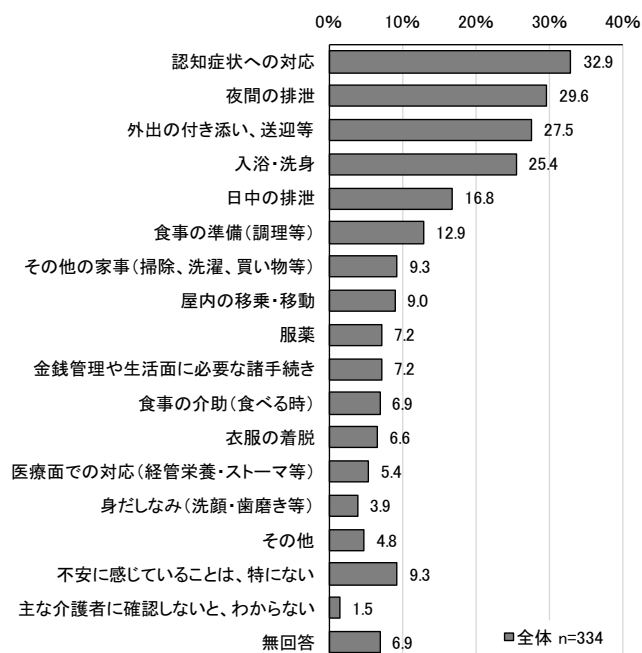
「行っている介護」「不安を感じる介護」は、「外出の付き添い、送迎等」がともに上位の回答となっています。

Q 現在、主な介護者の方が行っている介護、現在の生活を継続していくにあたって不安を感じる介護等についてご回答ください

<行っている介護(いくつでも)>



<不安を感じる介護(3つまで)>



資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

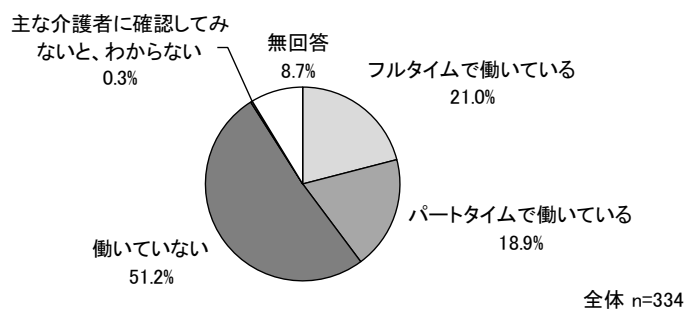
③就労している家族（親族）介護者について

家族（親族）介護者の就労状況をみると、フルタイム勤務が21.0%、パートタイム勤務が18.9%の計39.9%が就労しています。

仕事と介護の両立に効果があると思われる勤め先からの支援として、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が29.3%と最も高くなっています。

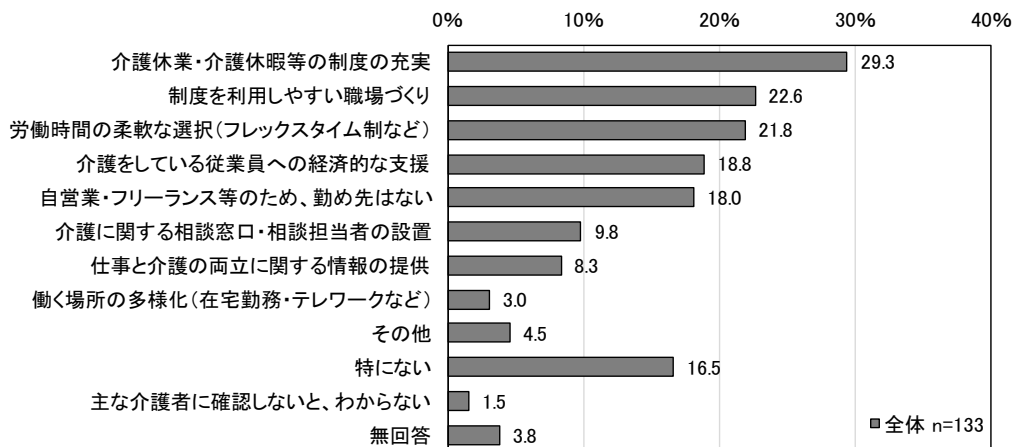
今後も仕事と介護の両立を続けられそうかを尋ねたところ、「続けていくのは、かなり難しい」が7.5%、「続けていくのは、やや難しい」が9.8%となっています。

Q 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください（〇は1つ）



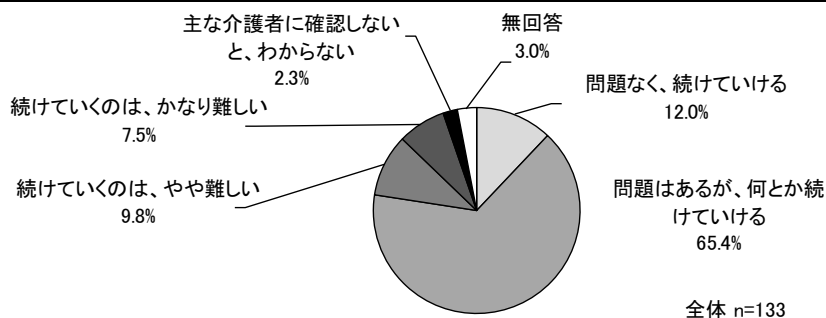
資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

Q 勤務先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか（〇は3つまで）



資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

Q 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（〇は1つ）



資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

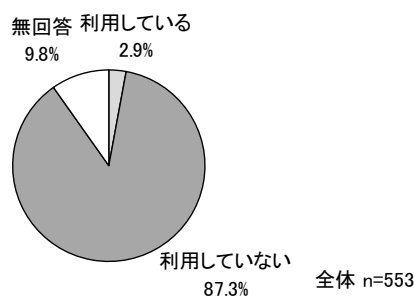
④在宅生活を続けるために重要なこと

在宅で生活する要介護者のうち、訪問診療を「利用している」は2.9%となっています。

在宅で生活する要介護者のうち、施設等への入所・入居の申し込みをしているのは7.4%、検討しているは20.4%となっています。

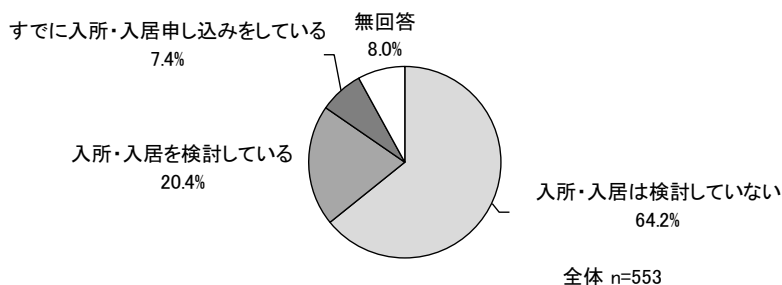
在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、「移送サービス（介護・福祉タクシー）」が24.1%と最も高く、次いで「外出同行（通院・買い物など）」が21.3%となっています。

Q ご本人（調査対象者）は、現在、訪問診療を利用していますか（〇は1つ）



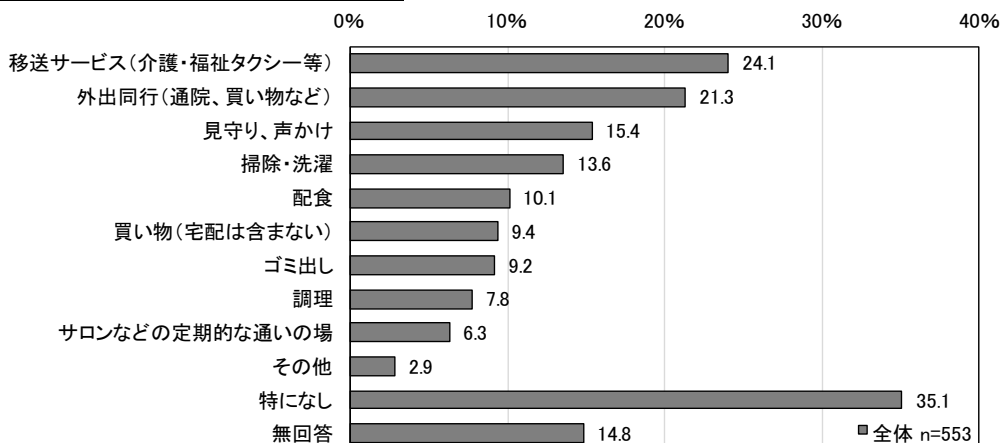
資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

Q 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください（〇は1つ）



資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

Q 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（あてはまるものすべてに〇）



資料：矢板市在宅介護実態調査（令和元年度）

第4節 矢板市の高齢者を取り巻く主な課題

▼介護予防の推進

本市の高齢者については、「うつ傾向」のほか、「運動器」の機能や「認知機能」も幸福感に少なからず影響していると考えられ、そのような生活機能の低下を防ぐ介護予防の取組みを推進していくことが重要です。

高齢者の生活機能リスクの該当状況については地区によっても異なる特徴がみられることから、そのような状況も踏まえ、各地域で展開する介護予防事業の内容を検討・調整していくことが必要です。

▼生活支援体制の整備と高齢者の社会参加の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、家族だけでなく、身近な地域での助け合い・支え合い活動が必要です。

高齢者の孤立や閉じこもりを防ぎ、人とのつながりや交流を積極的に図り、地域において、必要な生活支援ができるような体制づくりが今後の課題となってきます。

また、アンケート調査では、地域住民によるグループ活動について、参加者としての参加意向は5割以上となっていますが、実際に活動に参加されている方は1割程度となっています。

参加の促進に向け、事業の周知と分かりやすい情報提供を図ることをはじめ、参加の障害となっている問題の解消や地域における住民主体の取り組みの啓発と活動を促していくことが課題と言えます。

▼認知症への対応

高齢化の進展に伴い、認知症になる高齢者が増えています。

認知症を発症した場合、早期に対応していくことで回復または進行を遅らせることが期待できます。そのため、認知症の早期発見や適切な治療に繋がられるよう、関係機関等の連携強化が重要です。

さらに、認知症になっても地域において安心して生活ができるよう、認知症の高齢者と家族を温かく見守る地域づくりを推進していくことも重要な課題です。

また、認知症に効果があると言われている予防事業を、併せて実施していく必要があります。

▼相談窓口の周知と普及

アンケート調査では、高齢者にとって心配事や愚痴を聞いてくれる人は「配偶者」が圧倒的に多く、家族や友人・知人以外の相談相手については、3割以上の方が「そのような人はいない」と回答しています。また、認知症に関する相談窓口を知っているかについては、6割以上の方が「いいえ」と回答しています。

相談は各種支援の入口となることから、地域包括支援センターなどの身近な相談窓口の周知と分かりやすい情報提供に努め、活用の促進を図っていくことも課題と言えます。

▼家族介護者等の支援の充実

在宅介護の現状として、介護者の年齢は、60代以上が全体の6割以上を占めており、今後さらに老老介護世帯の増加が見込まれます。また、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、移送サービスや外出同行が上位の回答となっています。

家族介護者の負担の軽減は、在宅介護の継続や介護者の介護離職を防ぐためにも重要となるため、介護サービスの一層の充実や介護に関する不安や悩みを聞き、助言等を行う相談支援などの取組みが重要と言えます。

▼介護人材の養成・確保

後期高齢者の増加に伴い、介護を必要とする高齢者が急増することが見込まれます。

また、高齢者人口が増加する反面、生産年齢人口の減少が予測されており、介護を必要とする高齢者が増える一方、介護人材の不足が課題となります。

「地域包括ケアシステム」を支える介護人材の確保に向けた取組みは、第7期計画に引き続き重要であります。加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービスを提供するためには、業務の効率化及び質の向上に取り組むことも重要であります。そのため、これらを一体的に取り組んでいくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 第8期プランの基本理念

第8期プランは、令和7（2025）年・令和22（2040）年の将来の姿などを見据え、第7期プランまでの基本理念を継承します。

高齢化が進行していくなかで、すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康にいきいきと、安心して自立した豊かな生活を送ることができる社会の実現は、重要な課題です。

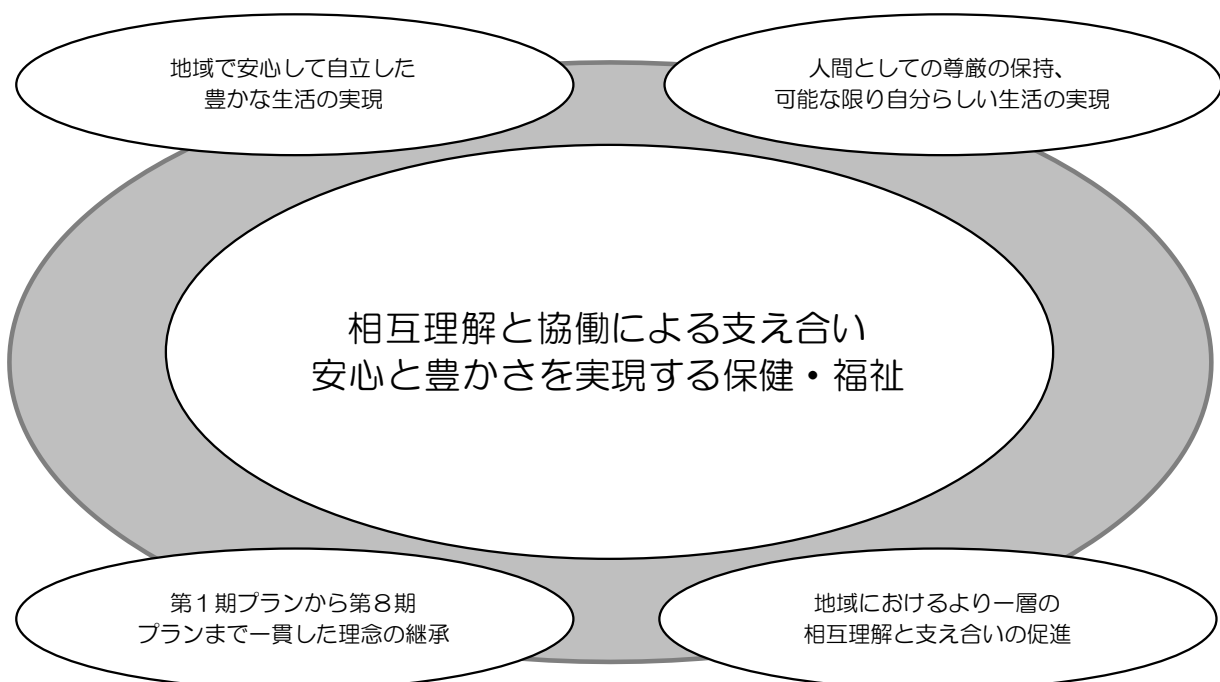
また、たとえ介護を要する状態となった場合でも、人間としての尊厳が保たれ、可能な限り自分らしい生活を送ることができる環境をつくることも大切です。

矢板市では、このような社会の実現を目指して、第1期から第8期プランまで一貫して「相互理解と協働による支え合い」、「安心と豊かさを実現する保健・福祉」を基本理念として、高齢者福祉を推進していきます。

今後は、高齢者の更なる増加に加え、現役世代の急減等も踏まえて、長期的な視点を持ち、地域包括ケアの深化や制度の持続性を確保していく必要があります。

そのため、高齢者が自らの能力に応じ、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を営むことができるよう、引き続き「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせて推進していくことが重要になっています。

以上のことから、第7期プランまでの基本理念を踏襲し、高齢者が地域で安心して自立した豊かな生活を送れるまちの実現を目指します。



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げます。

(1) 孤立防止と質の高い生活づくり

人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、うつや閉じこもりを予防し、高齢者が幸せに暮らしていく上で重要な要素であり、心身の健康や介護予防にも密接に関連します。

高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域社会の他者との関係性の中で自分の役割を持って生活できるよう、社会参加や交流機会の拡充などに取り組んでいきます。

(2) 健康づくりと介護予防の充実・推進

健康は、いつまでもいきいきと暮らしていくための最も基本的な要件です。また、高齢期の日常生活の不安として、体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などが多くなることから、地域の実情を踏まえながら健康づくりと介護予防を一体的に展開していきます。

生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取組みを促進していくとともに、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

(3) 日常生活支援の充実

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、それぞれのニーズに即した生活支援サービスや支援を受けることができる環境が必要です。

支援の入り口となる相談機能の充実を図るため、地域包括支援センターを中核とした身近な地域における総合的な相談支援体制の充実を図ります。日常生活に不便が生じても、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境の充実を図ります。

(4) 高齢者等の暮らしを支える地域づくり

地域において、医療を要する人、認知症の人、介護を要する人など、あらゆる高齢者が住み慣れた地域の生活拠点で安心して暮らしていけるよう、多様なサービスと支援が連動して提供されるケアシステムの基盤強化を図るとともに、地域の住民が高齢者とその家族を支えていく体制整備や、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進します。

また、認知症施策推進大綱を踏まえた、各種認知症施策を推進します。

(5) 介護サービスの充実

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者のニーズに対応することができる介護サービス基盤の整備を推進し、必要な介護サービスの確保と質の向上を図ります。

第3節 保健・福祉エリア、日常生活圏域と介護サービス基盤

(1) 保健・福祉エリア

高齢者が地域で安心して自立した豊かな生活を送るためには、身近な地域の中で、必要なサービスを受けられることが大切です。

本市では、従来と同様、きめ細かな地域密着型の地域保健・福祉の推進を図るため、「全体保健・福祉エリア」、「基本保健・福祉エリア」、「小域保健・福祉エリア」の3つの階層を持つ重層的なエリア設定を行い、それぞれの階層で保健・福祉の環境整備に努めます。

○全体保健・福祉エリア

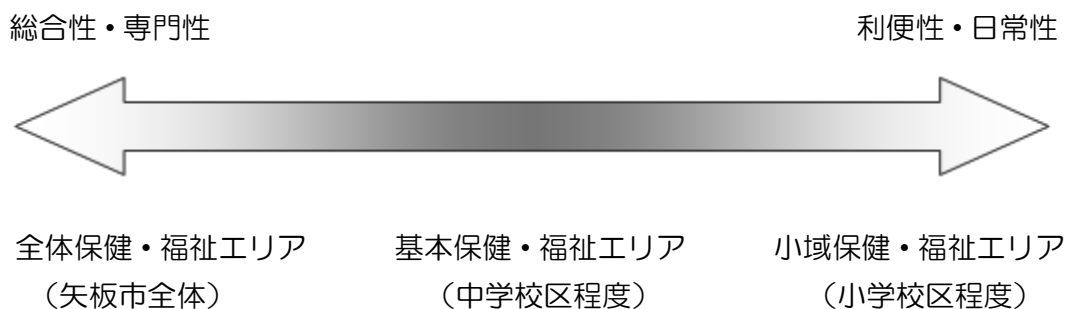
総合性や専門性の高い事業の推進や、矢板市全体に及び調整などを想定し、矢板市を1つのエリアとします。

○基本保健・福祉エリア

総合性・専門性と利便性・日常性の両方が要求される相談などの事業を想定して区域を分け、基本エリアを設定します。各エリアは、中学校区を基本単位とし、地域の人口配分等を考慮して設定します。

○小域保健・福祉エリア

小域保健・福祉活動など、総合性や専門性よりも利便性・日常性が重視される活動を想定して、基本エリアより細かなエリアを設定します。ただし、エリアごとに細かく分断されることはなく、関係者等と連携を保ちながら活動できるよう、確定的な境界は設けず、あくまで概念的なエリアとします。



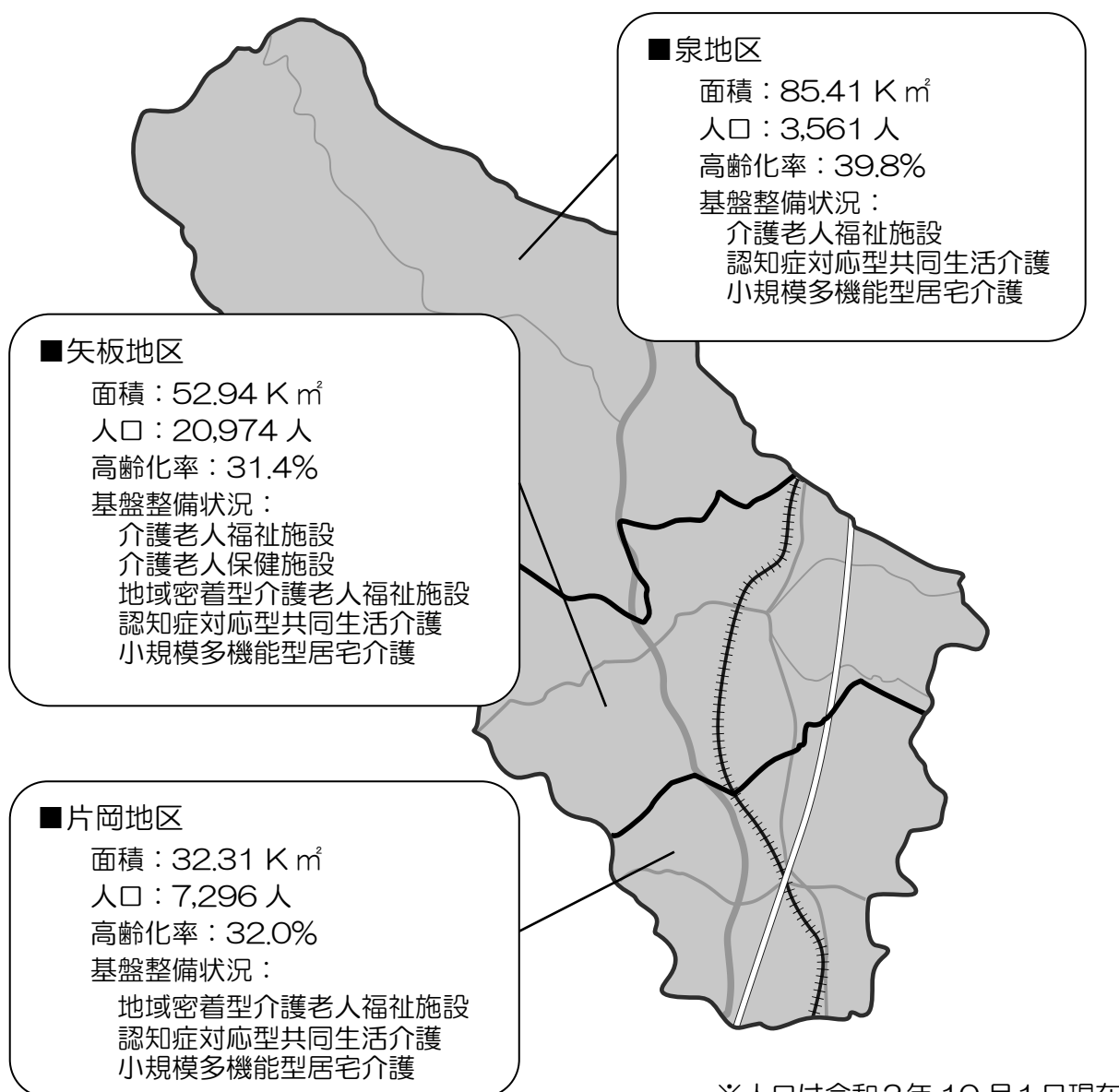
(2) 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を送ることができるようにするため、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

矢板市では、従来の基本保健・福祉エリア（中学校区に相当）を「日常生活圏域」として3圏域を設定し、前述の保健・福祉エリアのような重層的なエリア設定のなかで、更なる取組を進めます。

日常生活圏域においては、日常的な健康づくりや介護予防から要介護者への介護・リハビリテーションまで、市民、民間事業者、行政がそれぞれの役割により協働して、個々の高齢者の状態に合った支援を行っていけるよう体制の整備に努めます。

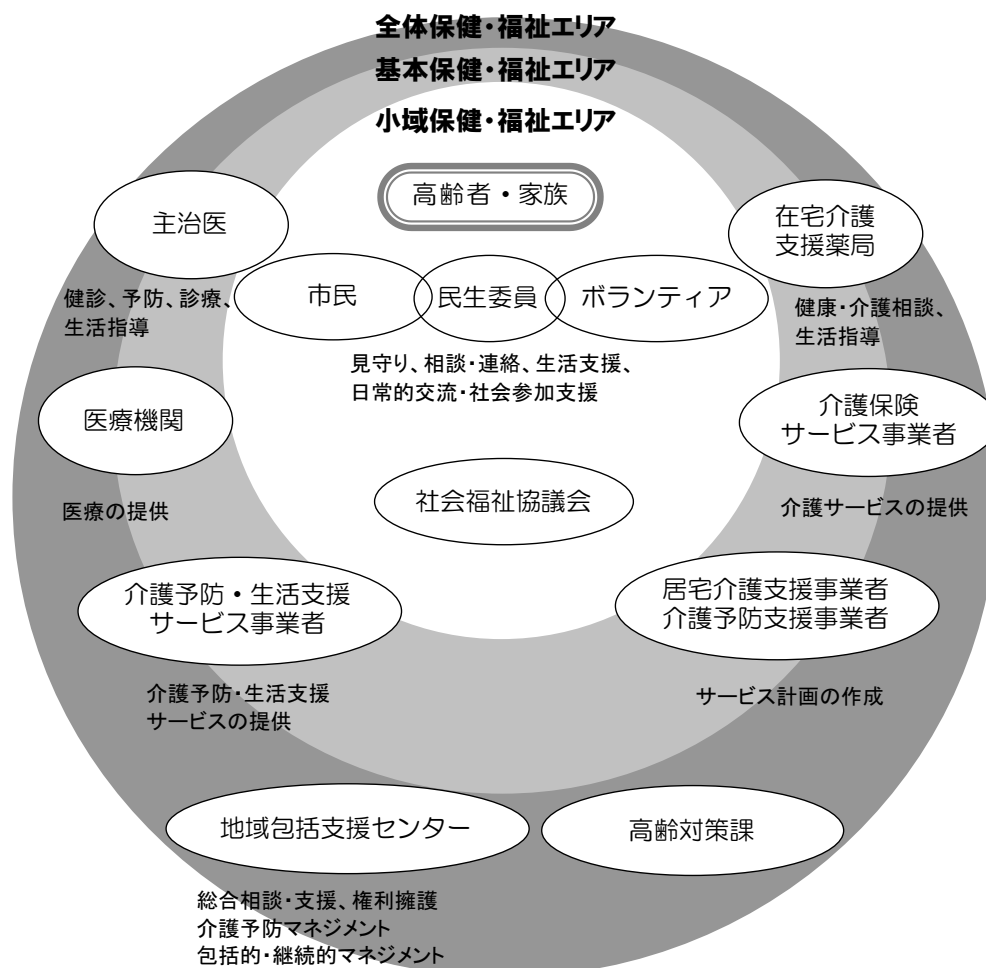
【矢板市の日常生活圏域】



【各階層の保健・福祉機能】

階層	エリア	主な内容	拠点	主な調整機関
全体保健・福祉エリア	矢板市全体	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス ・民間事業者が主体となっていく居宅サービス ・保健事業など専門性の高い事業 ・様々な仕組みづくりや調整機能 ・教育、情報提供、就労促進など ・様々な支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・保健福祉センター ・特別養護老人ホーム ・訪問看護ステーション 	矢板市
基本保健・福祉エリア (日常生活圏域)	中学校区程度	<ul style="list-style-type: none"> ・通所サービス ・地域活動、生きがい支援、交流活動支援 ・総合相談・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所施設 	矢板市
小域保健・福祉エリア	小学校区程度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による見守りや日常生活支援など ・小地域での様々な福祉活動 ・地域活動、生きがい活動、近隣交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の社会教育施設 ・民間施設等 	社会福祉協議会

【保健・福祉エリアと日常生活圏域】

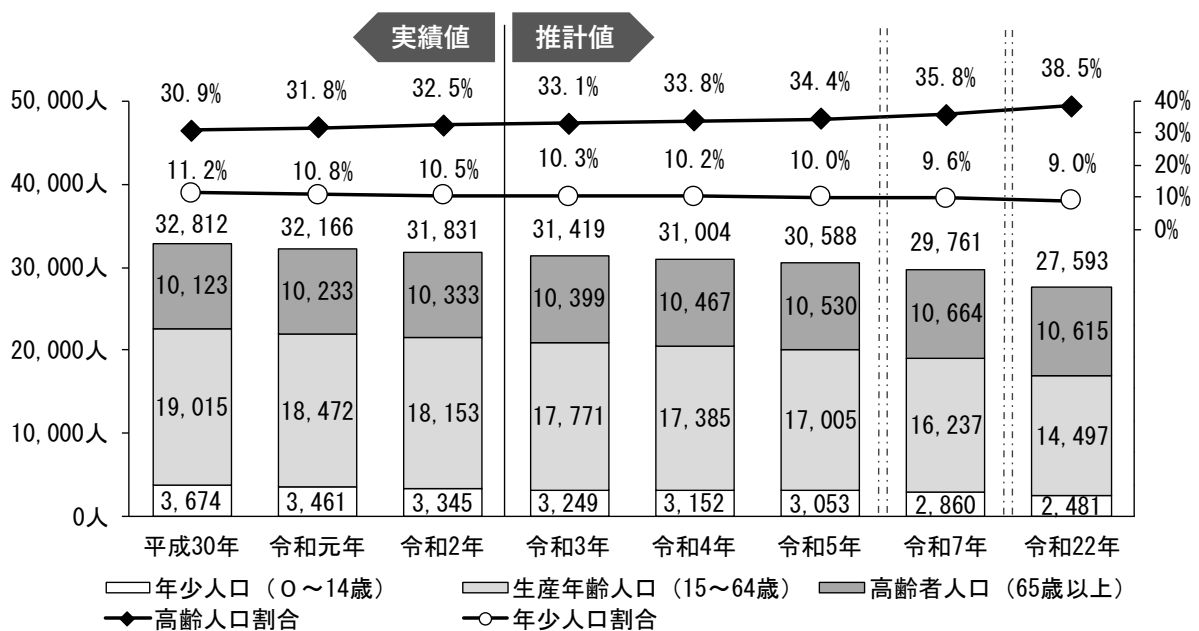


第4節 矢板市の高齢者数等の将来推計

(1) 人口と高齢者数の推計

本市における人口変化率の実績値を用いて将来人口の推計を行った結果、本市の人口は減少傾向にあることから、計画期間の最終年となる令和5年の人口は令和2年から1,243人減少し30,588人と推計されます。

一方、高齢者人口は増加傾向で推移することが見込まれ、令和5年には10,530人と推計されます。それに伴い、高齢人口割合は上昇し、令和5年には令和2年から1.9ポイント増の34.4%となる見込みです。

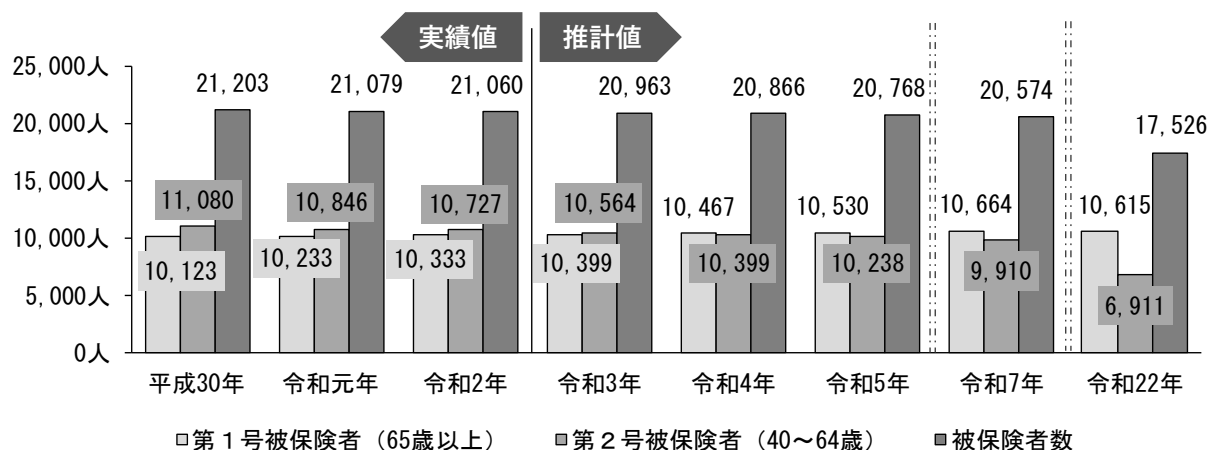


また、令和7（2025）年においては、人口は29,761人、高齢者人口は10,664人、高齢化率は35.8%、令和22（2040）年においては、人口は27,593人、高齢者人口は10,615人、高齢化率は38.5%に達する見通しです。

(2) 被保険者数の推計

推計人口から、令和3年から令和5年までの介護保険の第1号被保険者、第2号被保険者数の今後の増減をみると、第1号被保険者数は増加傾向、第2号被保険者数は減少傾向で推移することが見込まれ、令和4年には第1号被保険者数が第2号被保険者数を上回る見通しです。

令和5年の被保険者数は、第1号被保険者が10,530人、第2号被保険者は10,238人の合計20,768人と推計されます。



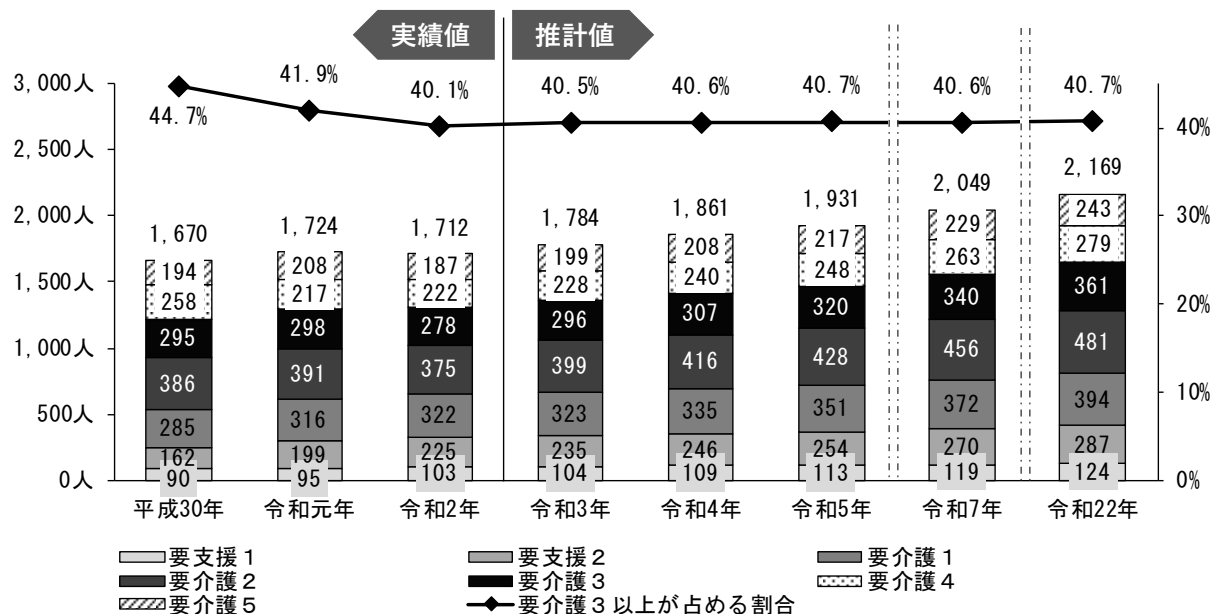
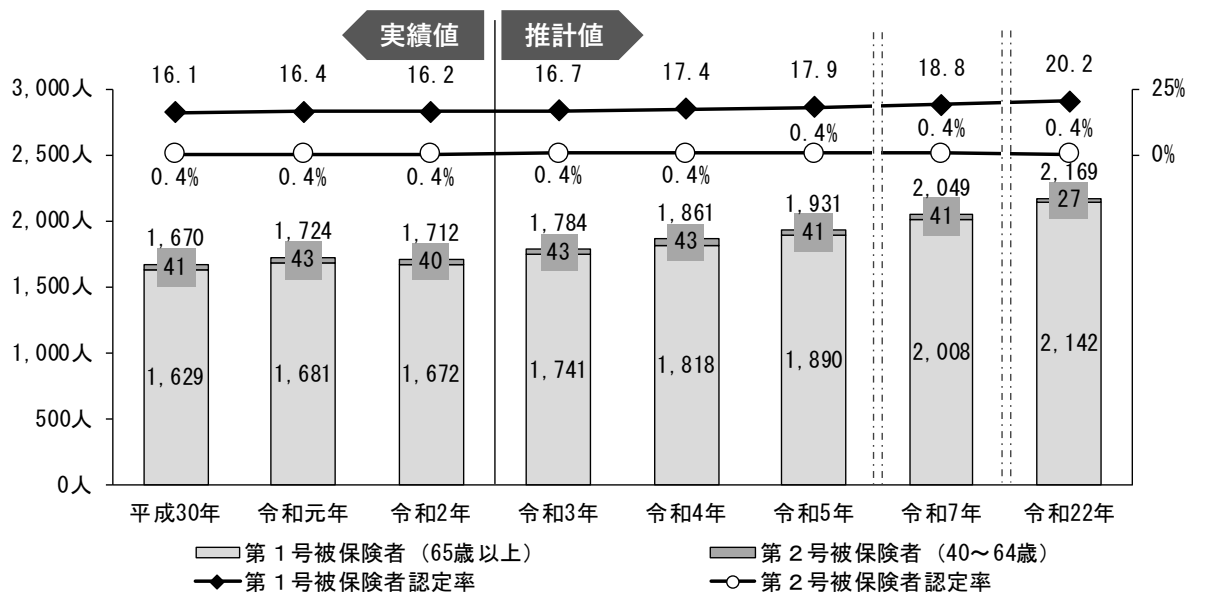
また、令和7（2025）年においては、第1号被保険者が10,664人、第2号被保険者は9,910人の合計20,574人、令和22（2040）年においては、第1号被保険者が10,615人、第2号被保険者は6,911人の合計17,526人となる見通しです。

(3) 要支援・要介護者数の推計

本市の人口推計結果及び要支援・要介護者の認定率（出現率）の実績、介護予防効果などを踏まえ、令和3年以降の要支援・要介護者数を推計しました。

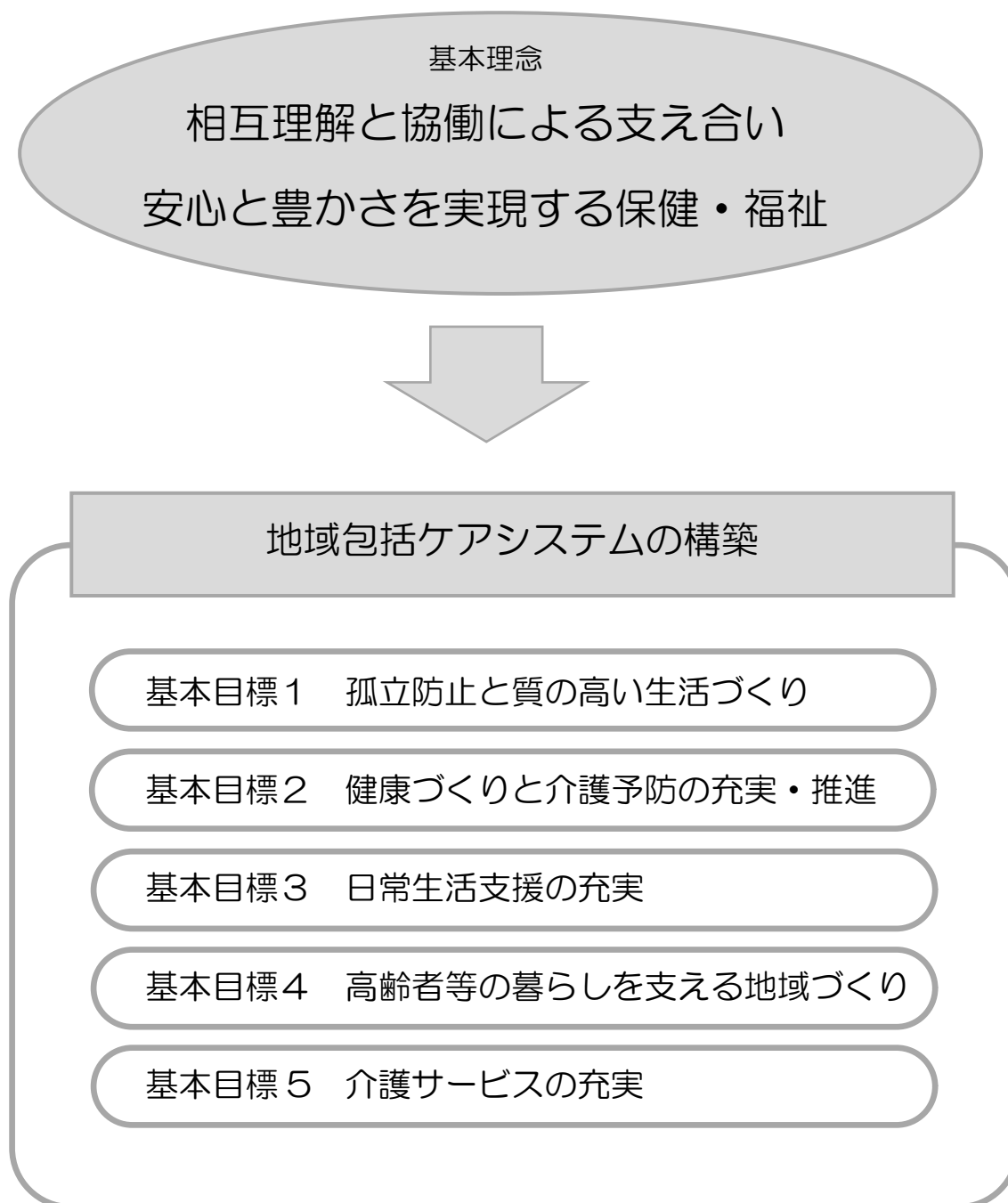
本市の要支援・要介護者数は増加傾向にあることから、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までの各年においても認定者数の増加が見込まれ、令和5年における認定者数は令和2年より219人増の1,931人と推計されます。

また、令和7（2025）年の認定者数は2,049人、令和22（2040）年の認定者数は2,169人と推計されます。



第5節 計画の全体像

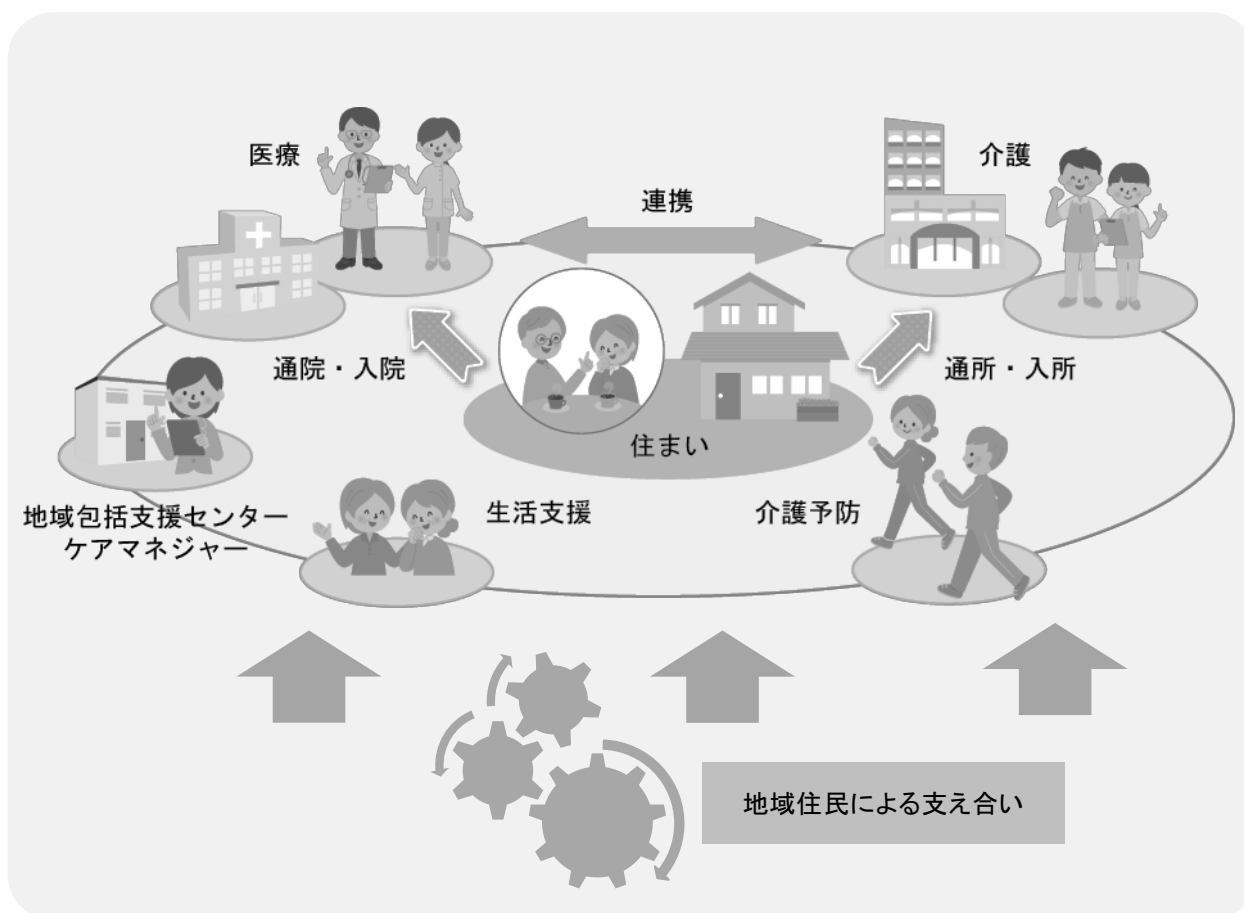
本計画の基本理念と基本目標の関係を図に示すと、以下のとおりとなります。



第2部

地域包括ケアシステムの構築

～ 地域包括ケアシステムのイメージ ～



団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年へと向かう過程において、地域においては高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者などの増加が予想されます。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

高齢者施策を推進する上では、高齢者の安全を守ることを第一と考え、感染症の予防対策を徹底した上で実施します。

また、必要に応じて、感染症の拡大防止のため、活動の自粛要請や事業の縮小、イベント中止などの対応を行います。

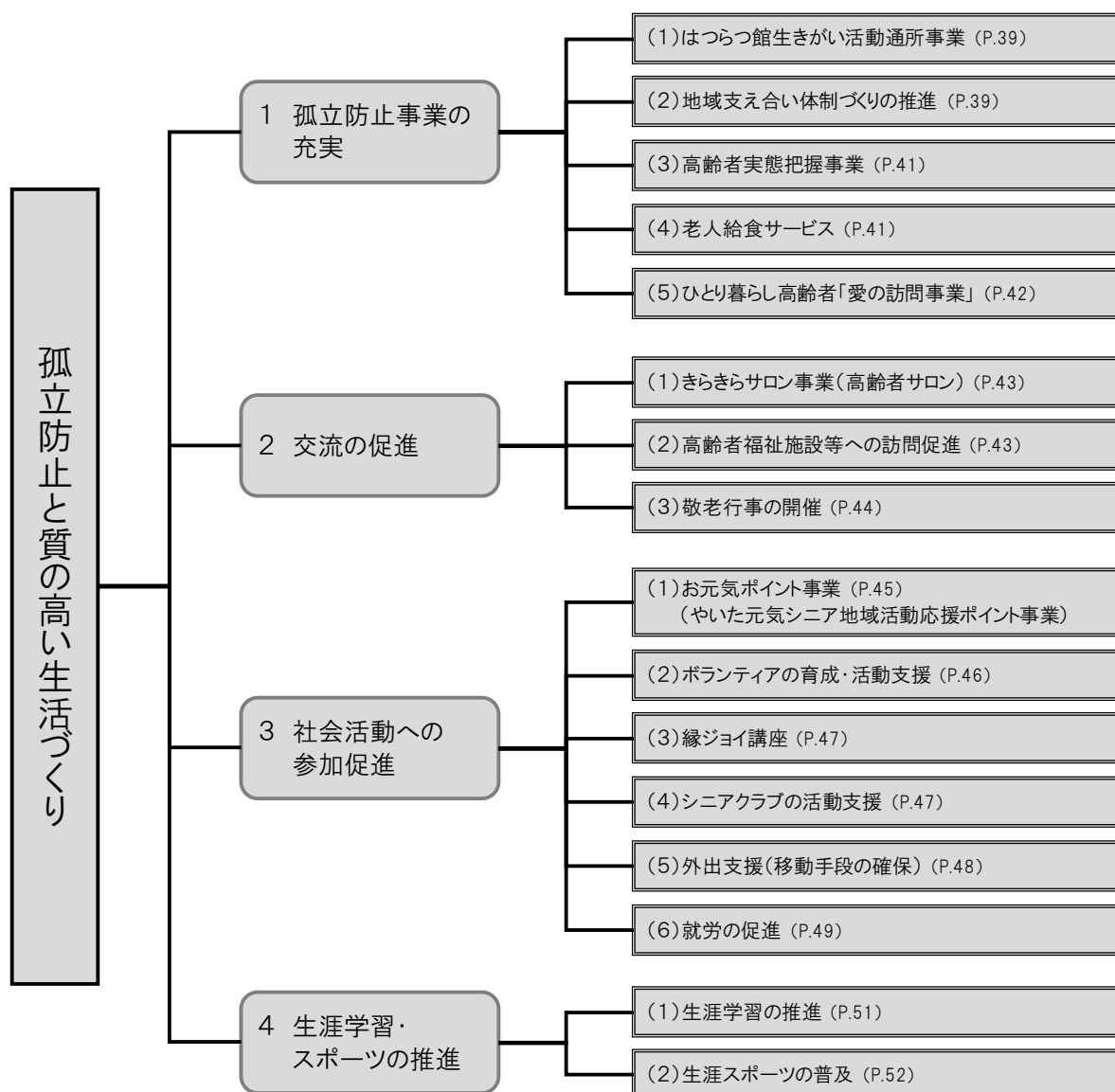
第1章 孤立防止と質の高い生活づくり

「孤立防止と質の高い生活づくり」の施策分野においては、基本施策を4つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



第1節 孤立防止事業の充実

閉じこもり等により地域・社会との接点を失い孤立することは、様々な不安が増長し、精神的に健康で豊かな生活が失われ、要介護状態につながるとも考えられます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、地域・社会との接点を保ちながら、安心していきいきと暮らせるよう、訪問活動や交流機会の創出、情報機器の活用などにより孤立の防止に努めます。

(1) はつらつ館生きがい活動通所事業

概要

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、閉じこもり防止及び介護予防の推進等を図るため、市内2か所のはつらつ館において軽い運動やレクリエーション等を行います。

今後の方針

新規利用者の増加を図るために、利用しやすい環境整備に努めます。また、泉はつらつ館については、公共施設の複合化にあたり、事業の内容や効果的な実施方法等を、関係課・関係団体等と連携して検討を行います。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
泉はつらつ館	利用者数(人)	3,382	3,163	1,500 (2,800)	2,000	2,500	3,000
木幡北山はつらつ館	利用者数(人)	5,531	5,214	2,500 (4,200)	3,000	3,500	4,000

※令和2年度の実績値は、令和2年10月1日時点の見込み、()内は第7期計画値。以降の表も同じ。

(2) 地域支え合い体制づくりの推進

① 高齢者等見守りネットワークの構築

概要

各行政区における地域支え合い体制づくりを支援するとともに、警察署・消防署・郵便局との高齢者等見守り活動に関する協定に基づき、情報提供と連携の円滑化を図り、見守り活動を実施します。

今後の方針

事業者等との連携強化を図り、高齢者等見守りネットワークの構築を進めます。

②お元気マップ

概 要

高齢者や障害のある方等への配慮や協力、サービス等を提供している商店等の情報を掲載し、高齢者の外出不安を軽減します。

今後の方針

地域の高齢者や障害のある方等への手助けや支援ができる協力店を増やし、地域全体で高齢者や障害のある方等を、見守り、支え合える体制づくりを構築します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
矢板市お元気マップ	協力店数(店)	69	68	70	75	80	85

③居場所への支援

概 要

多機関の協働により、広域型、常設型、共生型、移動型などの新しい形の居場所づくりやすでに活動している居場所への支援、ネットワークづくりを行うことにより、誰もが気軽に参加できる居場所を増やし、孤立防止や支え合いの意識向上を図ります。

今後の方針

居場所の活動を継続できるように、課題解決に向けた支援や、担い手の確保などを行います。

また、居場所の新規立ち上げが難しい地区などへの支援と、多機関連携・協働による新たな居場所づくりを進めていきます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規立ち上げ支援	支援回数(回)	-	-	-	6	7	8

(3) 高齢者実態把握事業

概要

地域包括支援センター、民生委員等と連携して、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、要援護高齢者や虐待などの早期発見を行います。把握した高齢者の状態や高齢者やその家族のニーズに応じて、適切な保健・医療、介護、福祉サービスの機関または制度の利用に繋げる等の支援を行います。

今後の方針

連携体制の強化を図り、よりの確な把握と支援を行うよう努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者実態把握	把握者数(人)	523	487	490 (500)	490	495	500

(4) 老人給食サービス

概要

調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に、健康増進と定期的な訪問による安否と健康状態の確認を行うため、ボランティアの協力により週1回昼食を届けます。

今後の方針

今後もニーズに応じていくため、ボランティアの確保などを図り、必要なサービスを提供できる体制づくりの拡充を進めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人給食サービス	利用者数(人)	50	50	47 (70)	50	55	60

(5) ひとり暮らし高齢者「愛の訪問事業」

概 要

80歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、原則週2回乳酸菌飲料を直接手渡し、安否の確認をします。

今後の方針

必要な方に届けられるよう民生委員等の協力を得て、周知に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛の訪問事業	訪問回数(回) ※延べ回数	4,937	5,453	5,500 (5,500)	5,500	5,500	5,500

第2節 交流の促進

高齢者が地域で孤立することなく安心して生活していくためには、近所付き合いはもちろん、地域の多くの人との交流を図ることが重要です。

近年、家庭や地域の間関係の希薄化により交流も減少していることから、地域における集いの場や交流機会の確保に努め、交流の拡大を促進します。

(1) きらきらサロン事業（高齢者サロン）

概要

高齢者同士の交流のほか、地域内における人とのつながりを確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりのため、高齢者が自主的に楽しく集う場として設置するサロンの運営を支援します。

今後の方針

関係機関などとの連携・調整に努め、身近で気軽に集まれる集会所等の活用を促進し、高齢者の集い場の確保を図るとともに、参加の促進を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
きらきらサロン	設置数(箇所)	25	26	26 (30)	27	28	29

(2) 高齢者福祉施設等への訪問促進

概要

施設で生活している外出が困難な高齢者等の交流機会を確保するため、施設における行事の実施を支援します。

今後の方針

市内の保育園・幼稚園・小中学校において、それぞれの年間プログラムに沿って、介護老人福祉施設訪問を行うなど幅広い交流の実施に努めます。

(3) 敬老行事の開催

概 要

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の健康と長寿をお祝いするとともに、市民一人ひとりが、超高齢社会に対して理解と関心を深めるため、行政区等の協力を得ながら敬老会を実施します。さらに、敬老の日を中心とした老人週間の関連事業として、慶賀事業を実施します。

今後の方針

超高齢社会が進む中で、高齢者を敬うという「敬老精神」を引き続き尊重しつつ、より良い方法で地域において敬老会が開催できるように、開催行政区等に対して支援を行います。

第3節 社会活動への参加促進

地域活動やボランティア活動などに参加したり、就労したりすることは、高齢者にとって生きがいづくり、自己実現、社会参加・交流機会の確保など、大切な役割を果たします。

活動拠点や移動手段、情報提供体制などの整備や、就労的活動の支援に努め、高齢者の社会活動への参加を促進し、地域の活性化を図ります。

(1) お元気ポイント事業（やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業）

概 要

この事業は介護保険事業として実施するもので、事前に登録した方が、市が認める「地域ボランティア活動(きらりんサポーター)」や「生きがいづくり活動(にこにこメイト)」に参加した場合、その実績に応じてポイントが付与されます。

付与されたポイントは城の湯温泉の回数券や市営バスの回数券などへの交換や、ボランティア団体などへ寄附することができます。

今後の方針

高齢者の社会参加や生きがいづくりを応援するだけでなく、研修を受講した高齢者が、まちづくりの担い手として広く活躍してもらえるよう、今後も事業を推進します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
お元気ポイント事業	登録者数(人)	1,248	1,266	1,250 (1,300)	1,250	1,270	1,300

(2) ボランティアの育成・活動支援

概 要

社会福祉協議会内のシニアボランティアセンターにおいて、各種ボランティアの養成や、お元気ポイント事業の運営などを通して、ボランティアの育成・活動支援を行います。

今後の方針

「社会福祉協議会だより」などを通じて、組織や活動の内容を広く市民に紹介するほか、ボランティアの組織化や活動支援、ボランティアの横のつながり等の連携強化を図ります。また、各種ボランティアの登録者数を増やし、講座内容の充実とボランティアの社会参加を促進します。

令和3年度から、きらりんサポーターの活動内容を見直し、ボランティアポイントを活用した各種ボランティアの育成・確保を図ります。

さらに、介護予防・生活支援サービス事業（67・68ページ）の担い手となるボランティアの育成を推進します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
きらりんサポーター	登録者数(人)	42	33	25 (50)	200	220	250
やいたシニアマイスター	登録者数(人)	5	6	7	10	12	15
縁ジョイサポーター	登録者数(人)	2	8	9	12	15	20

※きらりんサポーター・・・お元気ポイント事業（45ページ）の活動で、地域ボランティア活動を行う方
 やいたシニアマイスター・・・趣味・特技を生かし、講座などで講師となるボランティアの方
 縁ジョイサポーター・・・サロンや講座などで、シニアマイスターの補助をするボランティアの方

(3) 縁ジョイ講座

概要

シニア世代や一般のボランティアが趣味や特技を活かし、行う講座です。ボランティアの出番、役割づくりと参加者の集いの場、仲間づくり、学びの場として実施します。

今後の方針

開催の情報を広く周知し、住んでいる地域や所属団体に関係なく、参加できる居場所の一つとして実施していきます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縁ジョイ講座	開催回数(回)	5	4	未実施	5	6	6
	参加人数(人)	82	74	未実施	80	90	90

※新型コロナウイルスの影響で令和2年度は未実施

(4) シニアクラブの活動支援

概要

シニアクラブ活動の目的は、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを通じて高齢者の生活が豊かになることです。また、主な活動として社会奉仕活動が位置づけられており、地域福祉におけるその他のインフォーマルな活動の主体としても期待されています。

また、小中学生との世代間交流を図っているほか、他市町との地域間交流として、県老人クラブ連合会が主催する発表会などにも参加しています。

今後の方針

高齢期のライフスタイルの多様化により、加入者数は伸び悩んでいますが、生涯学習活動団体等との連携により、クラブへの加入促進を図ります。

活動場所や機会の提供、シルバー大学校と連携したリーダーの育成などにより、既存クラブの活動支援と新規クラブ立ち上げ支援などを行います。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の閉じこもりがちな高齢者に対し、シニアクラブ会員による友愛訪問の支援を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シニアクラブ	クラブ数(クラブ)	22	21	21 (25)	23	23	23
	会員者数(人)	925	892	878 (1,000)	1,000	1,000	1,000

(5) 外出支援（移動手段の確保）

①市営バス高齢者無料乗車券（ともなりパス 75）

概 要

高齢者が気軽に外出し、日常生活圏を維持・拡大しながら多様な社会参加の機会を確保するためには、身近な交通手段が必要となることから、満75歳以上の高齢者に対し、市営バス高齢者無料乗車券（ともなりパス75）を交付します。

今後の方針

今後、高齢者の増加に伴い、移動手段の確保の要請は更に強まることが想定されることから、市営バス高齢者無料乗車券（ともなりパス75）を交付し、高齢者の身近な交通手段の確保を図ります。

②福祉タクシー券の交付（福祉タクシー）

概 要

高齢者の移動手段の確保のため、福祉タクシー券を交付します。
80歳以上の方に対し、基本料金分のタクシー券を年間24枚交付します。

今後の方針

利用実績は増加傾向にあり、今後もタクシー券への需要は増えることが予測されるため、より一層の充実を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉タクシー券	申請者数(人)	1,000	1,068	1,100 (650)	1,150	1,200	1,250
	交付枚数(枚)	24,000	25,632	26,400 (13,700)	27,600	28,800	30,000
	利用枚数(枚)	12,715	13,929	14,520 (9,600)	15,180	15,840	16,500
	利用率(%)	52.9	54.3	55.0 (70.1)	55.0	55.0	55.0

③市営バス、デマンド交通

概要

現在の市営バスは、3台で7路線を運行していますが、公共交通の人口カバー率が74.6%と低く、路線が通っていない地域があるほか、バス停までが遠いという課題があります。

今後の方針

公共交通空白地域の解消のため、現在の路線を見直し、デマンド方式の公共交通を導入するほか、市街地の移動利便性向上を図るため、矢板駅周辺を循環する路線を充実します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共交通利用者	1日当たりの利用者数(人)	74.5	75.8	56.6	75以上	80以上	80以上

(6) 就労の促進

①介護に関する入門的研修

概要

介護未経験者やこれから介護業界での就労を考えている方を対象に、介護に関する基本的な知識や、業務に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶための研修を実施します。

今後の方針

研修内容や日程について広く周知し、介護分野へ参入のきっかけを作ります。また、研修終了後には、介護施設等とのマッチングや情報提供を行い、就労等に繋がります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護に関する入門的研修	受講者数(人)	32	12	8 (10)	15	15	15

②就労・就業相談・情報提供

概 要

高齢者がこれまでに培った知識や経験、技術を地域において発揮できる機会の充実に取組み、高齢者の就労や就業に関する相談、情報提供に努めます。

今後の方針

高齢者の労働意欲を支え、張りのある生活を継続させていくため、国・県、関係機関から提供される高齢者の就業に関する情報について、リーフレットやポスター掲示等を通じて周知を図ります。また、とちぎ生涯現役シニア応援センター「ぷらっと」の事業内容や県の女性・高齢者等新規就業支援事業についてセミナー等で広く周知し、高齢者のニーズに応じた就労等を支援します。

③シルバー人材センターの支援・育成

概 要

高齢者の生きがいづくりと地域社会への参加等を目的とし、高齢者一人ひとりの能力やニーズに応じて、臨時的・短期的またはその他の軽易な就労の機会を確保するシルバー人材センターの支援を行います。

今後の方針

会員の増加に合わせた新規顧客・新規就労機会の確保に努め、高齢者の就労機会の拡大に努めます。

	第7期実績値			第8期計画値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
シルバー人材センター	会員者数(人)	242	241	240 (300)	300	317	335

第4節 生涯学習・スポーツの推進

高齢期を豊かに過ごすには、興味のあるテーマについて学習したり、仲間と交流しながら楽しめるスポーツの機会などが重要です。

そのため、施設・自然環境・人材・情報・伝統文化などの本市の学習資源の有効活用を図り、高齢者の学習活動を支援します。また、身近なところでいつでも気軽に取り組める環境づくりに努め、高齢者の心身の状態に合った適度な運動やスポーツ活動を推進します。

(1) 生涯学習の推進

① 高齢者学級

概要

すべての高齢者が、生きがいを持ちながら豊かで質の高い生活を送れるよう、各地区の公民館における学習機会と学習成果の発表の場を提供しています。生涯学習について啓発するとともに、各自の状態にあった生涯学習の方法の紹介・開発・普及に努めます。

今後の方針

各公民館における高齢者学級の開催回数の維持・継続に努めるとともに、学習方法の紹介や学習活動の啓発を行います。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者学級 (矢板地区)	開催回数(回)	8	9	3 (8)	8	8	8
高齢者学級 (泉地区)	開催回数(回)	9	9	6 (8)	8	8	8
高齢者学級 (片岡地区)	開催回数(回)	8	8	4 (8)	8	8	8
シルバー祭 シルバー発表会	開催回数(回)	1	0	0 (1)	1	1	1

※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で4月～9月中止、10月以降は回数・人数を制限して実施

②シルバー大学校への入校促進及び卒業生への支援

概要

高齢者一人ひとりの学習及び余暇活動のニーズに応じ、多様な生きがい活動や地域活動を実践できるシルバー大学校への入学と活動を支援します。

今後の方針

今後も、情報提供及び広報啓発を通じて高齢者の入校を促進していくほか、シルバー大学校卒業後も、シニアクラブなどの地域団体に活躍できるよう支援します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー大学校	入校者数(人)	11	20	0 (30)	20	20	20

(2) 生涯スポーツの普及

①生涯スポーツ教室

概要

いつでも・どこでも・だれでも生涯にわたってスポーツができるよう、スポーツ協会の加盟団体やスポーツ推進委員が運営する総合型地域スポーツクラブ等において、スポーツ教室やイベントを開催します。

今後の方針

様々なスポーツ・レクリエーションの機会の提供を図るため、実施団体と協議しながら、スポーツを通じた健康づくりに気軽に取り組めるスポーツ教室等の普及・充実に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生涯スポーツ教室	教室数(教室)	18	19	19 (19)	19	19	19
	参加者数(人)	634	645	505 (650)	650	650	650

②健康ウォーキングの普及啓発

概 要

健康づくりのために手軽で安全な運動である健康ウォーキングの普及を図ります。

今後の方針

健康ウォーキングについて広く周知を図り、参加者の増加に努めるとともに、直近の道路事情を考慮しながらウォーキングコースの見直しを検討します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康ウォーキング	参加者数(人)	94	83	中止(50)	50	50	50

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で中止

③体力測定

概 要

市民が体力・運動能力を定期的に把握する機会を設けるとともに、測定結果を日常の運動管理に適切に役立てられるよう啓発を行います。

今後の方針

広報紙などを通じ、開催日時や場所について広く周知を図り、積極的な参加を促進します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体力測定	実施回数(回)	2	1	2(2)	2	2	2

第2章 健康づくりと介護予防の充実・推進

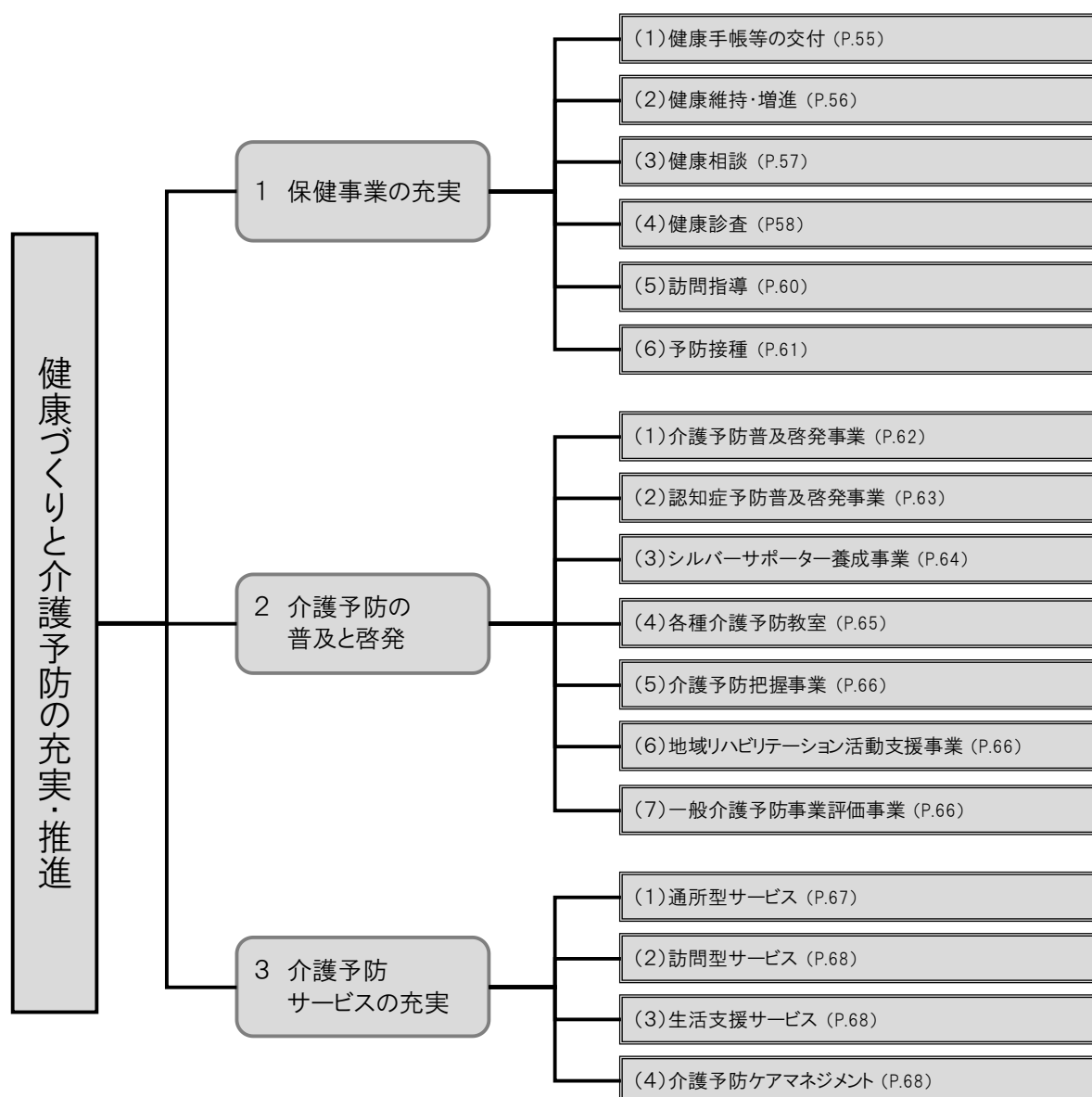
「健康づくりと介護予防の充実・推進」の施策分野においては、基本施策を3つ定め、個別の施策を展開していきます。

高齢者の保健事業及び介護予防事業を効果的かつ効率的に実施し、高齢者の疾病予防・重症化予防を一体的に取り組みます。

●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



第1節 保健事業の充実

住み慣れた地域で要介護状態にならず、健康でいきいきと自立した生活を送るためには、日常の自己管理を基本としながら、健康維持・増進への情報提供や助言、疾病の早期発見などが大切です。健康づくりや、疾病等の早期発見・予防等を目的とした保健事業を実施します。

(1) 健康手帳等の交付

概要

健康診査の記録や健康保持のために必要な事項を記載し、健康に関する意識の高揚を図り、適切な医療が受けられるよう、「健康手帳」を生活習慣病健診の結果説明会等で交付します。

今後の方針

高齢者の増加に合わせ、交付を徹底するとともに、内容の充実に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康手帳交付	交付総数(冊)	255	240	50 (200)	50	50	50
上記のうち、 65歳以上の交付	交付数(冊)	121	102	20 (100)	20	20	20

(2) 健康維持・増進

①健康教育

概 要

生活習慣病の予防や介護予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、高齢者の低栄養や生活習慣病等の重症化を防ぎ、「自らの健康は自らが守る」という認識を高めるため、健康維持・増進に関する栄養、運動、休養等の適切な指導を行います。

また、歯周疾患や骨粗しょう症、転倒予防等、同じ病態を有する方に対し集団健康教育を実施します。

今後の方針

参加者数の増加を図るとともに、内容の充実に努めます。

特に、高齢者への健康教育は、KDBシステムを活用して地域特性に応じた指導内容を検討していきます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集団健康教育	実施回数(回)	118	115	130 (130)	130	130	130
	参加者数(人)	2,366	2,731	2,000 (2,000)	2,000	2,000	2,000

②健康ポイント事業

概 要

健康づくりに関心を持ってもらい、運動習慣の定着を促し、健康寿命を延ばすことを目的に、参加者の健康づくり活動（ウォーキング・健診の受診・健康教室の参加など）に対してポイントを付与し、当該ポイントの累計に応じて褒賞を贈呈します。

今後の方針

参加者の歩数・体組成データなどの分析、成果の検証を行い、新たな参加者の確保に努めます。

(3) 健康相談

①個別健康相談

概 要

家庭での健康管理に役立てることを目的とし、心身の健康について、市民の相談に応じて医師、保健師、栄養士等により必要な指導や助言を行います。一般的事項について総合的な指導や助言を行う「総合健康相談」と、特に注意が必要な疾病についての指導や助言を行う「重点健康相談」を行います。

今後の方針

開催機会の確保を図るとともに、指導や助言内容の充実に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合健康相談	実施回数(回)	117	120	75 (75)	75	75	75
重点健康相談	実施回数(回)	110	122	125 (125)	125	125	125

②まちなか保健室

概 要

「手軽に、気楽に、健康相談」をコンセプトに、市民が集う場所で、学校の保健室のように、保健師、栄養士等による健康相談や血圧・体組成の測定などを行います。

今後の方針

市内のさまざまな場所で開催し、より手軽に健康相談などが行えるよう実施方法の充実に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まちなか保健室	開催回数(回)	32	38	38	38	38	38
	参加者数(人)	1,308	2,715	3,500	4,000	4,000	4,000

(4) 健康診査

① 特定健康診査

概 要

脳卒中や糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療のための健康診査として、40歳以上74歳以下の国民健康保険被保険者に対し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を実施します。

今後の方針

普及活動により受診率の向上に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査 (人間ドック含む)	受診率(%)	44.7	46.8	47.5 (50.0)	53.8	58.0	60.0

② 後期高齢者健康診査

概 要

後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見、健康の保持増進及びフレイル予防のため、健康診査及び人間ドック費用助成を実施します。

今後の方針

今後も、高齢者が継続的に体調の自己管理ができるよう、引き続き健康診査を実施する環境・体制の整備を推進し、受診者数の向上に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康診査	受診者数(人)	1,102	1,215	1,500 (1,150)	1,500	1,500	1,500
人間ドック費用助成	助成者数(人)	40	46	76 (76)	70	75	80

③がん検診

概 要

早期にがんを発見し治療に結びつけ、市民の健康を保持することを目的として各種がん検診を実施します。

また、平成29年度より、受診率向上のため、ワンコイン検診を実施しています。

今後の方針

制度の周知を徹底し、受診に向けた啓発や、市民にとって利用しやすい実施体制をつくり、受診率の向上に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん検診	受診者数(人)	1,993	1,935	2,100	-	-	-
	受診率(%)	18.4	17.9	18.4 (35.0)	20.0	22.0	24.0
肺がん検診	受診者数(人)	3,645	3,875	3,800	-	-	-
	受診率(%)	33.7	35.8	33.4 (45.0)	35.0	37.0	40.0
大腸がん検診	受診者数(人)	3,563	3,784	3,600	-	-	-
	受診率(%)	33.0	35.0	31.7 (45.0)	33.0	35.0	37.0
前立腺がん検診	受診者数(人)	1,318	1,400	1,400	-	-	-
	受診率(%)	32.9	34.7	32.2 (40.0)	34.0	36.0	38.0
乳がん検診	受診者数(人)	2,544	2,722	2,705	-	-	-
	受診率(%)	36.9	39.5	38.1 (40.0)	40.0	42.0	42.0
子宮がん検診	受診者数(人)	2,039	2,142	2,100	-	-	-
	受診率(%)	27.8	29.4	27.9 (35.0)	29.0	31.0	33.0

④その他の健康診査

概要

歯周疾患検診、骨粗しょう症検診など、必要と思われる健康診査を実施し、疾病の予防及び早期発見を図ります。

今後の方針

制度の周知を徹底し、受診者数の向上に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歯周疾患検診	受診者数(人)	34	39	44 (80)	60	70	80
骨粗しょう症検診	受診者数(人)	546	453	480 (550)	500	525	550
肝炎ウイルス検査	受診者数(人)	1,840	385	400 (80)	400	450	500
胃がんリスク検診	受診者数(人)	415	253	300 (480)	400	450	500

(5) 訪問指導

①健康指導

概要

国民健康保険等、壮年期の医療保険から連続した取り組みとして、重複・頻回受診者や至急要精密検査の高齢者に対し、健康増進課の保健師等が自宅を訪問し健康指導を行います。

今後の方針

相談対応、指導の充実に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導 (健康増進課)	実施者数(人)	7	2	17 (30)	20	20	20

② 高齢者訪問看護指導

概要

在宅の65歳以上の健康相談等が必要な高齢者に加え、保健事業と介護予防の一体化事業を活用して、高齢者に対する個別的支援（栄養・口腔・服薬、その他の生活習慣病）及び、健康状態が不明な後期高齢者等に対し、高齢対策課の看護師等が自宅を訪問し必要な支援を行います。

今後の方針

相談対応、指導の充実に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導 (高齢対策課)	実施者数(人)	-	-	-	80	90	100

(6) 予防接種

概要

感染性疾患やそれに起因する寝たきり・急性疾患の誘発を予防するため、予防接種を受けやすい体制づくりに努めます。特に、インフルエンザ予防接種と肺炎球菌ワクチン接種については、費用を市が一部負担し、高齢者の負担を軽減します。

今後の方針

予防接種を受けやすい体制づくりを継続し、予防接種者数の向上に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
インフルエンザ予防接種	接種者数(人)	4,950	5,214	5,000 (5,100)	5,200	5,200	5,200
肺炎球菌ワクチン接種	接種者数(人)	392	246	380 (450)	380	380	380

第2節 介護予防の普及と啓発

高齢者が元気なうちから、心身の状態の悪化を防ぎ、要介護状態にならず自立した生活が継続できるよう、介護予防の普及と啓発を図ります。

(1) 介護予防普及啓発事業

概 要

介護予防に関する基本的な知識の普及と啓発を図るため、パンフレットの作成・配布、介護予防事業利用者が実施の記録等を記載する介護予防手帳の交付等を介護予防教室参加者や地域包括支援センターの実態把握等で実施します。

今後の方針

介護予防への市民の理解を深めるため、介護予防手帳をはじめとした様々な媒体を活用した情報提供・情報発信に努めるとともに、感染症対策により外出が困難な状況にあっても、自宅のできる健康体操や栄養・口腔ケア等のフレイル予防について啓発を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防手帳交付	交付数(件)	47	42	40 (350)	120	120	120

(2) 認知症予防普及啓発事業

① 認知機能簡易検査

概 要

認知症及びその予防について周知を図るとともに、認知症や軽度認知障害の疑いのある方を早期に発見し、適切な治療等につなげることを目的として、認知機能簡易検査を実施しています。検査は、概ね60歳以上の市民を対象とし、タッチパネルの検査端末を用いて、認知症や軽度認知障害の疑いを判定します。検査を通して、日常生活における認知症予防を周知するとともに、検査結果に応じて医療機関への受診や認知症予防教室につながります。

今後の方針

かかりつけ医からの案内や個別通知等、今後も検査の実施方法や周知方法等を工夫しながら新規受検者数の増加を図り、認知症や軽度認知障害の早期発見・早期対応につなげていきます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知機能簡易検査	受検者数(人)	475	621	300 (900)	-	-	-
	新規受検者率(%)	-	-	-	10	15	20

② 認知症予防教室

概 要

認知症の知識の普及と予防の取り組みの啓発を図るため、認知症予防教室を開催します。

今後の方針

脳の活性化トレーニング、軽い運動や体操、レクリエーション、栄養講座などの総合的なプログラムの充実を図り、認知症予防の取り組みを推進します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症予防教室	開催回数(回)	38	27	25 (40)	22	22	22
	参加者数(人)	751	564	250 (800)	-	-	-
	効果改善率(%)	-	-	-	50	50	50

(3) シルバーサポーター養成事業

概 要

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や地域活動組織の育成・支援を図ります。

今後の方針

介護予防教室への幅広い参加者を増やすため、ボランティアセンターと連携し広く周知に努め、研修内容の充実と登録者の育成に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
シルバーサポーター養成	研修回数(回)	12	11	11 (16)	12	12	12
	登録者数(人)	44	42	45 (50)	50	55	60

(4) 各種介護予防教室

概 要

高齢者ができる限り要介護状態にならずに、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるよう、介護予防体操やレクリエーション、専門職による個別の相談等の各種介護予防教室を開催します。

今後の方針

いきいき体操教室のみを実施している行政区については、きらきらサロン事業等の自主活動への移行を図っていけるよう関係機関と連携し支援を行います。また、シルバーサポーターによる自主的な教室の運営体制づくりを促進していきます。

その他、高齢者のさまざまな健康課題に対応するため、機能別の介護予防教室を開催します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
いきいき体操教室	新規開設数(箇所)	-	-	-	1	2	2
	開催回数(回)	95	74	70 (105)	70	110	130
	延べ参加者数(人)	1,229	910	850 (1,550)	1,300	1,400	1,500
ノルディック ウォーキング教室	開催回数(回)	8	8	8 (8)	-	-	-
	参加者数(人)	157	112	160 (200)	-	-	-
健康体操ヨガ教室	開催回数(回)	24	20	24 (24)	-	-	-
	参加者数(人)	547	421	360 (700)	-	-	-
転倒予防教室	開催回数(回)	-	-	-	16	16	16
	参加者数(人)	-	-	-	240	240	240

(5) 介護予防把握事業

概要

「要介護認定には至らないが介護予防の観点から支援が必要な高齢者」や閉じこもり等の何らかの支援を要する方を、地域包括支援センター及び保健師の訪問活動、かかりつけ医等との連携などを通じて把握し、介護予防活動へつなげます。

今後の方針

連携体制の強化を図り、対象となる高齢者の的確な把握と支援に努めます。令和3年度は、要介護認定者を除く75歳以上の在宅高齢者を対象に、戸別訪問や郵送による心身の状態や生活状況の把握を行います。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本チェックリスト	実施者数(人)	971	1,091	700 (1,100)	3,800	1,500	1,500

(6) 地域リハビリテーション活動支援事業

概要

各地域で、リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）や、栄養士、歯科衛生士等による個別相談及び介護予防に関する技術的助言を行うとともに、自立支援型地域ケア会議等でのケアマネジメント支援を図り、介護予防の取組強化に努めます。

今後の方針

地域の公民館等で行う、いきいき体操教室やきらきらサロン等において、専門職を活用した介護予防の取組みを推進します。

(7) 一般介護予防事業評価事業

概要

一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から、総合事業全体の評価を実施します。

今後の方針

評価結果に基づき、事業の改善につなげます。

第3節 介護予防サービスの充実

平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者のニーズに応えられるよう、生活支援などの多様なサービスが提供されることが期待されています。

また、総合事業対象者が、要介護認定を受けた場合でも、必要に応じて、地域とのつながりを継続するために、引き続き生活支援サービス等の多様なサービスを受けられるよう弾力的な対応が可能となりました。

一方、高齢者の介護予防・重症化防止のため、リハビリテーションに係るサービスを、専門職等が適切に実施し、身体機能の維持や日常生活の自立を支援します。

(1) 通所型サービス

概 要

地域支援事業として、介護サービス事業所において、要支援者等に対し、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を提供するサービスです。

今後の方針

対象者のニーズを把握し、多様な主体によるサービスを検討していきます。必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

個別の通所型短期集中予防サービスに加え、教室型のサービスを追加し、心身機能の維持・増進を図り、家庭や社会参加への活動につなげていきます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期集中予防サービス(個別)	利用者数(人)	1	4	8 (40)	10	10	10
短期集中予防サービス(教室)	利用者数(人)	-	-	-	15	15× 2コース	15× 2コース

(2) 訪問型サービス

概要

地域支援事業として、要支援者等に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な支援を行うサービスです。

今後の方針

対象者のニーズを把握し、多様な主体によるサービスを検討していきます。必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

(3) 生活支援サービス

概要

栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りなどを行うサービスです。

今後の方針

対象者のニーズを把握し、多様な主体によるサービスを検討していきます。また、ボランティアポイント等を活用したサービスの担い手の育成・確保に努めます。

(4) 介護予防ケアマネジメント

概要

本人の主体的な活動と参加意欲を高めるために必要な介護予防・生活支援サービス事業を提供するため、地域包括支援センターが介護予防プランを作成します。

今後の方針

今後も、対象者の状況に応じた適切なプランの作成に努めるとともに、安定したサービスの提供が図れるよう、地域包括支援センターや関係機関との連携に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント	実施件数(件) ※延べ件数	677	679	680 (440)	685	690	695

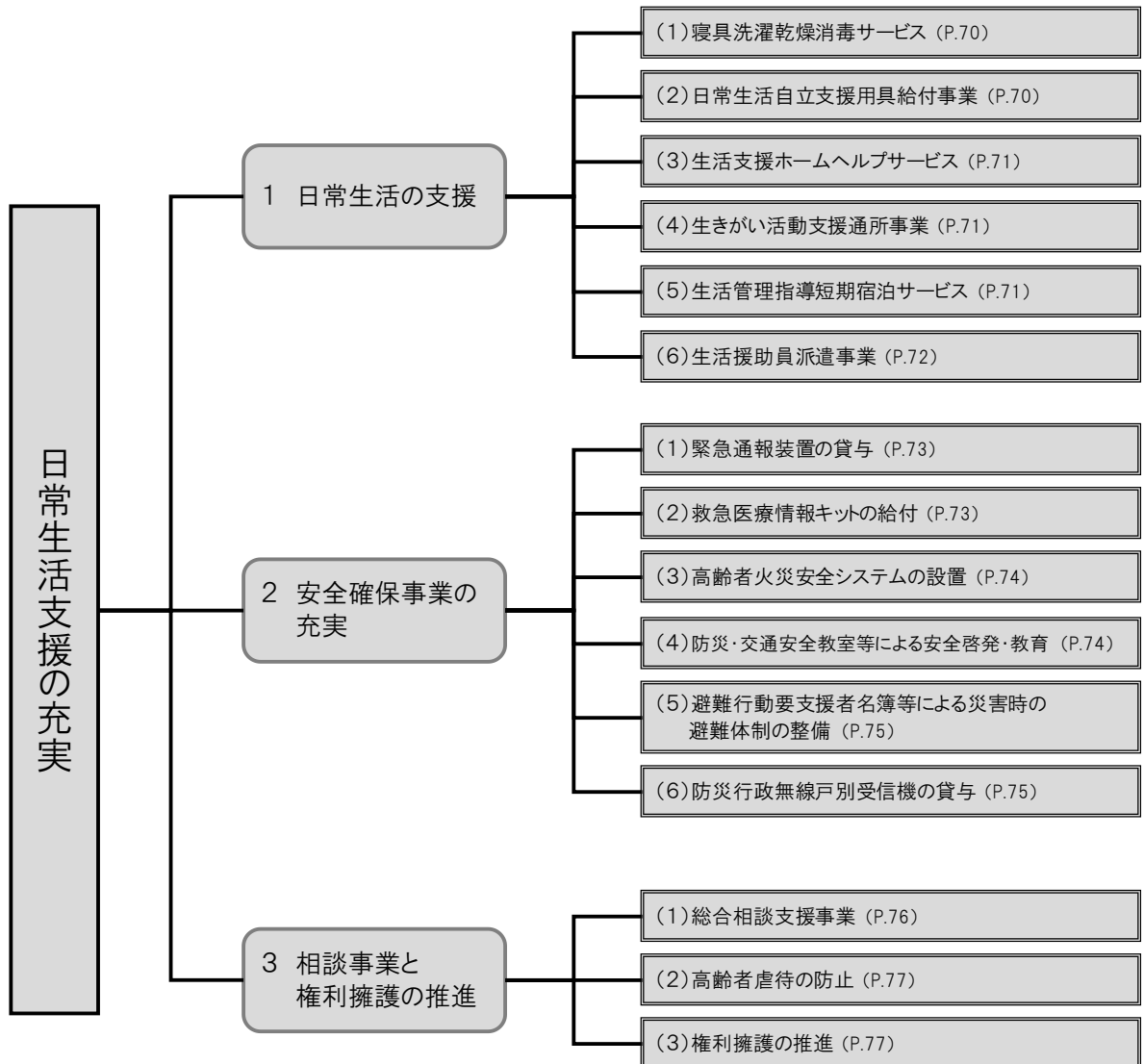
第3章 日常生活支援の充実

「日常生活支援の充実」の施策分野においては、基本施策を3つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



第1節 日常生活の支援

介護保険の認定では自立と判定され、介護保険給付の対象外となった方の中にも、自立した生活を継続していくためにサービスを必要とする方もいます。また、認定を受けた方についても、介護保険のサービスだけでは生活全体の総合的な支援が受けられず、状態の悪化が危ぶまれる場合もあります。

このようなサービスを必要とする高齢者に対し、介護保険を補完するサービスを提供し、現状の生活水準を低下させることなく、在宅での快適な生活を継続していけるよう日常生活の支援を図ります。

(1) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

概要

虚弱、心身の障がいなどの理由で、寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、寝具の洗濯や乾燥消毒サービスを行い、清潔で快適な生活を支援します。

今後の方針

現在利用者はいない状況ですが、潜在的な需要を見込み、サービス利用が必要な高齢者に衛生的な日常生活の維持を図るとともに生活の質を確保できるよう支援します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寝具洗濯乾燥消毒サービス	利用者数(人)	0	0	0 (2)	1	1	1

(2) 日常生活自立支援用具給付事業

概要

介護保険の認定では自立判定であっても、今後、要介護状態になる可能性の高い高齢者に対し、シルバーカーや手すり、補聴器、火災報知機、自動消火器等各種の用具を給付することにより、高齢者の日常生活を支援します。

今後の方針

現在利用者はいない状況ですが、新規ニーズを見込み、サービス確保に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活自立支援用具給付	給付者数(人)	0	0	0 (1)	1	1	1

(3) 生活支援ホームヘルプサービス

概要

介護保険の認定では自立判定であっても、日常生活を営むのに不安のあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に、自宅で自立した生活を送るためにホームヘルパーを派遣して支援を行います。

今後の方針

今後も必要なサービスの確保に努めますが、近年、利用者がいないことを踏まえ、総合事業における代替サービスの実施状況なども考慮しながら、事業の見直しを継続検討していきます。

(4) 生きがい活動支援通所事業

概要

介護保険の認定では自立判定であっても、今後、要介護状態になる可能性の高い高齢者に対し、施設を利用した生活指導、日常動作訓練、健康状態の確認、入浴、給食等のサービス提供を行います。

今後の方針

今後も必要なサービス確保に努めますが、近年、利用者がいないことを踏まえ、総合事業における代替サービスの実施状況なども考慮しながら、事業の見直しを継続検討していきます。

(5) 生活管理指導短期宿泊サービス

概要

介護保険の認定では自立判定であっても、基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立など社会適応が困難な高齢者を対象として、特別養護老人ホームの空きベッドを利用して一時的な宿泊サービスを提供し、日常生活の指導や支援を行い、要介護状態への進行の防止に努めます。

今後の方針

今後も必要なサービスの確保に努めますが、近年、利用者がいないことを踏まえ、総合事業における代替サービスの実施状況なども考慮しながら、事業の見直しを継続検討していきます。

(6) 生活援助員派遣事業

概 要

高齢者用住宅（県営木幡北山住宅）に入居する高齢者が、自立して安全で快適な生活を営むことができるよう、生活相談、安否確認、緊急時の対応、関係機関との連絡、その他日常生活に必要な援助を行う生活援助員を派遣します。

今後の方針

今後も事業を継続し、高齢者の自立した安全で快適な生活の支援に努めます。

第2節 安全確保事業の充実

火事や災害などの緊急時の安全確保は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯においては特に大きな課題と言えます。

そのため、緊急通報装置や火災安全システム等の安全設備の設置を推進するほか、行政区や民生委員の協力のもと、日常的な安否確認や非常時の安全確保体制の確立を図り、すべての高齢者が地域で安心した日常生活を継続できるよう支援に努めます。

(1) 緊急通報装置の貸与

概要

ひとり暮らし高齢者等に対し、病気やけが等により緊急事態になった場合に速やかな対応を行えるよう、緊急連絡用装置一式（緊急通報端末、ペンダント型送信機、見守りセンサー）を貸与します。

今後の方針

高齢者の安否確認と孤独感を解消し、在宅での自立した生活を続けていけるよう、広く市民に事業の周知を図り、見守り体制を強化します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置	貸与台数(台)	73	71	75 (90)	80	80	80

(2) 救急医療情報キットの給付

概要

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等に対し、病気やけが等により緊急事態になった場合に速やかな対応を行えるよう、かかりつけ医療機関等の情報を保管する救急医療情報キットを給付します。

今後の方針

事業の周知に努め、ひとり暮らし高齢者等の安全安心の確保を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
救急医療情報キット	給付件数(件)	472	479	485 (530)	490	495	500

(3) 高齢者火災安全システムの設置

概要

高齢者に対し、火災からの安全確保を図るため、日常生活自立支援用具給付事業の一環として火災報知機を設置します。

今後の方針

近年の利用者はいませんが、潜在的な需要を見込み、サービスの確保に努めます。事業の普及を図るため、広報の方法等を見直しながら広く周知を図ります。

	第7期実績値			第8期計画値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
火災報知器	設置台数(台)	0	0	0 (5)	1	1	1

(4) 防災・交通安全教室等による安全啓発・教育

概要

高齢者に対して、災害・交通事故などを想定した安全教育を行い、自己防衛策や緊急時の対処方法等について啓発を行います。また、単位シニアクラブなどを対象として、各自治公民館などに交通指導員を派遣し、交通安全教室を行います。

また、高齢者（65歳以上）が運転免許証を自主返納した際の支援策として、市営バス無料乗車券を交付するとともにパズ65（運転免許自主返納支援事業）を実施します。

今後の方針

高齢者の交通事故は増加傾向にあるため、シニアクラブ以外の高齢者に対しても交通安全教室への参加機会の拡充や運転免許自主返納支援事業の周知を図り、安全啓発に努めます。

(5) 避難行動要支援者名簿等による災害時の避難体制の整備

概要

要支援者名簿及びマップにより、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、民生委員、行政区で組織する自主防災組織などの関係機関・団体間で情報を共有し、災害時における高齢者等の避難体制の整備を図ります。

今後の方針

制度の周知に努め、避難行動要支援者の登録を推進します。避難行動要支援者については、一人ひとりの避難手順等を定める個別計画の策定を進めていきます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
避難行動要支援者名簿	登録者数(人)	282	697	800 (300)	900	1,000	1,100

(6) 防災行政無線戸別受信機の貸与

概要

市内に設置された防災行政無線のスピーカーから流れる放送を屋内で聴取することが困難な世帯又は施設に対し、同放送を家の中でも聞くことができる戸別受信機を無償で貸与します。

今後の方針

制度の周知を図り、対象となる世帯又は施設に設置していきます。

第3節 相談事業と権利擁護の推進

高齢者やその家族が日常の悩みや不安を解消するためには、気軽に相談できる場所が重要です。市や地域包括支援センターの窓口をはじめ、電話対応などにより相談に応じていますが、地域における高齢者の実態把握のため、関係機関との連携強化を図るとともに、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。

また、高齢者をはじめ、すべての市民の人権は最も尊重されなければならないものであり、介護を必要とする状態になった場合においても、尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしが送れるよう、相談体制や権利擁護体制の整備などを図ります。

(1) 総合相談支援事業

概要

地域包括支援センターでは、介護保険サービスにとどまらない多様な形態での支援を図るため、以下の支援を行います。

- ①地域における様々な関係者とのネットワークの構築
- ②高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援

今後の方針

高齢者の増加に伴い、認知症や健康課題の多い高齢者、家族支援が期待できない身寄りのない高齢者等が増加傾向にあるため、多様化する高齢者等の相談内容に対応できるよう、相談支援体制の充実に努めます。

引き続き事業の周知に努め、高齢者に対する総合的な支援を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談支援	相談件数(件) ※延べ件数	455	382	380 (500)	380	385	390

(2) 高齢者虐待の防止

概要

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高齢者に対する虐待防止に努めています。

民生委員や行政区などの地域組織の協力、地域住民への普及啓発、保健・医療・福祉関係機関と連携し、虐待の未然防止に努めます。

また、地域ケア会議等を活用し、介護サービス事業所等へ早期発見・通報を行うための研修を行うなど、重篤化を防ぐとともに、市や地域包括支援センターなどが相談や通報を受けた場合の速やかな対応に努めます。

今後の方針

今後も、民生委員、地域住民、社会福祉協議会などの協力や高齢者実態把握事業などの活用により、虐待・介護放棄などの早期発見、未然防止に努めます。

(3) 権利擁護の推進

① 権利擁護事業

概要

地域包括支援センターにおいて、権利擁護の観点から、各種高齢者支援サービスの案内や成年後見制度の活用促進、高齢者虐待、困難事例の対応、消費者被害防止等の課題に対し、高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、専門的に支援を行います。

今後の方針

事業の周知に努め、対応が必要な高齢者等に対する適切な支援を行います。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
権利擁護	支援件数(件) ※延べ件数	164	797	700 (1,000)	700	710	715

②成年後見制度利用支援事業

概 要

成年後見制度は、認知症等により判断能力が十分でない高齢者等の権利を保護し、生活を支援するために民法上で定められています。

本人及び親族による申立てが困難な場合等に、市長申立による、低所得の高齢者の成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。

今後の方針

事業の周知に努め、判断能力が不十分な高齢者等に対する支援を図ります。また、今後は、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度利用の需要が拡大していくことが見込まれるため、中核機関の設置について検討していきます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度	市長申立件数(件)	1	0	3 (2)	2	2	2
	報酬助成件数(件)	0	0	0 (2)	1	1	1

③日常生活自立支援事業の推進（あすてらす）

概 要

社会福祉協議会が、高齢者や障がい者等を対象として、日常的な金銭管理、書類等の預かり、様々なサービスの情報提供を行い、地域で安心して自立した生活が送れるように支援を行います。

今後の方針

事業の周知に努め、判断能力が不十分な高齢者等に対する支援を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活自立支援 (あすてらす)	利用者数(人)	21	23	27	30	33	35

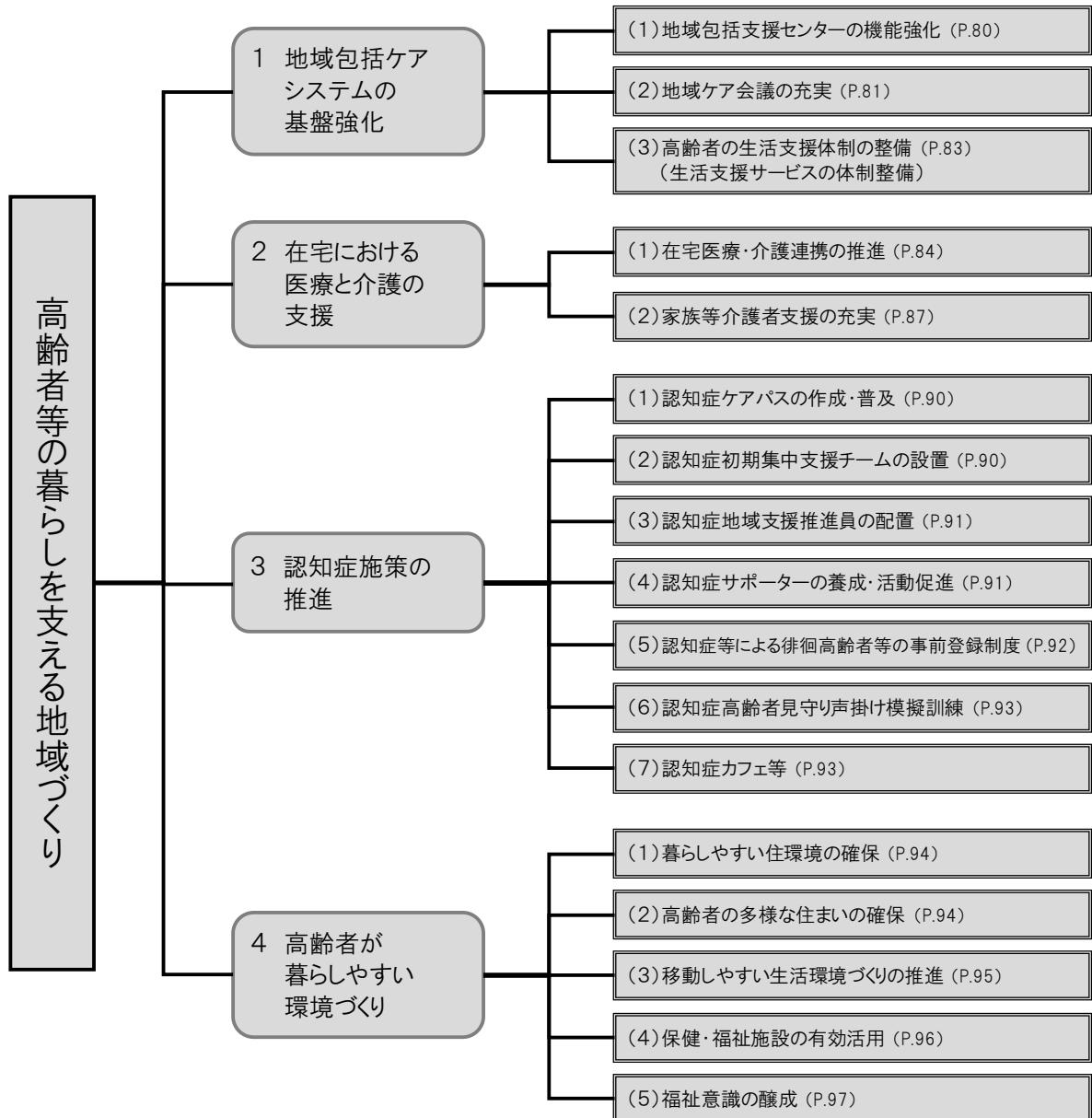
第4章 高齢者等の暮らしを支える地域づくり

「高齢者等の暮らしを支える地域づくり」の施策分野においては、基本施策を4つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



第1節 地域包括ケアシステムの基盤強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

概要

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着したワンストップの総合相談拠点を目指します。

今後の方針

矢板市地域包括支援センター運営方針に基づき、各事業の運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方向性を明確にし、円滑で効率的かつ効果的な運営を行います。

○地域包括支援センターの体制

市内を2つの圏域に分けて、それぞれの圏域を担当するセンターを設置しています。

圏域名称	担当地区	高齢者人口 (R2.10.1現在)
第1圏域	矢板地区のうち矢板一区、矢板二区、矢板三区、矢板四区、富田、木幡東、木幡西、川崎反町、境林、館ノ川、高塩、倉掛、合会、片俣、塩田、幸岡、下太田、荒井及び土屋行政区並びに泉地区	5,084人
第2圏域	矢板地区のうち矢板五区、矢板六区、未広町、針生、中、ロビンシティ矢板、東町、早川町、沢、豊田、成田及びハッピーハイランド矢板行政区並びに片岡地区	5,249人

○地域包括支援センターの業務

①総合相談支援・・・76 ページ参照

②権利擁護支援・・・77 ページ参照

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主治医、ケアマネジャー等との協働や、ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。

- ・ケアマネジャーの資質向上と個別相談
- ・ケアプラン作成の技術指導
- ・支援困難事例への指導助言等

④介護予防ケアマネジメント、介護予防支援（ケアプラン作成）

○地域包括支援センター連絡会の開催

市と地域包括支援センターの連携及び地域包括支援センター相互間の連携を図るため、月1回の連絡会を開催します。

連絡会においては、センターの活動状況の報告、地域ケア会議の打合せ、介護保険制度の改正等の情報提供などを行い、センターの適正な運営に努めます。

○地域包括支援センターの評価

市及び地域包括支援センターにおいて、事業の自己評価を行い、質の向上を図ります。

また、評価結果を地域包括支援センター運営協議会に報告し、評価結果に基づく事業内容の検討を行い、必要に応じて地域包括支援センター運営方針の見直しを行います。

(2) 地域ケア会議の充実

①地域ケア個別会議

概 要

多様な関係者が協働し、高齢者等の個別課題の解決に対する支援を目的として個別事例の支援内容、方針等を検討するとともに、地域全体の高齢者支援に係る課題を把握します。また、ケアマネジャーの資質向上やネットワーク構築を目的として、地域包括支援センター主催の地域ケア会議を開催します。

虐待や支援困難な個別の事例については、多職種によるケース会議を随時開催し、協働による問題解決やケアマネジメントを行います。

今後の方針

地域ケア会議による個別のケースから個別課題解決、ネットワーク構築を行うとともに、地域ケア会議を活用した地域課題の把握、社会資源の活用を図ります。

②自立支援型地域ケア会議

概要

個別の事例を通して自立支援・介護予防に資するケアマネジメントを検討し、高齢者一人ひとりの支援方法の検討や介護支援専門員のケアマネジメント実践力の向上、さらに事例を積み重ねることで地域課題等を発見し、必要な社会資源の開発や政策の立案・提言を目指します。

今後の方針

現在の市主催から地域包括支援センター主催へ移行できるよう、今後は居宅介護支援事業所から事例提供を求め、市と地域包括支援センターが連携して会議を開催します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援型地域ケア会議	開催回数(回)	-	1	6	7	7	8

③地域包括ケア会議

概要

医療機関、介護サービス事業所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、消防署、民生委員等の関係者が一堂に会して、個別ケースの検討により共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、「医療・介護連携部会」と「生活支援サービス・見守り部会」の2つの専門部会において、高齢者に関する具体的な支援策等の検討を行います。

今後の方針

「医療・介護連携部会」において、在宅医療・介護連携推進事業及び認知症予防の各種施策を推進します。また、「生活支援サービス・見守り部会」において、生活支援サービス、見守り、地域の居場所づくり等の各種施策を推進します。「全体会」においては、専門部会で検討された内容等を受け、地域包括ケアシステムの構築に係る新しい仕組みづくりについて協議・検討します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括ケア会議(全体会)	開催回数(回)	2	1	1	1	1	1
地域包括ケア会議(専門部会)	開催回数(回)	3	2	2	4	4	4

(3) 高齢者の生活支援体制の整備（生活支援サービスの体制整備）

①協議体の活動推進・連携強化

概 要

生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う協議体を設置しています。中学校圏域（矢板・泉・片岡）に設置された第2層協議体の情報により把握した、地域資源や地域課題を基に、第1層協議体である「矢板市高齢者生活支援協議会」で、全市的なレベルでの介護予防や生活支援のための新たなサービス開発に向けた協議を行います。

今後の方針

地域住民や多様な主体が参画し、定期的な情報共有や連携の強化を図ります。

生活支援コーディネーターを中心とした、各地域の第2層協議体の活動推進に努めるとともに、第1層協議体の連携強化を図ります。

②生活支援コーディネーターの配置

概 要

社会福祉協議会に、第1層及び第2層の生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の洗い出しや地域資源の開発、関係者のネットワーク構築、生活支援サービスの担い手の養成、ニーズと高齢者個人の特性や希望にあった活動のマッチング等を行います。

また、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進します。

今後の方針

生活支援コーディネーターを中心に、関係機関・団体連携のもと各地域の助け合い・支え合い体制を構築していきます。

	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーターの配置	3	3	3 (3)	4	4	4

第2節 在宅における医療と介護の支援

(1) 在宅医療・介護連携の推進

①医療・介護関係機関のネットワーク構築の推進

概要

地域において在宅医療と在宅介護サービスが切れ目なく提供される体制を構築していくため、地域の医療機関や介護事業所等の情報収集に努めるとともに、医療・介護関係者などが参画する会議等を通じて、在宅医療・介護連携の情報共有と課題の抽出、解決策の協議などを行います。

今後の方針

今後も地域の医療・介護の社会資源の把握と令和元年度に作成した医療機関や介護事業所等が一覧で掲載されている「塩谷地区介護・認知症安心ガイドブック」等の活用推進に努めます。

地域包括ケア会議医療・介護連携部会において、在宅医療・介護連携の具体的な取り組みの検討・協議を進め、切れ目のないサービスの提供体制の構築を推進します。

また、関係者間の情報共有を支援するため、「医療・介護連絡帳」の普及を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療・介護連絡帳	配布数(冊)	232	253	250 (500)	300	300	300

②医療・介護関係者研修会の実施

概要

医療・介護関係者間の連携・協力の円滑化を図るため、互いの分野の幅広い知識を身につけられるよう、地域の医療・介護関係者を対象に医療や介護の内容に関する研修会を開催するとともに、医療・介護関係の各種研修会に参加します。

今後の方針

関係機関と連携し、地域ケア会議や介護支援専門員研修会等を活用しながら、地域の実態に即した具体性のある内容の研修会や事例検討を行います。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療・介護関係者研修会	開催回数(回)	2	2	2 (5)	3	3	3

③地域住民への普及啓発と相談対応

概要

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布などによって、地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解の促進を図ります。

今後の方針

市介護サービス事業者連絡協議会等の関係機関と連携を図り、市民公開講座を開催し、在宅医療・介護連携の普及・啓発を行います。

また、引き続き、市に医療・介護関係機関の相談支援窓口を設置し、相談者に対応します。

さらに、ニーズ調査において、人生の最終段階における医療と介護について、家族と話し合っている人が約40%と低いため、自分らしい人生の終わり方について、エンディングノートを用いた講習会などを行い、地域の高齢者サロンや介護予防教室等において啓発を行います。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民公開講座	開催回数(回)	1	1	1 (1)	1	1	1

④広域連携の推進

概 要

在宅医療・介護サービスについては、市内だけでなく広域的な視点で提供体制を整備していくことも重要であるため、同一の二次保健医療圏内にある市町や隣接する市町等と連携し、情報共有や協力体制の構築を図ります。塩谷広域管内においては、県北健康福祉センター等の支援のもと、「地域包括ケアシステム2市2町会議」の開催、塩谷郡市医師会と行政担当者の打合せ等を行います。

今後の方針

今後も、「地域包括ケアシステム2市2町会議」等を通じて、地域の在宅医療・介護連携に関係する近隣市町との間で情報共有・連携を図るとともに、広域連携が必要な事項については協議を進めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域包括ケアシステム 2市2町会議	開催回数(回)	1	1	1 (2)	1	1	1

(2) 家族等介護者支援の充実

介護の長期化などに伴い、家族等介護者の心身の疲労が蓄積し、精神的・経済的な負担が大きくなることに加え、介護者自身も高齢者である老老介護問題や、介護離職などの問題が生じている中、介護者への支援は必要な課題となっています。

家族等介護者の負担を軽減するため、介護者のリフレッシュや健康の保持、介護能力向上を図るための支援に努めます。

① 介護者健康相談

概 要

市と地域包括支援センターに相談窓口を設置し、介護者の不安や悩みの解消を図るとともに、必要に応じ相談や保健師等による訪問を実施するなど、フォローを行います。

今後の方針

介護手当申請時に介護者にアンケート調査を実施し、必要に応じて保健師等の訪問や家族介護者のつどいへの案内を実施します。

引き続き、相談窓口の周知に努めるとともに、市と地域包括支援センターとの連携強化を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護者からの相談	相談対応件数(件)	55	64	65 (70)	300	310	320

②家族介護者会

概要

介護者同士の情報交換や交流の場として、家族介護者のつどい(りんごの会)を組織し、定期的を開催することにより、家族介護者の情報共有、不安の解消や負担軽減等を図ります。

さらに、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした教室や講座を開催します。

今後の方針

家族介護者の負担軽減などが図られるよう、実施回数と内容の拡充に努めるとともに、事業の周知を徹底し、新規会員の増加に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
りんごの会	実施回数(回)	8	8	5 (10)	9	9	9
	参加者数 (延べ人数)	68	35	25 (100)	50	50	50
リフレッシュ講座	実施回数(回)	1	0	1 (1)	1	1	1

③介護手当の支給

概要

介護保険の認定において要介護4または要介護5と認定された方を、在宅で常時介護している方に対し、介護手当を支給します。

今後の方針

今後も事業を継続し、介護者の負担軽減と生活の質の向上の支援を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護手当の支給	受給者数(人)	210	168	170 (160)	170	170	170

④ 家族介護慰労金の支給

概要

介護保険の認定において、要介護4または要介護5の認定を受けている住民税非課税世帯の高齢者等で、過去1年間介護保険サービスの利用または入院が無かった場合、同居で常時介護している方に対し、家族介護慰労金を支給します。

今後の方針

近年で受給した方はいませんが、今後も事業を継続し、該当者には慰労金を支給します。

⑤ 紙おむつ等の支給

概要

加齢に伴う心身の機能の低下により、自らの排せつ動作等に支障をきたす高齢者に対し、紙おむつ、尿取りパット等を支給することにより、高齢者の在宅生活の支援と介護者の負担の軽減を図ります。

今後の方針

支給状況を踏まえ、ニーズに見合うサービスの確保に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙おむつ等の支給	支給枚数(枚)	788	700	750 (970)	800	800	800

⑥ 介護費用の貸付

概要

栃木県社会福祉協議会が実施している介護費用の生活福祉資金貸付制度を、本市の社会福祉協議会を窓口として実施します。

今後の方針

近年の利用者はいませんが、潜在的ニーズを考慮し、利用支援に努めます。制度の普及を図るため、広報の方法等を見直しながら広く周知を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護費用の貸付	利用件数(件)	0	0	0 (2)	2	2	2

第3節 認知症施策の推進

認知症は、誰もがかかる可能性のある病気で、予防や早期発見・治療が有効です。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせるように、地域で支援する体制づくりが非常に重要となっています。

医療・介護従事者、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、キャラバンメイト等の連携を図るとともに、具体的な症例・事例についての検討や意見交換を行う研修会、地域での見守りや声掛け訓練等を実施し、認知症施策の充実に努めます。

(1) 認知症ケアパスの作成・普及

概要

認知症の状態に応じた適切なサービスの提供・連携の仕組み（認知症ケアパス）と、医療・介護マップを統合した、「塩谷地区介護・認知症安心ガイドブック」を、塩谷地区2市2町が連携して作成し、広く市民への周知を図ります。

今後の方針

「塩谷地区介護・認知症安心ガイドブック」の定期的な改訂を行い、認知症の発見・対応の方法、相談窓口や支援機関等の周知を図ります。

(2) 認知症初期集中支援チームの設置

概要

複数の専門職により、認知症の本人や家族などの初期の支援を包括的・集中的に行う支援チームを設置しています。認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、専門医の鑑別診断等を踏まえて観察・評価を行い、初期の包括的・集中的な支援から自立生活のサポートまで支援します。

今後の方針

地域包括支援センター内に設置した認知症初期集中支援チームの周知を図るとともに、認知症が疑われる人の把握と早期対応に努めます。

(3) 認知症地域支援推進員の配置

概要

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

今後の方針

市高齢対策課に配置している認知症地域支援推進員（保健師）の周知を図るとともに、支援体制の充実を図るため関係機関との連携強化に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症地域支援推進員	配置者数(人)	2	2	2 (1)	2	2	2

(4) 認知症サポーターの養成・活動促進

① 認知症サポーターの養成

概要

認知症を理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援するための「認知症サポーター」を養成します。

今後の方針

若年層サポーターが少ないことから、幅広い年代にアプローチするとともに、高齢者が多く訪れるコンビニ、スーパー、金融機関等の従業員に対して、講座を開催し、新規のサポーターを養成します。また、養成講座を事業者や店舗等の単位で受講した場合は、市のステッカーを配付し、利用者への周知に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター	養成者数(人)	286	320	70 (300)	200	250	300
上記のうち、 小中高生の受講者	受講者数(人)	99	123	25 (150)	80	100	150
養成講座を受講した 事業者、店舗等への ステッカー配付	配布枚数(枚)	-	-	-	20	30	50

②認知症サポーターの活動促進

概 要

認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを構築します。

今後の方針

活動できる認知症サポーターを増やすとともに、ステップアップ講座を開催し、チームオレンジの設置を目指します。

(5) 認知症等による徘徊高齢者等の事前登録制度

概 要

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、早期に発見及び保護するため、認知症等による徘徊高齢者等の情報を申請に基づいて登録し、警察署、地域包括支援センターと情報を共有します。

今後の方針

登録制度の周知と利用の促進に努めるとともに、今後は、関係機関と連携を図り、認知症高齢者見守りネットワークの構築に取り組みます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徘徊高齢者等事前登録制度	新規申請者数(人)	14	9	9	10	10	10
	累計者数(人)	27	36	45 (30)	55	65	75

(6) 認知症高齢者見守り声掛け模擬訓練

概要

徘徊高齢者等の発見及び声掛けの訓練を通して、認知症高齢者等の理解や接し方を学ぶとともに、事件や事故を未然に防ぐことを目的として、地域包括支援センターや地域の住民、関係団体等と連携し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。

今後の方針

平成31年3月に作成した「矢板市認知症高齢者見守り声掛け模擬訓練の手引き」を活用し、地域での訓練を実施します。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症高齢者見守り声掛け模擬訓練	実施回数(回)	0	0	0	1	2	3

(7) 認知症カフェ等

概要

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症カフェ等を設置します。

今後の方針

認知症カフェ等を市内に数カ所設置し、認知症の人やその家族と地域との関わりを広げていきます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ等	設置数(箇所)	1	1	1 (2)	1	2	3

第4節 高齢者が暮らしやすい環境づくり

高齢者が在宅で安心して暮らし続けるためには、生活の基盤となる住宅の整備や改修も大きな課題となります。

すべての高齢者が暮らしやすい住環境づくりや仕組みづくりを推進していくため、多様な住まいの整備を促進するとともに、市民の福祉意識の高揚や地域における福祉活動の支援を図ります。

(1) 暮らしやすい住環境の確保

①介護保険制度による住宅改修

住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるために、介護保険制度における住宅改修サービスの利用を促進します。

②住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

(2) 高齢者の多様な住まいの確保

①養護老人ホーム

概 要

環境上、経済上の理由などで、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、介助や家事などの身の回りの介助を行い、養護する施設です。

入所判定委員会を開催し、環境上の理由及び経済的理由により家庭での生活が困難で、入所が妥当であると認められた高齢者に対し、措置入所を適切に行っています。

今後の方針

地域包括支援センターや関係機関・団体等と連携し、必要な支援及び対応に努めます。

	第7期実績値			第8期計画値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
養護老人ホーム	措置入所者数(人)	5	5	4 (7)	5	5	5

②軽費老人ホーム・ケアハウス

概 要

軽費老人ホームは、身の回りのことを自分でできる高齢者で、身寄りのない方や、家庭環境や住宅事情などの理由で家族との同居が困難な方が比較的少ない費用負担で入所できる施設です。

ケアハウスは、独立して生活することに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設です。

今後の方針

地域包括支援センターなど、住民に身近な機関との連携を図りながら、情報提供に努めます。

③サービス付き高齢者向け住宅

概 要

制度化された高齢者のための住まいで、住居の権利が保障された上で、介護・医療・住宅の連携のもと、自由にサービスを選択することができる賃貸住宅です。

今後の方針

高齢者の住まいの多様性を確保する観点から、サービス付きの高齢者向け住宅の誘致等についてはニーズを踏まえて検討していきます。関係機関との連携等により民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備の動向等を把握し、高齢者等に対する情報提供に努めます。

(3) 移動しやすい生活環境づくりの推進

①交通網の環境整備

移動しやすい交通手段を確保するため、公共交通機関として市営バスと、デマンド交通を新たに導入し運行するほか、民間事業者による福祉有償運送等を活用するなど、高齢者が安全に移動しやすい交通網の環境整備を推進します。

②公共施設のバリアフリー化

生活道路、商店街等における歩道の整備や段差解消、カーブミラー、防犯灯を設置することにより、安全で安心な道路交通の環境整備に努めます。

公共施設についてはスロープ、手すり、見やすい案内板、車いす用のトイレ等の設置、障がい者用車両駐車場の確保により、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(4) 保健・福祉施設の有効活用

①保健福祉センター

概 要

多様化する市民の健康・福祉ニーズに対応するための、総合的な保健・福祉の拠点です。各種健診や健康教室の場として活用しています。

今後の方針

市民にとってより利用しやすい保健福祉センターとなるよう、引き続き努めます。

②城の湯やすらぎの里

概 要

城の湯温泉センター、ふれあい館、グラウンド・ゴルフ場等が併設されている複合施設です。市民の憩いの場、世代間交流の場、温泉の効能を活用した健康増進の場として機能し、福祉の向上・健康増進に寄与しています。

今後の方針

効率的・効果的な管理運営を行い、高齢者をはじめ、様々な市民の憩いの場としての活用を図ります。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
城の湯やすらぎの里	利用者数(人)	190,801	193,676	90,000 (90,000)	165,000	170,000	175,000

③きずな館

概 要

市民の幅広い交流・社会参加、自主的な市民活動など、市民がともに支え合う地域活動の場です。

今後の方針

地域活動の場として引き続ききずな館の活用を図ります。

(5) 福祉意識の醸成

①地域と連携した福祉教育

民生委員・児童委員協議会、身体障害者福祉会等福祉関係団体を通じた研修会や出前講座の実施等、地域で高齢者と特に深い関わりのある方への説明会等を実施し、地域における福祉教育の推進に努めます。

②市民・ボランティア団体の活動支援

生涯学習情報誌「まなび」等で出前講座やボランティア連絡会登録団体の情報を提供するなど、市民・ボランティア団体等の活動が活性化していくよう、支援に努めます。

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出前講座	開催回数(回)	72	62	70 (70)	70	70	70

③学校と連携した福祉教育

総合的な学習の時間で、施設見学や介護体験学習等を含めた高齢者との交流及び小学校運動会への高齢者の招待など、福祉教育の推進に努めます。また、認知症サポーター養成講座の対象者の拡充に努めます。

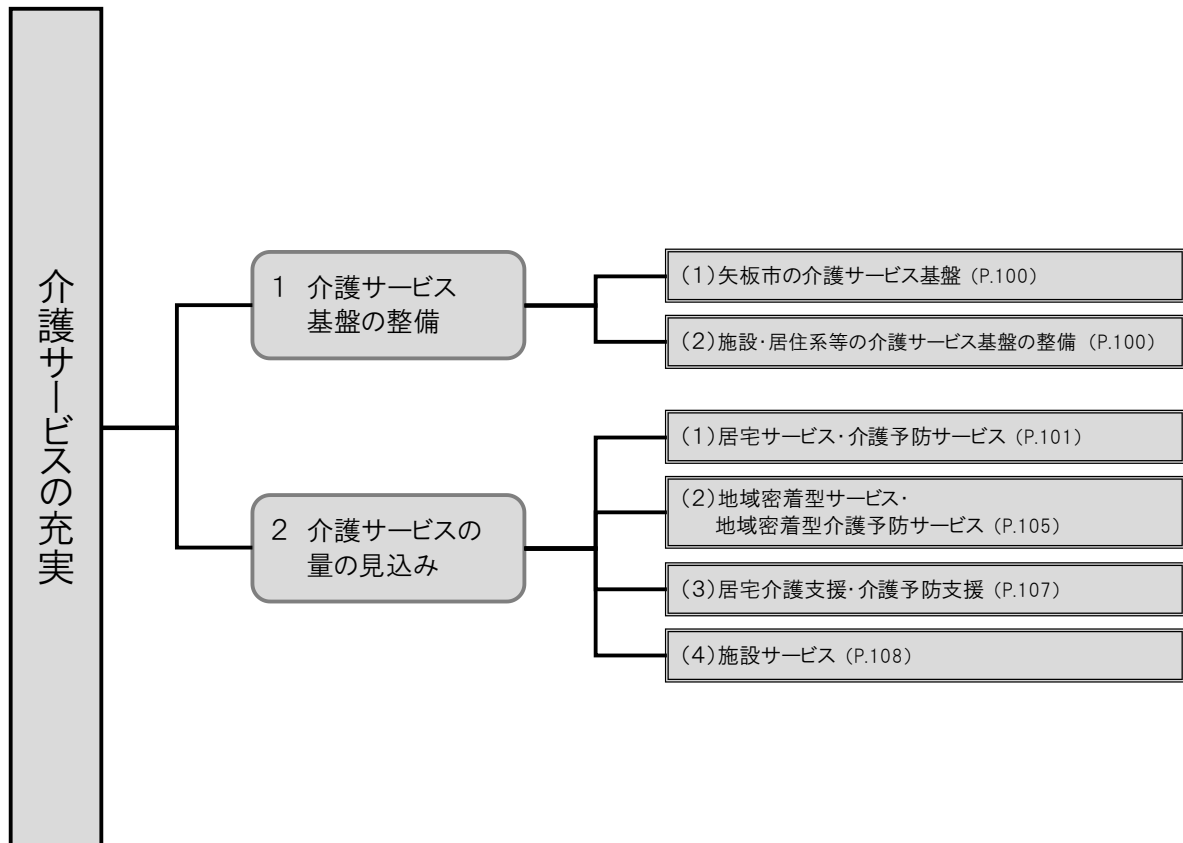
第5章 介護サービスの充実

「介護サービスの充実」の施策分野においては、基本施策を2つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

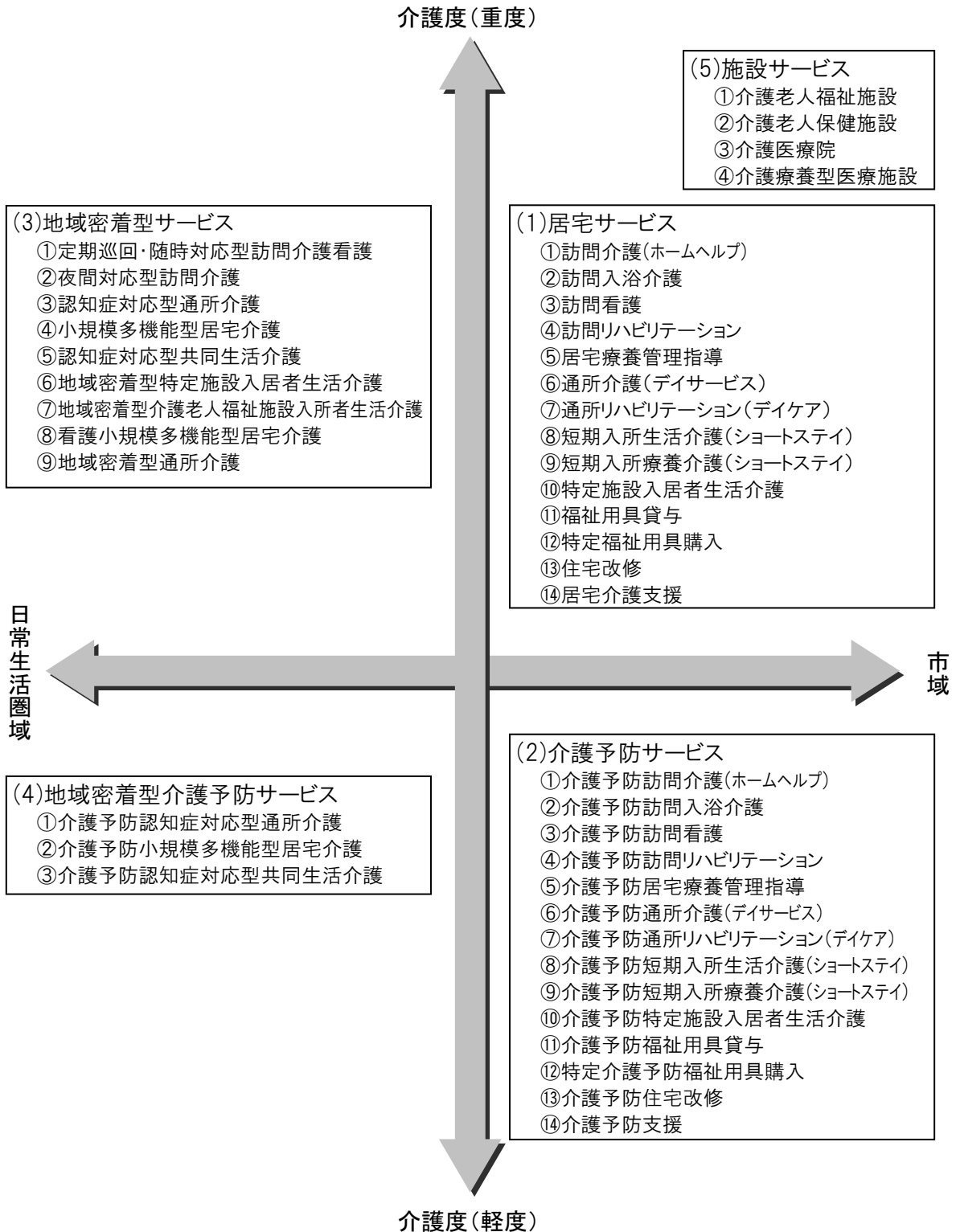
○個別施策・事業



第1節 介護サービス基盤の整備

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、介護サービスを必要とする人が適切なサービスを確実に受けられるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制の整備を図ります。

【介護サービスの全体像】



(1) 矢板市の介護サービス基盤

市内における居宅介護サービス及び施設・居住系サービスの整備状況は、日常生活圏域ごとに下表のとおりとなっています。

【矢板市内の圏域別介護サービス事業所数】

(単位：事業所)

サービス種類	日常生活圏域			市全体
	矢板	泉	片岡	
居宅介護サービス	37	6	10	53
居宅介護支援	6	1	4	11
訪問介護	6	1	1	8
訪問看護	3	—	—	3
訪問リハビリテーション	1	—	—	1
通所介護	5	1	2	8
通所リハビリテーション	4	—	—	4
地域密着型通所介護	2	1	1	4
短期入所生活介護	3	1	1	5
短期入所療養介護	2	—	—	2
特定施設入居者生活介護	1	—	—	1
福祉用具貸与	2	—	—	2
小規模多機能型居宅介護	2	1	1	4
施設・居住系サービス	7	2	3	12
介護老人福祉施設	1	1	—	2
地域密着型介護老人福祉施設	1	—	1	2
認知症対応型共同生活介護	3	1	2	6
介護老人保健施設	2	—	—	2
計	44	8	13	65

※令和2年9月末日現在

(2) 施設・居住系等の介護サービス基盤の整備

居宅における在宅介護に重きが置かれていますが、一方で居宅での生活が困難な重度の要介護者の受け皿としての施設・居住系等の介護サービスを確保していくことも必要となります。

本市においては、全ての日常生活圏域に介護老人福祉施設をはじめとした施設・居住系サービス事業所が整備されております。本計画期間においては、これらの既存施設を活用し、施設・居住系の介護サービスを確保してまいります。

第2節 介護サービスの量の見込み

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

概 要

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。

要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

●居宅サービス・介護予防サービスの一覧

①訪問介護（ホームヘルプサービス）
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話を行うサービスです。
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。
③訪問看護・介護予防訪問看護
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画の下でリハビリテーションを行うサービスです。
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行うサービスです。
⑥通所介護（デイサービス）
要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。
⑦通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション
要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。
⑧短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護
要支援者・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

<p>⑨短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護【老健】 ⑩短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護【病院等】</p>
<p>要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理の下で看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。</p>
<p>⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与</p>
<p>要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。</p>
<p>⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費</p>
<p>要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。</p>
<p>⑬住宅改修・介護予防住宅改修</p>
<p>要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。</p>
<p>⑭特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護</p>
<p>有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、療養上の世話等を行うサービスです。</p>

今後の方針

市内及び近隣の事業所によりサービスが提供されている状況です。サービス利用は、介護給付、予防給付ともに増加傾向にありますが、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

今後も、事業所との情報交換や運営指導、サービスの質の向上を図るための研修等の支援を行うとともに、サービス提供体制や緊急時対応体制の充実に努めます。

●居宅サービスの見込量

(1か月あたり)

		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(1)居宅サービス							
訪問介護	回数(回)	2247.1	2630.3	3630.3	3981.7	4142.8	4317.6
	人数(人)	169	170	182	187	195	203
訪問入浴介護	回数(回)	49.4	46.9	34.7	37.0	37.6	39.2
	人数(人)	10	9	7	11	12	13
訪問看護	回数(回)	435.9	453.9	550.8	665.5	694.1	719.8
	人数(人)	58	58	75	83	86	89
訪問リハビリテーション	回数(回)	166.3	103.2	107.3	123.3	122.7	123.6
	人数(人)	17	10	11	17	17	17
居宅療養管理指導	人数(人)	24	23	39	38	40	42
通所介護	回数(回)	3754.2	3502.2	3194.9	3618.6	3631.1	3649.0
	人数(人)	338	324	300	330	335	340
通所リハビリテーション	回数(回)	1594.3	1601.7	1398.0	1564.4	1560.0	1573.2
	人数(人)	203	204	203	222	227	232
短期入所生活介護	日数(日)	1440.8	1467.3	1308.3	1562.0	1658.4	1712.7
	人数(人)	203	204	203	222	227	232
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	7.4	16.1	12.7	8.4	8.4	8.4
	人数(人)	1	2	1	1	1	1
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	2	2	2
福祉用具貸与	人数(人)	419	426	445	458	481	503
特定福祉用具購入費	人数(人)	7	8	17	25	26	27
住宅改修費	人数(人)	7	6	9	6	6	6
特定施設入居者生活介護	人数(人)	22	26	31	35	37	40

●介護予防サービスの見込量

(1か月あたり)

		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(1)介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	41.1	53.4	57.2	63.2	73.1	80.0
	人数(人)	7	9	8	8	9	10
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	6.0	6.3	6.6	5.2	5.2	5.2
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	44	54	70	76	81	86
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	44	54	70	76	81	86
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	9.1	7.9	4.0	3.6	3.6	3.6
	人数(人)	2	2	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	55	65	87	87	90	92
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	2	1	0	0	0	0
介護予防住宅改修費	人数(人)	1	2	8	9	10	10
介護予防支援	人数(人)	0	1	4	4	5	5
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

●地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの一覧

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
② 夜間対応型訪問介護
夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。
③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
認知症であっても日常生活動作において自立している要支援者・要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。
④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。
⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症の要支援者・要介護者がグループホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員29人以下の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを行うサービスです。
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。

⑨地域密着型通所介護

小規模な事業所が提供する通所介護（介護予防通所介護）サービスであり、要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

今後の方針

本市においては、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護のサービス提供を見込んでいます。

原則として事業所所在地の被保険者に限ったサービス利用が前提とされていることから、今後の整備については利用者のニーズや他のサービスとのバランスを踏まえて検討してまいります。

●地域密着型サービスの見込量

（1か月あたり）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2)地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	87	90	99	102	106	111
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	65	69	71	76	78	80
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	45	47	44	56	58	58
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	852.8	974.8	849.6	936.9	952.8	1022.6
	人数(人)	74	84	76	83	86	90

●地域密着型介護予防サービスの見込量

（1か月あたり）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2)地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	8	12	10	11	12	12
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0

(3) 居宅介護支援・介護予防支援

概 要

在宅において自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。

要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

●サービス内容

居宅介護支援・介護予防支援

要支援・要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

今後の方針

市内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

要介護者等の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかなど、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成ができるよう、ケアマネジャーの支援に努めます。

●居宅介護支援のサービス見込量

(1か月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(3)居宅介護支援	人数(人)	729	724	706	722	754	787

●介護予防支援のサービス見込量

(1か月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(3)介護予防支援	人数(人)	88	106	141	144	153	163

(4) 施設サービス

概要

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護者の方に、施設において生活支援を行うものです。

●介護保険施設サービスの一覧

①介護老人福祉施設
介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。
②介護老人保健施設
在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象としています。
③介護医療院
今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。
④介護療養型医療施設
急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。なお、令和5年度末までに廃止する方針が示されており、介護医療院、介護老人保健施設等への転換が図られる見通しです。

今後の方針

今後、従来と同等程度の入所を見込んでいますが、本市における既存施設及び近隣の施設等により、必要な介護サービスを提供していきます。

今後の整備については、利用者ニーズの動向を注視するとともに他のサービスとのバランス等を勘案しながら検討してまいります。

●施設サービスの見込量

(1か月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(4)施設サービス								
	介護老人福祉施設	人数(人)	159	158	166	176	186	196
	介護老人保健施設	人数(人)	113	103	106	115	120	120
	介護医療院	人数(人)	0	2	0	2	2	4
	介護療養型医療施設	人数(人)	6	5	2	2	2	0

記者発表資料

令和2年12月11日（金）発表・提供

件名	山の駅たかはら 1・2月イベント スノーシューハイキングを開催します！		
(1月イベント)			
雪と遊んで、動物の足跡を探そう！スノーシューで雪原をハイキング			
1日時	令和3年1月17日（日） 午前9時30分 山の駅たかはら集合 午後2時 解散予定（4時間程度）		
2場所	山の駅たかはら周辺		
3参加費	2,000円（スノーシューレンタル料含む <u>弁当持参</u> ）		
4定員	15名		
5準備品	防寒着、お弁当、リュック、帽子、サングラス、防寒靴（スノーブーツ等）、冬用手袋、厚手のソックス、カイロ、飲み物、タオル、		
6その他	天気予報で悪天候が予想される時は、前日に判断し連絡します。		
7申し込み・ 問合せ先	山の駅たかはら TEL：0287-43-1515 12～3月は金・土・日・祝 午前10時～午後3時のみ営業。 定休日・時間外の申し込みは、FAX・メールでも申し込み可能です。 FAX：0287-43-1571 MAIL：yamanoeki2016@yahoo.co.jp		
(2月イベント)			
スノーシューで雪と遊ぼう！大間々林間コースを本格ハイキング			
1日時	令和3年2月7日（日） 午前9時30分 山の駅たかはら集合 午後2時 解散予定（4時間程度）		
2～7	上記と同じ内容です。		
※提供資料の有無：無し			
担当課・グループ	商工観光課 観光スポーツ・ツーリズム担当		
担当者名	小川 靖		
電話番号	43-6211	内線電話番号	424

白銀の八方ヶ原で雪と遊ぼう！！

冬の自然満喫！雪原ハイキング

遠くに望む那須連山、ここは純白に染まる八方の丘陵..

澄みきった空気と静まり返った雪原が織りなす白銀の世界

木々の隙間からこぼれ落ちる陽光を浴びて

新雪を踏みしめながら、スノーシューで雪原ハイキング

アップダウンが少ないコースですので初めての方でも気軽に参加ください。

1. 日時 1月17日 (日曜日)

締切 1月10日

9時30分 現地集合
受付後、出発
14時00分 現地解散予定



2. 集合地 山の駅たかはら(八方ヶ原 学校平)

3. 参加費 2,000円 (スノーシューレンタル料含む **弁当持参**)

4. 定員 15名 初心者レクチャー有

5. イベント 所要時間 約4時間 (予定) (写真はイメージです)
山の駅～八方湖へハイキング(現地昼食)～山の駅
天候及び参加人数により、所要時間が前後します。

5. 準備品 **防寒着(降雪や寒冷対応できる服装)**

リュック、帽子、サングラス、防寒靴(スノーブーツ等)
冬用手袋、厚手のソックス、カイロ、飲み物、タオル

(注)天候によりツアーが中止になる場合がございます。

天気予報で悪天候が予想される時は、前日に判断し連絡します。

3月まで、金・土・日・祝(AM10時～PM3時)のみ営業

< 定休日・営業時間外での申込 >

定休日・時間外の申し込みは、FAX・メールでも受け付けます。

参加者全員の名前、代表者の電話番号を記入の上

送付頂ければ確認後折り返しご連絡いたします。

< お申し込み先 >

山の駅 たかはら

TEL : 0287-43-1515

FAX : 0287-43-1571

email: yamanoeki2016@yahoo.co.jp

営業日(12月～3月)金・土・日・祝日営業

営業時間: 午前10時～午後3時

栃木県矢板市下伊佐野991-3



非日常の世界！ 雪の八方ヶ原・・・ 時を忘れて林間ハイキング！

陽光が降り注ぎ、静寂に包まれた冬の八方ヶ原

木々の中を通り抜けると目の前に広がる白銀の世界

雪原の写真を撮るもよし、動物の足跡を探してもよし

澄み切った青空の下、雪原ハイキングを楽しもう

1. 日時 **2月7日（日曜日）**

締切 1月31日



9時30分 現地集合
受付後、出発
14時00分 現地解散予定

2. 集合地 山の駅たかはら(八方ヶ原 学校平)

3. 参加費 2,000円 (スノーシューレンタル料含む **弁当付参**)

4. 定員 15名 初心者レクチャー有

5. イベント 所要時間 約4時間 (予定) (写真はイメージです)
山の駅～大間々林間コース(現地昼食)～山の駅
健脚向けコースです。

天候及び参加人数により、所要時間が前後します。

5. 準備品 **防寒着(降雪や寒冷対応できる服装)**

リュック、帽子、サングラス、防寒靴(スノーブーツ等)
冬用手袋、厚手のソックス、カイロ、飲み物、タオル

(注)天候によりツアーが中止になる場合がございます。

天気予報で悪天候が予想される時は、前日に判断し連絡します。

3月まで、金・土・日・祝(AM10時～PM3時)のみ営業

< 定休日・営業時間外での申込 >

定休日・時間外の申し込みは、FAX・メールでも受け付けます。

参加者全員の名前、代表者の電話番号を記入の上

送付頂ければ確認後折り返しご連絡いたします。

< お申し込み先 >

山の駅 たかはら

TEL : 0287-43-1515

FAX : 0287-43-1571

email: yamanoeki2016@yahoo.co.jp

営業日(12月～3月)金・土・日・祝日営業

営業時間: 午前10時～午後3時

栃木県矢板市下伊佐野991-3



記者発表資料

令和2年12月11日（金）発表・提供

件名	矢板市立郷土資料館体験事業「遊びに行くべ！～お正月遊びを楽しもう～」の実施について		
1 目的	このイベントは、失われつつある日本の伝統文化を現代の子ども達に継承し、「しきたり」の意味を理解してもらうことを目的に、平成28年度から実施しています。今年度は、新型コロナウイルス感染防止を考慮し、外遊びに限り以下の内容で開催します。		
2 日時	令和3年1月16日(土)10時～16時		
3 場所	矢板市立郷土資料館グラウンド		
4 内容	<ul style="list-style-type: none">・正月あそび(常時体験可能)※たこ作り&たこあげ・羽根つき など・昔の遊び(常時体験可能)※ゴムとび・竹とんぼ など・焚火で焼き芋 ※食材やアルミホイル等の材料は参加者持参		
5 参加対象・参加料	どなたでも可。参加料無料。申込不要。		
6 主催	矢板市教育委員会、矢板市文化財愛護協会 矢板市文化協会、創年大学ぶらぶらクラブ		
7 その他	詳細は別紙チラシ参照		
※提供資料の有無： <input checked="" type="radio"/> 有(別添のとおり)・無			
担当課・担当名	矢板市教育委員会 生涯学習課 文化担当		
担当者名	杉山 奈子		
電話番号	0287-43-6218	内線電話番号	471

記者発表資料

令和 2 年 1 2 月 11 日（金）発表・提供

件 名	第 99 回全国高校サッカー選手権大会出場報告会の開催について		
(説明文)			
標記大会に 4 年連続 11 回目の出場を決めた矢板中央高等学校をお招きして、下記により出場報告会を開催しますので取材いただきますよう情報提供いたします。			
1 目的（趣旨）			
標記大会栃木県大会で見事に優勝された矢板中央高等学校サッカー部から全国大会への出場報告をいただくとともに、市長からの祝意・激励、市からの目録贈呈を行います。			
2 日時			
令和 2 年 1 2 月 1 7 日木曜日 1 6 時から			
3 場所			
矢板市役所本庁舎 3 階 第一委員会室			
4 内容			
(1) 矢板中央高等学校からの出場報告			
(2) 市長からの祝意・激励			
(3) 市からの目録贈呈（全国大会出場交付金）			
5 参加者（予定）			
(1) 市 市長、副市長、教育長			
(2) 矢板中央高等学校 理事長、学院長、学校長、監督、主将			
※提供資料の有無：無			
担 当 課 ・ 担 当 名	生涯学習課スポーツ推進班		
担 当 者 名	大澤 英勝		
電 話 番 号	0287-43-6218	内線電話番号	471・473